

# 第4部

---

## 復旧期



# 第7章

## 生活再建支援



## 第1節 り災証明

### 1. り災証明

#### (1) り災証明発行に伴う情報システムの整備

今回の震災では、前震翌日の4月15日からり災証明に関する問合せは殺到しており、従来の取扱いどおり、写真等により被害状況が確認できる場合は「一部損壊」の証明書を手書きで即時交付するとともに、半壊以上については調査を必要とすることから、住家被害認定調査依頼を受け付けた。

4月25日に、県が県下の市町村を集め、「被災者台帳・生活再建支援システム」（以下、本項で「システム」という。）の説明会を開催した。説明会では、新潟県中越地震や東日本大震災で実際に使用されたシステムの導入について提案がなされ、県内広域にわたり被害が発生している中で、被害状況の統一的判定が実施できること、およびその後の生活再建支援のために被災者台帳として使用できることなどから、システムの導入を決定した。

システム導入のための機器の整備等に関して、システムのソフトウェアについては支援機関および支援企業から無償貸与を受けたほか、ノートパソコンやプリンタ、スキャナー、通信回線機器等についても支援企業等から無償貸与を受けた。また、回線の通信料についても免除を受けるなど、各方面から支援を受けた。

#### <システムの主な機能>

##### ■建物被害認定機能

システムから出力した調査票に直接記入し、その調査票をスキャンすると、システムへ自動で結果がデータ化される機能。

##### ■り災証明書発行機能

建物被害認定機能でデータ化した調査結果を受け、り災証明発行窓口においてシステムからり災証明を発行できる機能。

##### ■被災者台帳管理機能

り災証明の情報やその他の支援情報の申請状況を被災者ごとに管理することができる機能。

※その他、熊本地震での使用実績はないが、避難所の運営状況や物資、被害の情報等が管理できる応急対応のための機能もある。

#### (2) り災証明発行の受付・受付体制

前震翌日の4月15日から、5区役所の福祉課および9総合出張所で「一部損壊」のり災証明書の手書きによる交付を開始したが、窓口も被災している状況で、窓口によっては2～3時間待ちの状況だった。

その後、5月17日からは、5区役所と託麻総合出張所、城南総合出張所にてシステムを活用したりり災証明書交付を開始した。また、り災証明に関する問合せが非常に多く、職員による対応が困難な状況があったため、り災証明に係るコールセンターも併せて運用を開始した。

り災証明申請受付・交付は各区福祉課が窓口となったが、人員不足のため、市民病院の職員や他自治体等からの応援職員を配置して対応した。

#### (3) 被災家屋の調査・調査体制

住家被害認定調査については、早期に調査に着手する必要があったが、避難所の支援に人員を割かれたため、調査体制の構築の目途がたたず、調査開始は大幅に遅れた。

また、全市的な災害が発生した場合の住家被害認定調査について具体的な検討を行っていなかったため、調査に必要な資材・消耗品・備品等がなく、応援職員についても想定していなかった。

#### ①1次調査

そうした状況の中、4月22日には一部の区

で住家被害認定1次調査を開始し、他自治体等からの応援職員や必要な備品の調達等の準備が整ったことを受け、4月28日から本格的に1次調査を開始した。

当初は、被害状況の全容把握も兼ねて被害の大きい地域を優先してローラー調査を行ったが、時間が経過するにつれて災証明の申請件数が増えてきたことと、調査過程で被害状況が全地域にわたっており、また、被害状況がまだらで全棟調査は困難であったことから、5月10日からは申請に基づくピンポイント調査を開始し、5月18日には全てピンポイント調査に切り替えた。

また、住家被害認定調査にもシステムを利用したが、システム自体が小規模な範囲でのローラー調査を前提としていたことや、職員が操作方法に不慣れなこともあり、当初、運用がスムーズにできなかった。

調査体制は、1班あたり2～3名とし、本市職員と他都市応援職員若しくは他都市応援職員のみで構成した。

1日あたりの班数は、最大で67班(平成28年5月13日)にも上った。おおよその体制としては、開始から6月上旬まではおおむね30～60班程度、6月中旬から11月頃まではおおむね5～10班程度で実施し、その後は随時出動して対応した。なお、1日あたりの調査件数については、開始から6月上旬まではおおむね1,000～1,400件程度、6月中旬～11月まではおおむね50～200件程度であった。

## ②2次調査

1次調査の結果に不服のある場合に実施する2次調査については、5月25日から開始した。

調査体制は、1班あたり2～4名とし、本市職員と他都市応援職員で構成した。

1日あたりの班数は、最大で75班(平成28年6月18日)にも上った。おおよその体制としては、開始から8月まではおおむね30～70班程度、9月から11月まではおおむね5～10班程度で実施し、その後は随時出動して対応

した。なお、1班の1日あたりの調査件数については、おおむね5～7件であった。

2次調査では、システム調査票を簡略化した本市独自の調査票を使用した。県等への報告を行わなかったため、県内他自治体から、本市と他市町村で調査結果に不公平が生じるのではないかとというような疑義があがった。

これについては、県が9月16日に開催した『熊本地震』住家被害認定2次調査に関する市町村調整会議において、関係市町村に対し、「2次調査の迅速実施のために独自の調査票を使用しているが、内閣府指針に沿って行っている」旨の説明を行った。

## (4) 災証明の判定

住家の被害認定区分の判定に当たっては、内閣府の指針に基づき調査を行い、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損傷割合で示し、その住家の損傷割合に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の4段階で判定した。

## (5) 被災家屋の再調査・調査体制

2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行った。

本市では、7月26日から住家被害認定再調査を開始し、再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由と共に当該被災者に示した。

調査体制は、1班あたり3～4名とし、本市職員と他都市応援職員(建築士資格者含む)又は本市職員と他都市応援職員と民間建築士又は本市職員と民間建築士(若しくは土地家屋調査士)で構成した。

なお、他都市からの職員短期派遣は8月末で終了したため、9月以降は民間の一級建築士等と本市職員で班を編成した。

1日あたりの班数は、最大で8班（平成28年8月19日他）であった。おおよその体制としては、開始から8月まではおおむね5～7班程度、9月以降はおおむね1～4班程度で実施し、1班の1日あたりの調査件数は、3～4件程度であった。

### （6）り災証明の発行

り災証明の発行は、各区福祉課が担当した。福祉課で調査依頼を受け付けた後、住家被害認定調査を担当する税務部門へ情報提供し、税務部門による調査が終了した方に交付可能の旨案内文を郵送した。

発行窓口では、システムで本人の自宅であ

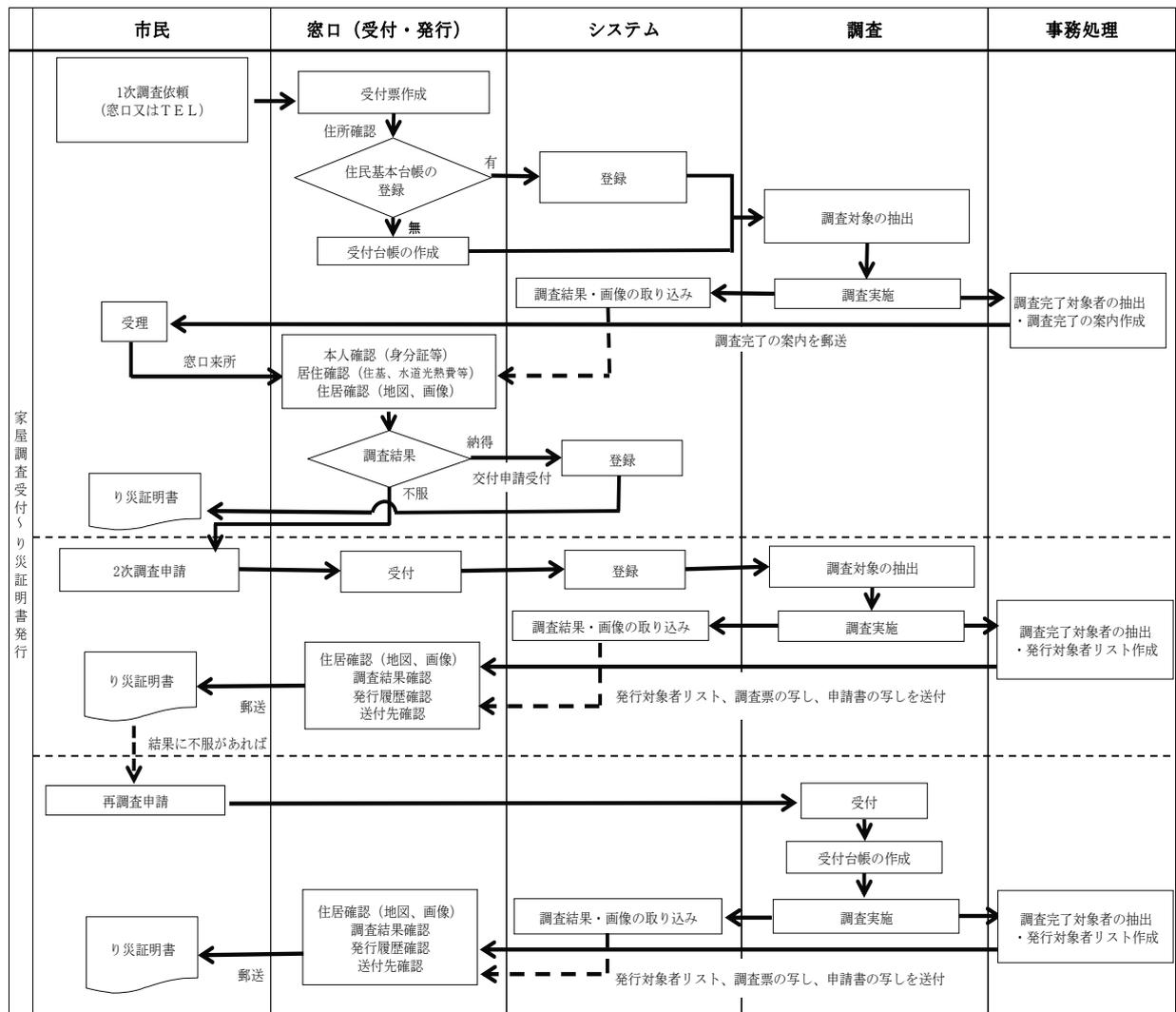
ること等を確認の上、証明書を発行した。

この際、住民票とは別の場所に居住している方については、発災当時そこに居住していたことを証明する書類として、発災当時の光熱水費の領収書や賃貸契約書および郵便物等により確認を行った。

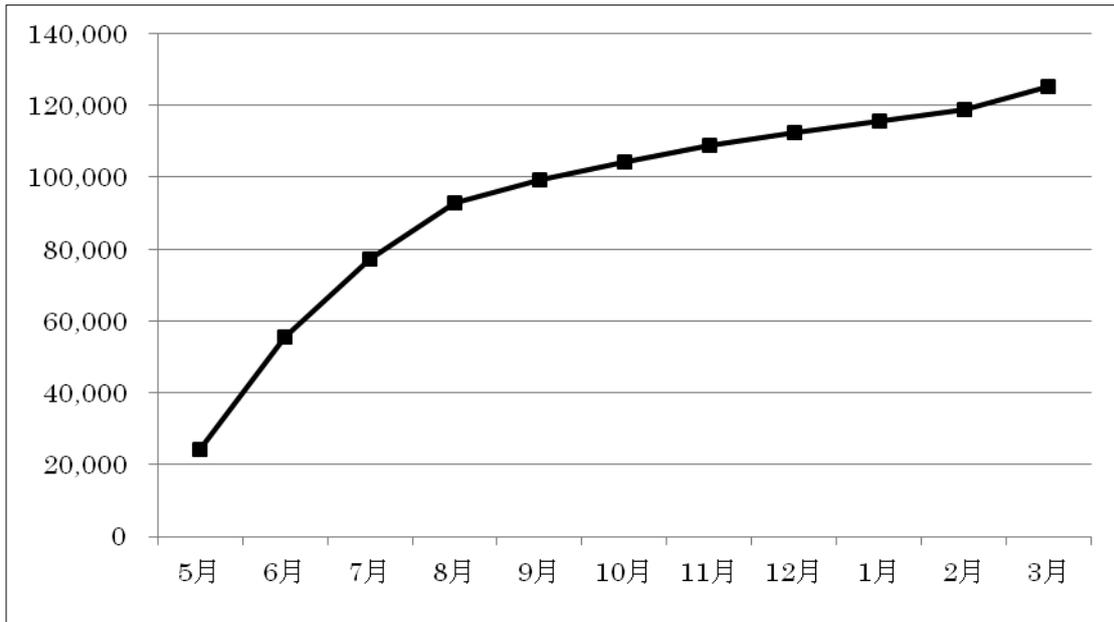
なお、2次調査以降のり災証明書については、申請者の負担軽減のため、窓口ではなく郵送により交付を行った。

り災証明書の交付件数は、平成29年3月31日現在で125,453件に上っており、内訳としては、全壊が5,717件、大規模半壊が8,895件、半壊が37,703件、一部損壊が73,128件、損壊なしが10件である。

図表 7-1-1 り災証明書の交付フロー



図表 7-1-2 リ災証明書交付件数の推移



### (7) 総括

今回の震災では、申請の受付や交付は福祉部門、住家被害認定調査は税務部門で実施したが、局間連携に苦慮した。

り災証明の受付・住家被害認定調査から証明書発行までの全体を統括する担当がおらず、例えば調査結果のデータと申請書の住所・氏名が一致しないなど、連携がうまくとれていなかった。

被災者支援制度の大部分が、被害の程度によって支援内容が決定されるため、支援を受けるにはり災証明書の交付が不可欠であり、申請から発行までの事務を可能な限り迅速かつ正確に行うことは、大規模災害発生時の行政の最優先事項の一つである。

一連の事務を統括する組織横断的な部署を臨時に設置する方法を検討しておく必要がある。

また、災害時の住家被害認定調査は税務部門の職員が中心になって行うが、発災直後は避難所対応に人手が割かれたため、調査体制を迅速に構築することが困難だった。

今後は、調査体制を早期に構築できるよう、日頃から住家被害認定調査やシステムの使用方法に関する研修を実施して人材を育成していく等の対策が必要である。

## 2. 集合住宅における対応

### (1) リ災証明の受付

マンション等の集合住宅に対しても、戸建ての住家と同様に、4月15日から各区福祉課にてり災証明の受付を開始した。

当初は、専有部分の居住者からの申請に限定しており、マンション管理組合等からの共用部分の被害にかかるり災証明の申請については受け付けていなかったが、5月19日からはマンション管理組合等からの申請を受け付けた。

### (2) 被災集合住宅への調査

集合住宅への調査についても、1次調査は戸建ての住宅と同様の体制で実施したが、構造判別など専門性が必要であることから、2次調査からは、固定資産税の家屋評価や大規模家屋評価の専門的知識を持つ職員(課税管理課家屋班の職員を中心に固定資産税評価の経験がある応援職員3~4名)で構成される非木造調査班を編成し、調査を実施した。

マンションの管理組合等からの申請の場合は、管理組合と日程・調査方法等の調整を行い、1棟全体で判定を行った。

また、個人の申請の場合は、管理組合に2次調査申請の意思の有無を確認し、意思がな

い場合は申請者に対して個別に調査を実施した。

調査に当たっては、管理組合や管理会社との日程調整に苦慮したが、調査依頼リストを作成し、細かく交渉履歴等を記録して調査の進行管理を行った。

### (3) り災証明の判定

判定は、内閣府の指針に基づき、集合住宅の被害程度は原則として1棟全体で判断し、その判定結果を各住戸の被害と認定した。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合などは、住戸ごとに判定し認定することとした。

判定内容について、住民と管理会社等の間で判定に関する意識のギャップがあり、市が当事者間の利害対立に巻き込まれることがあったため、調査の考え方、進め方をチラシにまとめ、双方に周知した。

図表 7-1-3 チラシ  
「分譲マンションの第2次調査について」

分譲マンションの第2次調査について

熊本市課税管理課

**1. 調査の考え方**

マンションの被害程度は、原則として1棟全体で判断し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定します。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合などは、住戸ごとに判定し認定することもあります。  
(参考：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」8、集合住宅の扱いについて)

**○住戸ごとの判定を行う場合**

- (1) 管理組合としては、一棟全体での第1次調査結果に納得しているが、賃借人など個別（個人）に第2次調査の申請がされた場合。
- (2) 屋上の高架水槽や受水槽の損傷が原因で、一部の住戸が水漏れ等で著しく損傷している場合。
- (3) 一部の住戸が火災により著しく損傷している場合。
- (4) その他、上記に類似する事情がある場合。

**2. 調査の進め方**

**○管理組合からの申請の場合**

1棟全体で判定しますので、共用部分と併せて管理組合が指定した住戸内（上記1～4以外）の調査を実施します。日程調整等は、管理組合と行わせていただきます。

**○個別（個人）の申請の場合**

まず、管理組合としての第2次調査申請があるか否かを当市から管理組合に確認させていただきます。

第2次調査申請の意思がある場合は、上記の「管理組合からの申請の場合」で調査を実施し、1棟全体の判定を個人にも適用します。

管理組合として、第2次調査申請の意思がない場合は、申請者に対して個別に調査を実施します。

お問い合わせ先  
熊本市課税管理課  
【電話】096-328-2195

### (4) り災証明の発行

り災証明の発行に関しても、戸建ての場合と同様に、住家被害認定調査が完了した方に交付可能な旨案内文を郵送し、窓口で交付した。

なお、2次調査以降のり災証明書についても戸建ての場合と同様に郵送により交付を行った。

### (5) 共用部分への対応

災害対策基本法第90条の2には、「住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面を交付しなければならない。」と規定されている。

本市では、当初、地域防災計画に基づき住家に限定してり災証明を交付しており、管理組合からのマンションの共用部分に関するり災証明の申請は受け付けていなかった。

しかしながら、今回の震災では、共用部分に被害を受けたマンション等が多かったことから、5月19日に申請受付を開始した。

なお、管理組合へのり災証明は、共用部分のみの被害認定ではなく、マンション1棟全体の被害認定結果を適用している。

## 第2節 各種災害給付等

### 1. 各種災害給付等

#### (1) 義援金

##### ①制度概要

熊本地震の被災者に対して、日本全国および海外から寄せられた善意の義援金を、平成28年5月18日に設置した熊本市災害義援金配分委員会（以下、本項で「市配分委員会」という。）で決定した基準に基づき配分する。ただし、配分に係る事務費は全額市負担。

##### ②根拠規定

特定の法令はないが、災害対策基本法に基づき、国（中央防災会議）が作成する「防災基本計画」において、「義援金の使用については、地方公共団体は、日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を組織し、義援金の使用について、十分協議の上、定めるものとする。」と規定されている。

##### ③対象者および配分金額

対象者は、以下のとおりである。

- ・人的被害（死亡者）：地震により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した方で、弔慰金対象者に準ずる。
  - ・人的被害（重傷者）：地震により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した方で、災害障害見舞金又は災害見舞金（重傷）の対象者に準ずる。
  - ・住家被害（全壊・大規模半壊・半壊）：本市にて「住家のり災証明書」の発行を受けており、災害見舞金対象者に準ずる。
  - ・住家被害（一部損壊）：本市にて「住家のり災証明書」の発行を受けており、修理費用に100万円以上支出した世帯、世帯員全員が平成28年度の住民税非課税である世帯、平成28年4月分から平成29年4月分の間に児童扶養手当を受給中のひとり親世帯。
- 被害区分ごとの配分金額の詳細は下表のとおり。

図表 7-2-1 義援金の配分対象および配分金額等

被害区分		熊本市災害義援金配分金額				
		1次	2次	3次	4次	4次配分までの合計額
人的被害	(1) 死亡者	22万円	60万円	20万円	なし	102万円
	(2) 重傷者	2.2万円	6万円	2万円	なし	10.2万円
住家被害	(3) 全壊	22万円	60万円	なし	なし	82万円
	(4) 大規模半壊	11万円	30万円	なし	なし	41万円
	(5) 半壊	11万円	30万円	なし	なし	41万円
	(6) 一部損壊 (修理100万以上)	なし	なし	10万円	なし	10万円
	(7) 一部損壊 (非課税)	なし	なし	なし	3万円	3万円
	(8) 一部損壊 (ひとり親)	なし	なし	なし	3万円	3万円

#### ④申請・受付

義援金の申請受付は平成28年6月1日から開始。なお、平成28年12月9日、第3回市配分委員会にて、一部損壊世帯のうち住家の修理費用に100万円以上支出した世帯へ配分を決定したことを受け、同年12月19日から申請受付を開始。また、同年12月26日、第4回市配分委員会にて、一部損壊世帯のうち非課税世帯およびひとり親世帯への配分を決定したことを受け、平成29年3月1日から申請受付を開始。

なお、義援金の申請受付に際しては、被災者の添付書類の準備等の負担を軽減するため、本市で独自に実施する災害見舞金と併せて申請することで、添付書類を省略（人的被害・住家被害に限る。一部損壊を除く。）したものの、同一の対象世帯かどうかの照合・特定で事務処理量が増大した。後日、民間業者にデータ入力業務を委託し、プログラムにより災害見舞金とのデータ上の照合を行うことで、事務処理量の軽減を図った。

また、一部損壊世帯への支援を新たに決定したことにより、申請および相談者の増加が見込まれたため、り災証明の発行窓口および総合相談窓口に人員を新たに加配するとともに、平成28年12月19日からの受付開始に合わせて、一部損壊世帯からの問合せに対応する専用ダイヤルを開設した。さらに、非課税世帯およびひとり親世帯と被災者台帳の一部損壊世帯の情報と照合し、対象世帯に対して返信用封筒を同封の上、申請書を各世帯に郵送して、対象者および窓口の負担軽減を図った。

なお、平成29年3月31日時点で、申請期限は、人的被害と住家被害の半壊以上については期限の設定なし、住家被害のうち、修理100万以上の一部損壊が平成30年3月30日までと設定している。非課税およびひとり親世帯の一部損壊は、平成29年4月28日までと設定したが、り災証明書の発行が遅れているなどのやむを得ない理由があれば、当分の間、申請を受け付けることとした。

図表 7-2-2 月ごとの義援金の受付件数

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計	15,883	13,252	10,697	4,220	2,343	1,679	2,585	2,534	1,590	12,939
平均（日）	529	427	345	176	94	84	136	133	80	588
最大（日）	1,043	574	472	284	155	101	298	173	111	3,107

※12/19から一部損壊（修理費100万円以上）への義援金申請受付を開始

※3/1から一部損壊（非課税・ひとり親）への義援金申請受付を開始

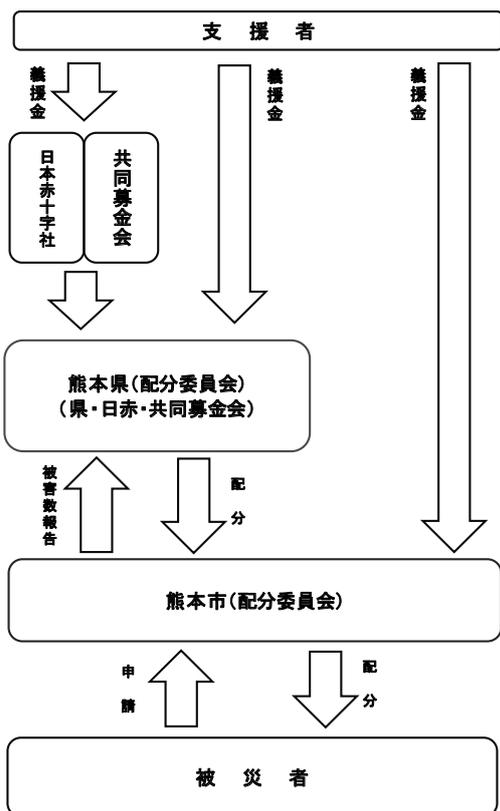
#### ⑤義援金配分の仕組み

義援金には、本市に直接寄せられたもののほか、県や日本赤十字社、共同募金会などの義援金受付団体に寄せられた義援金があり、それらの本市以外に寄せられた義援金は、県配分委員会が配分基準（対象者・基準額等）を決定し、被害状況に応じた額を各市町村へ配分している。県からの配分と、本市に直接寄せられた義援金を含め、本配分委員会にて基準を決定し、被災者へ配分を行う仕組みとなっている。

義援金の配分に当たっては、被害の実態も

義援金の総額もつかめない中で配分を始めざるを得ない。今回の熊本地震においては、住家の被害が広範囲にわたり、一部損壊世帯への支援の必要性と義援金の受入額の状況を鑑みて、後に市配分委員会が住家の修理費用に100万円以上支出した世帯と、非課税世帯およびひとり親世帯への配分を決定した。当初に目標を定めて配分を決めるだけでなく、寄せられた義援金に応じて、随時対象の拡大や配分額の増減等の検討を行っていく事務処理方法や体制の整備についてもあらかじめ検討しておく必要がある。

図表 7-2-3 義援金配分のフロー



図表 7-2-4 義援金配分委員会の開催状況

熊本市災害義援金配分委員会	
第1回開催 平成28年5月25日	第1次配分（死亡者・重傷者・全壊・大規模半壊・半壊への配分）を決定。
第2回開催 平成28年6月8日	第2次配分（死亡者・重傷者・全壊・大規模半壊・半壊への追加配分）を決定。
第3回開催 平成28年12月9日	第3次配分（死亡者・重傷者への追加配分および一部損壊世帯のうち住家の修理費用に100万円以上支出した世帯への配分）を決定。
第4回開催 平成28年12月26日	第4次配分（一部損壊世帯のうち非課税世帯およびひとり親世帯への配分）を決定。

### ⑥義援金配分の状況

義援金の申請受付後、記入漏れ・誤りがないか等の審査を行い、管理台帳を作成した。作成に当たっては、データ入力を民間業者に業務委託し、申請者一覧を作成、当該一覧と災害見舞金の支給対象者一覧とを照合の上、義援金の支給対象者を抽出した。義援金の支給対象者は、電子データにて管理台帳を作成・管理した。

審査では、応援職員として市民病院看護師が書類審査業務の補助に入り、また、シルバー人材センターに書類審査の業務委託を行った。

配分の際には、審査時に作成した管理台帳を基に支給対象者を決定した。人的被害・住家被害（一部損壊を除く）の世帯へは申請受付後、おおむね3～4週間後に総合口座振替により支給を行った。住家被害の一部損壊世帯へは、毎月25日までに受け付けた申請について、翌月25日に総合振替により支給を行った。

申請受付後に記入漏れ・誤りがないか等の審査を行っていたが、申請件数が膨大であつ

たこと、申請が一時期に集中したことなどから、申請受付時の重複申請チェックや審査時の重複申請者チェックが行き届かず、同一申請者に対して重複しての誤支給が発生した。重複支給となった対象者に対しては、経緯を説明した上で返金を依頼し、再発防止策として審査受付時の重複申請のチェックを徹底するとともに、審査時においても2名体制でデータ上の重層的なチェックを実施した。

図表 7-2-5 義援金の配分実績

支払状況	支給件数	支給額 (原資別)	うち	
			県義援金	市義援金
死亡者	63 件	64,260 千円	63,000 千円	1,260 千円
重傷者	698 件	71,176 千円	69,780 千円	1,396 千円
全壊	5,537 件	4,540,340 千円	4,429,600 千円	110,740 千円
大規模半壊	7,981 件	3,272,210 千円	3,192,400 千円	79,810 千円
半壊	36,615 件	15,012,150 千円	14,646,000 千円	366,150 千円
一部損壊 (修理)	2,842 件	284,200 千円	284,200 千円	—
計	53,736 件	23,244,336 千円	22,684,980 千円	559,356 千円

※一部損壊（非課税・ひとり親）については、初回支給がH29.4月のため計上外

**(2) 生活再建支援金**

**①制度概要**

震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」を支給し、被災者の生活再建を図る。費用負担割合は、国 1/2、県 1/2（全都道府県の拠出による基金）。

**②根拠規定**

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再

建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とした被災者生活再建支援法を根拠規定とする。国・県は、平成 28 年 4 月 21 日、熊本県内全域に被災者生活再建支援法の適用（法適用日は 4 月 14 日）を決定している。

**③対象者および支給金額**

対象者は、今回の熊本地震によって被災し、本市の発行する「住家のり災証明書」の交付を受けている方で、被害の区分ごとの対象者と支給金額の詳細は、下表のとおり。

図表 7-2-6 生活再建支援金の支給対象および支給金額等

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ① + ②
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

#### ④申請・受付

生活再建支援金の申請受付は平成 28 年 5 月 17 日から開始した。申請件数は、受付開始直後は 1 日平均 50 件程度であったが、1 週間ほど経った頃から急増し、最大で 1 日 280 件となった日もあった。受付件数が急増した 5 月下旬より、市民病院看護師が応援職員として生活再建支援課での書類審査業務を補助した（最大 6 名）。受付開始後は連日の総合相談窓口での相談や電話等により、当

初想定できていなかった質問が寄せられ、FAQ の作成等の対応に追われた。

申請者情報の管理については、民間業者に委託し、申請額、申請区分等の情報を管理するデータを作成の上、管理を行った。

申請期限は、平成 29 年 3 月 31 日時点で、基礎支援金が平成 30 年 5 月 13 日（平成 28 年 11 月に 12 か月延長）まで、加算支援金は平成 31 年 5 月 13 日までと設定している。

図表 7-2-7 月ごとの生活再建支援金の受付件数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計	1,948	5,397	3,965	2,464	1,355	1,038	904	970	730	712	1,049
平均(日)	130	180	128	80	56	42	45	51	38	36	48
最大(日)	280	261	186	139	80	108	66	76	58	59	63

#### ⑤生活再建支援金支給の仕組み

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の申請を行う。

申請では基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

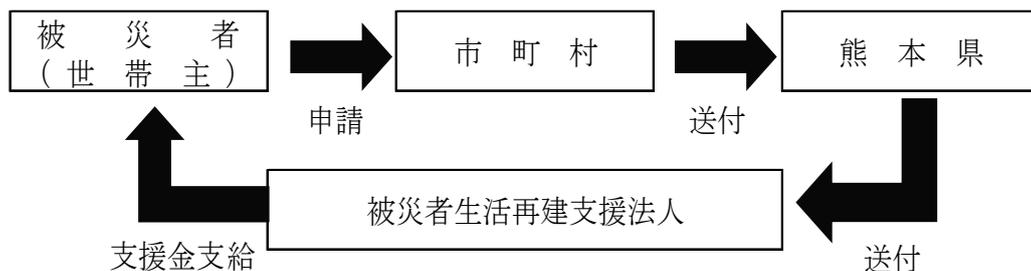
住宅の再建方法は「建設・購入」、「補修」、「賃貸」に区分され、加算支援金の「賃貸」については、公営住宅、民間借上げ住宅、仮設住宅への入居は対象にならない。加算支援金の「賃貸」で申請・受給した後に、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2 回目

の申請を行うことができるが、その場合の支給額は「賃貸」と「建設・購入」との差額となる（2 回目に「補修」で申請する場合も同様である）。

加算支援金の「補修」は、申請後に加算支援金を受給した場合は、住宅が補修された時点で本制度の目的とする被災世帯の生活再建は達成したものと考えられるため、その後「建設・購入」等の申請はできない。

各区役所設置の申請窓口にて受付後、熊本県へ送付し、県で取りまとめた後、審査・支給機関である被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）へ送付される。

図表 7-2-8 生活再建支援金支給のフロー



## ⑥生活再建支援金支給の状況

送付された申請書類は、支援法人での審査を経て、申請書記載の振込口座へ支給される。市で申請書等を事前審査する人員が不足し、受付から県への送付までに時間がかかったこと、さらには支給決定までに、市・県・支援法人の3者が関与する事務フローとなっており、申請から支給までに2～3か月程度の時間を要した。また、最終審査・支給決定機関が支援法人であるため、申請時に必要な書類と、り災証明申請時に必要な書類とに相違があり、

被災者が戸惑いを感じたケースが発生した。市単独で受付から支給まで行う制度ではないため、市・県・支援法人の3者体制であることを踏まえ、被災者の負担軽減を念頭に、あらかじめ申請受付時に必要な添付証明書類等の検討が必要である。また、原則対象者が大規模半壊以上となっているが、半壊世帯や一部損壊世帯も復旧には相当な費用を要することから支給対象とすること、また宅地被害についても新たに支給対象とすることなどを国に要望している。

図表 7-2-9 生活再建支援金の申請実績

	基礎支援金				加算支援金				基礎+加算
	全壊	大規模半壊	半壊	計	建設・購入	補修	賃貸	計	
申請件数(件)	5,607	8,632	2,498	16,737	2,120	2,615	707	5,442	22,179
申請額(千円)	4,945,000	3,890,500	1,942,250	10,777,750	4,006,875	2,437,000	302,250	6,746,125	17,523,875

※基礎・加算支援金同時申請の場合は、それぞれ1件として計上している

## (3) 災害弔慰金

### ①制度概要

熊本地震により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。災害関連死の判定に当たっては、医師や弁護士など専門家で構成する市の災害弔慰金等支給審査委員会による審査を行った上で、支給の可否を判定する。費用負担割合は、国 1/2、県 1/4、市 1/4。

### ②根拠規定

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に基づく。

このほか、災害関連死の判定に当たっては、熊本市附属機関設置条例で、医師や弁護士など専門家で構成する熊本市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を平成 28 年 6 月 13 日に設置。第 1 回審査委員会で決定した平成 28 年熊本地震関連死認定基準（以下「認定基準」という。）に基づき、審査委員会で、支給の可否を判定している。

### ③対象者および支給金額

災害弔慰金の対象者は、地震により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した方で、必ずしも住民基本台帳の記載と一致する必要はなく、死亡者の生活の態様等を勘案して生活の本拠が熊本市にあるかどうかで判断している。

受給対象者は、死亡された方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）で、支給の範囲、順位は図表 7-2-10 のとおり。支給額については、死亡された方が生計維持者の場合は 500 万円、その他の場合は 250 万円支給される。

図表 7-2-10 災害弔慰金の支給の範囲・順位

支給 順位	対象者	
1	死亡した方によ って主として生 計を維持されて いた	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母
11	死亡した方によ って主として生 計を維持されて いた	兄弟姉妹
12	上記以外	兄弟姉妹

#### ④申請・受付

平成 28 年 5 月 6 日より申請受付の準備を始め、5 月 17 日、総合相談窓口の開設と同時に申請受付を開始。初日から、弔慰金の相談件数は 7 件、受付件数は 2 件あり、その後も相談、受付ともに増えていった。申請受付後は必要書類の確認や記入誤りがないか等の審査を行っている。地震前後の本人の状況について申出人から提出された申立書等で確認を行い、必要に応じてかかりつけ医や入所施設等に調査を行っている。なお、平成 29 年 3 月 31 日時点で、申請期限は設定していない。

図表 7-2-11 月ごとの災害弔慰金の受付件数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計	16	50	19	28	25	26	20	19	12	15	25

#### ⑤災害弔慰金等支給審査委員会の開催

審査委員会の設置・運営方法については、市が独自で設置する方法と、県に設置を委託する方法があるが、検討した結果、迅速な対応が可能であることから、市独自に設置することとなった。また、災害関連死を判定するに当たり、最初に認定基準を策定する必要があったが、県が県下統一の基準を早期に示さなかったこともあり、本市で独自の認定基準の策定について検討が必要となった。平成 23 年 4 月に、厚労省から「災害弔慰金等の対応」として事務連絡が発出されており、その中で、新潟県中越地震のある自治体の認定基準が例として示されていること、審査の公平性、透明性、弔慰金の申請漏れを防ぐことを理由として、熊本市で認定基準を策定することとした。

平成 28 年 6 月 13 日に、第 1 回審査委員会を開催。委員会の構成メンバーについては、東日本大震災時の仙台市の例を参考に、医師 3 名、弁護士 2 名の計 5 名で構成し、認定基

準が決定される。審査委員会では、認定基準を踏まえつつ、遺族からの申立書等资料に基づき、個々の死亡者の状況を十分に把握・勘案した上で、慎重に審査し判定を行うこととなった。審査結果によっては、不支給の判定を受けて不支給の通知を送ることとなるが、第 16 回審査委員会分(平成 29 年 2 月 20 日付け決定分)からはさらに不支給となった理由を詳細に記載することとした。

平成 29 年 3 月 31 日時点で、全 19 回審査会を開催。第 2 回から第 19 回までの審議件数 123 件のうち支給件数 63 件、再調査 16 件、不支給 44 件、直接死は支給件数 6 件(うち、二次災害分 2 件を含む)となっている。

図表 7-2-12 災害弔慰金等支給審査委員会結果一覧

	審議件数		審議結果		
	新規	再審議	審議結果		
			支給	不支給	再審議
第2回	11	0	6	0	5
第3回	10	0	4	0	6
第4回	10	6	7	2	7
第5回	10	5	7	2	6
第6回	10	5	7	1	7
第7回	8	5	4	2	7
第8回	8	5	6	3	4
第9回	11	2	6	0	7
第10回	4	4	4	0	4
第11回	4	5	3	1	5
第12回	4	5	1	5	3
第13回	5	5	3	3	4
第14回	0	5	0	4	1
第15回	6	4	2	2	6
第16回	7	3	1	2	7
第17回	5	5	1	5	4
第18回	5	4	1	6	2
第19回	5	5	0	6	4
合計	123	73	63	44	89

⑥災害弔慰金支給の状況

下表のとおりである。

図表 7-2-13 災害弔慰金の支給実績

	単価	直接死		関連死		合計	
		認定数	支給額	認定数	支給額	認定数	支給額
生計維持者	5,000千円	1件	5,000千円	28件	140,000千円	29件	145,000千円
その他	2,500千円	5件	12,500千円	35件	87,500千円	40件	100,000千円
合計		6件	17,500千円	63件	227,500千円	69件	245,000千円

※直接死には、二次災害分の2名を含む

災害関連死については、過去の災害によってつくられた基準に準拠して、各自治体が独自の基準によって審査委員会の意見を踏まえて認定の可否を判断している。しかしながら、全国統一の定義や明確な基準が示されていないことから、熊本地震においても確証が得られないまま申請している遺族も多いのではないかと考えられる。

結果的に熊本地震との因果関係が認められないという不支給決定がなされる場合が多く、

遺族においては申請の手間、行政においては調査等の時間を費やすこととなり、実際に認定されるべき関連死の認定業務にも支障を来すこととなっている。

このことから、今後の災害を見据え、災害と死亡との因果関係の統一的な基準等の策定を国に求めていく必要がある。

## (4) 災害障害見舞金

### ①制度概要

熊本地震により精神又は身体に重度の障がいを負った方に対して、災害障害見舞金を支給する。災害障害見舞金の判定に当たっては、医師や弁護士など専門家で構成する市の災害弔慰金等支給審査委員会による審査を行った上で、支給の可否を判定する。費用負担割合は、国 1/2、県 1/4、市 1/4。

### ②根拠規定

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に基づく。

このほか、災害障害見舞金の判定に当たっては、災害弔慰金と同様、熊本市附属機関設置条例で、医師や弁護士など専門家で構成する熊本市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を平成 28 年 6 月 13 日に設置した。第 1 回審査委員会で決定した平成 28 年熊本地震関連死認定基準（以下「認定基準」という。）に基づき、審査委員会で、支給の可否を判定している。

### ③対象者および支給金額

地震により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有している方で、地震により両眼が失明した方、咀嚼および言語の機能を廃した方、神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方、胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方、両上肢をひじ関節以上で失った方、両上肢の用を全廃した方、両下肢をひざ関節以上で失った方、両下肢の用を全廃した方、精神又は身体に障がいがある場合における当該重複する障がいの程度が前述の各項目と同程度以上と認められる方が対象となる。障がいの程度が労災補償制度における障害等級 1 級相当と非常に重度のものが対象であり、認定には症状の固定が必要である。

支給額については、支給対象者が生計維持

者の場合は 250 万円、その他の場合は 125 万円支給される。

### ④申請・受付

災害弔慰金と同様、平成 28 年 5 月 6 日より申請受付の準備を始め、5 月 17 日、総合相談窓口の開設と同時に申請受付を開始。他の制度と比較して申請件数は少なく、平成 29 年 3 月 31 日時点において、申請は 21 件にとどまっており、申請期限は設定していない。

### ⑤災害障害見舞金支給の仕組み・支給状況

申請受付後、必要書類の確認や記入誤りがないか等の審査を行い、必要に応じて医療機関や施設等に地震前後の申請者の状況について追加調査を行った。地震と直接的な関連があるケースは少なく、関連性を判断できる根拠に乏しいケースが多い。また、障がい（特に精神疾患や認知症）の程度についてどのように判断するか詳細な規定がないため、労災補償制度や過去の災害における他都市の事例等を参考に、判断を行っている。平成 29 年 3 月 31 日時点において、1 件支給認定を行い、災害障害見舞金の支給を行った。

災害障害見舞金については、障がいの程度や地震との関連性の有無について、具体的な基準や審査方法に全国的に統一されたものがなく、審査を行う自治体により判断が異なる可能性がある。

今後は国に対し、全国統一の認定基準の策定および判定方法の明確化を求めていく必要がある。

図表 7-2-14 災害障害見舞金の支給実績

	申請件数	支給	不支給	審査中	取下
件数 (件)	21	1	5	15	8
金額 (千円)	—	2,500	—	—	—

※取下は申請件数には含まない

## (5) 災害見舞金

### ①制度概要

災害により被害を受けた方に対し、災害見舞金を支給することにより、市としてお見舞いの意を示すとともに、被災された方を支援するもの。費用負担割合は、市10/10。

### ②根拠規定

国の法律は特になし。市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱に基づく。なお、他の政令市では、19市中13市が同種の見舞金を小規模災害に限定している。

### ③対象者および支給金額

地震により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有している方が対象で、支給額は、住家被害の場合、全壊が5万円、大規模半壊および半壊が3万円、人的被害の場合、重傷者に3万円支給される。対象となる重傷者は、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知)、「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日消防庁長官通知)等から、平成28年熊本地震による直接的な負傷(疾病は含まない)に

よるもので、医師の診断書により1か月以上の治療が必要と判断される者としている。

### ④申請・受付

平成28年5月6日より申請受付の準備を始め、まず、申請書やリーフレット等の内容の検討を行い、次に、受付事務を担当する職員の研修会を実施した。また、想定される質問項目等をFAQにまとめ、総合相談窓口にて配付することで市民対応の準備を行った。

準備開始から11日後の平成28年5月17日より、申請受付を開始した。受付開始後、毎日総合相談窓口や電話等により、当初想定できていなかった質問が寄せられ、FAQの作成等の対応に追われた。

申請件数は、受付開始直後は1日平均100件程度であったが、1週間ほど経った頃から急激に増加し、最大で1日600件を超えることもあった。なお、平成29年3月31日時点で、申請期限は未確定である。

図表 7-2-15 月ごとの災害見舞金の受付件数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受付件数(件)	3,249	13,150	12,901	10,425	4,051	2,283	1,591	1,511	1,299	825	1,363
平均(日)	217	438	416	336	169	91	80	80	68	41	62
最大(日)	487	643	558	475	248	153	99	110	93	63	100

### ⑤災害見舞金支給の仕組み・支給状況

申請受付後、必要書類や要件の確認、記入誤りがないか等の審査を行い、口座振込データを作成して災害見舞金の支給を行ったが、申請件数が膨大であったこと、申請が一時期に集中したことなどから、申請受付時の重複申請チェックや審査時の重複申請者チェックが行き届かず、同一申請者に対して重複しての誤支給が発生した。職員配置に限られた中ではあったが、再発防止策として正副2名でのチェック体制を整えるとともに、申請受

付を行う総合相談窓口においても、重複申請の確認を徹底することにより、重複支給の防止を図った。また、申請件数が急激に増加していった5月下旬より、市民病院看護師が応援職員として書類審査業務を補助した(5名)。その後も、時期により増減はあったが、応援職員が書類審査業務を補助した。口座振込データの作成や管理台帳を作成するため、民間業者に業務委託し、申請者情報の管理を行った。

審査では、住家被害の場合のみは災証明書を、

人的被害の場合は医師の診断書および申請者が負傷した経緯を記載した申立書をそれぞれ確認し、要件の充足性を判断している。このうち、医師の診断書において加療期間の記載が無く再提出を求めることや、支給対象外の疾病と考えられるため申請者等へ確認が必要となることで、時間を要したケースがあった。

見舞金は、本来、通常の災害や火事等を想定しており、被災者生活再建支援金や災害義援金等の支援があるような災害救助法が適用される大規模災害では、独自の災害見舞金制度を見直す必要がある。

図表 7-2-16 災害見舞金の支給実績

	全壊	大規模半壊 半壊	重傷	合計
件数 (件)	5,612	44,903	728	51,243
金額 (千円)	280,600	1,347,090	21,840	1,649,530

## (6) 災害援護資金の貸付

### ①制度概要

熊本地震発災時点の世帯(り災証明と同じ)の世帯主が負傷を負い、又は住居・家財に相当程度の被害を受けた世帯で、その世帯の所得が一定額未満の世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資

するため、本市が資金の貸付けを行うもの。今回の熊本地震においても適用された。費用負担割合は、国2/3、市1/3。

### ②根拠規定

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に基づく。

### ③対象者および貸付限度額等

対象となる世帯は、世帯主が重傷を負った場合(療養期間がおおむね1か月以上。災害見舞金の重傷者と同じ取扱い。)、住居が半壊、大規模半壊、全壊した場合(原則、自己所有のもの)、家財に損害があった場合(1/3以上)で、その世帯における前年の総所得額が図表7-2-17に示す額未満の世帯。また、被災の状況等に応じた貸付限度額は、図表7-2-18に示すとおりである。

図表 7-2-17 所得制限額

同一世帯に属するものの数	1	2	3	4	5人以上
所得の合計額 (万円)	220	430	620	730	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

※住居が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず、所得制限額は1,270万円となる。

図表 7-2-18 貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
(1) 世帯主が負傷した場合 (療養に約1か月以上かかること)	ア) 家財、住居に損害がない場合	150万円
	イ) 家財の損害1/3以上	250万円
(2) 世帯主が負傷した場合 (療養に約1か月以上かかること)	イ) 住居が半壊した場合	270万円 ※ (350万円)
	ウ) 住居が全壊した場合	350万円
	ア) 家財の損害1/3以上	150万円
(3) 世帯主が負傷しなかった場合 (療養に1か月かからない場合も含む)	イ) 住居が半壊した場合	170万円 ※ (250万円)
	ウ) 住居が全壊した場合 (エの場合を除く)	250万円 ※ (350万円)
	エ) 住居の全体が滅失し若しくは 流失した場合	350万円

※被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、( )内の金額が貸付限度額となる。

このほか、貸付条件は、利率 3%（据置期間中は無利子）、償還期間 10 年（据置期間を含む）、据置期間 3 年、償還方法は元利均等による年賦償還又は半年賦償還、連帯保証人を必要とする。

#### ④申請・受付

災害弔慰金と同様、平成 28 年 5 月 6 日より申請受付の準備を始め、5 月 17 日、総合相談窓口の開設と同時に申請受付を開始。平成 29 年 3 月 31 日をもって申請受付を終了（ただし、病気等のやむを得ない理由により申請期限までに申請ができなかった場合は、その理由が止んだ日から 14 日を経過する日又は平成 29

年 9 月 30 日のいずれか早い日までに限り、申請を受ける）。

実務における準備として、被災者への制度案内チラシや窓口での対応マニュアル、Q & A など、資料の作成を行った。また、申請窓口となる 5 区および 2 総合出張所の総合相談窓口職員を対象に研修会を開催するとともに、想定される質問項目等を F A Q にまとめ、総合相談窓口やコールセンターに配付することで市民対応の準備を行った。受付開始後は、各総合相談窓口や被災者からの電話対応で、当初想定できていなかった質問が寄せられ、F A Q の作成等の対応に追われ、5 月下旬より申請が徐々に増加した。

図表 7-2-19 月ごとの災害援護資金の受付件数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計	13	65	58	66	74	50	44	27	25	38	111
平均（日）	0.87	2.17	1.87	2.13	3.08	2.00	2.20	1.42	1.32	2.00	5.05
最大（日）	3	6	4	7	6	6	5	3	4	4	18

#### ⑤災害援護資金貸付の仕組み・貸付の状況

申請受付後、記載漏れや必要書類の確認、重複申請、所得制限などの審査を行い、週に 1 回決定を行った。申込者および連帯保証人の年齢制限については法令等に特に定めがなく、また、償還期間も政令で 10 年としていることから、高齢者への貸付等について検討を行った結果、被災者支援を最優先とし、柔軟な対応を行った。また、当該貸付金が暴力団関係者の資金源とならないよう借受人から誓約書の提出を求めるとともに、定期的に県警への照会を行い、確認した。決定後は決定通知書等を送付し、借用書等の提出があった世帯から順に、週に 1 回口座入金を行っ

た。繰上償還があった世帯に対しては、現行の償還事務と同様に、償還申出額の納付書を送付し金融機関での納付を依頼した。

今後の償還事務に当たっては、連絡先管理や返還状況確認、個別相談メモ等が必須で、システム導入や徴収方法、債権管理が課題となる。また、繰上償還に伴う元利均等計算の時点修正等も発生する。

過去の貸付けについては、納付書にて徴収を行っているが、振込み忘れ等の予防や償還率向上のため、口座振替についても協議の必要性がある。

利子の無利子化についても国に要望を行っており、今後も検討していく必要がある。

図表 7-2-20 災害援護資金の貸付状況

負傷	有り				無し			決定 合計 (A) + (B)
	無し	全壊	半壊	家財	全壊	半壊	家財	
被害 (住家・家財)								
件数（件）	4	1	1	2	62	275	154	499
金額（円）	4,300,000	3,500,000	2,500,000	5,000,000	166,900,000	471,750,000	179,190,740	833,140,740

## ⑥申請期間延長の措置

現行制度での申請期間は、発災日の翌月から3か月（平成28年7月31日）となっている。しかし、本市での被害が広範囲にわたっており、災証明書発行に想定を超える日数を要したことから、全ての災証明発行を待たずして災害援護資金受付終了となってしまうことが懸念された。そのため、国や県と協議を行い、被災者が不利益を被らないよう申請期限を平成29年3月31日までとし、申請期間の延長を図った。

## （7）生活必需品の支給

### ①制度概要

住家に半壊以上の被害を受けたことにより、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むのが困難な方を対象とするもの。

被災程度や世帯人数に基づく支給限度額の範囲内で現物支給を行う。

### ②根拠規定

災害救助法第4条第1項第3号に救助の1つとして規定されており、災害救助法施行令、災害救助法施行規則および災害救助事務取扱要領等に基づき実施した。

### ③受付

平成28年5月17日から申請受付を開始し、平成29年1月31日まで実施した。

申請に当たっては、申請者が市指定の24品目から限度額の範囲内で必要な物を選定し、選定した物品を契約業者が申請者に直接配送することとした。

図表 7-2-21 支給基準額（上限額）

区分	全壊	半壊 ※大規模半壊含む
1人世帯	18,400円	6,000円
2人世帯	23,700円	8,100円
3人世帯	34,900円	12,100円
4人世帯	41,800円	14,700円
5人世帯	53,000円	18,600円
1人増すごとに加算	7,800円	2,600円

図表 7-2-22 支給品一覧

No.	品名	金額
1	寝具(敷き布団、掛け布団等6点シングルセット)	6,000円
2	タオルケット	1,590円
3	男性トランクス(1枚入)	400円
4	女性ショーツ(1枚入)	420円
5	タオル(5枚入)	520円
6	女性靴下(1足)	310円
7	トイレットペーパー(12ロール)	310円
8	子供用紙おむつ※テープタイプ	1,430円
9	大人用紙おむつ※テープタイプ	2,040円
10	包丁	850円
11	バケツ(8ℓ)	360円
12	やかん(2.3ℓ) IH対応	900円
13	両手鍋(20cm) IH対応	1,490円
14	肌着(2枚入)	870円
15	男性トランクス(2枚入)	660円
16	女性ショーツ(2枚入)	650円
17	男性靴下(1足)	310円
18	箱ティッシュ(5個入)	250円
19	子供用紙おむつ※パンツタイプ	1,100円
20	大人用紙おむつ※パンツタイプ	1,350円
21	フライパン(26cm) IH対応	800円
22	まな板	540円
23	箸	100円
24	茶碗	300円

今回の熊本地震による被害は、広域・広範囲であったことから、申請件数が多く、生活必需品の取扱業者が不足したため、申請から支給まで時間を要したことが課題となった。

また、本市と契約業者（量販店）と被災者の3者間で連絡調整をしなければならず、手続きが煩雑なものとなった。

さらに、配送については、配送業界の人手不足に加え地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配送先の変更等配送トラブルが相次ぎ、場合によっては申請から配送完了まで6か月を要する等、予想をはるかに上回る時間を要した。

今回の一件を踏まえて、現物以外（引換券等）での支給や発災直後に災証明書の発行が困難な場合の支給方法等、国においても検討が必要である。

なお、実績としては、申請受付開始から受付終了までの間に12,561件の申請があった。

## （8）その他の支援

### ①日本財団の弔慰金・住宅損壊見舞金

#### （ア）制度概要・根拠規定

弔慰金については、熊本地震により亡くなった方および行方不明者の遺族・親族に対して弔慰金を支給するもの。住宅損壊見舞金については熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、見舞金を支給するもの。根拠規定は特になし。費用負担割合は、民間10/10。

#### （イ）対象者および支給金額

日本財団は熊本地震への緊急支援を実施することを決定し、平成28年4月26日に県と熊本地震の緊急支援で合意書を締結した。緊急支援のひとつとして地震で亡くなった方の遺族に対して弔慰金10万円、住宅損壊（大規模半壊以上）に対する見舞金として20万円支給することを決定した。

※東日本大震災時は弔慰金5万円、住宅損壊見舞金はなし

図表 7-2-23 日本財団の支給実績

#### 【住宅損壊見舞金】

	全壊	大規模半壊	合計
件数 (件)	5,326	8,835	14,161
支給額 (千円)	1,065,200	1,767,000	2,832,200

#### 【弔慰金】

	直接死	関連死	合計
件数 (件)	6	63	69
支給額 (千円)	600	6,300	6,900

※直接死には、二次災害分の2名を含む

### （ウ）申請・受付・審査

平成28年5月6日に、熊本地震の緊急支援のうち住宅損壊見舞金と弔慰金について日本財団担当者と打合せを行った。住宅損壊見舞金については、申請書を総合相談窓口にて該当者に配付することとし、弔慰金については、総合相談窓口での申請時に配付するのではなく、市で開催する熊本市災害弔慰金等支給審査委員会にて関連死と認定した後に、該当者に申請書を送付することとした。その上で、申請受付、添付書類確認等の書類審査や支給、記入方法や支給日等の問合せは日本財団で行った。

総合相談窓口が開設したときには、まだ、災証明書の発行が進んでおらず、対象者数の把握ができていなかったため、申請書が不足する事態が発生し、日本財団に至急で追加の申請書を用意してもらうなど対応に苦慮する場面もあった。

### ②社会福祉協議会の生活福祉資金貸付

#### （ア）制度概要

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象とし、生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度である。

都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となっ

て実施する。

### (イ) 根拠規定

社会福祉法、平成21年7月28日付け厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」、平成21年7月28日付け社援発第0728第13号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金および教育支援資金）貸付制度の運営について」に基づく。

### (ウ) 特例措置

貸付資金は、総合支援金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類であるが、今回の震災では、福祉資金における「緊急小口資金」および「福祉費（住宅補修費・災害援護費）」において特例措置が講じられた。

（平成28年4月25日付け社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」、平成28年4月25日付け社援地発0425第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について」、平成28年5月26日付け社援0526第7号社援局長通知「生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費における住宅改修費・災害援護費〕）の特例について」）

生活福祉資金における緊急小口資金とは、低所得世帯が緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合に、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用を要件として、小額の貸付けを行うものであり、通常は貸付限度額が10万円、据置期間が貸付けの日から2か月以内、償還期間が据置期間経過後8か月以内となっている。

今回の熊本地震においては、被災者への迅速な貸付けを行うため、貸付けの手続きを簡略化したほか、貸付限度額を拡充し、据置期間および償還期間を延長した（限度額：原則10万円（特に認められれば20万円）、据置期間：貸付けの日から1年以内、償還期間：据置

期間経過後2年以内）。

また、福祉費とは、低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対して、日常生活を送る上で一時的に必要な経費として貸付けを行うものである。

今回の熊本地震では、被災者（熊本地震を起因として勤務先の休廃業等により低所得となった方を含む）の「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、特例的に据置期間・償還期間を延長して貸付けを行った。

### (エ) 貸付けの受付

「緊急小口資金」および「福祉費（住宅補修費・災害援護費）」の特例貸付における実施主体は熊本県社会福祉協議会であり、相談および申請受付は熊本市社会福祉協議会が行った。

また、緊急小口資金においては、市外の避難所に避難している場合は、その避難所がある市町村社会福祉協議会が、そして、県外に避難している場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会が窓口となった。

なお、申請期間は、緊急小口資金特例貸付は平成28年5月6日～6月17日まで実施した。福祉費（住宅補修費・災害援護費）の特例貸付は、平成28年6月20日から実施し、平成29年3月31日現在も継続中である。

### (オ) 特例貸付の内容

#### ■緊急小口資金特例貸付

##### ○対象

被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。

##### ○貸付限度額

原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。ただし、以下の場合は一世帯につき一回限り20万円以内。

- ・世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
- ・世帯員に要介護者がいる場合
- ・4人以上の世帯である場合

- ・世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合

○据置期間

貸付けの日から1年以内

○償還期間

据置期間終了後2年以内

○貸付利子

無利子

■福祉費（住宅改修費・災害援護費）

○対象

被災された方で県内に住所を有し、住宅の補修・保全等のための資金、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を必要とする世帯。

○貸付限度額

住宅の補修・保全等のための資金については250万円以内、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費については150万円以内（家具什器の買い替えや外壁、納屋の補修など（生活費は除く））

○据置期間

貸付けの日から2年以内

○償還期間

据置期間終了後20年以内

○連帯保証人

原則として1人必要（いない場合も借入申請は可能）

○貸付利子

無利子（連帯保証人ありの場合）  
又は1.5%（連帯保証人なしの場合）

（カ）貸付実績

■緊急小口資金特例貸付

- ・決定件数 8,361件（市外含む総数）
- ・貸付総額 1,102,200千円

■福祉費（平成29年3月31日現在）

○住宅補修費

- ・決定件数 15件
- ・貸付金額 26,782,000円

○災害援護費

- ・決定件数 9件
- ・貸付金額 6,631,456円

③雇用保険失業給付の特例

（ア）平常時の制度概要

■根拠法令

雇用保険法

■内容

労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合および労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活および雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給する。

■負担割合

国 10/10（事業主・労働者からの保険料および国庫負担金）

（イ）平成28年熊本地震等に伴う雇用保険失業給付の特例措置

熊本地震では雇用保険失業給付の特例として、次の4つの措置が適用された。

- ・地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかった時は、来所可能な日に失業の認定日を変更することができることとした（事前の申出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。
- ・災害による交通の遮断や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できない時は、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができることとした。
- ・「激甚災害法の適用地域における雇用保険の特例措置」（休業する場合の特別措置）により、熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手

当)を受給できることとした。

- ・「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例措置)により、熊本県内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付(雇用保険の基本手当)を受給できることとした。

#### **(ウ) 平成 28 年熊本地震等に伴う雇用保険失業給付の給付制限の特例**

平成 28 年 4 月 14 日時点で、熊本県内に居住している方であって、地震発生前から平成 29 年 4 月 13 日までに離職した方のうち、雇用保険失業給付の給付制限期間が 3 か月の方は、給付制限期間の短縮(3 か月→1 か月)ができることとした。

## **2. 総括**

各種災害給付金等は可能な限り速やかに被災者へ配分することが望ましいが、発災後の混乱により、また、申請件数が膨大であったこと、申請が一時期に集中したことなどから、審査等の体制整備が追い付かず、人員も相当数確保が必要になり、申請受付から支給までに時間を要した。職員は様々なケースが寄せられ、FAQの作成等の対応にも追われた。上記のような状況と、事務処理量の増大に伴い、重複支給の問題も発生している。

また、各区の総合相談窓口における十分な研修を行う余裕もなく、当初は被災者への制度の案内に統一的な説明ができず、問合せや確認に追われた。

今回のように、大規模な災害においては、各種災害給付金等の申請件数が 10 万件を超える状況や、申請が短期間に集中することなどを想定し、国の防災基本計画や市の地域防災計画等を踏まえ、申請受付・相談体制の整備、事務処理方法等についてあらかじめ研修等を実施して備えておく必要がある。

### 第3節 各種減免・猶予等の措置

#### 1. 各種税に係る減免・猶予

##### (1) 減免の概要

本市では、熊本市税条例において、災害等を理由として個人市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税を減免できると規定している（熊本市税条例第33条、第50条、第67条、第144条）。

今回の震災では、軽自動車税、事業所税については条例どおり減免規定を適用したが、個人市民税、固定資産税については住家被害認定調査の被害の程度に応じた減免規定を設ける等、熊本市税条例施行規則の改正を行った。

##### (2) 各税目における減免の受付・実施

##### ①個人市民税

個人市民税における災害時の減免については、災害により死亡若しくは障がい者になった場合に対象となるほか、住宅又は家財に一定以上の損害を受けたものについて、損害の程度と前年度の合計所得金額に応じて適用されるものとしている。

今回の震災では、平成28年度に課税した個人市民税について、震災により住宅又は家財に損害を受けた場合の減免要件を緩和したほか、り災証明の被害の程度に応じて減免を適用できるよう規則の改正を行った。

申請は、減免申請書およびり災証明書等を各区役所税務課に提出するものとした。

制度の周知としては、市政だよりや被災者支援制度の冊子、市のHPに情報を掲載したほか、6月に発送した本人納付分の納税通知書にも減免を案内するチラシを同封した。

また、申請期限前には、各区のり災証明発行窓口においてチラシにより周知を行った。

図表 7-3-1 通常の災害および熊本地震における個人市民税の減免割合

減免事由	減免割合	備考	
死亡	10/10	通常制度	
障がい	9/10		
住宅又は家財への被害	前年度中合計所得金額	通常制度	
住宅又は家財に3/10以上5/10未満の損害があったもの	500万円以下		1/2
	750万円以下		1/4
	1,000万円以下		1/8
住宅又は家財に5/10以上の損害があったもの	500万円以下		10/10
	750万円以下		1/2
	1,000万円以下	1/4	
熊本地震により所有する住宅又は家財に2/10以上4/10未満の損害があったもの	500万円以下	1/2	熊本地震特例
	750万円以下	1/4	
	1,000万円以下	1/8	
熊本地震により所有する住宅又は家財に4/10以上5/10未満の損害があったもの	500万円以下	3/4	
	750万円以下	3/8	
	1,000万円以下	3/16	
熊本地震により所有する住宅又は家財に5/10以上の損害があったもの	500万円以下	10/10	
	750万円以下	1/2	
	1,000万円以下	1/4	
熊本地震に係る居住する住宅の被害認定調査の結果が「半壊」のもの	500万円以下	1/2	
	750万円以下	1/4	
	1,000万円以下	1/8	
熊本地震に係る居住する住宅の被害認定調査の結果が「大規模半壊」のもの	500万円以下	3/4	
	750万円以下	3/8	
	1,000万円以下	3/16	
熊本地震に係る居住する住宅の被害認定調査の結果が「全壊」のもの	500万円以下	10/10	
	750万円以下	1/2	
	1,000万円以下	1/4	

##### ②固定資産税

固定資産税における災害時の減免については、災害により土地又は家屋又は償却資産が損害を受けた場合に、損害の程度に応じた割合で減免が適用されるものとしている（都市計画税も併せて減免される）。

今回の震災では、平成28年度に課税した固定資産税について、震災により家屋が損害を受けた場合に、り災証明の被害の程度に応じて減免を適用できるよう規則の改正を行った。

また、平成29年1月1日（賦課期日）に建物が存在していても、平成29年3月31日までに公費解体の申請が行われた家屋については、平成29年度分の固定資産税についても全額を減免することとした。

減免申請に当たっては、減免申請書および

り災証明書等を各区役所税務課に提出するものとした。

制度の周知は、市政だよりや被災者支援制度の冊子、市HPに情報を掲載したほか、7月に発送した納税通知書にも案内文を同封した。

また、公費解体の申請者については、平成29年度の納税通知書を発送する際に、減免の案内文と申請書を同封した。

なお、住家被害認定調査の2次調査・再調査の際に、半壊以上の判定を受けた方に対しては、固定資産税の減免について口頭で案内を行った。

**図表 7-3-2 通常の災害および熊本地震における固定資産税の減免割合**

種類	減免事由	減免割合	備考
土地	被害面積が当該土地の面積に占める割合の8割以上	10/10	
	被害面積が当該土地の面積に占める割合の6割以上8割未満	8/10	
	被害面積が当該土地の面積に占める割合の4割以上6割未満	6/10	
	被害面積が当該土地の面積に占める割合の2割以上4割未満	4/10	
家屋・ 償却資産	全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき ※償却資産は上記に準じた損害があったとき	10/10	通常 制度
	主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき ※償却資産は上記に準じた損害があったとき	8/10	
	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき ※償却資産は上記に準じた損害があったとき	6/10	
	下壁、畳等に損傷を受け修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき ※償却資産は上記に準じた損害があったとき	4/10	
家屋	当該家屋の価格の5/10以上の価値を減じたとき（り災証明「全壊」相当）	10/10	熊本地震 特例
	当該家屋の価格の4/10以上5/10未満の価値を減じたとき（り災証明「大規模半壊」相当）	6/10	
	当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき（り災証明「半壊」相当）	4/10	

### ③軽自動車税

本市では、熊本市税条例第67条において、災害その他特別の事情により特に必要と認められる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる」と規定している。

今回の震災では、当該規定を適用しながら、熊本地震の対応に限定した要綱を制定し、被災して使用できなくなった軽自動車等に係る平成28年度分の軽自動車税について、全額減免を実施した。

また、通常は減免申請時点で廃車手続を完了している必要があるが、今回は、申請時点で廃車手続が完了していない状態でも、平成29年3月31日までに廃車する旨の申立書を提出することによって減免を受けることができる取扱いとした。

減免申請は、減免申請書およびり災証明書等を各区役所税務課に提出するものとした。

制度の周知は、市政だよりや被災者支援制度の冊子、市HPに情報を掲載したほか、8月に発送した納税通知書にも案内を同封した。

### ④事業所税

事業所税における災害時の減免については、熊本市税条例第144条において、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる」と定められている。

また、熊本市税条例施行規則第11条において、事業所用家屋が滅失、使用不能等の被害を受けたときは、被害の程度に応じた割合で減免が適用されるものと規定している。

今回の震災では当該規定を適用し、平成28年度分の事業所税について減免を実施した。

減免申請に当たっては、減免申請書、り災証明書、被害状況を確認できる資料、休止等に関する資料を税制課に提出するものとした。

制度の周知としては、市のHPに掲載したほか、事業所へ申告書を発送する際に案内文を同封した。

**図表 7-3-3 事業所税の減免割合**

減免事由	減免割合
被害床面積が事業所用家屋の床面積に占める割合の1割以上4割未満	資産割の4/10
被害床面積が事業所用家屋の床面積に占める割合の4割以上7割未満	資産割の7/10
被害床面積が事業所用家屋の床面積に占める割合の7割以上	資産割の全部

※資産割

課税標準の算定期間の末日現在において1,000㎡を超える床面積の家屋で事業を行う法人や個人に賦課されるもの。

### ⑤実績

各税目における平成28年度の減免実績は図表のとおり。

**図表 7-3-4 各税目の減免実績  
(平成29年3月31日現在)**

税目	減免件数 (件)	減免額 (千円)
個人市民税	37,245	1,406,819
軽自動車税	187	1,402
固定資産税(土地)	3,245	74,730
固定資産税(家屋)	45,636	766,732
固定資産税(償却)	68	66,840
都市計画税(土地)	2,502	15,725
都市計画税(家屋)	37,244	100,660
事業所税	44	90,815

### (3) 申告・納付等の期限の延長

今回の震災では、被災状況を踏まえ、個人市民税を除く市税について、平成28年4月26日付け市長告示により、4月14日以降に到来する申請・納付等(不服申立ては除く)の期限を延長した。

期限の延長の対象は、県内に住所若しくは居所を有する者又は県内に主たる事務所若しくは事業所を有する者とした。

延長期限については、その後の被災者の状況等に十分配慮して後日改めて告示することとし、平成28年7月29日市長告示において、固定資産税、都市計画税および軽自動車税の納期限を定めた。

その後、平成28年10月19日市長告示により、市税の申請・納付等の延長期限を平成28年12月16日とした。

また、個人市民税、固定資産税および軽自動車税における減免申請期限について、通常は納期限前7日までに減免申請をするものとされているが、平成29年3月31日まで申請期限を延長した。

## 2. 保険料・年金等に係る減免等

### (1) 国民健康保険料の減免

#### ①根拠法令

国民健康保険法、熊本市国民健康保険条例

#### ②震災前の制度概要

本市では、災害時における国民健康保険料の減免については、災害により、その財産に著しい被害を受けたとき、損害程度と前年中の総所得金額に応じた割合で減免が適用されるものとしている。

#### ③発災後の対応

発災当初は、既存の減免要綱に基づく対応を想定していたが、当該要綱では、減免割合の判定や申請書類の確認の点で処理が煩雑であり、大量な申請の処理が困難であると予想された。

そうした中、平成28年6月9日付け厚生労働省通知において、通知で示された基準に基づく減免については国が財政支援を実施する予定であることが示されたこと、また、示された基準のうち、住家被害に基づく減免の判定基準が簡易であり、大量の申請を処理する上で有効であったことから、通知の基準に基づく特例要綱(「平成28年熊本地震により被災した被保険者に係る国民健康保険料の減免に関する特例を定める要綱」)を制定し、8月1日に施行した。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表のとおりである。

**図表 7-3-5 国民健康保険料の特例要綱  
における減免事由および減免割合**

減免事由	減免割合
世帯主の住家が全半壊した世帯	
全壊	全額
半壊（大規模半壊を含む）	半額
世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯	全額
世帯主が行方不明となった世帯	全額
事業の廃止や失業等で世帯主の事業収入等が一定（3/10）以上減少する世帯 ※「前年の所得が1,000万円を超える世帯」等、減免対象とならない場合あり。	減少額に応じて

#### ④減免の実施

当該減免措置は、当初、平成 28 年度分のみを対象としていたが、その後、平成 29 年 2 月 9 日付け厚生労働省・総務省通知により財政支援の延長が示されたことを受け、平成 29 年度分の保険料のうち 9 月分まで減免対象期間を延長し、当初、平成 29 年 4 月 13 日（発災から 1 年）としていた申請期限についても、平成 29 年 10 月 13 日までとした。

申請は、平成 28 年度の納付書を送付した翌日の 6 月 14 日から受付開始し、特例要綱施行後の 8 月 10 日以降、国保年金課および区役所区民課において既に申請を受け付けていたものから順次減免処理を行った。

#### ⑤実績

平成 29 年 3 月 31 日現在の実績としては、減免件数 20,182 件、減免総額 1,774,332 千円である。

なお、今回の減免措置に係る財源については、平成 28 年度分は国費により 10 割補助されるほか、平成 29 年度分は国費により 8 割、県費により 2 割補助される見込みである。

### （２）国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除

#### ①根拠法令

国民健康保険法

#### ②震災前の制度概要

本市では、災害時における国民健康保険医療費の一部負担金の減免については、災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障がい者となり、又はその資産に著しい損害を受けたとき、当該世帯の実収入額に応じた割合で 3 か月以内の期間に限り減免が適用されるものとしている。

#### ③発災後の対応

今回の震災では、平成 28 年 4 月 22 日付け厚生労働省通知に基づき、震災により一定以上の被害を受けた方が保険医療機関等を受診する際、医療費の一部負担金（自己負担分）を全額免除することとしたほか、地震発生から平成 28 年 7 月末日（後に、9 月末日まで延長）までは、被災した被保険者の医療機関等への申出により一部負担金を免除することとした。

#### ④減免の実施

実施に当たっては、市内の医療機関等に周知文を送付するとともに、被保険者向けに広報紙およびHP等で周知を行った。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表のとおりである。

**図表 7-3-6 国民健康保険医療費一部負担金の減免事由および減免割合**

減免事由	減免割合
住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者	全額免除
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者	
主たる生計維持者の行方が不明である者	
主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者	
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者	

その後、平成 28 年 7 月 22 日付け厚生労働省通知に基づき、対象期間を平成 29 年 2 月末日まで延長したほか、平成 28 年 10 月 1 日以

降は医療機関に被保険者が一部負担金免除証明書を提示することにより一部負担金を免除とする取扱いに変更した。

取扱いの変更にあたっては、7月28日に医療機関等に一部負担金免除の取扱い変更について周知文を送付したほか、被災者の手続きを簡略化するため、住家の全半壊を理由とした国民健康保険料の減免申請者に対しては一部負担金免除証明書を送付（8月19日から証明書送付を開始）した。

なお、窓口での申請については、各区区民課窓口にて、9月15日から受付を開始した。

また、免除されることを知らずに既に一部負担金を支払った被保険者に対しては、8月22日から各区区民課窓口にて、一部負担金還付申請の受付を開始し、10月末日から還付を開始した。

各区窓口では、免除申請および還付申請の受付開始当初から9月頃をピークに非常に混雑し、特に還付申請では受付時の書類確認等に時間を要したこともあり、長時間の待ち時間が発生した。

その後、平成29年2月9日付け厚生労働省・総務省通知により財政支援が平成29年9月分まで延長することが示され、一部負担金の免除期間を平成29年9月末日まで延長した。

この延長に伴う一部負担金免除証明書は新たには交付せず、既に発行した平成29年2月末期限の証明書を読み替えて対応することとした。

### ⑤実績

平成29年3月31日現在の実績としては、免除件数325,928件、免除総額2,029,057千円、還付件数30,608件、還付額266,373千円である。

なお、今回の減免措置に係る財源については、平成28年度分は国費により10割補助されるほか、平成29年度分は国費により9割、県費により1割補助される見込みである。

## （3）後期高齢者医療保険料の減免

### ①根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

### ②震災前の制度概要

後期高齢者医療制度は、県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって制度の運用を行っている。

災害時の後期高齢者医療保険料の減免については、その財産に著しい被害を受けたとき、損害程度と前年中の総所得金額に応じた割合で減免が適用されるものとしている（ただし、激甚災害として政令で指定された災害については広域連合長が特に必要と認めるときは別に定めることとされている）。

### ③発災後の対応

今回の震災では、5月2日付け広域連合通知により、り災証明の被害の程度が「半壊」以上の方について、減免申請を受け付けるよう依頼があり、5月20日から各区区民課において申請受付を開始した。また、6月16日に広域連合長決裁による「平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う保険料の減免取扱いについて」が発出され、その内容に基づき減免を実施した。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表のとおりである。

図表 7-3-7 後期高齢者医療保険料の減免事由および減免割合

減免事由	減免割合	
世帯主の住家が全半壊した被保険者	全壊	全額
	半壊（大規模半壊を含む）	半額
世帯主が死亡、行方不明、又は重篤な傷病を負った被保険者	全額	
事業の廃止や失業等で世帯主の事業収入等が一定（3/10）以上減少する被保険者 ※前年の所得が1,000万円を超える方等、減免対象とならない場合あり。	2/10 ～全額	

#### ④減免の実施

当該減免措置は、当初、平成 28 年度分のみを対象としていたが、平成 29 年 2 月 9 日付け厚生労働省・総務省通知により財政支援の延長が示されたため、平成 29 年度分の保険料のうち 9 月分まで減免対象期間を延長した。

なお、平成 28 年度分を既に申請済みの場合は、改めての申請は要しないこととしている。

申請期限は、平成 29 年 10 月 13 日とし、やむを得ない事情で期限までに提出できない者についてはこの限りではないと要綱で定めている。

保険料減免決定通知書については、8 月 15 日に第 1 回目の送付を実施し、その後は、月ごとに送付している。

#### ⑤実績

平成 29 年 3 月 31 日現在の実績としては、減免件数 18,389 件、減免総額 703,330 千円である。

なお、今回の減免措置に係る財源については、平成 28 年度分は国費により 10 割補助されるほか、平成 29 年度分は国費により 8 割、広域連合により 2 割補助される見込みである。

### (4) 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除

#### ①根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

#### ②震災前の制度概要

後期高齢者医療制度は、県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって制度の運用を行っている。

災害時の後期高齢者医療費一部負担金の減免については、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、当該世帯の実収入額に応じた割合で 6 か月以内の期間に限り減免が適用されるものとしている。

#### ③発災後の対応

今回の震災では、平成 28 年 4 月 22 日付け厚生労働省通知に基づき、震災により一定以上の被害を受けた方が保険医療機関等を受診する際に、医療費の一部負担金（自己負担分）を全額免除することおよび地震発生から平成 28 年 7 月末日（後に、9 月末日まで延長）までは、被災した被保険者による医療機関等への申出により一部負担金を免除することを広域連合が決定した。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表のとおりである。

図表 7-3-8 後期高齢者医療費一部負担金の減免事由および減免割合

減免事由	減免割合
住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした被保険者	全額免除
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った被保険者	
主たる生計維持者の行方が不明である被保険者	
主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した被保険者	
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない被保険者	

#### ④減免の実施

その後、平成 28 年 7 月 22 日付け厚生労働省通知に基づき、対象期間が平成 29 年 2 月末まで延長された。

また、平成 28 年 10 月 1 日以降は医療機関に被保険者が一部負担金免除証明書を提示することにより一部負担金を免除とする取扱いに変更され、免除証明書の交付事務は各自治体で実施することとされた。

免除証明書の交付事務については、前記の厚生労働省通知に基づき、広域連合と協議を重ね、被災高齢者の負担軽減を考慮し、被保険者からの申請を待たず、既になされている保険料減免申請書に基づき、一部負担金免除申請書および免除証明書を送付し、本人が受領後、申請書を返信してもらう方法を取った（8 月 15 日から証明書送付を開始）。

なお、窓口での申請については、各区区民課にて、9月15日から受付を開始した。

また、免除されることを知らずに既に一部負担金を支払った被保険者に対しては、8月22日から各区区民課窓口にて、一部負担金還付申請の受付を開始した。

その後、平成29年2月9日付け厚生労働省・総務省通知により財政支援が平成29年9月分まで延長することが示され、県内統一して、一部負担金の免除期間を平成29年9月末日まで延長することが決定された。

この延長に伴う一部負担金免除証明書は新たに交付せず、既に発行した平成29年2月末日期限の証明書を読み替えて対応することとした。

## ⑤実績

平成29年3月31日現在の実績としては、免除件数320,979件、免除総額1,342,213千円、還付件数62,675件、還付額159,916千円である。

なお、今回の減免措置に係る財源については、平成28年度分は国費により10割補助されるほか、平成29年度分は国費により8割、広域連合により2割補助される見込みである。

## （5）国民年金保険料の免除

### ①根拠法令

国民年金法、国民年金法施行規則

### ②震災前の制度概要

国民年金保険料は、災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね1/2以上である損害を受けた場合、厚生労働大臣が指定する期間について、申請に基づきその保険料を免除するものとされている。

### ③発災後の対応と免除の実施

今回の震災では、通常の見込みに基づき、

各区区民課、各総合出張所にて申請受付を行った。

なお、平成28年4月15日付け厚生労働省通知に基づき、免除期間は、平成28年3月分から平成30年6月分までとしている。

## （6）避難所生活者へのあんま、はり、きゅう施術費の助成

### ①根拠法令

新規要綱制定により実施

### ②震災前の制度概要

制度なし

### ③発災後の対応

今回の震災では、本市の拠点避難所又は指定避難所で避難生活を行っている市民の健康支援のため、避難所生活者があんま、はり、きゅうを受ける場合の施術費の助成について、市では平成28年6月22日に事業実施要綱を制定し、6月23日から事業を開始した。

### ④助成の実施

本制度の対象者は、本市に住所を有する避難所生活者とし、適用期間は、平成28年6月23日から指定避難所等を閉鎖するまでの期間とした。

実施に当たっては、指定の施術所および指定避難所等と連絡調整等を行い、指定避難所等で助成事業の周知を行った。

また、対象となる施術は、疾病等の予防のために指定の施術所で行い、施術1回についての施術料金が2,500円以上のもので、一人1日につき1回、1年度に25回以内（指定避難所等の開設期間に限る）とした。

利用希望者には利用者証を交付し、利用者が負担する施術費の一部（1回につき1,000円）を直接施術所に支払った。

周知については、職員が避難所を巡回し、避難者へのチラシ配布や避難所でのポスター掲示を行ったが、全体的に周知が足りず、利用者も少ない結果となった。

## ⑤実績

事業開始から指定避難所を閉鎖した平成28年9月15日までで利用申請者10件、延べ利用回数28件、助成額28千円である。

## 3. 高齢者福祉・障がい者福祉に係る免除・再給付等

### (1) 介護保険料の減免

#### ①根拠法令

介護保険法、熊本市介護保険条例、熊本市介護保険法等の施行に関する規則

#### ②震災前の制度概要

本市では、災害時における介護保険料の減免について、65歳以上の被保険者又は世帯の主たる生計維持者が、災害により、住家、家財又はその財産に著しい損害を受けたとき、損害程度や保険料段階に応じて減免が適用されるものとしている。

#### ③発災後の対応

今回の震災では、既存の規定とあわせ、平成28年6月9日付け厚生労働省通知に示された減免基準等を勘案のうえ、より被災者に有利となるような減免の規定を整備した。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表のとおりである。

図表 7-3-9

### 介護保険料の減免事由および減免割合

減免事由	減免割合
住宅等に半壊以上の損害を受けた場合	1/2～全額 ※
世帯の生計維持者が死亡した、障がい者となった、又は重篤な傷病を負った場合	全額
世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合	収入の減少率に応じて
世帯の生計維持者が行方不明となった場合	全額

※介護保険料所得段階によって異なる

## ④減免の実施

当該減免措置は、当初、平成28年度分のみを対象としていたが、その後、平成29年2月28日付け厚生労働省通知を受け、平成29年9月納期分まで減免期間を延長した。

なお、平成28年度中に減免申請している場合は、改めて平成29年度の減免申請書を提出することは不要とした。

申請受付については、平成28年4月下旬から区役所福祉課において減免申請書の受付を開始したものの、り災証明書の発行業務もあり、窓口では相当の混雑が見られた。

## ⑤実績

平成29年3月31日現在の実績としては、減免件数29,323件、減免総額1,217,512千円である。

なお、今回の減免措置に係る財源については、平成28年度分は国費により10割補助されるほか、平成29年度分は国費により8割が補助される見込みである。

### (2) 介護サービス利用料の減免

#### ①根拠法令

介護保険法、熊本市介護保険法等の施行に関する規則

#### ②震災前の制度概要

本市では、災害時における介護サービス利用料の減免については、要介護（支援）者のうち、災害によりその財産に著しい損害を受けた者や世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少した者等について、保険料段階に応じて利用料を減免するものとしている。

#### ③発災後の対応

今回の震災では、平成28年4月22日付け厚生労働省通知に基づき、介護保険の被保険者のうち、震災により一定以上の被害を受けた方の介護サービス利用料を免除することとしたほか、地震発生から平成28年7月末（後に、9月末まで延長）までの分は、利用者の

介護サービス事業所への申出により免除を受けられることとした。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表のとおりである。

**図表 7-3-10 介護サービス利用料の減免事由および減免割合**

減免事由	減免割合
住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者	全額免除
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者	
主たる生計維持者の行方が不明である者	
主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者	
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者	

#### ④減免の実施

実施に当たっては、利用料免除措置について、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所へFAXで周知するとともに、説明会を実施したほか、市HPにも掲載して周知を図った。

その後、平成28年7月22日付け厚生労働省通知に基づき、免除期間を平成29年2月末まで延長したほか、平成28年10月1日以降の介護サービス料については、事前に各区福祉課から利用料免除認定証の交付を受け、その提示をもって免除とする取扱いに変更した。

利用料減免申請は各区福祉課にて受け付けたが、り災証明書の発行もあったため、窓口では相当の混雑が見られた。

また、り災証明書の発行の遅れ等により、既に利用料を支払った方への対応については、9月末までは事業所による介護報酬請求の修正（過誤調整）により対応していたが、事業所の負担が大きいことから、10月1日以降は市から利用者に直接利用料を還付することとした。

なお、利用料の還付に当たっては、本市で把握している介護給付情報から還付額を算出

することで、申請時の領収証の添付等を不要とし、申請に係る被災者の負担軽減を図ったほか、区役所窓口の混雑を勘案し、利用料還付申請については、郵送により本庁へ申請するものとした。

その後、平成29年2月28日付け厚生労働省通知を受け、免除期間をさらに平成29年9月末日まで延長した。

この際、既に平成29年2月末分までの免除認定証の交付を受けている場合は、改めての申請は不要とし、有効期限を延長した認定証を利用者に送付することとした。

#### ⑤実績

平成29年3月31日現在の実績としては、免除人数7,262人、免除総額1,019,526千円である。

なお、今回の減免措置に係る財源については、平成29年2月末分までは国費により10割補助されるほか、平成29年3月以降分は国費により9割補助される見込みである。

### (3) 介護保険特定福祉用具の再購入

#### ①根拠法令

介護保険法施行規則

#### ②震災前の制度概要

本市では、福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一品目の福祉用具購入については、原則支給の対象外として取り扱っているが、年数経過による破損や介護の必要程度が著しく高くなった等の特別の事情があると認められる場合は、事前申請に基づき福祉用具購入費の再給付を行っている。

#### ③発災後の対応

震災の影響と認められる事案については、特別な事情があるものと認め、事前申請に基づき再給付を行った。

#### ④再給付の実施

実施に当たっては、被災者生活支援ガイド

ブック、市政だより、市HPに掲載して周知を図った。

### ⑤実績

平成29年3月31日現在の実績としては、給付件数45件、給付総額1,320千円である。

## (4) 障害福祉関係サービス等に係る利用者負担の免除

### ①根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則、児童福祉法、熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則

### ②震災前の制度概要

本市では、障害福祉サービスに要する利用者負担額については、所得区分ごとに国が定めた負担上限額と利用したサービス費の1割相当額のどちらか低い額を負担することが定められており、本市では、平成19年4月より、その1/2を軽減している。また、災害により自己負担額を負担することが困難となった障がい者について、市長が定める額を減免するものとしている。

また、障害児通所支援および障害児入所支援に関する自己負担額について、災害により、収入が著しく減少する等により、徴収金の納入が困難となった障がい児の扶養義務者を対象に負担額を減免するものとしている。

加えて、日常生活用具や補装具の支給についても、被災による所得状況の変化に応じて補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができるものとしている。

### ③発災後の対応

今回の震災では、平成28年4月22日付け厚生労働省通知に基づき、支給決定障害者等のうち、震災により一定以上の被害を受けた方の障害福祉サービス等に要する費用（障害

福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具・日常生活用具の支給にかかる自己負担額）を免除することとした。

なお、申請について、障害福祉サービスや障害児通所支援および障害児入所支援に関する自己負担額の減免については、地震発生から平成28年7月末（後に、9月末まで延長）までの利用分は、被災者が利用した施設や事業所への申出により利用料の支払いを猶予し、その後、障がい保健福祉課や各区福祉課、児童相談所（障害児入所施設への入所に関するもの）に申請を行うことで猶予していた利用料の免除を行った。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表のとおりである。

図表 7-3-11 障害福祉サービス等利用料の減免事由および減免割合

減免事由	減免割合
住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者	全額免除
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者	
主たる生計維持者の行方が不明である者	
主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者	
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者	

また、補装具・日常生活用具の支給に係る自己負担額の減免については、各区福祉課、総合出張所にて補装具・日常生活用具の申請を行う際に、り災証明書の提示や申出を行うことで免除を行った。

### ④免除の実施

実施に当たっては、利用料免除措置について、障害福祉サービス等事業所に対し、関係通知等を電子メールにて送付し、周知を行った。

その後、平成28年7月22日付け厚生労働省通知に基づく介護保険料等の減免期間の延長にあわせて免除期間を平成29年2月末利用

分まで延長した。

この際、平成28年10月1日以降の障害福祉サービス料等（障害福祉サービスや障害児通所支援および障害児入所支援に関する自己負担額）の減免については、事前に障がい保健福祉課若しくは各区福祉課への申請に基づき受給者証の交付を受け、その提示をもって免除とする取扱いに変更した。

利用料減免申請は各区福祉課にて受け付けたが、り災証明書の発行もあったため、窓口では相当の混雑が見られた。

また、障害福祉サービス等事業所が利用料を既に徴収していた場合は、過誤調整を行った。

その後、平成29年2月28日付け厚生労働省通知に基づく介護保険料等の減免期間の延長にあわせ、免除期間をさらに平成29年9月末日まで延長した。

この際、既に平成29年2月末分までの受給者証の交付を受けている場合は、改めての申請は不要とし、有効期限を延長した受給者証を利用者に送付した。

## ⑤実績

### ■介護給付・訓練等給付・障害児通所給付

（平成29年2月28日現在）

減免件数：1,113件

減免総額：4,409千円

### ■障害児入所給付（平成29年2月28日現在）

減免件数：36件

減免総額：335千円

### ■補装具（平成29年3月31日現在）

減免件数：18件

減免総額：205千円

### ■日常生活用具（平成29年3月31日現在）

減免件数：91件

減免総額：90千円

※減免件数については、月ごとの延べ件数

なお、今回の減免措置に係る財源については、平成29年2月末分までは国費により10

割補助され、平成29年3月以降分は国・県費により3/4補助される見込みである。

## （5）障がいの者の福祉用具の再給付

### ①根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則、熊本市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する規則

### ②震災前の制度概要

#### （ア）補装具費支給

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する補装具の購入に要した費用の全部又は一部を支給するものである。利用者負担額については、原則購入費用の1割だが、世帯の所得に応じて負担金上限が設定されている。

#### （イ）日常生活用具給付

国の地域生活支援事業の中で規定する市町村の必須事業の一つであり、在宅の障がいの者の日常生活を容易にするために日常生活用具の給付を行うもので、用具ごとに基準額と耐用年数を定めている。利用者負担額については、購入費用の1割だが、世帯の所得に応じて負担金上限を設けている。

### ③発災後の対応

平成28年4月14日付け厚生労働省通知に基づき、震災により使用できなくなった補装具や日常生活用具については、耐用年数等にかかわらず再支給・再給付を行った。

### ④再給付の実施

実施に当たっては、被災者支援制度の冊子で制度の周知を行い、申請は各区福祉課にて受け付けた。

## ⑤実績

### ■補装具費支給（平成 29 年 3 月 31 現在）

再支給件数：25 件

再支給総額：2,042 千円

### ■日常生活用具給付（平成 29 年 3 月 31 日現在）

再給付件数：53 件

再給付総額：4,789 千円

## 4. 子育て・教育等に係る減免・猶予等

### （1）熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還猶予等

#### ①根拠法令

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

#### ②震災前の制度概要

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭又は父子家庭等の経済的自立を援助し、その扶養する児童等の福祉の向上を図るために、資金の貸付けを行う制度である。

当該制度には、災害等やむを得ない事情があるときは、貸付金の償還猶予を行うほか、償還が滞った場合の違約金についても免除されることとされている。

#### ③発災後の対応

今回の震災では、平成 28 年 4 月 15 日付け厚生労働省通知を受け、熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中で、地震により住家の全半壊の被災をした方、療養に 1 か月以上の負傷をし償還が困難な方、失職して償還が困難な方について、償還を猶予（最大で 1 年間）するものとした。

また、上記と同様の状況の被災者で償還の猶予をする前に償還が滞り違約金が発生した場合、その違約金の免除も実施した。

#### ④償還猶予等の実施

受付期間は、当初、災害発生日（平成 28 年 4 月 14 日）から平成 29 年 4 月 30 日までとされていたが、その後、平成 30 年 4 月 30 日まで延長した。

受付窓口は母子父子相談室および各区保健

子ども課であり、償還中の方や滞納がある方からの相談の際に状況を確認し、必要に応じて申請に係る説明を行った。

## ⑤実績

平成 29 年 3 月 31 日時点の実績としては、償還猶予が 7 件あったが、違約金の免除はなかった。

### （2）児童扶養手当の災害時特例措置

#### ①根拠法令

児童扶養手当法

#### ②震災前の制度概要

児童扶養手当は、父母の離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される。

本手当には所得による支給制限があるが、災害により所有する財産の価格の 1/2 以上の損害を受けた者については、所得による支給制限を解除し、後日災害を受けた年に所定以上の所得があったことが判明したときは、解除によって支給された手当を返還することとされている。

#### ③発災後の対応

平成 28 年 4 月 15 日付け厚生労働省通知を受け、住宅等の財産の価格の 1/2 以上の損害を受けた方について、所得による支給制限を解除して手当の支給を行った。

#### ④特例措置の実施

被災者支援制度の冊子に掲載したほか、現況届受付時等に受付窓口でも案内を行った。

## ⑤実績

平成 29 年 3 月 31 日時点で、所得制限を解除して支給した受給資格件数は 70 件である。

### （3）熊本市児童措置費負担金の免除

#### ①根拠法令

児童福祉法、熊本市児童措置費負担金徴収規則

#### ②震災前の制度概要

児童措置費負担金とは、児童福祉法に基づき徴収する費用で、規定により措置した児童又は法に規定する児童自立生活援助の実施にかかわる義務教育終了児童等又はその扶養義務者から徴収するものである。

本市では、災害時における当該負担金の減免については、災害により、納入義務者の収入が前年度に比して著しく減少した場合に減免している。

#### ③発災後の対応

今回の震災では、平成28年4月22日付け厚生労働省通知により、費用徴収における減免措置は、現行の規定に基づき個々に判断して行うものとすることが示された。

本市では、6月から減免対象者および概算所要額調査を開始し、8月9日に負担金徴収規則の一部改正を行うとともに、住家被害に基づく減免要件等を設けた特例要綱を制定した。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表のとおりである。

図表 7-3-12

#### 特例要綱における減免事由および減免割合

減免事由	減免割合 (対象期間)
住家が全半壊又は全半焼した者	全額免除 (H28. 4～ H29. 3)
死亡者又は重篤な傷病を負った者	
行方が不明である者	
業務を廃止又は休止した者	
直近3か月の収入がおおむねこれまでの50%以下に減少することが明らかなる者	全額免除 (H28. 4～H28. 6) ※H28. 7の収入状況等に基づきH29. 3まで延長可

#### ④減免の実施

減免の実施に当たっては、減免対象者宛てに文書による周知を行ったほか、定期訪問や臨時訪問時に説明を行った。

また、申請に当たっては、児童措置費負担金減免申請書に損害を証明する書類を添付して平成29年3月31日までに申請するものとした。

#### ⑤実績

平成29年3月31日現在の実績は、減免件数11件、減免総額1,971千円である。

なお、今回の減免措置に係る財源については、「平成28年度児童保護災害臨時特例補助金」により全額国庫補助された。

### （4）認可保育施設の保育料の減免

#### ①根拠法令

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則

#### ②震災前の制度概要

保育料（利用者負担額）は、保育を受ける児童の保護者の所得に応じ徴収している。

本市では、災害時における保育料の減免については、災害により前年度より著しく所得が減少した場合や、住宅に著しい損害を受けた場合に減免することができることと規定している。

#### ③発災後の対応

今回の震災では、既存の「熊本市利用者負担額減免要綱」を改正したほか、新規に「平成28年熊本地震に伴う特定教育・保育等の利用者負担額の減免に関する要綱」を制定した。

これにより、住宅の被災による減免については減免期間を震災発生日から1年間に延長した（平成28年度末に、平成30年3月31日まで延長）ほか、新たに保育施設の休園により登園できなかつた被災者に対する減免規定を設けた。

#### ④減免の実施と実績

##### (ア) 災害による保育料の減免

震災発生時（平成 28 年 4 月）に在園していた児童の支給認定保護者所有の住宅に損害を受け、一定の所得要件を満たした場合は、損害状況に応じて保育料の減免を行った。

減免内容としては、住家が全壊の場合は 100%減免、半壊の場合は 50%減免とし、減免期間は 1 年間（申請期間は震災発生日から 1 年間）とし、各区保健子ども課で申請を受け付けた。その後、平成 28 年度末に、申請受付期間および減免期間を平成 30 年 3 月 31 日まで延長している。

平成 29 年 3 月 31 日現在の実績は、減免件数 340 件、減免総額 24,464 千円である。

##### (イ) 保育施設の休園に伴う保育料の減免

保育施設の休園に伴い、4 月分の保育料は休園期間の 15 日から 30 日までの 0.5 か月分の減免を一律に実施したほか、5 月分は被災の影響で閉園した施設のみ閉園日数に応じて保育料の減免を実施した。

減免による影響額としては、4 月分が 183,434 千円（対象者 18,641 人）、5 月分が 4,280 千円（対象者 1,300 人）であった。

##### (ウ) 被災による所得の大幅な減少による保育料の減免

地震等の災害の影響により、昨年と比較して大幅に収入が減少した場合は、減少状況に応じて保育料の減免を行った。

減免内容としては、前年度所得からの減少率に応じて、30%～90%を減免することとし、減免期間は申請月から 4 か月間とした。

なお、申請期間については、特に定めはないが、申請月以降の減免となるため、期間ごとに申請が必要となる。

平成 29 年 3 月 31 日現在の実績は、減免件数 2 件、減免額 74 千円である。

図表 7-3-13

保育料の減免事由および減免割合

減免事由	減免割合
被災により住家が全半壊した場合	
全壊	全額免除
半壊	1/2
保育園の休園により登園できなかった場合	※
被災により昨年より所得が大幅に減少した場合	
所得が昨年の10%以下	9/10
所得が昨年の20%以下	8/10
所得が昨年の30%以下	7/10
所得が昨年の40%以下	6/10
所得が昨年の50%以下	5/10
所得が昨年の60%以下	4/10
所得が昨年の70%以下	3/10

※4月分は休園期間の15日から30日までの0.5か月分の減免を一律に実施。5月分は被災の影響で閉園した施設のみ閉園日数を減免。

また、今回の減免措置に係る財源について、住家の全半壊に対する平成 28 年度中の減免については、「平成 28 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金」により全額国庫補助されることとなった。

##### (5) 認可外保育施設の保育料の減免

###### ①根拠法令

新規要綱制定により実施。

###### ②震災前の制度概要

保育料（利用者負担額）は、各施設の規定に応じ徴収しており、災害時の利用料の減免については制度がなかった。

###### ③発災後の対応

今回の震災では、被災した家庭の経済的負担を軽減するため、県の「平成 28 年熊本地震復興基金交付金」を活用して、新たに「熊本市認可外保育施設利用者支援事業実施要綱」を制定し、認可外保育施設の利用料の減免を

実施した。

なお、減免期間は震災発生日から1年間とした。(平成28年度末に、平成30年3月31日まで延長)

#### ④減免の実施と実績

次のすべての要件を満たしている方を対象とした。

- (ア) 居住する家屋が半壊以上である。
- (イ) 市の支給認定(2号・3号のみ)を受けている。
- (ウ) (イ)の支給認定期間に施設を月額契約で利用している。

減免内容としては、住家が全壊の場合は100%減免、半壊の場合は50%減免とし、減免期間は平成28年度末までとした。その後、平成28年度末に、申請受付期間および減免期間を平成30年3月31日まで延長している。

平成29年3月31日現在の実績は、減免件数26件、減免総額3,701千円である。

#### (6) 市立高等学校・幼稚園等の授業料等の減免

##### ①根拠法令

熊本市立高等学校条例、熊本市立総合ビジネス専門学校条例、熊本市立幼稚園条例、熊本市就学援助規則

##### ②震災前の制度概要

本市では、市立高等学校、市立総合ビジネス専門学校および市立幼稚園の授業料・保育料に関して、それぞれ条例において減免の規定が設けられている。高等学校については、別に要綱を定め、授業料の減免に関し必要な事項を定めている。

災害時の減免は、高等学校の授業料に関してのみ定めがあったが、それも風水害のみで、地震災害の場合は規定されていなかった。

就学援助については、規則第3条第1項第3号に定める「就学援助が必要であると委員会が認める者」として、保護者又は主たる生

計維持者の失業、休業、火災・風水害・震災等の災害、死亡、長期療養、所得減等については、経済的な理由により就学させるのが困難と認められる世帯である場合、認定している。

#### ③発災後の対応・減免の実施

##### (ア) 市立高等学校の授業料減免

市立高等学校の授業料減免については、要綱上、地震災害の場合が規定されていなかったため、要綱を改正し、地震による世帯員が居住する住居の全・半壊を減免事由とした。

減免期間は申請日が属する月から、平成29年3月までとしている。減免の額は、申請者世帯の前年分所得金額が245万円以上の場合が授業料の半額、245万円未満の場合は全額とした。

##### (イ) 市立総合ビジネス専門学校の授業料減免

市立総合ビジネス専門学校の授業料減免については、あらかじめ災害時の減免対象などが定まっていなかったため、5月26日の決定で、世帯員が居住する住居が半壊以上の被害を受けた世帯を対象とした。

減免期間は、申請日が属する月から、平成29年3月までとし、減免の額は、申請者世帯の前年分所得金額が245万円以上の場合が授業料の半額、245万円未満の場合は全額とした。

##### (ウ) 幼稚園の保育料減免

市立幼稚園の保育料減免に関しても、あらかじめ災害時の減免対象等の規定がなかったため、同じく5月26日の決定で、児童の保護者で住家が半壊以上の被害を受けた世帯を対象とした。

平成28年4月分の保育料は開園間もなくの発災のため全員全額免除とし、その後は住家が全壊の場合は全額を、半壊(大規模半壊含む)の場合は半額を免除することとした。

なお、私立幼稚園の保育料に関しては、県

の震災復興基金を活用しながら大規模半壊以上は全額免除、半壊は半額免除とした。減免措置は平成 29 年度も継続する。

### (エ) 市立高等学校の入学審査手数料および入学料の減免

市立高等学校の入学審査手数料および入学料の減免については、県が導入した動向を踏まえ、条例上、地震災害の場合が規定されていなかったため、条例を改正し、平成 29 年度入学者の入学審査手数料および入学料を減免とした。

なお、当該減免措置の減免事由および減免割合は図表 7-3-14 のとおりである。

**図表 7-3-14 入学審査手数料・入学料の減免事由および減免割合**

		入学審査 手数料	入学料
		2,200円	5,650円
半壊	持家	×	△
	借家	×	×
大規模半壊	持家	○	○
	借家	×	△
全壊	持家	○	○
	借家	×	△

○＝全額免除  
△＝半額免除

### (オ) 就学援助の支給

就学援助では、既存の基準では、経済的な理由により就学させるのが困難と認められる世帯を認定する基準として、申請世帯の保護者等の失業、休業等の家計急変又は住家が半壊以上の被害にあった場合等については、地震の被害状況等を踏まえて、就学援助を認定し、学用品費や給食費等を支給した。

## ④実績

### (ア) 市立高等学校の授業料減免

平成 29 年 3 月 31 日時点で、5 世帯を対象に市立高等学校の授業料減免を実施している。授業料減免による影響額は、高等学校に関しては約 20 万円であった。これに関しては、「高

等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、県を通して国へ補助を申請し、1/2 の補助を受けることができた（高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援））。

### (イ) 市立総合ビジネス専門学校の授業料減免

平成 29 年 3 月 31 日時点で、12 世帯を対象に市立総合ビジネス専門学校の授業料減免を実施している。授業料減免の影響額は 133 万円であり、当初これに対する補助はなかったところ、文部科学省によって被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）が開始された。これにより、熊本地震で被災し経済的な理由から専修学校等の授業料の納付が困難となった生徒に対し授業料減免を実施した場合、その 2/3 を交付金として支援されることとなった。

### (ウ) 幼稚園の保育料減免

平成 29 年 3 月 31 日時点で、67 世帯を対象に市立幼稚園の保育料減免を実施している。保育料減免の影響額は約 500 万円にも上り、4 月分の全員免除分約 300 万円は市の負担となったものの、そのほかの約 200 万円については「平成 28 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金」で全額国庫補助の対象となった。

### (エ) 市立高等学校の入学審査手数料および入学料の減免

平成 29 年 3 月 31 日時点で、21 人を対象に市立高等学校の入学審査手数料免除を実施し、影響額は約 5 万円となり、また、38 人を対象に市立高等学校の入学料減免を実施し、影響額は約 14 万円となった。

### (オ) 就学援助の支給

平成 29 年 3 月 31 日時点で、小学校児童 155 人、中学校生徒 98 人を認定し、小中学校分を合わせた支給額は約 1,900 万円となった。

これにより、熊本地震で被災し経済的な理由により就学が困難になった児童生徒の保護者等に対し就学援助を実施した場合、その2/3を交付金として支援されることとなった。

## （7）熊本市奨学金返還金の返還猶予

### ①根拠法令

熊本市奨学金条例

### ②震災前の制度概要

本市では、経済的理由で修学が困難な方に対し奨学金の貸付けを行い、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的に、平成14年度より熊本市奨学金条例に基づき奨学金制度を実施している。

貸付対象者は、次の要件をすべて満たす方で、予算と定数の範囲内で貸付けを受けることができる。

#### <貸付要件>

- 熊本市内に居住する方の扶養を受けていること
- 学校教育法に規定する学校等（高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程および専門課程）に在学していること
- 経済的理由により修学が困難であると認められること
- 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付を受けていないこと

貸付けの月額は、高等学校・高等専門学校・専修学校の高等課程については、国公立18,000円、私立30,000円となっており、大学・短期大学・専修大学の専門課程については、国公立42,000円、私立51,000円となっている。

震災前においては地震災害の被災による返還の猶予について定めていなかった。

### ③発災後の対応

熊本市奨学金返還金を返還中の奨学生のうち、平成28年4月時点で未納がなく、住家が

被災したために奨学金の返還が困難になった方は、り災証明書（一部損壊以上）を添付のうえ申請すれば、平成28年4月14日および16日から1年以内の期間で返還猶予ができることとした。

### ④返還猶予の実施

発災後、5月26日から市HP等で制度の周知を行い、教育委員会事務局学務課で申請の受付を行った。申請書および添付のり災証明書の内容を審査のうえ返還猶予を決定した。

なお、申請期間は平成28年5月26日から平成29年3月31日までとしているが、当該期間に申請があった場合は、地震発生時の平成28年4月に遡って返還猶予を実施した。

### ⑤実績

平成29年3月31日現在で4名（大規模半壊2名、半壊1名、一部損壊1名）の返還猶予を決定している。

## （8）熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金の減免

### ①根拠法令

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例

### ②震災前の制度概要

児童育成クラブは、児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校の児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的としたものである。事業を利用する児童が属する世帯の生計中心者は、負担金を納入しなければならないことになっている。

市は、納入義務者が生活保護や児童の就学援助を受けている場合などには負担金を減免できることになっているが、震災前においては地震災害の被災による減免については定めてはいなかった。

### ③発災後の対応

5月13日にすべての利用者の4月分の負担金について減額することを決定し、さらに5月27日には、5月分以降の負担金について、住家が全壊の場合は全額免除、半壊（大規模半壊含む）の場合は半額免除として取り扱うことを決定した。

### ④減免の実施

申請受付は、教育委員会事務局青少年教育課および各児童育成クラブで行った。なお、5月以降の分の負担金減免申請は平成28年6月15日以降開始し、平成29年度も継続して申請を受け付けることとしている。

### ⑤実績

申請受付後、順次、負担金の減免を実施しており、平成29年3月31日時点で、全壊35世帯40人、半壊（大規模半壊含む）299世帯319人に対して減免を決定している。

これとは別に、納入義務者が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者として児童の就学に必要な援助を市から受けている場合について、5世帯6人に対して全額免除を決定している。

## 5. 水道料金・下水道使用料に係る減免等

### （1）市内全域を対象とした減免措置

#### ①根拠法令

熊本市水道条例、熊本市下水道条例

#### ②震災前の制度概要

震災前は、市内全域を対象とした減免に係る制度はなかった。

#### ③発災後の対応

今回の震災による市内全域での断水、水圧低下等による出水不良、濁水等の影響が大きいことを鑑み、「平成28年熊本地震に係る水道料金及び下水道使用料の減免に関する要綱」を策定し減免等の対応を行った。

### ④減免の実施

#### （ア）対象者

断水期間（4月14日から4月30日）において水道又は下水道を使用されていた方。

#### （イ）減免内容

- 断水に伴う措置として、水道料金および下水道使用料の基本料金1か月分を減額。
- 地震による濁水解消のための排水量分への対応として、水道料金および下水道使用料について水量10m<sup>3</sup>を限度とし減額。

#### （ウ）減免対象月

6月検針地区の方は平成28年7月請求分、7月検針地区の方は平成28年8月請求分で減免。

### ⑤実績

件数：290,819件

水道料金減免額：652,772千円

下水道使用料減免額：486,816千円

### （2）熊本地震の発生により被災された方の水道料金および下水道使用料の減免措置

#### ①根拠法令

熊本市水道条例、熊本市下水道条例

#### ②震災前の制度概要

災害により、床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載されている方については、その都度管理者が定める水量について減免するものとしている。

#### ③発災後の対応

既存制度に基づき、「平成28年熊本地震に係る水道料金及び下水道使用料の減免に関する要綱」を策定し減免等の対応を行った。

#### ④減免の実施

減免の申請は、上下水道局料金課にて受け付けた。

**(ア) 対象者**

家屋半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載されている方。

**(イ) 減免内容**

被災後も継続して使用している方で、5月検針地区の方は6月請求分および7月請求分を、6月検針地区の方は7月請求分および8月請求分を免除し、7月・9月定期検針又は8月・10月定期検針において使用が全くない場合は、その分の水道料金および下水道使用料を免除する。

被災後、使用を中止した方は、4月14日に遡って使用中止とし、前回検針（2月又は3月）分を免除する。

**(ウ) 必要書類**

り災証明書（コピー可）。

**⑤実績**

- 申請件数：10,292件
- 減免件数：10,212件
- 水道料金減免額：54,444千円
- 下水道使用料減免額：43,975千円  
（平成29年3月31日現在）

**6. 各手数料等に係る免除**

**(1) 各種証明書の交付手数料の免除**

**①根拠法令**

熊本市手数料条例

**②震災前の制度概要**

被災者の経済的負担軽減を目的に、り災証明書の交付を受け、災害に関する手続きに証明書を使用する者を対象に住民票の写しの交付手数料等の免除について定めていた。

**③発災後の対応**

既存制度の適用外となっていた使用目的についても熊本地震による損害に関する手続きのためであれば、減免対象とする特例措置を行った。なお、り災証明書発行の手続きを行っているものの交付を受けておらず、り

災証明書の提示ができない場合は、「申述書」の提出により、り災証明書の提示があったとみなす弾力的な運用を行った。

**④免除の実施**

手数料の免除は、各区区民課、税務課、総合出張所、出張所、市民サービスコーナーにて受け付けた。なお、対象の証明書と取扱窓口は図表のとおり。

**図表 7-3-15 交付手数料を免除する証明書と取扱窓口**

証明書	取扱窓口				
	区役所		総合出張所	出張所	サービスコーナー
	区民課	税務課			
印鑑に関する証明書	○	-	○	○	○
住民票記載事項証明書	○	-	○	○	○
住民票の写しの交付	○	-	○	○	○
印鑑登録証の交付	○	-	○	○	-
所得課税証明書	○	○	○	○	○
固定資産関係証明書	○	○	○	○	-
納税証明書	○	○	○	○	-
その他の税証明書	-	○	-	-	-

**⑤実績**

区民課関係(平成28年4月～平成29年3月)

- 印鑑登録証明書 27,625件
- 住民票記載事項証明 28件
- 住民票の写し 102,044件
- 印鑑登録 1,744件

税務課関係(平成28年4月～平成29年3月)

- 所得証明 12,307件
- 資産証明 11,988件
- 納税証明 2,004件

**(2) 個人番号カード等の再交付手数料の免除**

**①根拠法令**

熊本市手数料条例

**②震災前の制度概要**

平成25年5月24日に「行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成27年10月中旬より住民票を有するすべての国民に対し、個人番号が記載された個人番号通知カードの送付が開始され、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されているが、災害を理由とする紛失時の再発行手数料減免については特段の規定はなかった。

### ③発災後の対応

本市では、熊本地震で被災した住民で、個人番号通知カード又は個人番号カードを紛失した方については、「熊本市通知カードおよび個人番号カードの再交付手数料における減免取扱要綱」に基づき、再交付手数料を免除する取扱いとした。

### ④免除の実施

手数料が免除になる対象は、平成28年4月15日以前に、個人番号通知カード又は個人番号カードを受け取っている住民で、り災証明書の交付を受けている方である。

受付は、各区区民課、各総合出張所、出張所、分室にて取扱いを行った。

### ⑤実績

再発行手数料を免除した件数は、平成28年度において、個人番号通知カードが1,219件に上ったものの、個人番号カードに関しては、受取が本格化する前であったこともあり、0件であった。

## (3) 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

### ①根拠法令

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例

### ②震災前の制度概要

「熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例」に規定する「建築基準法関係の手数料の免除要綱」に基づき、災害により滅失又

は破損した建築物等をり災後一年以内に建築する場合に、建築確認申請等の手数料を免除するとしていた。

### ③発災後の対応

震災以前より災害時用に要綱を作成していたため、制度上は発災後直ちに手数料の免除ができる状況であったが、申請の受け手側(建築指導課)も申請側も双方ともに発災直後は災害対応の業務を優先しており、実際には確認申請業務が再開した平成28年6月頃より実績も上がっている。

その後、当初要綱では、り災後1年以内に建築する場合を対象としていたが、この期間では公費解体が未完了のため建築が間に合わないという声も多く、平成28年熊本地震による被災者は、り災後2年以内に建築する場合に延長することとした。ただし、当初要綱では対象者の被災の程度は規定していなかったが、期間を延長するに当たり、半壊以上のり災証明書を要件に加えた。この要綱の改正を平成29年2月14日に行った。

### ④対応後の制度概要

#### (ア)平成29年4月15日までに建築の場合<免除対象者>

■災害により滅失又は破損した建築物、建築設備又は工作物を、建築若しくは修繕等を行う者。

#### <免除対象となる申請項目>

- 建築物の確認申請等手数料
- 建築設備の確認申請等手数料
- 建築設備の変更確認申請等手数料
- 建築物の完了検査申請等手数料
- 建築設備の完了検査申請等手数料
- 中間検査を受けた建築物の完了検査申請等手数料
- 中間検査を受けた建築設備の完了検査申請等手数料
- 建築物の中間検査申請等手数料
- 建築設備の中間検査申請等手数料

- 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
- 仮設建築物建築許可申請手数料
- 工作物の確認申請等手数料
- 工作物の変更確認申請等手数料
- 仮設建築物建築許可申請手数料
- 工作物の完了検査申請等手数料
- 工作物の中間検査申請等手数料

**（イ）平成30年4月15日までに建築の場合  
＜免除対象者＞**

- 平成28年熊本地震により、全壊、大規模半壊又は半壊した住居に居住していた被災者で、一戸建ての住宅を建築する者。

**＜免除対象となる申請項目＞**

- 建築物の確認申請等手数料
- 建築物の完了検査申請等手数料
- 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
- 仮設建築物建築許可申請手数料

**⑤免除の実施**

平成30年4月15日までに建築するものが免除の対象となり、申請の際は、手数料免除申請書に災証明書の写しを添えて提出する。

**⑥実績**

平成29年3月31日までの実績は免除受付件数361件、免除額9,615,000円で、月別内訳は図表7-3-16のとおり。

**図表 7-3-16 建築確認申請等手数料の免除実績**

月	件数	金額
4	0	0
5	0	0
6	11	652,000
7	17	554,000
8	21	493,000
9	32	730,000
10	45	1,332,000
11	41	963,000
12	47	1,195,000
1	41	958,000
2	50	1,275,000
3	56	1,463,000
計	361	9,615,000

**（4）開発許可申請等に係る手数料の免除**

**①根拠法令**

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例

**②震災前の制度概要**

減免制度なし。

**③発災後の対応**

平成28年7月末に、県が開発許可申請等に係る手数料の免除を行う通知を出したことにあわせ、本市でも申請手数料免除を行うこととした。

本市では、建築指導課において、建築基準法関係の手数料の免除要綱を定め、手数料免除に取り組んでいたことから、開発許可申請についても、通知ではなく、要綱を整備し手数料免除を実施することとした。

平成28年8月30日に要綱を制定し、手数料免除を開始した。当初要綱では、り災後1年以内に建築物等を建築する場合の開発行為を対象としていたが、平成29年3月17日にり災後2年以内と改正した。

**④対応後の制度概要**

**＜免除対象者＞**

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、被災した建築物等を平成30年4月15日までに移転又は建替え等を行う場合に、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者。

- 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

**＜免除対象となる申請項目＞**

- 宅地造成工事許可申請手数料
- 開発行為許可申請手数料
- 予定建築物以外の建築等許可申請手数料

■開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料

### ⑤免除の実施

平成 28 年 8 月 30 日から手数料免除を実施し、平成 30 年 4 月 15 日までに被災した建物を移転又は建替え等を行う場合を対象とし、申請の際は、手数料免除申請書にり災証明書の写しを添えて提出する。

### ⑥実績

平成 29 年 3 月 31 日までの実績としては、免除受付件数 5 件、免除額 32,700 円である。

## (5) 保健衛生事務に関する許可申請等手数料の免除

### ①根拠法令

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例

### ②震災前の制度概要

減免制度なし。

### ③発災後の対応

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例に基づく許認可の対象となる施設の被災状況の実態把握は困難であったが、時間の経過とともに、一部の施設は、移転して営業を再開するなどの動きも見られるようになった。

移設再開施設の一部からは、手数料の軽減措置を求める声もあったことから、東日本大震災における対応を参考にしながら、県と協議を行い、9 月 13 日、熊本地震の被災者に係る許可申請等手数料減免要綱を制定し、翌 9 月 14 日から手数料免除を開始した。

### ④対応後の制度概要

#### (ア) 手数料免除対象者

熊本地震により被害を受けたために許可申請（届出）が必要になった者（＝地震がなければ許可申請等の必要がなかった者）を免除対象者とする。具体的には次のとおり。

### <免除対象者>

- 熊本地震で許可営業中の施設が被災したため、その施設を廃止し別の場所又は同じ場所に新たに施設を設け、新規に営業を再開する者。
- 被災により許可証等の紛失・汚損による再発行や書換えが必要になった者。
- 被災により申請者住所を変更したことで、許可証の書換え交付が必要になった者。

#### (イ) 手数料免除対象となる申請種別

以下の法律に基づく新規許可申請手数料および許可証等再発行・書換手数料など計 66 項目について減免を行うこととした。なお、免除対象については県と同じ対象者・減免内容とした。

図表 7-3-17 手数料免除となる申請項目

申請種別	項目数
温泉法関係	2
興行場法関係	1
旅館業法関係	2
公衆浴場法関係	1
理容師法および美容師法関係	1
クリーニング業法関係	1
食品衛生法関係	34
と畜場法関係	1
医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律関係	11
毒物および劇物取締法関係	3
母体保護法関係	2
動物の愛護および管理に関する法律関係	3
熊本県特定食品衛生条例関係	4
計	66

### ⑤免除の実施

手数料の免除対象期間は、平成 28 年 4 月 14 日から平成 29 年 3 月 31 日としていたが、その後、平成 30 年 3 月 31 日まで延長を行っている。手数料免除の実施に当たっては、HP、被災者生活支援ハンドブック等への記事掲載で周知を行ったほか、食品保健課では、食品衛生協会を通じた周知を行った。また、措置の対象となる可能性が考えられる全施設

に対して郵送による案内を実施した。

また、既に申請手数料を支払った営業者への手数料還付については、熊本市保健衛生事務手数料条例、現手数料免除要綱を改正し、12月20日から既納の許可申請等手数料の還付を開始した。

これを受けて、還付の対象となる可能性がある施設（4月14日から9月13日までの間に許認可等の申請をした施設）への周知を図るため、それらの施設に手続きについて案内する文書を郵送した。

## ⑥実績

平成29年3月31日までの実績としては、免除受付件数111件、免除総額1,548千円、還付件数82件、還付総額1,382千円である。

## 第4節 広聴・広報（相談窓口・情報提供等）

### 1. 総合相談窓口の設置

#### （1）概要

熊本地震で被災された方の生活や住まいの再建のため、平成28年5月17日から各区役所（中央区（本庁14階）、東区、西区、南区、北区）および城南総合出張所に総合相談窓口を開設した。託麻総合出張所の窓口については、人員体制の調整が追いつかず、5月26日からの開設となった。

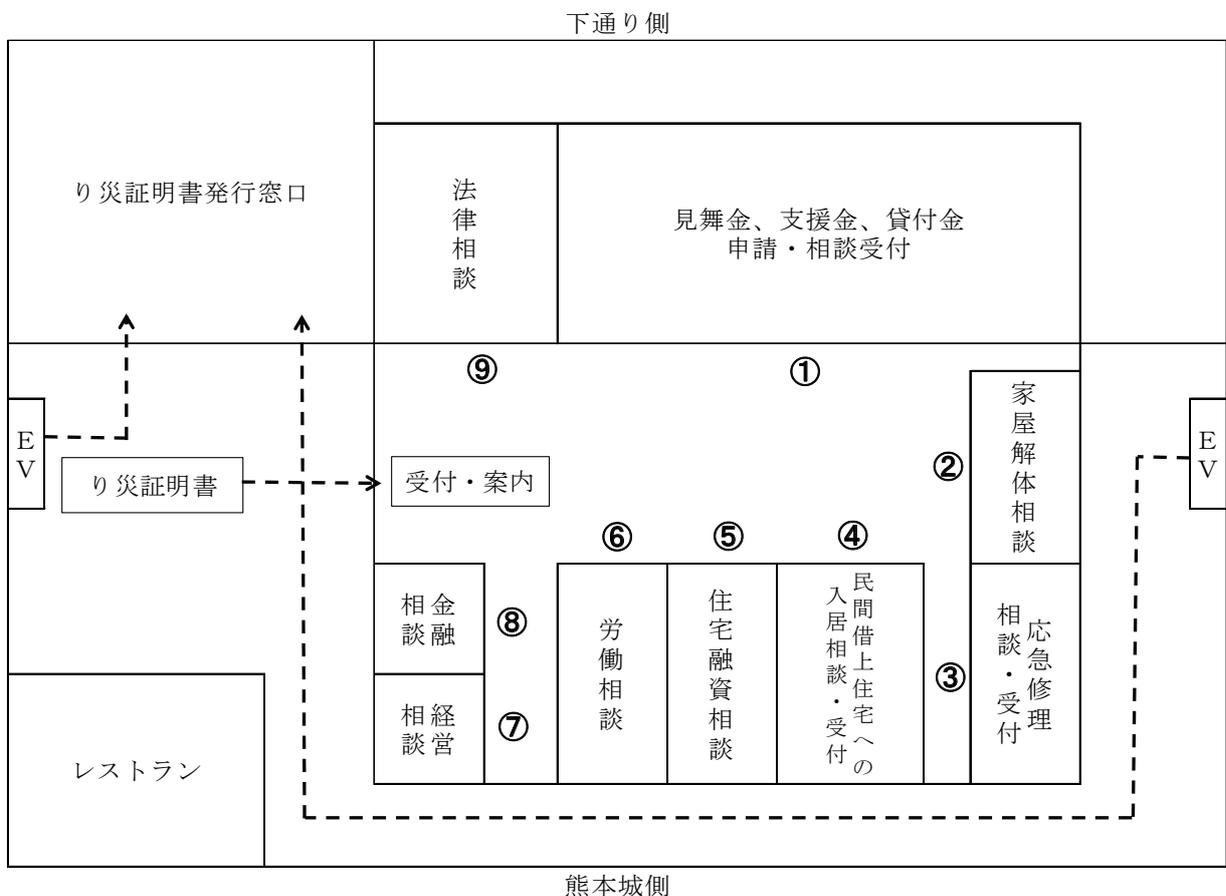
来庁者が集中する中央区は、本庁14階大ホール内に、災害見舞金など生活再建支援に関する窓口の他、被災家屋の応急修理、家屋解体・撤去、民間賃貸住宅の借上げ（みなし仮設）の住まいに関する窓口や、各種専門相談窓口（無料法律相談（熊本県弁護士会）、住宅

融資相談（住宅金融支援機構）、金融相談（金融機関）、労働相談（熊本県社会保険労務士会）、経営相談（熊本県よろず支援拠点）を設置した。また、同じ14階の大ホール外に、り災証明書発行窓口も設けた。

東・西・南・北区の専門相談窓口は、住宅融資相談のみ開設し、期間限定で被災住宅の応急修理、民間賃貸住宅の借上げ（みなし仮設）、家屋の解体・撤去の窓口を一時開設した。

図表 7-4-1 本庁14階総合相談窓口レイアウト

平成28年5月17日



## (2) 災害見舞金などの生活再建支援に関する窓口の体制・運営状況

生活再建支援に関する窓口の主な内容は、災害弔慰金、災害見舞金、災害障害見舞金、災害義援金（6月1日から受付開始）、被災者生活再建支援金、災害援護資金貸付、寝具その他生活必需品の申請受付・相談、日本財団住宅損壊見舞金の申請書交付等である。

避難所や災害対応で職員が不足の状況であり、受付窓口は人員確保が困難な状況であったが、市民病院が地震により一部休止となったため、市民病院の看護師等を配置し窓口対応を行った。

事前の準備は平成28年5月6日から開始し、東日本大震災を経験した仙台市の震災記録誌および応援職員からの話を参考に準備を進めた。窓口体制の整備に当たっては、窓口の開設箇所や専門相談のメニューなど被災者の利便性やニーズを考慮しながら検討した。配布用のチラシの作成では、支援の種類が分かりやすいよう、被害程度ごとに準備し、被災者が必要な支援の情報を明確に理解できるよう工夫を行った。

窓口では、被災者が求める相談内容を想定し、関係部局や関連機関、関係団体等と調整を図りながら各種専門相談窓口の体制を整え

た。短い期間であったが、事前に支援制度の概要や受付方法、端末操作の研修を行った。

各窓口は、被災者の生活再建に関する申請や相談に早急に対応するため、土日祝日も含め9時から16時（一部17時）まで毎日開設した。他都市からの応援職員により、被災家屋の調査や、り災証明書の発行も徐々に進み、窓口の申請・相談件数も7月のピークを境に、その後多少落ち着いてきたことから、8月31日をもって託麻総合出張所と城南総合出張所の窓口を閉鎖し、9月からは各区役所の窓口も日曜・祝日を閉鎖することとした。11月からは、土曜日にも閉鎖し、月～金曜日（祝日除く）の開設とした。

各種専門相談についても、土日祝日を含め9時から16時（一部17時）まで原則毎日実施した。労働相談は8月31日まで、金融相談と経営相談は9月30日まで、相談窓口の開設を続け、10月1日からは本庁1階ロビーで行っていた法律相談（司法書士）を14階に移動し、相談を受け付けた。

生活再建支援に関する窓口は、責任者（再任用職員）1名、職員（事務職）1名、看護師等（市民病院職員・臨時職員）数名で構成した。窓口の人員は状況に応じて、増員や減員を行い、7月のピーク時には、総勢82名を配置して窓口対応を行った。

図表 7-4-2 生活再建支援に関する窓口の開設状況

開設場所	受付時間 9時～16時												業務内容
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	月～日曜（祝日含む）				月～土曜（祝日除く）				月～金曜（祝日除く）				
中央区役所 （本庁14階）	→												○以下の申請受付・相談 ・災害弔慰金 ・災害見舞金 ・災害障害見舞金 ・災害義援金 ・被災者生活再建支援金 ・災害援護資金の貸付 ・寝具その他生活必需品の支給  ○申請書配布 ・日本財団による住宅損壊見舞金
東区役所	→												
託麻総合出張所	→				8/31閉鎖								
西区役所	→												
南区役所	→												
城南総合出張所	→				8/31閉鎖								
北区役所	→												
	→												
	→												
	→												

図表 7-4-3 専門相談窓口実施状況

相談	開設	H28 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29 1月	2月	3月	
法律相談 (弁護士)	5/17 ～	9時～16時			9時～正午								
		月～日			火・木・土			火・木					
		(祝日含む)			(祝日除く)								
法律相談 (司法書士)	10/1 ～	※5～9月は本庁1階で開催						13時～16時					
								水・金					
								(祝日除く)					
住宅融資相談	5/17 ～	9時～16時			10時～16時								
		月～日			月～土			月～金					
		(祝日含む)			(祝日除く)								
金融相談	5/17 ～ 9/30	9時～16時		10時～16時			9/30終了						
		月～日		月～金	月・木								
		(祝日含む)		(祝日除く)									
経営相談	5/17 ～ 9/30	9時～17時						9/30終了					
		月～日		月～土	火・木								
		(祝日含む)		(祝日除く)									
労働相談	5/17 ～ 8/31	9時～17時						8/31終了					
		月～日		月・水・金									
		(祝日含む)		(祝日除く)									

図表 7-4-4 生活再建支援に関する窓口の人員配置

区	職種	5月17日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	延べ人数
中央区	再任用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	事務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	看護師等	16	16	16	14	10	6	3	3	6	6	6	102
	計	18	18	18	16	12	8	5	5	8	8	8	124
東区	再任用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	事務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	看護師等	10	12	14	14	10	6	3	3	6	6	6	90
	計	12	14	16	16	12	8	5	5	8	8	8	112
託麻総合出張所 (5/26～8/31開設)	再任用	1	1	1	1								4
	事務	0	0	0	0								0
	看護師等	3	4	5	5								17
	計	4	5	6	6	0	0	0	0	0	0	0	21
西区	再任用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	事務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	看護師等	3	4	7	6	4	3	2	2	4	3	3	41
	計	5	6	9	8	6	5	4	4	6	5	5	63
南区	再任用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	事務	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	15
	看護師等	3	4	5	6	4	3	2	2	4	3	3	39
	計	5	6	7	8	6	5	4	5	7	6	6	65
城南総合出張所 (5/17～8/31開設)	再任用	1	1	1	1								4
	事務	1	1	1	1								4
	看護師等	2	3	4	4								13
	計	4	5	6	6	0	0	0	0	0	0	0	21
北区	再任用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	事務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	看護師等	3	4	6	6	4	3	2	2	4	3	3	40
	計	5	6	8	8	6	5	4	4	6	5	5	62
計	再任用	7	7	7	7	5	5	5	5	5	5	5	63
	事務	6	6	6	6	5	5	5	6	6	6	6	63
	看護師等	40	47	57	55	32	21	12	12	24	21	21	342
	計	53	60	70	68	42	31	22	23	35	32	32	468
総合相談窓口 最大人員配置数※		58	70	82	68	42	31	22	37	35	32	32	509

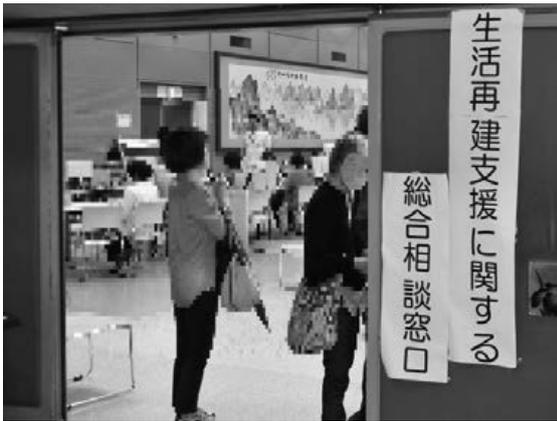
○平成28年5月17日より総合相談窓口開設（託麻総合出張所は5月26日）

○託麻総合出張所および城南総合出張所の総合相談窓口は、8月31日閉鎖

○総合相談窓口は、11月1日より生活再建支援課から各区福祉課（各区地域支え合いセンター内）へ所管変更

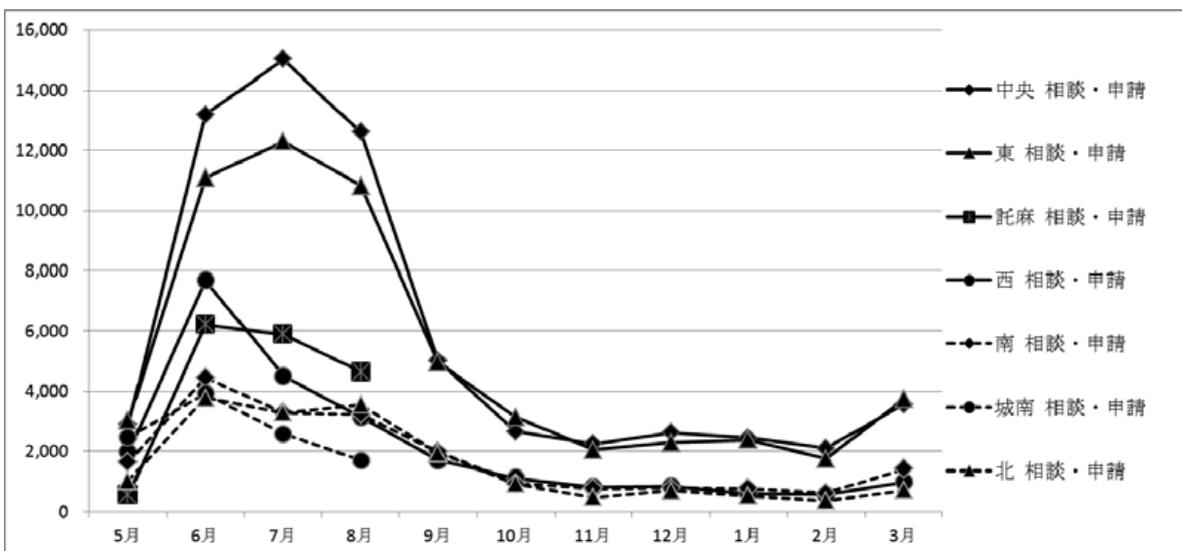
※人員配置数は月当初（5月については窓口開設日）を記載。月途中で人員の増減があったため、該当月の最大人員配置数を記載。

図表 7-4-5 総合相談窓口の様子



図表 7-4-6 生活再建支援に関する窓口の相談・申請件数

受付窓口		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央	相談・申請	2,893	13,197	15,030	12,620	4,999	2,657	2,245	2,615	2,451	2,100	3,565	64,372
	うち受理	1,340	9,116	9,182	6,285	2,985	1,877	1,681	2,011	1,739	1,374	2,677	40,267
東	相談・申請	3,021	11,091	12,293	10,832	4,948	3,144	2,049	2,288	2,384	1,744	3,748	57,542
	うち受理	1,129	6,763	7,169	6,244	2,834	1,927	1,161	1,453	1,512	871	2,161	33,224
託麻	相談・申請	551	6,207	5,884	4,643	0	0	0	0	0	0	0	17,285
	うち受理	167	3,297	3,162	2,528	0	0	0	0	0	0	0	9,154
西	相談・申請	1,978	7,678	4,509	3,144	1,692	1,114	830	855	606	567	992	23,965
	うち受理	785	5,831	3,649	2,199	1,122	707	509	634	415	308	780	16,939
南	相談・申請	1,645	4,453	3,284	3,233	1,976	947	771	781	767	630	1,417	19,904
	うち受理	469	3,415	2,832	2,711	1,694	792	604	625	547	395	811	14,895
城南	相談・申請	2,472	3,927	2,575	1,693	0	0	0	0	0	0	0	10,667
	うち受理	791	2,777	1,709	1,184	0	0	0	0	0	0	0	6,461
北	相談・申請	1,028	3,788	3,291	3,553	1,934	937	483	705	530	363	723	17,335
	うち受理	549	2,948	2,460	2,512	1,071	426	276	406	382	227	483	11,740
合計	相談・申請	13,588	50,341	46,866	39,718	15,549	8,799	6,378	7,244	6,738	5,404	10,445	211,070
	うち受理	5,230	34,147	30,163	23,663	9,706	5,729	4,231	5,129	4,595	3,175	6,912	132,680



図表 7-4-7 専門相談件数

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
法律相談（弁護士）	118	194	98	59	56	40	28	21	15	27	45	701
法律相談（司法書士）	-	-	-	-	-	8	28	11	7	14	24	92
住宅融資相談	88	187	215	172	141	98	83	69	77	87	54	1271
金融相談	63	106	56	16	10	-	-	-	-	-	-	251
経営相談	38	113	67	17	8	-	-	-	-	-	-	243
労働相談	28	51	12	11	-	-	-	-	-	-	-	102

※法律相談（司法書士）は9月までの本庁1階ロビー相談受付件数を除く。

### （3）結果・総括

総合相談窓口の開設当初、生活再建支援に関する窓口においては、支援制度内容や手続きの方法などの相談が主であった。実際に申請に至るものは4割程度であったが、その後は、広報紙などによる制度の周知、り災証明書の発行の増加等に伴い、申請に至るものは6～7割に上昇した。

申請・相談件数は、他都市職員の応援などにより家屋の被害調査やり災証明書の発行が進み、6月にピークとなった。その後、時間経過とともに減少傾向にあったが、12月から、住家の修理をした一部損壊世帯に対する災害義援金の申請受付を開始したことから、12月は若干上昇した。3月は一部損壊世帯の非課税世帯およびひとり親（児童扶養手当受給）世帯に対する災害義援金の申請受付を開始したことや、り災証明書の新規申請受付の期限としたことから、駆け込み申請も多く相談件数が前月の約2倍となった。

生活再建支援に関する窓口には、専門部署で対応する支援を含めてあらゆる相談への対応を求められる場合があったが、随時変動する支援情報の対応に追われ、被災者への支援情報の周知が追いつかないケースがあった。

また、当初、中央区（本庁14階）のり災証明書発行窓口と総合相談窓口は、同フロアにあったが、申請時に必要な住民票等の発行窓口が1階であったため、申請者が14階から1階に戻らないといけない事例が多発し、窓口設置場所が限られる中で申請に係るスムーズな動線の確保が困難であった。

加えて、り災証明書発行や住宅関係など各

種窓口が開設されたため、窓口の場所や人員、端末等機材の確保に苦慮した。このうち人員については、開設している窓口全体で調整が行われ、市民病院の看護師等でできる限り対応し、生活再建支援に関する窓口では申請・相談者数が急増した6月は、市民病院の看護師に加え、各区役所内の福祉関連の部署から応援職員を動員して対応を行った。機材についてはシステム端末が不足する窓口においては、無償貸与のパソコンで対応した。

中央区のみ応急修理などの住宅関連の窓口を設置したため、その他の区と申請受付内容に差が生じたが、各種窓口と調整し、2か月の期間限定で、中央区以外の区においても住宅関連の窓口を設置し、被災者の利便性の向上を図った。

今後も被災者の支援漏れがないよう、所管する支援制度の申請相談のほか、様々な被災者支援制度の情報提供や的確な窓口案内を行う必要がある。また、次の災害への備えとして、窓口の配置や体制等のあり方について、今回の経験をいかしながら、あらかじめ窓口を設置する場所を決めておくなど検討する必要がある。

## 2. 各種コールセンターの設置

### (1) 被災者支援情報ダイヤル

#### ①概要・経緯

発災後、市民から支援内容や相談等の問合せが増加した。各担当部署の電話回線や対応可能な職員数も限られているため、電話がつかないなどの市民からの苦情が多く寄せられた。

このことから、新たに被災者専用のコールセンターを設置することとなった。平成28年度時点で契約中であった事業者や、本市の業務委託名簿登録業者2社に委託契約の打診を行ったが、同時期に損害保険会社等の他業者のコールセンター設立が相次いだことから、人員確保がかなわなかった。そのような中、全国にコールセンターを有する事業者と平成28年4月27日、契約を締結し、翌日、4月28日からコールセンターが開設された。

開設日は、15席（東京ブース5席、福岡ブース10席）から開始し、4月29日には20席（福岡10：東京10）、4月30日には25席（福岡10：東京15）、5月1日には30席（福岡10：東京20）、5月16日は、30席のまま、東京ブースを廃止した。5月23日には40席の最大人員で対応した。その後、6月23日には30席、7月1日には15席、8月1日には10席、10月1日には5席となり、11月30日をもって、業務委託を終了した。

#### ②結果

平成28年4月28日から11月30日の期間で合計66,681件の問合せがあった。

問合せが多かった項目は、4月、5月は、り災証明書、6月から8月は、見舞金他、9月から11月は、生活支援に関わる問合せが一番多かった（図表7-4-8）。

図表 7-4-8

問合せ件数と問合せ項目の推移表（各月）

期間	件数	問合せが多かった項目		
		1位	2位	3位
4月	1,221	り災証明	住宅	生活支援
5月	12,585	り災証明	住宅	生活支援
6月	15,003	見舞金他	生活支援	り災証明
7月	12,389	見舞金他	生活支援	住宅
8月	9,919	見舞金他	生活支援	住宅
9月	6,821	生活支援	住宅	り災証明
10月	4,800	生活支援	住宅	り災証明
11月	3,943	生活支援	り災証明	住宅
合計	66,681			

### (2) り災証明発行に関するコールセンター

#### ①概要・経緯

発災後、り災証明に関する問合せが非常に多く、職員での対応が困難な状況であった。そのため、制度内容や手続き等の問合せに対応するため、り災証明に係る問合せ専用のフリーダイヤルコールセンターを設置し、5月17日から8月31日まで運用した。

コールセンター（オペレーターの執務室）は庁舎外に設置して業務にあたりるとともに、委託業者が市役所本庁舎に常駐し、業務に関する報告や本市からの要望に対応していく形態をとった。

#### ②体制

運用体制としては、5月17日から6月30日の間は管理者5～6名、オペレーター13～17名という体制だったが、問合せ件数に応じて縮小し、7月1日～31日は管理者3名、オペレーター8名、8月1日～8月31日は管理者3名、オペレーター5～6名という体制だった。

#### ③結果

問合せ内容は、り災証明に係る申請方法、必要書類、受付窓口、発行までの流れの確認等が多かった。

実績としては、開設から閉鎖までの間に合計23,750件の対応を行っており、月ごとの相

談件数の1日平均は、5月405件、6月318件、7月153件、8月109件である。

なお、閉鎖後1か月はコールセンター閉鎖の旨を自動音声アナウンスで案内したが、特に目立った混乱はなかった。

コールセンターの設置により、市職員が電話対応以外の業務に時間を割けるようになり、震災対応において非常に効果的であったと考えられる。

### (3) 水が出ない方専用コールセンター

#### ①概要・経緯

14日の前震後、約8万5千戸が断水したことから上下水道局には問合せや漏水情報に関する電話が殺到し、既存の電話回線では対応できなかった。また、本来応急給水や復旧に従事する職員が電話対応に追われるなど混乱が生じたことから民間のコールセンター設置を検討することとなった。

4月20日には受託可能と思われる業者の調査を開始、市内の業者に確認を行うも対応が難しいとの返答であったため、21日には本市東京事務所にも協力を依頼し受託業者の情報収集を行った。その結果、対応可能な業者と22日には委託契約を締結、24日から「水が出ない方専用コールセンター」を開設した。

#### ②結果

水が出ない方専用コールセンターは4月24日から5月31日まで開設され、7,432件の対応を行った。

問合せ内容は、4月30日の市内全域での水道水供給までは、「いつになったら水は出るのか」、「隣の家は水が出ているのに、なぜうちには出ないのか」といった、水道水供給の時期や供給できない理由等の問合せが多かったが、水道水供給後の5月上旬からは、漏水箇所等に関する情報提供や、断水期間中の水道料金等の減免などの問合せが多くなっていった。

#### ③効果

コールセンターを設置することにより、応急給水や復旧作業に職員を充てることのできるといった効果はあったが、今回の震災では14日の前震からコールセンター設置まで10日の時間を要したことから、今後は発災後速やかに民間等によるコールセンターが設置できるよう検討を行う必要がある。

### (4) 平成28年熊本地震学校教育緊急ダイヤル

#### ①概要・経緯

熊本地震の発生後、市立小中学校は全て休校となり、再開の準備が整った学校から順次再開し、5月10日には全市立小中学校が再開した。

本市では、学校再開に伴い、熊本地震によって発生した学校教育問題について保護者等からの相談・問合せが増えることを想定して、電話相談窓口「平成28年熊本地震 学校教育緊急ダイヤル」を教育委員会内に設置し、保護者等の抱える課題や不安の解消を図った。

#### ②体制

「平成28年熊本地震 学校教育緊急ダイヤル」は、以下の体制で保護者等の相談にあたった。

図表 7-4-9 学校教育緊急ダイヤルの体制

開設期間	平成28年5月13日～6月17日
開設場所	教育委員会総合支援課内
開設時間	9時～17時（学校休業日）
相談方法	電話
相談員	4名（非常勤嘱託員）

なお相談員に関しては、平成28年7月から開始予定であった「学校教育コンシェルジュ」として選定していた非常勤嘱託員をあてることとした。

### ③結果

当ダイヤルは開設準備期間が短く、市民への周知を十分行う前に開設したことから、相談件数は65件にとどまった。相談内容としては、子どもの心のケアに関するものが最も多く、その他、施設の安全性や転出入の手続きなどの問合せが寄せられた。

## 3. 各種相談窓口の設置

### (1) 熊本地震に関する法律相談（弁護士）

#### ①概要

本庁 14 階大ホールに設置した総合相談窓口の1つのブースとして弁護士による無料法律相談窓口を設置した。

設置については、熊本県弁護士会に依頼した。5～6月は午前6枠、午後6枠の1日12枠を毎日、7月以降は午前中6枠のみに変更し、7月は毎日、8月は祝日を含む火曜・木曜・土曜日、9月と10月は祝日を除く火曜・木曜・

土曜日、11月以降は祝日を除く火曜・木曜日に実施した。

契約等については、5～6月、7月の平日（祝日含む）、平成29年1月以降は熊本県弁護士会へ委託、7月の土曜・日曜日と8～12月までは独立行政法人国民生活センターから専門家派遣（消費者庁の専門家派遣事業）で実施した。

#### ②相談件数・内容

弁護士による法律相談は、建物やブロック塀等の倒壊によるトラブルなどの土地建物の相談や、借主・貸主による立ち退きなどの借地借家の相談が多かった。他にも隣家解体での自宅損壊に関する相談や補修の契約に関する相談などもあった。月ごとの平均件数をみると開設当初の5月が最も多く7.9件であった。5月17日から3月31日の間で155日間実施し、全体で701件の相談を受けた。

図表 7-4-10 法律相談（弁護士）件数

月	項目別									相談者 人数	実施 日数	実施枠	平均 件数
	土地 建物	金銭 貸借	相隣 関係	借地 借家	損害 賠償	慰謝料	多重 債務	その他	項目別 延べ				
5月	31	3	19	49	11	0	3	12	128	118	15	180	7.9
6月	55	5	31	68	11	0	10	28	208	194	30	360	6.5
7月	27	2	8	43	3	0	4	11	98	98	31	186	3.2
8月	13	0	8	22	0	0	2	14	59	59	13	78	4.5
9月	9	0	9	25	3	0	4	7	57	56	12	72	4.7
10月	9	1	6	16	1	0	2	5	40	40	13	78	3.1
11月	6	0	0	15	2	0	0	5	28	28	8	48	3.5
12月	10	1	0	7	0	0	0	3	21	21	8	48	2.6
1月	4	0	0	5	2	0	1	3	15	15	8	48	1.9
2月	11	1	1	11	2	0	0	6	32	27	8	48	3.4
3月	18	1	4	11	2	0	1	8	45	45	9	54	5.0
計	193	14	86	272	37	0	27	102	731	701	155	1200	4.5

## (2) 熊本地震に関する法律相談(司法書士)

### ①概要

熊本地震で被災した方の法律的な解釈を必要とする相談に対応するため、熊本県司法書士会会員による無償での法律相談を5月11日から本庁1階ロビーで開始し、その後、5月23日からは各区役所でも相談窓口を開設し、祝日を除く毎週水曜・金曜日に実施した。また、金融相談・経営相談が本庁14階での相談受付を9月30日までで終了したことに伴い、10月1日からは法律相談(司法書士)を総合相談窓口の1つとして本庁14階に移して実施した。

### ②相談件数・内容

本庁での司法書士による法律相談は、自己所有の家屋倒壊に関する相談が最も多く、次いで、借主・貸主による立ち退きの相談となっている。また、相談者を年代別にみると60歳以上が全体の58%を占めている。窓口相談は5月11日から3月31日までの81日間で290件の相談を受け、1日あたりの相談件数は3.58件であった。

各区役所(中央区以外)での相談件数は、292件であった。

図表 7-4-11 法律相談(司法書士) 件数

月	項目別(民事)						項目別(家事)				項目別(生活・その他)					項目別 延べ	相談者人数			実施場所	
	相続 関係	借地 借家	不動産 登記	会社個 人事業	売買 請負	裁判手 続説明	相続 関係	家事 関係	後見 関係	調停手 続説明	暮らし 消費者	行政	雇用 関係	保険	税務 関係		その他	本庁舎 中央区	区役所		合計
5月																					
6月	36	31	34	1	6	1	18	3	4	0	12	15	2	2	1	7	173	57	49	106	本庁舎 東・西・南区役所
7月	31	20	20	4	0	0	14	0	2	0	6	14	1	1	5	4	122	49	41	90	本庁舎 東・西・南区役所
8月	23	28	19	0	4	2	16	3	1	0	2	6	1	2	3	1	111	48	33	81	本庁舎 東・西・南区役所
9月	25	18	23	1	3	0	11	0	1	1	5	2	0	0	3	2	95	44	32	76	本庁舎 東・西・南区役所
10月	7	7	8	0	0	0	16	1	1	0	4	6	0	0	2	2	54	8	26	34	本庁舎 東・西・南・北区役所
11月	11	12	20	1	0	0	8	2	2	0	7	7	1	0	2	1	74	28	30	58	本庁舎 東・西・南・北区役所
12月	6	12	5	0	1	1	7	0	0	0	1	1	0	0	0	2	36	11	17	28	本庁舎 東・西・南・北区役所
1月	7	5	4	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	1	3	24	7	12	19	本庁舎 東・西・南・北区役所
2月	10	2	16	0	1	0	12	3	0	0	1	2	1	0	1	2	51	14	23	37	本庁舎 東・西・南・北区役所
3月	7	4	21	0	2	0	8	2	1	0	4	2	0	0	3	1	55	24	29	53	本庁舎 東・西・南・北区役所
計	163	139	170	7	17	4	112	14	12	1	43	56	6	5	21	25	795	290	292	582	

※法律相談(司法書士)は9月まで本庁1階ロビー、10月から14階総合相談窓口にて受付

## (3) 住宅融資相談

### ①概要

本庁14階大ホールに設置した総合相談窓口の1つのブースとして住宅融資相談窓口を設置した。災害復興住宅融資の制度案内、資金計画シミュレーションの実施、資金計画のアドバイス等を行った。

設置については、住宅金融支援機構の協力を得て無償で実施した。5~8月は毎日、9月は祝日を除く月曜から土曜日、10月以降は祝日を除く月曜から金曜日に、合計233回実施した。また、東区役所では7~3月まで合計

96回(10~3月は週2回)、南区役所では6~3月まで合計101回(10~3月は週2回)、西区役所では8~10月まで合計12回(8~9月は週2回、10月は週1回)、北区役所では8~10月まで合計11回(8~9月は週2回、10月は週1回)実施した。

### ②相談件数・内容

住宅融資相談窓口での相談は、災害復興住宅融資の制度内容、具体的な手続き、申込方法等に関する相談が多かった。月ごとの相談件数をみると、8月が最も多く406件の相談が

あった。中央区（本庁14階大ホール）での相談は5月17日から3月末までは1,271件、1日あたりの相談件数は5.5件で、中央区以外での相談件数は669件であった。

**図表 7-4-12 住宅融資相談件数**

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央区	88	187	215	172	141	98	83	69	77	87	54	1,271
東区	-	-	11	100	65	30	31	16	27	27	12	319
西区	-	-	-	8	15	6	-	-	-	-	-	29
南区	-	7	18	117	66	26	21	12	8	16	5	296
北区	-	-	-	9	10	6	-	-	-	-	-	25
合計	88	194	244	406	297	166	135	97	112	130	71	1,940

#### (4) 金融相談

##### ①概要

本庁 14 階大ホールに設置した総合相談窓口の1つのブースとして金融相談窓口を設置した。

設置については、株式会社肥後銀行の協力を得て無償で実施した。5～6月は毎日、7月は祝日を除く月曜から金曜日、8～9月は祝日を除く月曜・木曜日で実施し9月末で終了した。

##### ②相談件数・内容

金融相談窓口での相談は、熊本地震により新たな住宅ローンの相談やローンの組替え、返済に関する相談が多かった。高齢者からは生活資金の貸付けに関する相談もあった。月ごとの相談件数をみると、6月が最も多く106件の相談があった。窓口の相談は5月17日から9月30日の間で79日間実施したが、全体で251件の相談を受け、1日あたりの相談件数は3.17件であった。

**図表 7-4-13 金融相談件数**

項目	5月	6月	7月	8月	9月	合計
金融相談	63	106	56	16	10	251

#### (5) 熊本地震に関する特別経営相談

##### ①概要

本庁14階大ホールに設置した総合相談窓口

の1つのブースとして特別経営相談窓口を設置した。主に熊本地震により事業所が被災し、事業継続に困難が生じた事業主や被雇用者に対して、国が実施した補助金、特例措置等の案内や、経営再建に向けた取組について継続的なアドバイスを行った。

設置については、熊本県よろず支援拠点、ビジネス支援センターに依頼し覚書締結により無償で実施することとなり、5月17日から9月30日の期間設置を行った。5月17日から6月30日までは毎日、7月1日から31日は祝日を除く月曜から土曜日、8月1日から9月30日までは祝日を除く毎週火曜・木曜日で実施した（全日程9時から17時の時間で実施）。

##### ②相談件数・内容

特別経営相談窓口での相談は「助成金・補助金」に関する相談が最も多く、115件（全体の47.3%）の相談があった。また、月ごとの相談件数をみると、6月が最も多く113件（全体の46.5%）の相談があった。窓口相談は5月17日から9月30日の間で87日間実施をしたが、全体で243件の相談を受け、1日あたりの相談件数は2.79件であった。

**図表 7-4-14 特別経営相談窓口相談内訳**

相談内容	総件数	割合	5月	6月	7月	8月	9月
事業再建計画	24	9.9%	10	11	2	1	0
販路拡大・売上回復	34	14.0%	6	15	8	4	1
独立・開業	12	4.9%	4	4	2	2	0
債務整理・返済	3	1.2%	1	0	2	0	0
融資・借入	27	11.1%	6	9	7	2	3
助成金・補助金	115	47.3%	7	59	40	5	4
減免・一部免除	5	2.1%	0	5	0	0	0
その他	23	9.5%	4	10	6	3	0
合計	243	100.0%	38	113	67	17	8

#### (6) 熊本地震に関する特別労働相談

##### ①概要

特別労働相談窓口（雇用関係）も本庁14階の総合相談窓口の1つとして設置を行い、主に熊本地震により事業所が被災し、休業又は退

職を余儀なくされた、あるいは労使上問題が生じた事業主や被雇用者に対して、国が実施した特例措置の案内や、労使上の問題について、労働基準法にのっとり適切なアドバイスをを行った。

設置については、熊本県社会保険労務士会に業務委託をし、5月17日から8月31日の期間設置を行った。5月17日から6月30日までは毎日、7月1日から8月31日は祝日を除く毎週月曜・水曜・金曜日で実施した（全日程9時から17時の時間で実施）。

## ②相談件数・内容

特別労働相談窓口での相談は、「雇用保険・助成金」に関する相談が最も多く、55件（全体の53.9%）の相談があった。また、月ごとの相談件数をみると、6月が最も多く51件（全体の50.0%）の相談があった。窓口の相談は5月17日から8月31日の間で71日間実施をしたが、全体で102件の相談を受け、1日あたりの相談件数は1.44件であった。

図表7-4-15 特別労働相談窓口相談内訳

相談内容	総件数	うち 事業者	うち 被雇用者	割合	5月	6月	7月	8月
就業規則・労働契約	1	1	0	1.0%	1	0	0	0
人事・配置転換・ 出向等	3	0	3	2.9%	1	2	0	0
貸金・割増貸金・ 退職金	6	2	4	5.9%	0	5	0	1
労働時間・休日・ 休暇	1	0	1	1.0%	1	0	0	0
退職・解雇	9	0	9	8.8%	4	3	0	2
安全衛生・労災事故 ・労災補償	1	0	1	1.0%	0	1	0	0
雇用保険・助成金	55	40	15	53.9%	13	26	9	7
社会保険・年金	4	0	4	3.9%	1	2	0	1
その他	22	11	11	21.6%	7	12	3	0
合計	102	54	48	100.0%	28	51	12	11

## （7）被災した中小企業への経営・融資相談

くまもと森都心プラザではビジネス支援センターを設置し、平時から経営等の相談を受け付けているが、熊本地震の発生により、4月19日から9月30日の間、熊本地震により被害にあった中小企業者に対する、融資・経営相談の支援窓口をビジネス支援センター内に設置した。

窓口では、本市の融資制度のほか、熊本県や日本政策金融公庫等の融資制度についても情報提供を行った。

図表7-4-16 相談内訳

	電話	面談	金融 機関	合計
4月	89	25	5	119
5月	121	30	5	156
6月	37	15	1	53
7月	23	11	1	35
8月	16	3	0	19
9月	4	2	0	6
合計	290	86	12	388

## （8）グループ補助金相談窓口

熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）については、県において受付等を行うが、本市でも県と連携し、グループ補助金の説明会や相談窓口の設置を行った。

説明会は県との共催で、6月27日から7月1日に各区で計8回（中央区：2回、東区：2回、西区：2回、南区：1回、北区：1回）実施し、225名（中央区：46名、東区：60名、西区：38名、南区：53名、北区：28名）の事業者が参加した。

また、6月27日から本庁8階の産業振興課にグループ補助金申請に伴う相談窓口を設置し、制度内容やグルーピング、申請書記載方法、添付書類関係など、手続きに関する相談を受け付けた。平成29年3月31日までに122件の相談があった。

## （9）オンブズマン

### ①オンブズマンの対応

オンブズマン事務局では発災直後の4月15日から通常どおり苦情相談業務が実施された。通常と変わりなく、オンブズマン2名、事務

局長1名、主幹1名、専門調査員3名、相談員1名の計8名の体制で運営された。

通常の苦情相談のほか、震災対策として、被災者支援制度に係る最新情報を事務局内で収集、共有し、事務局に問合せのあったものについては、担当部署を紹介した。

解決を急ぐ相談については、オンブズマン制度による苦情処理の方法では、3、4か月かかるため、相談者の申立ての意向を確認しながら、適宜、担当課と直接交渉を行うように仲介した。結果、申立て後の取下件数が増加した。

また、市の機関が震災対応に追われていたために、市からの回答期限を通常の2週間から1か月への延期や、ヒアリングを省くなどの負担軽減の配慮を行った。

## ②実績

4月18日以降、平成29年3月末日まで、主に災害関連の苦情相談を延べ117件（電話94件、来室20件、インターネット3件）あった。内容的には、被災家屋の解体・撤去、宅地・擁壁補修支援、り災証明に関する苦情が多かった。

平成29年3月末日までの苦情相談のうち、14件の苦情申立てを受け付け、処理をした。

### （10）市消費者センター

#### ①消費者センターの対応

4月14日の前震後は、本市別館（駐輪場5階）での業務の継続が危ぶまれたが、早急な復旧作業によって、15日には通常業務を継続することができた。加えて、震災関連の相談対応およびトラブルを未然に防止するため、特別相談窓口の開設や消費者への注意を促す広報活動を中心に業務を継続した。

#### ②相談体制

被災者の不安解消のため、通常の相談を拡充して、特別相談窓口等を開設した。

相談方法は、電話又は来所で受け、相談員は、消費者センターの8人の非常勤嘱託相談

員（消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員のいずれの資格を有する専門相談員）が1日6～8人のシフトを組んで対応した。

区役所（東西南北）で行ってきた出張相談は、各区の会議室が避難所となり使用不能となったため、4月21日から6月末日まで休止した（南区は、翌年2月1日から城南総合出張所で再開）。

5月4、5日には消費者センター緊急相談窓口を開設した。

5月14、21、28日には消費者センター土曜特別相談窓口を開設した。

さらに、消費者庁から災害対応経験のあるベテランの消費生活相談員の派遣を依頼し、6月13日から7月22日まで、週3日、6週にわたり、延べ18日間、公益社団法人全国消費者生活相談員協会所属の相談員が派遣された。

また、独立行政法人国民生活センターへ協力を要請し、4月28日に熊本地震被災者を対象としたフリーダイヤル「熊本地震消費者トラブル110番」を開設し、7月14日までの毎日、市と提携して相談対応を行った。

## ③相談実績

地震発生後から地震関連の相談件数が増加し、4月25日には、1日の相談件数が62件と最高の相談件数を記録した。週単位での相談件数では、ゴールデンウィーク後の4週目（5月6日～12日）に、総相談件数254件と最も高く、その内、地震関連の相談件数が152件と約60%を占めた。発災後からゴールデンウィークまでの相談件数の約7～8割が地震関連のものであったが、5月下旬になると地震関連以外の相談も徐々に増え、通常の相談内容に移行していった。12月末には地震関連の相談件数は約1割となった。

地震発生から12月末日までの（出張相談を含む）相談件数は、5,175件で、その内、地震関連の相談件数が1,624件で、全体の31.4%となっていて、昨年と同時期と比較すると656件増加した。

#### ④相談内容

震災関連の相談電話は地震発生後1週間後に第1のピークを迎えた。4月28日の「被災者支援ダイヤル」が開設されるまでは、消費者相談の範囲を超えて、「水が出ない」、「り災証明書や支援金はどこでもらえるのか」、「ブルーシートがほしい」など行政サービス全般の相談や近隣関係のトラブルなどの相談が大半を占めた。

第2のピークは、ゴールデンウィーク後の4週目(5月6日～12日)にあり、4月末以降は、賃貸借住宅や、建物工事、建物修理等の住宅に関する契約トラブル等の相談が増加した。地震発生後7週目(5月27日～6月2日)には、地震関連相談の半数以上が、賃貸借住宅や住宅工事、修理等の相談が占めた。

#### ⑤啓発活動

4月15日、市公式フェイスブックで消費者トラブルについて注意を喚起した。

4月22日、「市政だより臨時版」に消費者トラブルに関する記事を掲載した。

5月16日、各避難所に消費者センターの案内チラシ配付の手配をした。

5月17日、「平成28年熊本地震被災者支援制度(支援メニュー)」に消費者センター相談窓口として追加記載された。

5月下旬、市政だより6月号に、窓口案内情報、「その他よくあるQ&A」欄に消費者トラブル事例等の情報を掲載した。

6月4日、「熊本市生活支援のための避難所だより第1号」に消費者トラブル注意報を掲載し、以降、県と連携して、各避難所に「消費者トラブル注意報」を随時配付した。

6月23日、独立行政法人国民生活センターの協力で「震災消費者トラブル注意報No.1～3」を発行し、各避難所へ配付手配した。

平成29年1月6日、「消費者トラブル事例集」を作成し、仮設住宅等入居者へ配付、町内回覧するとともに、市HPに掲載した。

#### ⑥今後の課題

##### (ア) 緊急時の相談体制の整備

センターの施設が使用不能となった場合、代替施設が確保できたとしても、消費生活相談の範囲が広いと、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム・独立行政法人国民生活センターと全国の消費者生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)や相談に対応するために必要な情報を取り出すことができず、相談対応が困難となることも想定される。不測の事態に備えて、国、県、近隣市町村と消費生活相談の連携体制を構築する必要がある。

##### (イ) 消費生活相談員の確保

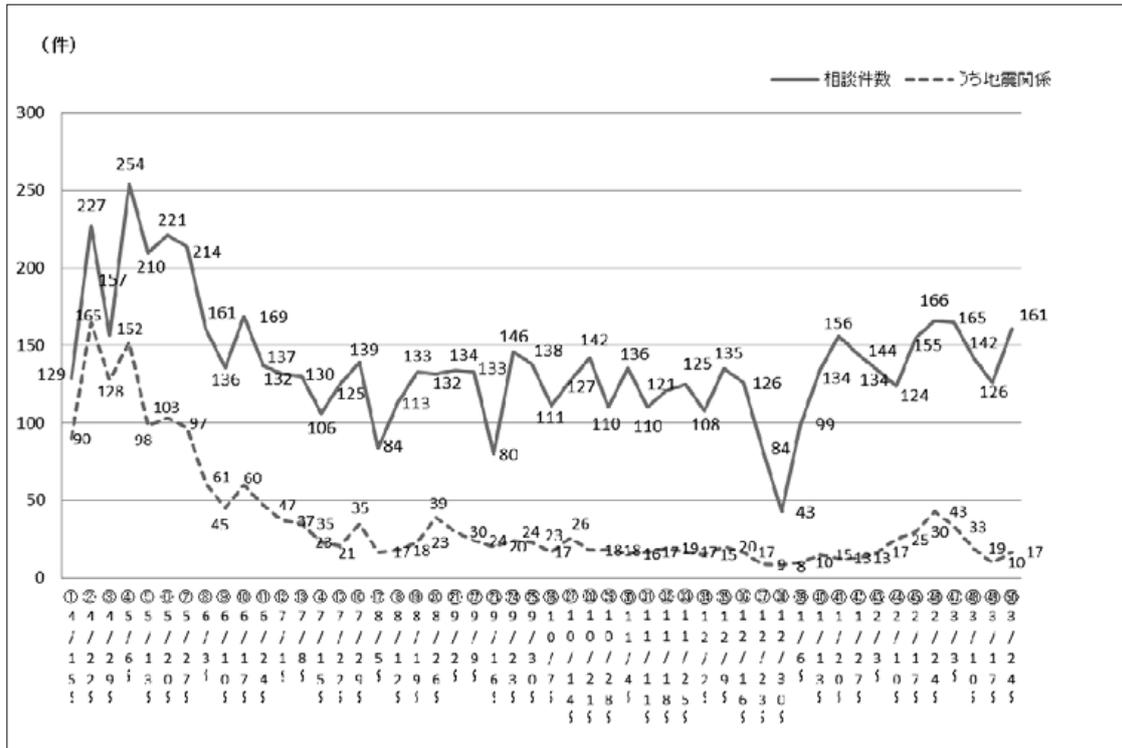
大規模災害時は、職員および消費生活相談員等と連絡が取れずに初動の相談体制が取れず、十分な市民サービスが提供できないおそれがある。日頃から、非常時を想定した緊密な連絡体制を構築し、緊急時の相談体制についても共通理解を確認しておく必要がある。

また、相談員確保のために、独立行政法人国民生活センター、国、県、近隣市町村との連携体制を構築する必要がある。

##### (ウ) 各相談機関との連携

災害時は通常時と違った様々な相談が寄せられるために、より一層、弁護士会をはじめ民間団体等との連携が必要であり、非常時の相談対応の整備に向けたネットワークの構築が必要である。

図表 7-4-17 熊本地震発生後の消費者センター相談件数推移



#### 4. 被災者・避難者への情報提供

##### (1) 避難所における情報提供

発災（前震・本震）直後は、混乱の中、飛び交う災害情報・支援情報の整理を行いつつ、熊本地震の被災者全般に向けて、主に市HP、フェイスブック等のSNS、市長記者会見や報道機関を通して災害情報・支援情報の発信を行っていたが、紙媒体での広報も同時に準備を進め、指定避難所の避難者に対して、最初に庁内4課（広報課・財政課・総務課・政策企画課）連携で被災者支援制度を冊子として発刊し、そのほか、必要に応じて新たな災害・支援情報紙を作成し、避難所への周知を図った。

##### ■被災者支援制度（冊子：第1版～第7版）

- ・配布先（設置場所）：避難所、各区役所、総合出張所、出張所
- ・期間：平成28年4月28日～
- ・発行部数：130,500部～
- ・内容：被災者支援制度等について、制度概要・手続方法・問合せ先等の詳細をまとめたもの。

図表 7-4-18 被災者支援制度第6版

第6版 C

平成28年熊本地震被災者支援制度  
(H28.8.15 現在の支援メニュー)

お問い合わせは  
被災者支援情報ダイヤル  
**0120-013-572**  
午前9時～午後8時(土・日・祝日含む)  
FAX 096-323-0550(24時間受付)

被災家屋解体ダイヤル  
**0120-946-153**  
午前9時～午後6時(土・日・祝日含む)

**熊本市**  
Kumamoto City

#### ■弁護士会ニュース（チラシ：第1版・第2版）

- ・配布先（設置場所）：避難所、各区役所、総合出張所、出張所、広報課
- ・期間：平成28年5月6日～
- ・発行部数：100,000部
- ・内容：震災後に役立つ法制度等の紹介

図表 7-4-19 弁護士会ニュース第1号

**熊本市弁護士会ニュース<災害Q&A>**

発行：熊本市弁護士会  
発行日：平成28年5月6日  
発行部数：100,000部  
発行時間：5月6日(土) 午前9時～午後8時

**1 支援制度概要**

○災害被害者とは何か、これがあつたらどうなるのか。  
被災者とは、自然災害により生命・身体・財産に被害を受けた者、被災者となるもの。被災者となるものは、被災者となるもの。被災者となるものは、被災者となるもの。

○災害被害者とは何か、これがあつたらどうなるのか。  
被災者とは、自然災害により生命・身体・財産に被害を受けた者、被災者となるもの。被災者となるものは、被災者となるもの。被災者となるものは、被災者となるもの。

○被災者の生活費がどうなるのか。  
被災者の生活費は、被災者の生活費である。被災者の生活費は、被災者の生活費である。被災者の生活費は、被災者の生活費である。

○被災者の生活費がどうなるのか。  
被災者の生活費は、被災者の生活費である。被災者の生活費は、被災者の生活費である。被災者の生活費は、被災者の生活費である。

**4 被災者支援**

○被災者の生活費がどうなるのか。  
被災者の生活費は、被災者の生活費である。被災者の生活費は、被災者の生活費である。被災者の生活費は、被災者の生活費である。

○被災者の生活費がどうなるのか。  
被災者の生活費は、被災者の生活費である。被災者の生活費は、被災者の生活費である。被災者の生活費は、被災者の生活費である。

■避難所だより (チラシ: 第1版~第5版)

- ・配布先(設置場所): 避難所および市外避難者名簿に登録のある避難者
- ・期間: 平成28年6月4日~8月22日
- ・発行部数: 10,000部
- ・内容: インターネットによる情報収集が困難な避難所における支援制度等の周知のためのもの。

図表 7-4-20 避難所だより第1版

**熊本市 生活支援のための 避難所だより**

<随時発行>  
第1号  
平成28年6月4日  
熊本市 復興部

**1 災害義援金の申請受付開始 受付開始日:6月1日~**

平成28年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金の申請受付を開始しました。熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準に従って配分します。

<対象者>  
◆災害義援金は、災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金の対象及び申請者と同一となります。  
◆災害義援金の申請にあたっては、事前又は同時に災害見舞金等の請求を行ってください。  
(災害見舞金等の請求では、それぞれ必要となる書類をご用意ください。)

<申込方法>  
◆窓口  
9:00~18:00(当番の間 土・日・祝日含む)  
・熊本市役所14階大ホール  
・東区役所、託麻総合出張所  
・西区役所  
・南区役所(アスナル富合)、城南総合出張所  
・北区役所  
◆必要なもの(災害見舞金等を申請済み又は同時申請の場合)  
・平成28年熊本地震災害義援金申請書 ※申請書には印鑑(認印可)が必要です。  
※申請書は、申請窓口でお渡しするほか、熊本市ホームページからダウンロードできます。  
<お問合せ>  
0120-013-572 (被災者支援情報ダイヤル)

**義援金の配分対象及び第1次配分額** (※平成28年6月3日時点)

被災区分	配分金額			要件	
	県1次配分	市1次配分	合計額		
人的被害	死亡者	20万円	2万円	22万円	災害弔慰金の対象と同一
	重傷者	2万円	0.2万円	2.2万円	一連の地震により1月以上の治療を要する場合
住家被害	全壊	20万円	2万円	22万円	災害見舞金の全壊と同一
	大規模半壊	10万円	1万円	11万円	災害見舞金の半壊と同一
	半壊				

**2 雇用促進住宅の募集 募集期間:6月7日~6月10日**

家庭が被害を受け、住宅に居住できなくなった方々に、緊急避難先として一時的に提供される雇用促進住宅の空戸565戸(うち熊本市内200戸)の募集があります。

<条件等>  
◆入居対象者...熊本県内に住宅を有し、地震により住宅に居住できなくなった方  
◆家賃等負担金  
・免除となるもの...家賃、敷金、駐車場使用料(1台限り)、連帯保証人  
・負担が必要なもの...光熱水費、共益費  
◆入居期間...入居日から6ヶ月以内

<申込方法>  
上記募集期間中に、熊本市役所12階会議室(しごとづくり推進室 096-328-2377)で申請又は郵送による申請

◆必要なもの  
・雇用促進住宅入居申請書(様式1号)  
・引証明書(後日提出可)

<お問合せ先>  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
TEL. 043-213-6601

◆お問合せ・郵送先  
〒810-0012  
福岡県福岡市中央区白金2-11-9 CR福岡がらBF  
一般財団法人SK総合住宅サービス協会九州支所  
TEL. 092-534-1600

**3 消費者トラブル注意報**

地震発生後、熊本県消費生活センター及び熊本市消費者センターには様々な相談が寄せられています。契約を結ぶ場合は、慌てずに、工事の内容等を確認し、見積書を複数の事業者から取るなど、慎重に対応してください。不明な点があれば、消費生活センターまたは市消費者センター等に相談してください。今回の地震にあたり、実際にあったケース

地震で自宅の屋根瓦が損壊して、ブルーシートで必急措置をしていたら、業者が突然訪ねてきて、しつこく勧誘された。また、おたどうしたらよいのだから?

**消費者へのアドバイス**  
訪問販売においては、消費者が当該契約を締結しない旨の意思を示した場合、再び契約の勧誘をすることは特定取引法により禁止されています。それでも勧誘するようであれば、「事業者名」、「連絡先」、「担当者」を確認のうえ、消費生活センターや各市町村消費生活センター・相談窓口あるいは警察にご連絡ください。  
また、断るときは、「いいです。」「や「結構です。」とあいまいに断るのではなく、「お断りします。」と明確に伝えましょう。  
最近携帯電話に「あなたに義援金を支払いたい。金融機関の口座番号、氏名、住所、生年月日を返信してほしい」というメールが送られてきた。信じてよいか。

**消費者へのアドバイス**  
義援金にかかわらず、「お金をあげる。」等の不審なメールを受信したら、不用意に個人情報を伝えることはやめよう。有料サイトへ誘導され、有料コンテンツを買わせられ、気づいた時には高額な利用料を支払われたなどの被害が多数報告されています。不審なメールが続くようであれば、迷惑メールブロック機能等の使用や、メールアドレスの変更を検討しよう。

消費生活に関するトラブルや疑問がありましたら、下記にご相談ください。  
熊本県消費生活センター 相談電話096-383-0999  
平日:午前10時~午後6時(相談は午前9時~午後5時まで) 土・日・祝 午前9時~午後5時(電話相談のみ)  
熊本市消費者センター 相談電話 096-353-2500  
平日:午前10時~午後5時(無料相談)  
熊本市消費生活センター 熊本地震消費生活センター 0120-7934-48  
土・日・祝日を含む毎日!午前10時~午後4時まで(※お電話の方は、03-5793-4110(有料)までご利用ください。)

■被災者生活支援情報(冊子: 第6版~第11版)

- ・配布先(設置場所): 避難所、各区役所、総合出張所、出張所、総合相談窓口、市外避難者名簿に登録のある避難者
- ・期間: 平成28年8月22日~
- ・発行部数: 12,000部~
- ・内容: 徐々に避難所が閉鎖される中で、避難所だよりの名称を変更したもの。主に被災者支援制度に関するもの。

図表 7-4-21 被災者生活支援情報第6版

**熊本市 被災者生活支援情報**

<随時発行>  
第6号  
平成28年8月22日  
熊本市 復興部 復興総務課  
TEL. 096-328-2971  
FAX 096-324-1713

**1 被災者支援制度の窓口を変更します**

(1) 総合相談窓口・り災証明書(住家)窓口

- ・災害弔慰金の支給
- ・災害障害見舞金の支給
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・り災証明書(住家)の発行
- ・災害義援金の支給
- ・災害見舞金の支給
- ・災害義援金の貸付

9月1日より、各区役所の総合相談窓口及びり災証明書(住家)窓口の開設日を **月曜~土曜(祝日を除く)** に変更します。  
**託麻総合出張所・城南総合出張所**の総合相談窓口及びり災証明書(住家)窓口の開設は、**8月31日をもって終了**します。  
【お問合せ先】被災者支援情報ダイヤル: 0120-013-572

(2) 被災住宅の応急修理・みなし応急仮設住宅の申請窓口

- ・被災住宅の応急修理
- ・民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供(みなし応急仮設住宅)

9月1日より、市役所14階の窓口開設日を **月曜~土曜(祝日を除く)** に変更します。  
**8月8日から9月30日の間(月曜~金曜)(祝日を除く)**は、東区役所、西区役所、アスナル富合(南区役所となり)、北区役所にも申請窓口を開設します。  
【お問合せ先】  
(被災住宅の応急修理)  
被災住宅の応急修理ダイヤル: 096-328-2118  
(みなし応急仮設住宅)  
建築政策課: 096-328-2438

(3) 被災家屋等の解体・撤去の予約券配付窓口

- ・被災した家屋等の解体・撤去

区役所等での予約券の配付は、**8月31日をもって終了**します。  
9月1日以降は、**10月31日までの間に、被災建築物残骸運搬(熊本市役所本庁舎7階)**で、配付を行います。  
【お問合せ先】被災家屋解体ダイヤル: 0120-946-153

- 被災者生活支援ガイドブック（リーフレット：6月～7月版）
- ・配布先（設置場所）：避難所、各区役所、総合出張所、出張所、県内の一部コンビニエンスストア、総合相談窓口、市外避難者名簿に登録のある避難者
- ・期間：平成28年5月25日～（6月版～7月版）

- ・発行部数：88,000部
- ・内容：主要な被災者支援制度について、制度の存在を周知し、市民一人ひとりが「困っていること」から受けることができる制度を見つけやすくするためのもの。外国語版（英語版・中国語版・韓国語版）も作成し、HPに掲載。

図表 7-4-22 被災者生活支援ガイドブック 6月版

**被災者支援制度** ●各支援制度の詳細内容は、被災者支援制度一覧(裏面)の説明をご覧ください。被災者支援情報ダイヤル ☎0120-013-572にお問い合わせください。

平成28年6月版 A

<p><b>地震による死亡・ケガ</b></p> <p>被災者生活支援ガイドブック</p>	<p><b>家・家財が被害を受けた</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新たに安心できる家を探したい</li> <li>●建て直し/修理したい</li> <li>●生活必需品が必要</li> <li>●片付けたい</li> </ul>	<p><b>税の支払いに関すること</b></p>	<p><b>医療・年金・介護・保育料等の支払いに関すること</b></p>
<p>受けられる可能性のある支援</p>			
<p><b>災害弔慰金</b> ●③ 熊本地震により亡くなった方のご遺族に災害弔慰金を支給します。 【問い合わせ先】 災害弔慰金 ●④ 地震によりお亡くなりになった方を支援するために災害弔慰金を支給します。 【問い合わせ先】生活再建支援課 ☎0120-013-572</p>			
<p><b>被災証明(住家)</b> (住居被害住宅を含む) 今回の熊本地震に伴う住居(住居被害住宅を含む)の被害について、被災証明書の発行手続きを行います。 ※罹災証明書の発行に必要となる場合があります。 ※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。 【問い合わせ先】 り災証明発行に関するコールセンター ☎0120-237-034 (手帳式) 1.全壊、大規模半壊、半壊 2.一部壊壊 冠区ごとの受付時間 (※状況が分かる専員又は専任職員が対応します) 【問い合わせ先】</p>			
<p><b>生活必需品が必要</b> 被災者生活再建支援金の支給 ●⑥ 住宅が全壊(大規模半壊)の被害を受けた被災者に対し、生活再建の支援金を支給します。 【問い合わせ先】生活再建支援課 ☎0120-013-572</p>			
<p><b>生活必需品の支給</b> ●⑩ 【問い合わせ先】 福祉用具(高齢者・障がい者)の再購入・再給付 ●⑪ 【問い合わせ先】 高齢者福祉課 ☎328-2347 障がい福祉課 ☎328-2519</p>			
<p><b>建て直し・修理したい</b> 被災者生活再建支援金の交付 ●⑤ 世帯の状況や被害の程度に応じて、災害補償資金の交付を行います。 【問い合わせ先】生活再建支援課 ☎0120-013-572</p>			
<p><b>新たに住む場所を探したい</b> 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供 ●⑧ 民間賃貸住宅を市が借り上げます。 ※物件はご自身で探していただきます。 【問い合わせ先】 民間賃貸住宅借上げ課 ☎328-2438 住宅再建支援課 ☎328-2973</p>			
<p><b>片付けたい</b> 災害ボランティアの派遣 車の中の片付けなどもお手伝いします。 【問い合わせ先】 熊本市民災害ボランティアセンター ☎090-6653-1592 ☎080-3025-7796 ☎090-6653-1581 ☎080-3025-7621 ☎080-3025-7641 ☎080-3025-8917</p>			
<p><b>税の減免・納税の猶予制度</b> 市税の減免・納税の猶予 ●② 地震により被害を受けた被災者により、市税の減免又は納税を猶予(滞納)できる場合があります。 【問い合わせ先】 納税課 ☎328-2204 中央区役所税務課 ☎328-2181 東区役所税務課 ☎327-9128 南区役所税務課 ☎329-1174 南区役所税務課 ☎327-4143 北区役所税務課 ☎272-1114 ※市税の減免については各区税務課へ 市税の滞納等については中央区の方は納税課へ 中央区の方は各区税務課へ</p>			
<p><b>その他生活上の相談窓口</b></p>			
<p><b>医療費・保険料・介護利用料・保育料等の減免・支払いの猶予制度</b></p>			
<p>①国民健康保険料の減免 ●⑪ ②国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の減免 ●⑫ ③後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の減免 ●⑬ ④国民年金保険料の減免 ●⑭ ⑤介護保険料および介護サービス利用料の減免 ●⑮⑯⑰ ⑧障がい福祉サービス利用者負担額の減免 ●⑳ ⑨保育所等保育料の減免 ●㉑ ⑩母子父子寡婦福祉資金の償還金の支払い猶予 ●㉒</p>			
<p>⑥このころの健康相談 【問い合わせ先】 このころの健康センター ☎328-2100 ワカ/つく/まも/3階 (平日9時～18時) 学校教育指導ダイヤル 地震に伴う学校教育指導について相談します。 【問い合わせ先】 ☎328-2977(土・日・祝日も9時～18時)</p>			
<p>⑦食品に関する衛生相談 【問い合わせ先】 保健所食品衛生課 ☎354-3165 消費生活相談 【問い合わせ先】 熊本消費生活センター ☎353-2500</p>			
<p>⑧土地物の権利について 熊本地方裁判所 ☎354-2145 法的支援について ☎0570-078-374 熊本県民生活センター ☎0120-156-811 雇用保険失業給付について (相談)熊本労働局 職業安定課 ☎211-1703 (手帳)各ハローワーク</p>			

- 市政だより・臨時版（チラシ：臨時）
- ・配布先（設置場所）：避難所、各区役所、総合出張所、出張所
- ※市内各所が被災した状況のため、全戸配布が困難と判断。
- ・期間：平成28年4月22日～
- ・発行部数：60,000部
- ・内容：主に避難所で生活する被災者などに向けた被災者支援情報をまとめたもの。

- 不足した経緯から、7月号以降は増刷した。
- ・内容：市政情報に加え、被災者支援情報等を積極的に加筆した。

- 市政だより・通常版（冊子：平成28年6月号から毎月1回）
- ・配布先（設置場所）：全戸配布、避難所、仮設住宅、市外避難者名簿に登録のある避難者
- ・発行部数：6月号322,773部、7月号324,482部、8月号324,550部/月～
- ※6月号が避難所と居宅両方の配布により

各種災害・支援情報紙については、市政だよりは従来どおり広報課で、市政だより以外では、平成28年5月6日に発足した復興部で情報提供を行うこととし、役割分担を行った。災害・支援情報紙の中には、避難所をはじめ、車中泊等の避難者も取りに行きやすいよう、区役所等の窓口だけでなく、県内のコンビニエンスストアの店頭を設置し、支援制度の周知を行った。また、支援制度に絶えず追加・変更が加えられる状況だったため、かわら版式の情報紙を追加作成し、新しい情報をいち早く届けられるように工夫した。徐々に避難所が閉鎖され、避難所から仮設住宅等へと住環境が変化していく段階では、情報紙の名称

を変更して対応した。

当初、全ての避難所に配布する方法が定まらず、職員が配布のために避難所を回ることもあったが、配布手段を支援物資配送担当部署に相談・検討の上、避難所へ物資輸送を行っている業者に、物資の配布とともに、各種情報紙を届けてもらうこととした。

なお、各種災害・支援情報紙は、在宅避難者へ配布が困難であったため、避難所のほか、各区役所、総合出張所、出張所に設置した。

## （２）市外避難者への情報提供

多くの市外避難者は、発災後の混乱から、住民票の異動もままならないまま市外へ避難したと推測された。県の協力要請により総務省からの他自治体へ市外避難者の情報提供協力依頼もあり、本人や他自治体からの情報に基づき、市外避難者へ災害・支援情報の提供を行ったが、情報がない避難者は把握ができず、市外避難者の全体把握に限界があった。提供を受けた情報をもとに作成した市外避難者名簿に基づき、生活再建のための支援情報や市政だよりなどをおおむね月 1～2 回送付し、市外避難者が本市に戻ったあとに生活再建に活用できるよう、情報面での支援を行った。さらに、市外避難者に向けてアンケートも実施し、アンケートの結果から市外避難者が必要とした市営住宅の募集や補修業者の情報等も加えて送付した。

また、主に市HP、SNSのフェイスブックで市外避難者も含め、被災者全般に向けて支援情報を発信したが、他自治体からも支援情報のHP掲載について申出があり、被災者支援制度の掲載について協力を得ることができた。

本市へ戻ることを希望している市外避難者も多いため、今後も情報提供を通して、本市に戻って生活再建を果たせるための支援を行っていくことが必要である。

## （３）市政だよりによる情報提供

平時は、毎月市政だよりを発行し、市政情

報等の提供を、市民に向けて行っていた。発災（前震・本震）時、平成28年5月号の編集は第3校渡しまで済ませており、校了日（平成28年4月18日）を残すのみの状況だったが、掲載予定のイベントなど中止・延期が相次ぐことが予想され、実施の可否が不確定な記事が数多くあった。また、平成28年5月号は、市政だよりの同年度初めての発行号であり、市政だよりの編集・印刷・配布業務は年度当初に業者と年間契約していた。業者の状況を確認したところ、編集業者・印刷業者はどうか業務続行可能であったが、配布業者からは、配布員のキャンセルや倉庫の被災、道路の不安定さ、頻発する余震のため、配布ができないとの申出があった。これらの状況を踏まえて、市政だよりの休刊を決定し、インターネットツールを持っていない被災者への情報発信として、臨時版の発行を行うこととした。臨時版の編集は被災者への支援情報を中心に、市職員が手作業で行い、印刷は市政だより印刷業者に掛け合って手配した。配布は、市内各所が被災した状況のため、全戸配布は困難と判断し、避難所、区役所、総合出張所、出張所に限定して行うこととなった。平成28年4月22日に各区の物資供給の拠点などに納品し、物資とともに各避難所に輸送し、併せて区役所、総合出張所、出張所に設置した。

図表 7-4-23 市政だより臨時版

被災された方に市営住宅を提供します  
申込み期間 4月23日(土)～5月2日(月)  
入居予定日 5月6日(金)から順次  
入居期間 入居日から6ヶ月以内  
詳しくは、住宅課 (096-328-2461)へ

災害ボランティアを募集  
熊本市災害ボランティアセンターを設置します。  
期間 4月22日(金)～ニーズ終了まで  
場所 (仮称)花畑広場(中央区花畑町7番10号)  
時間 午前9時～午後4時  
詳しくは、下記または市ホームページへ  
○ボランティアセンター(本部) ☎096-288-2748  
○熊本市社会福祉協議会(代表) ☎096-322-2331

災害に便したした販賣商法にご注意ください  
過去には、次のような災害に便したした販賣商法が多数発生していますので、十分お気をつけください。  
ケース1)家の修繕に関するトラブル  
突然、業者が家にやってきて、不安をあまり契約を急がされた。工事が終わってみると雑な工事や高額の請求を受けた。  
＜アドバイス＞  
業者からの説明を十分聞き、家族などと相談をしましょう。業者の説明をうのみせず、複数の業者から見積を取り、十分検討したうえで契約しましょう。  
ケース2)義援金詐欺  
「義援金を集めている」と自宅に訪問し、断るがなかなか帰ってくれない。  
被災者支援の募金を装って金銭をだまし取る義援金詐欺と疑われることが過去にありました。  
他にも、様々なトラブルが発生する恐れがあります。おかしいと思った時は、消費者センター(☎096-353-2500)にご相談ください。

熊本地震によるイベント中止・施設閉館情報

期間	内容	担当課
当分の間	各まちづくり交遊室・公民館の業務中止 (一時避難機能を除く)	生涯学習課 ☎096-328-2736
5月3日～29日	わくわく江津湖フェスタ2016の中止	イベント推進課 ☎096-328-2948
5月日程分	胸部(肺がん・結核)検診及び胃がん検診の中止	健康づくり推進課 ☎096-361-2145

その他にも中止のイベントや閉館施設があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お住まいの地域に併った支援などの内容は、今後、市政だよりや市ホームページでお知らせしていきます。

臨時版  
**市政だより**

発行 熊本市広報課  
〒860-8001  
熊本市中央区手取本町1-1  
☎096-328-2043

臨時の市政だより5月号は被災の影響で休刊します。この臨時版は平成28年4月20日(水)時点の情報をもとに作成しています。

**市長より市民の皆さんへ**

平成28年4月14日及び16日に発生しました熊本地震により、亡くなられた方々に対し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様からのお見舞いを申し上げます。

また、多くの市民の皆様、事業者の皆様から、心のこもった支援物資のご提供や多大な義援金のご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

今回の地震により、熊本市そして県内各地は壊滅的な被害を受けました。広範囲にわたり家屋や農地、道路や橋梁などが損壊し、さらには熊本市の象徴である熊本城も絶望的なまでに破壊され、市民生活と地域経済に甚大な影響を及ぼしております。

本市では、被災初日から人命救助、ライフラインの確保、避難所設置運営等に全力で対応しておりますが、上水道の復旧や支援物資の配給において、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。心よりお詫び申し上げます。また、不便な環境に耐えられながらも、様々な面で心のこもったご協力をいただいております市民の皆様へ深く感謝申し上げます。

本市は、これから市民の皆様とともに、市民生活の一刻も早い復旧に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、皆様には何卒ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**熊本市長 大西一史**

「こころ」と「からだ」のケアのために  
緊張が続く、疲れもたまっておられると思います。心身のケアのために、ストレッチや体操、散歩などを取り入れて、意識的に体を動かしましょう。  
今、イライラや怒りが湧いてくるのは、当然のことです。つらい周りの人に当たってしまったり、急に落ち込むときもあるでしょう。そんなときは、体をあえて激しく動かしてみたりするのも有効です。他の方に迷惑をかける場所があれば、そこで大声を出したり歌ったりするのも良いですよ。  
■周囲の人と、お互いに会話をすることは、とても大切です。  
■日々の挨拶、「おはよう」、「こんにちは」、「おつかれさま」を大切にしましょう。  
■小さい子どもさんの行動(おねしょ、泣く、走り回り等)を妨げず、それが存在にできる空間を作ってあげましょう。  
■高齢者からはいろいろなお話を聴かせてもらいましょう。そして、無理のない範囲で、お知恵と経験に頼らせてもらいましょう。  
～エコノミークラス症候群(肺動脈塞栓症)、熱中症、感染症などにも注意をしましょう！～

震災に関する情報をお届けいたします  
■市公式ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>  
■市公式フェイスブック <http://www.facebook.com/KumamotoCity>

6月号については、通常の発行周期よりも4日遅れて発行となった。編集・印刷業者は通常通り稼働できたが、配布は引き続き契約業者から配布できないとの申出があったため、別途、配布可能な業者に委託した。配布先は、個人世帯に加えて避難所、仮設住宅、市外避難者へも配布を開始した。広報課・復興総務課・危機管理防災総室で連携し、市政情報以外にも、被災者支援情報や、土砂災害への注意喚起等の記事も盛り込んだ。

7月～11月号については、通常の発行周期に戻り、編集・印刷・配布業者も通常通り稼働できた。被災者支援情報などを積極的に掲載した。

図表 7-4-24 市政だより6月号

くまもと Kumamoto City News #818  
+28

**市政だより** 6

3号の避難所を心がけよう  
4-11 熊本地震 避難所編  
12-12 くらんぼ祭  
20-20 復興も笑顔  
21-21 被災者支援「おねしょ」  
22-22 5月からの被災者支援  
23-23 復興「おねしょ」

震災から1か月半

096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043  
096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043  
096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043  
096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043 ☎ 096-328-2043



報課においては、災害対策本部と調整を行い、避難所、断水、学校休校、ごみ関係の情報を集約し、随時最新の情報を発信した。また、その他の各担当部署が作成した熊本地震関連の記事については、公開依頼を受け次第、随時公開を行った。

フェイスブックについては、市HPの被災者支援制度等の情報の更新・発信と並行して、随時最新情報の投稿を行った。投稿権限は、あらかじめ登録された管理人が持っているため、各管理人の判断で柔軟に投稿した。また、英語訳、中国語訳した避難所情報や、「ネットのデマに惑わされないように」をテーマにした記事など、SNS独自の切り口での発信を行った。

そのほか、震災以前から市公式のツイッター等は開設していなかったが、発災後は市長個人のツイッターで、熊本地震関連の災害情報・支援情報を発信し、被災者・避難者への情報提供を行った。

図表 7-4-26

発災直後の市HP災害モード画面



(5) その他の方法による情報提供

①ラジオによる情報提供

本市は、平時より放送している市政ラジオ番組のうち4番組（おはよう熊本市等）を、発災後、平成28年5月まで放送内容を変更し、熊本地震関連の支援情報等の提供を行った。また、新たに、本震後の平成28年4月18日に、臨時災害放送局「くまもとさいがいエフエム」を立ち上げ、災害協定により熊本シティエフエムに放送を委託して、24時間体制で災害情報を発信し、広報体制を強化した。

■くまもとさいがいエフエム

- ・担当部署：広報課
- ・放送期間：平成28年4月18日～4月30日
- ・放送局：株式会社熊本シティエフエム
- ・内容：避難勧告・指示、ライフライン、交通機関、道路状況、ゴミ搬出、応急給水活動、炊き出し、温泉情報、コンビニエンスストア・スーパーマーケットの営業情報など生活関連情報等

②TVによる情報提供

平時より民放とケーブルテレビで市政テレビ番組を2番組放送していたが、発災後、平成28年6月上旬までは放送内容を変更し、熊本地震関連の支援情報等に放送内容を切り替えた。

■「市ととるね!? マナブくん」

※英太郎の「かたらんね」内の1コーナー

- ・放送局：テレビ熊本
- ・放送日時：毎週水曜10時30分～35分頃のおよそ5分間。4月20、27日放送分は休止し、5月4日から再開。6月8日まで熊本地震関連を放送し、その後は通常の市政情報の放送に切り替え。
- ・内容：り災証明書の発行、災害ボランティアセンター、総合相談窓口、被災した家屋の解体・撤去支援等

**■「クローズアップくまもと」**

- ・放送局：JCOM九州
- ・放送日時：毎日8時00分～、18時15分～の2回放送（1か月間1日2回、内容は月替わりで、市政情報に関する13分間番組を制作し放送する）。5月、6月は、熊本地震関連の内容を放送し、その後7月からは通常の市政情報の放送に切り替え。
- ・内容：り災証明書の発行、災害ボランティアセンター、生活再建支援・住宅再建支援等

**③報道機関を通じたの情報提供**

本市の地域防災計画では、地震災害情報の伝達における広報活動の方法において、市が保有するあらゆる広報機能を活用するほか、必要に応じて関係機関や団体の応援を求め、広報活動を実施すると定めており、報道機関に対しては、災害の状況、復旧、救援状況などの災害対策本部が取りまとめた各種情報を発表するとともに、取材に対して積極的に協力し、市民への広報事項の伝達に協力を要請するものとしている。

また、業務継続計画においても、収集・整理した災害情報等および災害対策本部会議等で決定した対処方針・対策等の報道機関に対する記者発表、記者会見を実施すると定めている。

今回の熊本地震においては、発災直後の初動の混乱や、報道や市民からの問合せ対応、HP対応に追われ、早期の市長記者会見の実施や、災害対策本部会議直後の記者会見が実施できなかった。

災害対策本部第11回目から報道機関が入り、公開体制へ移行するまでは、市長ぶら下がり会見や記者レクチャーを通して、本市の被害状況、ライフラインや救援物資の情報、避難所情報、被災者への支援情報等の情報提供を適宜実施した。

また、今回の震災においては、報道機関のためのプレスセンターの場所が確保できなかったため、代わりに市政記者室を使用し、併

せて会議室を臨時的に開放し、多数来庁した報道機関へ随時情報提供を行った。

報道機関も避難所等で積極的に取材を行ったが、プライバシーの配慮等に関する苦情が一部市に寄せられ、避難所取材に関する事前の取決め等の課題が残った。

また、広報業務は本来災害時に最優先すべき業務であったが、報道対応やHP対応、市民からの問合せ等で人員が不足したこともあり、全面的に行き届かない部分があった。

**④新聞各社による情報提供支援**

発災後、多くの被災者が避難所に避難し、情報収集手段に限られる中、新聞各社からの協力により、避難所に新聞や号外が届けられ、安否や被害状況、ライフライン、インフラ復旧情報、生活情報等の情報提供支援があった。インターネット等電子媒体での情報収集が困難な被災者にとって、新聞は情報源として有効であった。

**(6) 総括**

今回の震災においては、前震・本震後ともに、一時電話が繋がらない事象が発生したが、インターネット等の通信網は使用可能で、ライフラインの電力等も比較的早期に復旧し、発災直後から市HPへのアクセスが殺到、電話による問合せで回線もパンク状態であった。

震災による市HPサーバーへの影響は無かったので、早期に災害モードに切り替えたり、支援企業の協力のもと、市HPのキャッシュサイトを作成したり、アクセス集中による負荷軽減を図ったが、外部から電話での問合せも多く、対応に人員が必要となり、広報業務の人員が不足する課題が残った。非常時・災害時の広報業務に係る人員体制の検討が必要である。

被災者への災害情報・支援情報の提供については、市HPやフェイスブック等のSNSが早期および広範囲に周知できるという点で有効であったが、インターネットツールを所持していない被災者、高齢者等へは情報紙な

ど紙媒体での情報提供も早期に必要であった。災害・支援情報紙の一部は、避難所以外にも各区役所等の窓口に設置したり、一部コンビニエンスストアの店頭にも設置したり、車中泊の避難者も取りに行きやすいよう工夫を行ったが、住宅や道路の被災による配送体制の整備の遅れや、人員不足、避難者の所在の把握も難しく、在宅避難者へは各種災害・支援情報紙の配布が困難であった。市外の避難者へは郵送を行ったりしたが、全体数の把握が難しく、市外避難者名簿登録外の被災者はインターネットからの情報提供に頼らざるを得なかった。外国人へは、多言語に訳した避難所情報や被災者支援情報をインターネットと紙媒体で提供したが、被災者支援制度等の内容説明など平常時とは異なる翻訳時の課題があり、全体的に情報発信不足となった。

広報手段については、情報発信手段が多様化した現代では、時間の経過ごとに広報手段の重点を変化させていく必要がある。発災直後は、HP・SNSといったインターネットツールや、TV・ラジオ・新聞など速報性が高い媒体を使用し、一定期間経過後は、紙媒体を使用して、より詳細な情報の提供に努めることで、被災者の状況に応じた広報が行える。

大規模災害時は、全ての市民が被災者となる可能性があり、避難のため自宅を離れたり、また、通信・住宅・交通インフラも平時とは異なる状況となる。そのような想定のもと、誰が、どこに避難しても、様々な広報ツール（紙媒体や電子媒体）で、いち早く正確な災害情報や支援情報を知ることができる広報体制の検討が必要である。

## 第5節 医療・福祉・保健衛生活動等

### 1. 医療活動等

#### (1) 医療機関の状況と本市の初動対応

##### ① 震災前の防災対策について

本市では、災害時の医療活動について、以下の取組を行っていた。

#### (ア) 「災害拠点病院」の整備

国は、災害時に多発する重症救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能と体制を有する「災害拠点病院」を整備しており、市内には、基幹型災害拠点病院として熊本赤十字病院が指定され、地域災害拠点病院として国立病院機構熊本医療センターおよび済生会熊本病院が指定され、充実した体制が整えられていた。

#### (イ) DMAT整備

熊本医療圏には、災害医療拠点病院等にDMATが14チーム組織されている。

#### (ウ) EMIS利用体制の整備

全国ネットの災害医療に係る総合的な情報を共有することで、被災地域での医療資源情報、超急性期の診療情報、急性期以降の患者受入情報、DMAT活動情報等を収集することができるEMIS（広域災害救急医療情報システム Emergency Medical Information System）の整備を進め、災害拠点病院や救急告示病院の情報がシステム上でわかるよう準備していた。

#### (エ) 熊本市災害医療アドバイザーの設置

行政が地域災害医療コーディネートを行うに当たっては、各専門団体の助言、協力体制がないと十分に機能を発揮することはできないため、行政の地域災害医療コーディネートを支援するよう、熊本市災害医療アドバイザーを平成26年度から設置していた。

#### (オ) 関係機関の連携と訓練の実施

地域防災計画および健康福祉局マニュアルにおいて、災害時の体制、対応について取り決め、関係機関と合同で毎年訓練を実施していた。

#### ② 急性期における拠点病院の患者受入状況

##### (ア) 熊本大学医学部附属病院

###### ■ 前震における患者受入状況

前震発生以降、トリアージエリアを赤エリア（重症）は時間外出入口、黄エリア（中等症）は外来B・Cブロック、緑エリア（軽症）は外来待合に計3か所配置し、受入体制を確保した。救急患者数24名（震災関連）を受け入れたものの、他病院からの受入れはなかった。

###### ■ 本震における患者受入状況

本震発生以降、14日同様、トリアージエリアを赤エリア（重症）は時間外出入口、黄エリア（中等症）は中央放射線部受付前、緑エリア（軽症）は透視室前の屋外に計3か所配置し、受入体制を確保した。4月16日から4月27日までに、救急患者数279名（震災関連）を受け入れた。また、市民病院他より合計101名の入院患者を受け入れた。

##### (イ) 熊本赤十字病院

###### ■ 前震における患者受入状況

前震対応時（4月14日21時26分～15日16時59分）の受入患者数は、重症17名、中等症56名、軽症290名、心肺停止1名。このうち90.7%が直接歩いて緊急受診し、9.1%が救急車搬送であった。地震発生から2時間の受入患者数が多く、その後徐々に減少するも翌15日の朝9時、10時台に軽症患者の受入れが増加している。

重症患者受入を想定し、病床を確保するために救急科や継続治療を必要としない患者の入院先の調整を行った。また、地域の医療機

関の被災状況と病床確認、手術、透析が可能か確認を行い、地域の医療機関の状況把握を行った。

#### ■本震における患者受入状況

本震対応時（4月16日1時25分～18日8時29分）の受入患者数は、重症51名、中等症211名、軽症769名、心肺停止2名。このうち89.2%が直接歩いて緊急受診し、9.2%が救急車搬送であった。地震発生から2時間の受入患者数が多く、その後徐々に減少している。

来院患者地域内訳は前震・本震の全体で熊本市が67.6%、次いで上益城郡15.8%、菊池郡6.2%、阿蘇郡3.9%と続いている。熊本市は東区が73.8%を占め、上益城郡は益城町が87.3%を占めた。

#### （ウ）国立病院機構熊本医療センター

##### ■前震における患者受入状況

職員は震度6以上の地震発生で自主参集することとなっており、前震発生の際は346名が自主参集した。

熊本医療センターは550床（一般500床、精神50床）の病院だが、前震時の被災時入院患者数は530名でほぼ満床状態であった。前震時は、トリアージ数177名、重症（赤）26名、中等症（黄）37名、軽症（緑）114名であり、うち63名が入院となった。救急車で受け入れた人数は64名であった。

##### ■本震における患者受入状況

本震の際は412名の職員が自主参集した。本震時の入院患者数は508名であった。本震時は、トリアージ数712名、重症（赤）42名、中等症（黄）81名、軽症（緑）586名、死亡（黒）3名であり、うち119名が入院となった。救急車で受け入れた人数は104名、ヘリで受け入れた人数は1名であった。5名の患者を佐賀大学附属病院へ航空搬送を行った。

#### （エ）済生会熊本病院

##### ■前震における患者受入状況

前震発生から9分後の21時35分に災害対策本部を立ち上げ、それから20分後（地震発生からは29分後）の21時55分にトリアージブースを設置完了した。

前震時（4月14日）の受入患者は44名（重症（赤）5名、中等症（黄）5名、軽症（緑）34名、死亡（黒）0名）でうち入院は7名であった。翌日15日の受入患者は102名（重症（赤）26名、中等症（黄）15名、軽症（緑）59名、死亡（黒）1名、不明1名）でうち入院は16名であった。

当直帯の勤務を含め、総勢およそ770名のスタッフで対応している。

##### ■本震における患者受入状況

本震発生から21分後の1時46分に災害対策本部を立ち上げ、それから14分後（地震発生からは35分後）の2時00分にトリアージブースを設置完了した。

本震（4月16日）の受入患者は321名（重症（赤）56名、中等症（黄）89名、軽症（緑）163名、死亡（黒）4名、不明9名）でうち入院は65名であった。

当直帯の勤務を含め、総勢およそ920名のスタッフで対応している。

#### （オ）熊本市民病院

##### ■前震における患者受入状況

救急車も含め317名の受傷者や重症患者が来院し、処置・治療を行った。患者の内訳は、軽症241名、中等症59名、重症16名、死亡1名だった。

##### ■本震における患者受入状況

建物の安全が担保できないと判断し、入院患者310名全員を転院および退院させた。（入院および外来・救急外来の診療を建物の安全確認がとれるまで、中止とした。）

なお、入院患者数310名中、転院197名、退院113名であり、転院先は37病院（市内

19 病院、市外 9 病院、県外 9 病院) だった。

### (カ) 熊本中央病院

#### ■前震における患者受入状況

前震の際、全病床数 361 床のうち、295 床が稼働していた。急性期の受入数は 49 名(重症(赤) 1 名、中等症(黄) 13 名、軽症(緑) 35 名、死亡(黒) 0 名)で、うち救急車搬送は 2 名であった。受入れの余力としては、重・中等症 10 名程度の受入れが可能な状況であった。

なお、他院からは、益城中央病院より透析患者 6 名の入院を受け入れた。

#### ■本震における患者受入状況

本震の際、全病床数 361 床のうち、279 床が稼働していた。急性期の受入数は、199 名(重症(赤) 3 名、中等症(黄) 53 名、軽症(緑) 143 名、死亡(黒) 0 名)で、うち救急車搬送は 16 名であった。受入れの余力としては、重・中等症 10 名程度の受入れが可能な状況であった。

なお、他院からは、市民病院から呼吸器科 5 名、熊本地域医療センターから小児科 1 名の入院を受け入れた。

### (キ) 熊本地域医療センター

#### ■前震における患者受入状況

前震時の入院患者数は 149 名(病床数: 227 床)であった。前震後は、傷病者の救急受診が 100 名(軽症者 74 名、中等症者 25 名、重症者 1 名)あり、4 月 15 日には他機関への転(搬)送が 4 名発生した。

#### ■本震における患者受入状況

本震時の入院患者数は 148 名(病床数: 227 床)であった。本震後は、傷病者の救急受診が 87 名(軽症者 78 名、中等症者 8 名、重症者 1 名)あり、4 月 16 日には他機関への転(搬)送が 8 名発生した。

本震発生直後から、建物倒壊のおそれ・水漏れ・停電等により当直医と当直師長の判断で

全患者(担送: 32 名、護送: 51 名、独歩: 65 名、付添: 15 名)を一旦、病院裏の駐車場に避難誘導した。その後、夜間の長時間待機は困難と判断し、院内へ戻った。

外来診療については、4 月 18 日(月)～の週は、通院患者の処方のみを行い、4 月 25 日(月)からは、従来的一般診療を再開した。

休日・夜間急患センター業務については、小児科は熊本市医師会館駐車場において自衛隊テントによる仮診療所を開設した(4 月 17 日～4 月 24 日の 7 日間で 370 名受診)。

入院診療については、本震後は入院患者の受入れを停止したが、4 月 25 日から小児科以外は受入れを再開した(小児科はゴールデンウィーク以降)。

### ③本市保健医療対策班の初動について

発災直後、保健所に保健医療対策班を設置し、保健医療対策班は、次の対応にあたった。

#### (ア) 医療機関の被災状況や傷病者の受入状況等の把握(情報収集)

効果的な医療救護活動を行うためには、発災後速やかに医療機関の状況を把握し、関係機関や市民に情報発信することが求められる。

今回の地震では、固定電話および携帯電話がつながりにくい状況があったものの、使用可能ではあったため、直接医療機関へ電話で問合せ等を行った。また、E M I S での入力可能な医療機関には F A X にて入力を依頼し、E M I S により情報収集活動を行った。

#### (イ) 関係機関や市民等への情報発信

傷病者が拠点病院へ殺到するような状況であれば、軽症者にあっては拠点病院への受診を控えるよう広報をすることとしているが、今回、夜間の地震発生ということもあって、想定より傷病者が少なく、医療圏域として医療の提供ができないという状況には至らなかったことから、急性期に特別な市民広報等は行っていない。

拠点病院等については、E M I S からの情

報、県災害対策本部が集約した情報等を基にして、拠点病院以外の病院や診療所の診療情報については、医師会の情報等を基にして市民や区役所からの医療ニーズの問合せに対応した。

### (ウ) 医療救護体制と医薬品、衛生材料の調整・確保（急性期対応）

各区役所では、発災直後から避難所を開設し、避難者の受入れを行った。

各区の保健師等医療職は、発災直後から開設された避難所を順次巡回し、傷病者に関する状況確認等を行い、必要な対応を行った。

急性期には、県の災害医療コーディネーターが主な調整役を担い、市民病院の患者移送等が行われた。

保健所は、多数の傷病者が発生した場合には、医療機関等からの要請に応じ、人的・物的資源等について県へ支援の要請を行うこととし、例年、情報伝達訓練等を行ってきたが、今回の地震では、事前に想定していたような数千人単位の傷病者が発生する状況にはなく、また、電気の供給がおおむね継続され道路の寸断等の影響も少なかったため、当医療圏では現地医療救護所の開設要請や医薬品の供給要請等を行う状況にはなかった。

今回の災害で目立ったのは、医療機関等における水不足に対する要請であり、発災直後には「日本透析医会災害時情報ネットワーク」のサイトから透析可否状況を調査し、透析が行えていない施設に状況確認等を行った。

その後は、医師会と連携して広く給水要望調査を実施し、給水が必要な医療機関へ水を供給できるよう上下水道局や県へ要請した。

医療機関からは食料の要請も多くみられたため、医療機関については、支援物資集積所における非常食・飲料水等の供給を優先的に受けることができるよう手配をし、その旨の情報発信を行った。

その他、仮設トイレや介護士等の人材についても要請があり、支援物資等が供給されるよう可能な範囲で手配や支援要請を行った。

### (2) 医療機関・施設の被害・復旧状況

大規模災害発生時には、傷病者の重症度に応じて治療に対応することとなっており、重症患者は、市内の拠点病院等が対応した。

本震により、市民病院は建物の安全性が担保できず、受入れができなかったが、今回は夜間の発災ということもあり、医療ニーズに対し供給が不足する状況にはなかった。

図表 7-5-1 大規模災害時の各施設の役割

施設	災害時の役割
災害拠点病院	重症傷病者の受入れや搬出、地域の医療機関を支援するなど災害時の拠点となる医療機関
救急告示病院、その他病院	災害拠点病院を支援、補完する医療機関
医療救護所	応急手当を中心とした医療救護活動を行うため、緊急に現地に開設する診療所（日赤・医師会等が支援）
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われる避難所

医療機関は被災するなか、医療の継続を行っており、各拠点病院の被災時の状況は次の①～⑦のとおり。

なお、医療施設の復旧に関しては、医療施設等災害復旧事業が行われることとなり、本市では、市内の全医療施設に対して周知を行い、提出書類の取りまとめを行った。

8月時点で書類の提出があった施設は342件であったが、その後、9月にグループ補助金制度（被災した中小企業者等の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するもの）が医療施設にも適用される旨の案内を受け、258件のグループ補助金移行と8件の取下げにより、最終的には76件が災害復旧費補助事業を活用することとなった。

#### ①熊本大学医学部附属病院

ライフラインについては、本震後に井戸水の濁りが生じ、水道水（市水）と都市ガスは

供給が停止した。電気も本震後停止し、その間自家発電を起動し、1時間40分後に復旧した。

水道水（市水）については、16日より供給が停止したため、17～25日まで陸上自衛隊の給水車で延べ485 m<sup>3</sup>の供給を受けて透析等に対応した。都市ガスは中圧が16日、低圧が20日に復旧した。なお、都市ガスの遮断により、ボイラーが停止した。

建物については、本荘北地区では外来臨床研究棟の柱にせん断破壊が生じ、応急危険度判定においては危険建物となった。

病棟、中央診療棟は免震構造であったため、大きな被害はなかったが、建物間のエキスパンションジョイント部が破損した。また、外来診療棟等の他の建物は耐震構造であるため、天井壁等の破損、家具等の転倒、エレベーター、エスカレーターの停止等の被害が生じたが、診療に影響する大きな被害はなかった。

## ②熊本赤十字病院

熊本赤十字病院は延床面積70,614 m<sup>2</sup>、竣工は平成10年の本館、エネルギー棟、平成11年の管理棟、平成24年の救急棟と全て耐震構造の建物から成り立っている。

建物の被害状況について、4月14日の前震では室内や外壁に小さなひび割れ等が認められたものの大きな被害はなかったが、4月16日の本震後は、高天井の正面玄関ホールや管理棟において、防煙区画を構成するガラス製防煙垂れ壁の破損落下が発生した。

室内においては、特に既設建物と増築部分との境界に設置してあるエキスパンションジョイント部の損傷やその周辺での天井崩落や壁の剥離等大きな被害が集中していた。

外壁では、コンクリートやタイル面のひび割れが本館、救急棟で大規模に発生したため、当日に点検を実施し、倒壊の危険性がないことを確認した。

本館建物の復旧工事は、県内医療機関が大きな損害を受けている状況を鑑み、病床数を減らさないことを念頭に実施した。

また、ライフラインの被害状況として、前震では停電は発生しなかったが、本震では救命救急センターを含む救急棟が停電したため、早急に電気設備業者に修理を手配し、約6時間後には仮復旧工事が完了した。

水道については、本震後は断水により受水槽の貯水量も減少しているとの報告を受け、県に給水支援を要請した。また、院内では節水対策として、全館の入浴を禁止とし、手洗い箇所の制限や水量を絞るなどの対応を実施した。

本震当日には自衛隊による給水支援の第一部隊が到着したが、受水槽の水が底をつくのは時間の問題であったため、県や自衛隊へ増援の交渉を行い、18日夜から自衛隊が24時間増援体制にて対応することとなった。また、その後、荒尾市や山鹿市、天草市および国土交通省九州地方整備局の支援もあり、事業継続することができた。

井水は、院内のトイレ洗浄水と空調機の冷却水として使用しており、本震で濁りが生じたが問題なく使用可能であった。

都市ガスについては、本震直後から低圧ガスが停止、16日2時50分にボイラー等で使用中圧ガスが停止したため、灯油燃料のボイラーにて蒸気および給湯を行った。なお、17日からガスが復旧する24日まで西部ガスからガスボンベ供給車両にて厨房へ低圧ガスの臨時供給を受けた。

燃料については、取引業者との間で災害時の燃料の優先供給協定を締結しており、前震直後の備蓄燃料に加え、4月15日に軽油6,000ℓ、灯油4,000ℓの補給を受けることができた。

医療ガスについては、前震、本震後に電源エラーによる警報が出たが、リセット復旧した。ガスの漏洩等の不具合も考えられたことから、早急に医療ガス設備業者に点検を依頼し、大きな被害がないことを確認した。

## ③国立病院機構熊本医療センター

平成21年8月に全面建替えを行い、耐震構造基準を満たしていたため、建物の損傷は軽

度で医療の継続に支障は来さなかった。

水は地下水を使用しており、一時濁りが発生したが浄水器で対応した。

電気については、短時間の停電が発生したが、自家発電で対応した。

ガスも一時供給が停止したが、都市ガスは2週間後に復旧した。その間はLPガスにて対応した。

#### ④済生会熊本病院

被災によるライフライン等への影響を受け、震災関連の救急患者の受入れのため、外来・手術共に縮小され、通常診療ができない状況が数日間続いた。

水道は、市の配管破損のため上水道は断水していたが、4月26日には復旧した。上水道断水の間、地下水くみ上げの井水で賄っていたが、井水用受水槽の破損のため、通常190tに対し90tしか貯水できておらず、透析の使用を優先し、節水した（井水用受水槽修理は4月20日に完了）。

電力は、4月16日夜半の本震の後3時間程送電停止したが、ガス発電機が自動稼働した。

なお、ガス・医療用ガスの使用に支障はなかった。

#### ⑤熊本市民病院

本震による建物への大きな被害により、入院継続不能となったため、入院患者全員を避難させることを決定した。

退院できる患者は退院し、転院が必要な患者は医師のネットワーク等を活用し他病院へ救急車および救急ヘリを活用し転院させた。

入院患者の転院に関して、市・県内外の救急隊およびDMATなどから多数応援を受けるとともに、自衛隊、熊本赤十字病院、福岡市民病院からも患者待機場所等としてテント・椅子・食料の提供があった。

DMATには、搬送準備のほか、救急隊・ドクターヘリなどへの連絡調整について支援を受けた。また、県内外の救急隊・ドクターカーには県内外へ何往復も患者搬送を担当し

てもらった。

#### ⑥熊本中央病院

前震では、建物の壁面に小さな亀裂が多数発生したほか、正面玄関と時間外出入口付近の通用口に5cm程度の段差とひび割れが生じた。また、本館と管理棟の接続部分の破損が各階で生じた。

電気は、一時停電したが、自家発電装置が正常に稼働したため、運営への影響はなかった（停電は1時間程度で復旧）。ガスも一時停止したが、早期に復旧した。水道は通常どおりだった。

本震では、建物周辺で地割れが発生し、5～6cmの段差も生じた。

電気は、一時停電し早期復旧はしたが不安定な状況だったため、常用発電機と非常用発電機にて運用した。

ガスは完全に停止した。中圧ガスは1日程度で復旧したが、調理で使う低圧ガスは復旧しなかったため、カセットコンロ6台で運用した。なお、翌日には西部ガスよりガス発生装置の提供を受けることができたため、調理が可能となった。

水道は断水したが、受水槽からの供給でしばらくは使用できた。受水槽が空になった後は、井水に切り替え、飲用以外に使用した。

#### ⑦熊本地域医療センター

前震および本震、その後の余震で、建物はかなりの損傷を受けた。配管等の破損も顕著で、複数箇所水漏れが発生した。

また、電気については、本震後停電が発生（約40分）した。短時間であったため大きな被害はなかったが、新館の非常用発電機が、本震時の揺れが大きかったため「故障」と自己判断して起動しなかった。

ガスについては、本震後、安全確認のため供給が停止した。中圧ガス（ボイラー用）は4月17日の夕刻に復旧（ただし断水によりボイラーは使用できなかった）し、低圧ガス（厨房用）は4月23日に復旧した（復旧まではカ

セットコンロにて調理を行った)。

水道は、本震後に断水となり、4月16日の夜には院内高架水槽が枯渇した。

熊本地域医療センターは井水設備を持たず、飲用水は物資提供が充分で不足はなかったが、トイレ用水が深刻な問題となった。職員の親戚等から農業用水や井戸水の提供を受けたが水汲みに距離があり大変苦労した。

4月19日から自衛隊による給水を受け、翌20日からは条件付きで高架水槽の運転を開始した。

断水解除は4月25日であったが、解除後も建物内の配管で水圧不足の問題が生じ、仮設のホース配管を施工した。

### (3) 医療機関との連携（医師・精神・薬剤師等）

#### ①医療救護調整本部の設置

中長期の医療提供体制においては、各避難所等のアセスメントや健康管理、他県からの医療チーム活動の調整等が求められる。

二次医療圏としては、市医療救護調整本部を4月21日に本庁舎内(中央区保健子ども課内)に設置し、コーディネート体制を確立した。各区にも区医療救護調整本部を置き、県、市、区の3階層の調整系統が構築された。

今回の地震対応では、当初、区ごとに医療救護チームの受入れが開始され、医療救護活動の調整は、最初に現地入りした医療チームと各区保健子ども課が担った。また、支援医療チームの数の把握や避難所巡回の重複など、どのチームが熊本市で活動しているかの把握ができなかったため、4月17日に医療チームの避難所巡回の重複を防ぎ、各チームの情報共有を行うため、日赤、DMAT、JMAT、DPAT等と協議を行い、チーム派遣を依頼した。その後、市医療救護調整本部の本部長は、市民病院の医師に依頼し、行政医師のいない区の区調整本部の本部長は、他機関からの応援によるものとなった。

活動要員としては、各区の保健師等専門職が活動したほか、医療支援として、医師会へ

医療チーム(JMAT等)の支援を要請した。

図表 7-5-2 医療救護調整本部の体制図



市調整本部では、避難所での医療救護活動について、DMAT、JMAT、全国知事会救護班、DPAT、JRAT等の救護チームの各区への配分調整を行ったほか、各区の日報や市全体ミーティング等で報告された情報の管理、分析を行い、県調整本部と情報共有した。

また、DVT(エコノミッククラス症候群)対策班を設置し、他団体と活動調整の上、5月3~5日に大規模検診をKEEPproject(熊本地震血栓塞栓症予防プロジェクト)と合同で実施した。

区調整本部では、各種救護チームの区内の避難所への配分調整を行った。

なお、救護チームの活動は5月11日をもって活動終了した。

#### ②医療機関との連携

災害発生時、保健所は、医療提供体制整備のための情報収集や、医療救護体制又は医薬品等を調整・確保(災害医療コーディネート)等を行うが、災害医療の知識と機能を有する各医療機関・団体に精通した者(チーム)の支援が必要となる。

そこで、本市では、平成26年度から拠点病院や関係機関の実務担当者による「熊本市災

害医療アドバイザー」を設置している。

チームは、災害時に市の保健医療対策班が行う活動を支援するが、アドバイザーのメンバーは、熊本市救急災害医療協議会の「保健医療専門団体」および「公的医療機関」の委員が所属する団体又は機関の推薦によって選出されており、各団体、機関との連携体制を図る上でも機能している。

ただ、今回の震災では、災害医療アドバイザーを十分に活用できなかった。今後は、災害時には各機関の災害医療アドバイザーが保健所の対策本部へ参集するなどして連携を密にすることが必要である。

#### **(4) 避難所・救護所等における活動**

##### **①避難所における活動**

各避難所における医療救護調整は、区役所単位で保健子ども課が担当し、JMAT等の医療派遣チームをはじめ各区で活動する医師等がコーディネートを行った。

今回の震災では、有症状避難者に対する診療数は少なく、医療に関する需要は低かったことから、医療支援チームは避難所のアセスメントやトイレ、土足禁止など衛生環境改善指導、薬剤・食料などの物資管理指導を行い、各区のミーティングで報告および情報共有を行った。

市民病院においては、本震後の平成28年4月18日より、医師・看護師等で、医療、感染症対策、口腔ケア、リハビリについて専門チームを編成のうえ、各避難所を巡回し、医療・救護活動を行ったほか、巡回の結果、日中は避難者が不在であることが多く、夕刻から夜間にかけての医療ニーズが高かったことを受け、避難者の多い湖東中学校と託麻西小学校に医療救護所（固定診療所）を設置する等の対応も行った。

また、各区の避難所へ看護師を派遣し、避難所の運営や健康面の相談への対応も行った。

##### **②救護所等における活動**

市民病院においては、ボランティアセンター救護所へ看護師を派遣し、救護所にてボランティアのケアにあたったほか、看護師と保健師による在宅避難者の巡回訪問も行った。

また、エコノミークラス症候群の防止のため、避難所ではない公園・駐車場等で車中泊をしている避難者に対しても、看護師の巡回によるエコノミークラス症候群防止の啓発等を行った。

##### **(5) 被災者の心のケア**

災害時における被災者の心のケアについては、各区の保健師が対応した。

こころの健康センターでは、災害派遣精神医療チーム（DPAT）とともに困難ケースへの対応や、支援者や関係機関に対する技術的な支援を行ったほか、市民からの電話相談、HPやリーフレットによる啓発活動を行った。

また、児童相談所による相談対応や「こころのケア」にかかる講話の開催、健康づくり推進課による「子どものこころのケア事業」等に取り組んだ。加えて、市民病院でも母子に対する心のケアの一環として、相談対応や乳幼児の一時預かり等の支援を実施した。

##### **①災害派遣精神医療チーム（DPAT）の連絡調整**

本市におけるDPAT活動においては、こころの健康センターと精神保健福祉室が窓口となり、各区の保健師チームとDPAT活動拠点本部との連絡調整を行った。

##### **<本市でのDPAT活動実績>**

###### **■活動（派遣）期間**

平成28年4月22日から6月30日まで

###### **■派遣チーム数**

長崎県他全11チーム

###### **■活動内容**

避難所を巡回し、精神面に不安を感じる方々の相談・診察等を実施。また、併せて支援者支援として、災害復旧に従事する職員等への助言等も実施。

## ■相談等件数

相談対応件数：451件

うち精神疾患の診断有：236件

うち処方有：32件

## ②支援者や関係機関に対する技術支援

こころの健康センターでは、避難者支援に対応する職員のスキルアップを目的に、経過に応じた支援のポイントや相談窓口（こころの健康センター）を庁内に周知するとともに、市職員、障がい者相談支援事業所、包括支援センター、養護教諭等関係機関からの相談や問合せに対応し、市民対応時に使用する資料の作成・配布と、災害後の心のケア、子どもの心のケア、飲酒問題、復興期の精神保健活動等に関する研修を行った（平成28年度参加者延べ1,063名）。

また、区役所保健子ども課職員を対象に、災害後の子どもの心の変化と対応についての研修を開催した。

## ③電話相談

地震発生直後は電話がつながりにくく、また、相談する余裕もなかったと推測され、こころの健康センターへの相談件数は減少した。

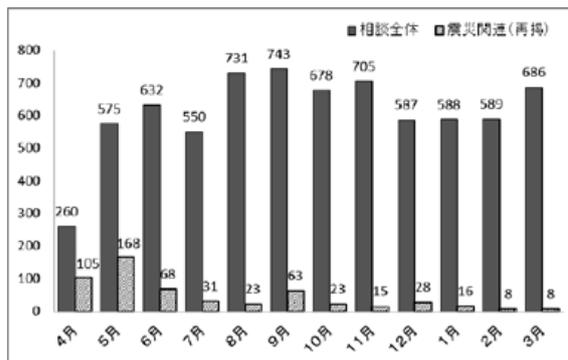
地震後2週目までは、地震への不安のため、継続相談者（既往歴有）からの頻回な相談が多く、新規の電話がつながりにくい状況もみられた。

地震後3週目から地震の相談数は増えたが、5週目以降は通常の相談が増えてきた。

相談に対しては、まず、相談者の話をしっかりと聴き、そのうえで可能なアドバイスを行った。相談の多くは心の病に至る前の段階であり、来所による相談対応や受診の必要性があると判断したケースについては医療機関の情報提供等も行った。

相談の主な内容は、震災後は「心身の不調」や「余震の恐怖」、「避難所や家族の人間関係」といったものであったが、震災後4か月以降（平成28年7月～）は、生活環境の変化、生活再建についての相談となっていった。

図表 7-5-3 こころの健康センターへの震災後の電話相談件数（平成28年度）



※4月は震災後（4/15～4/30）の件数。

※9月は8/31の震度5弱の余震により増加。

※平成27年度はおよそ460件/月

## ④啓発活動等

災害発生後、こころの健康センターでは、市HPやラジオを通して、災害発生後の心理的な変化と対処方法、相談先等について周知した。

## ⑤被災児童の心のケア

### （ア）地震に伴う相談対応

震災に伴い、児童相談所には、子どもの保護者等から、「子どもが家に入るのを怖がる」、「よく泣く」、「落ち着きがない」、「赤ちゃん返りする」などの相談があった。

子どもの行動の多くは、震災などの異常な事態に対する正常な反応であることを伝え、保護者が安心して子育てできるように努めた。

具体的な対応策として、子どもの行動を責めたりせずに子どもの気持ちを受け止めるようにすること、普段の生活リズムをできるだけ崩さずにコミュニケーションをよくとることなどを助言指導し、必要に応じて医療機関の受診を案内する場合もあった。

### （イ）「こころのケア」の講話

児童相談所では、保育士や幼稚園教諭等を対象として「こころのケア」についての講話を行った。

災害時の心理的な反応、子どもによく見られる行動、被災した人への接し方、子どもへ

の対応の仕方、保護者への助言の仕方などについて説明を行った。また、支援者（保育士、幼稚園教諭等）自身のセルフケアについても実技を交えて指導を行った。

被災者の心理的な影響は時間経過により変化するため、被災後初期の対応方法については平成28年5月に講話を行い、中長期的な影響については同年8月に実施した。

## ⑥乳幼児や妊産婦の心のケア

### （ア）こころのケアアンケートについて

5月10日より、各区役所において幼児健康診査を再開し、被災した妊産婦・乳幼児の相談等の支援とあわせて、心理ストレスの把握に努めた。また通常業務を開始することで、安心できる環境を目指した。

この際、乳幼児や妊産婦の心の不安と心身の状態を把握するため、幼児健診の再開にあわせて、「熊本地震による子どものこころのケアアンケート」を活用した子どもと保護者の心の相談対応を開始した。

7月1日に、こころのケアアンケートの分析と関係機関の連携を深める目的で、こころの健康センター、児童相談所、子ども発達支援センター、区役所保健子ども課に外部委員を加え「幼児健康診査等における子どものこころのケア検討委員会」を設置した。

9月7日には、「第1回幼児健康診査等における子どものこころのケア検討委員会」を開催し、5月10日より実施している「こころのケアアンケート」の集計を報告したほか、平成29年2月には、「第2回幼児健康診査等における子どものこころのケア検討委員会」を開催し、「こころのケアアンケート」の分析を深め、被災した妊産婦・乳幼児への支援等の検討を行った。

### （イ）その他の取組

平成28年4月27日に、乳児健診委託医療機関（小児科）47施設、妊婦健診委託医療機関（産婦人科）36施設への「子どものこころのケア心理シート（こころの健康センター作

成）」を配布し、被災した妊産婦・乳幼児の相談等の支援と把握に努めた。

また、平成28年5月12日、13日に幼児健診従事者研修会を開催し、児童相談所、こころの健康センター、子ども発達支援センターの情報共有と仙台市保健師の講話を行った。

さらに、平成28年8月8日に産婦人科、小児科、助産師会等の保健・福祉・医療の関係機関と「出産をめぐる赤ちゃんとお母さんの安心づくり地域連絡会」を開催し、情報の共有化と連携を深めた。

加えて、平成28年12月1日より区役所保健子ども課に、こころのケア相談員を配置し、被災した妊産婦・乳幼児の相談等の支援の充実に努めている。

なお、平成29年2月からこころのケアリーフレットを作成・配布し、被災した妊産婦・乳幼児への活用を図っているところである。

## ⑦熊本市民病院の取組

発災直後は、外来待合の一角で母と子の相談を受け付け、妊産婦や出産後の心のケアを実施したほか、近くの職員住宅で、新生児の沐浴サービスを行った。

また、一定期間経過後は、在宅小児患者への訪問を行ったほか、お昼のみの預かりについては社会福祉法人むそうと協力し、職員住宅の提供や人的支援を行った。

### （6）総括

今回の震災では、本震により市民病院が大きな被害を受け、患者の受入れができなかったが、夜間の発災ということもあり、医療ニーズに対し供給が不足する状況にはなかった。

全体として、医療に関する需要は低かったため、他都市の医療支援チームからは、避難所のアセスメントや保健衛生活動について支援を受けた。

今回の動きを振り返ってみると、県・市・区の3階層の医療調整システムの体制はできていたが、市医療救護調整本部の本部長は市民病院の医師が、行政医師がいない区の区医療救

護調整本部の本部長は他の機関からの応援体制によるものとなり、きめ細やかな指揮命令や連携ができなかった。市医療救護調整本部の本部長を担った医師からも、「区ごとの医療救護活動調整は、地域の事情に応じた調整が可能であった半面、市全体の情報共有が課題であった」との意見があった。

今後、各区に対する保健所長の役割や指揮命令系統を明確にし、各区においては、原則として、行政医師がアドバイザー等の意見のもとで区内調整本部長を担えるようにすることが必要である。それにより、指揮命令や連携がよりスムーズなものとなり、きめ細やかな保健医療活動につながるのではないかと考えられる。

また、災害対応においては、被災状況や課題について、行政の動き等を関係機関と情報共有することで、支援・協力体制が整うものである。

今後は、情報共有のためのツールや、定期的な情報の受発信の手法について関係機関と検討を行っていく。

## 2. 被災者の衛生

### (1) 避難所の生活環境改善・衛生対策

#### ①住環境衛生等調査

##### (ア) 概要

今回の震災では、長期的な避難所生活が必要となったため、避難所の衛生環境確保を目的として、環境衛生監視員による住環境衛生等調査を実施した。

調査時には、調査結果票をもとに施設管理者等に改善事項を助言するとともに、調査後には地域政策課、避難所の施設管理者等宛てに調査結果および改善事項を通知した。

##### (イ) 調査計画

拠点避難所として、避難者が長期に居住する施設が整備されたが、気温の影響を受けた温湿度上昇による熱中症等の発生、住居空間での飲食物・ごみの放置による衛生害虫の発生、衣類・寝具の不衛生な使用等による生活

環境の悪化、廃棄物置場・トイレ・入浴設備・施設周囲等の管理不足による感染症の発生等による避難者の健康被害が懸念され、避難者の住まい方等による住環境衛生の確保が課題となった。

そこで、内閣府の「避難所運営ガイドライン」、愛知県の「災害時における生活環境安全対策マニュアル」、川崎市の「避難所における衛生管理ガイドライン」等を参考にするとともに、複数の避難所で事前調査を実施し現場の状況を反映した「熊本市版避難所衛生環境調査票」を作成した。

また、個人の居住空間を訪問し、内部状況の目視確認、環境測定、避難者への聞き取りにより、避難者の生活環境をより詳細に把握するため、生活衛生課の環境衛生監視員による住環境衛生調査と保健師による避難者健康調査を合同で実施した。

調査開始に当たり、環境衛生監視員および保健師を対象に事前研修会を開催し、東日本大震災の支援経験者である文京区保健所職員の話の聞き調査時の参考とした。

##### (ウ) 調査内容

#### ■第1回、第2回

対象：市内の全拠点避難所および一部の指定避難所

期間：5月16日～6月2日（第1回）

6月9日～15日（第2回）

体制：環境衛生監視員2名と保健師（本市又は他都市）1～2名

#### ■第3回

対象：市内の全拠点避難所

期間：7月11日～20日

体制：環境衛生監視員2名

(エ) 調査結果

図表 7-5-4 調査結果（居住区域①）

調査項目			「適」達成率			
			1回目	2回目	3回目	
居住区域	生活スペース	1	フロアは土足禁止となっているか。	77%	82%	88%
		2	生活スペースに絨毯・マット等を使用しているか。	86%	82%	88%
		3	寝所と食事する場所が離れているか。	9%	18%	24%
		4	個人の生活スペースを間仕切りで確保できているか。	58%	64%	71%
		5	居住区域は清潔に保たれているか。	77%	64%	41%

<避難所の状況>

- ・居住空間を土足禁止とする施設が多かったが、収容者が多い避難所では通路等にも生活スペースを作っていたため、土足のまま生活していた。
- ・ほとんどの避難者が支援物資の個人用絨毯やマットを使用していた。体の不自由な方にはダンボールベッドが支給されていた。
- ・一部の避難所では、食事スペースが設けられ、寝所で食事を取らないよう工夫されていた。
- ・ダンボールによる間仕切りをしている避難所が多かった。厚いカーテンで間仕切りをしている避難所では、運営管理者が生活スペースの内部を確認することができないという課題があった。
- ・生活スペース内は、個人の管理となるが、施設ごとに清掃の状況が異なっていた。清掃用具提供や管理者による積極的な清掃の呼びかけがある施設は、比較的清潔に保たれていた。

図表 7-5-5 調査結果（居住区域②）

調査項目		「適」達成率				
		1回目	2回目	3回目		
居住区域	温湿度・空調	6	温湿度計が設置されているか。	58%	45%	59%
		7	温度は17～28℃に保たれているか。	84%	59%	82%
		8	湿度は40～70%に保たれているか。	68%	59%	59%
		9	空気の澁みを感じないか。	68%	73%	88%
		10	不快な臭いを感じないか。	68%	64%	65%
		11	日陰の確保はされているか。（暑さ対策）	95%	95%	100%
		12	冷暖房器具は設置されているか。	95%	91%	88%
		13	換気設備は常時作動しているか。	59%	36%	29%
14	定期的な換気（4回/日程度）はできているか。	53%	50%	35%		

<避難所の状況>

- ・気象庁から支援物資として提供を受けた簡易な温湿度計が各施設に設置されていた。熱中症対策として、温湿度計を確認しながら適度な水分補給を行うよう管理者等より避難者へ呼びかけが行われていた。
- ・気象庁の支援物資の温湿度計は、一定の値を超えるとアラームが作動するものであったため、温湿度が上がりやすい夜間に作動することが多く、避難者の求めにより撤去された施設があった。
- ・気温が上がり始めた6月中旬には、ほとんどの施設に空調機器が設置された。それに伴い、温湿度計が撤去された施設があった。
- ・カーテンによる間仕切りは、高い位置から設置されていたため、施設空間自体の空気の循環を遮り、空気に澁みがあった。
- ・ダンボールやカーテンによる間仕切りを設置している居住空間は、換気の実施や空調施設を設置しても、空気の循環ができていなかった。複数の避難所では、衛生環境調査時の指摘を受けて、大きな空間にはサーキュレーターを設置し、空気が循環するよう工夫していた。
- ・避難所開設当初は、気温も高く、外気の湿

度も低かったため、避難所では頻繁に換気が実施されていたが、梅雨時期に入り外気温の上昇や空調機器の導入により、換気が実施されず、空気の澱みを感じる施設が多くあった。

図表 7-5-6 調査結果（居住区域③）

調査項目			「適」達成率		
			1回目	2回目	3回目
居住区域	寝具・衣類	15 日中はほとんどの寝具が片付けられているか。	11%	27%	24%
		16 晴れの日に寝具を日光干し又は布団乾燥機の利用ができるか。	16%	45%	76%
		17 布団用掃除機を設置しているか。	16%	5%	35%
		18 洗濯可能な布団シートが配布され、シートの洗濯ができていないか。	0%	9%	24%
		19 衣類の洗濯ができていないか。	58%	86%	94%

<避難所の状況>

- 各施設において、日中に寝具の片付けを呼びかけていたが、実施されていないところが多く見られた。特に、ダンボール等で間仕切りを設けている施設では、個人スペース内に寝具を敷きっぱなしで生活している避難者が多くいた。
- 6月から各避難所で布団干し場の設置が進められた。場所が確保できない施設は、環境衛生指導を受けて、パイプ椅子等を利用し、室内で干せるよう工夫していた。
- ボランティアの協力により、体が不自由な高齢者にも布団が干せるよう、各施設でイベントが実施されていた。
- 各避難者に洗濯機が設置され、衣類やシートの洗濯が可能になったが、実際に利用している避難者は少なかった。(衣類は自宅等で洗濯している避難者が多かった。シートは洗濯していない様子だった。)
- 洗濯機や干し場の使用ルールについて、管理者が苦勞していた。

図表 7-5-7 調査結果（居住区域④）

調査項目			「適」達成率		
			1回目	2回目	3回目
居住区域	衛生・害虫・かび	20 屋内ごみ集積所は生活スペースから離して設置してあるか。	95%	95%	100%
		21 屋内ごみ集積所は分別され、清潔に保たれているか。	100%	95%	100%
		22 衛生害虫等の侵入経路の防止（網戸等の設置）がされているか。	26%	32%	29%
		23 衛生害虫等の発生時の防除（殺虫剤の設置）がされているか。	58%	64%	71%
		24 衛生害虫が発生していないか。	84%	73%	59%
		25 かび（布団下・窓・壁紙等）が発生していないか。	58%	64%	82%
26 衛生害虫等の発生予防のために消毒・清掃がされているか。	42%	64%	53%		

<避難所の状況>

- ごみ集積所は、清潔に保たれていた。清掃呼びかけはうまくいっていない様子だった。
- 避難所施設は、周囲に緑や雨水枡等が多く、蚊が発生。一部では、害虫侵入防止ネットをドアに設置する等の工夫がされていた。

図表 7-5-8 調査結果（トイレ）

調査項目			「適」達成率		
			1回目	2回目	3回目
トイレ	設置物	27 男女の区別が表示されているか。	100%	95%	94%
		28 子ども用・障がい者用トイレは設置されているか。	95%	68%	76%
		29 専用履物は設置されているか。	63%	59%	65%
		30 トイレトペーパーは設置されているか。	100%	95%	88%
		31 蓋・袋を付けた専用汚物入れは設置されているか。	100%	91%	94%
	手洗い	32 流水式の手洗い場が設置されているか。	100%	95%	94%
		33 手洗い石鹸が設置されているか。	100%	95%	94%
		34 手洗い用消毒薬が設置されているか。	100%	95%	94%
		35 ペーパータオルが設置されているか。	100%	95%	94%
		清掃	36 清潔な状態が保たれているか。	100%	95%

<避難所の状況>

- ・ほとんどの施設でトイレ内の専用履物が設置されていた。トイレを出張所と併用している公民館では、出張所利用者の専用履物の利用が難しいとのことで、設置されていなかったが、代わりに居住スペースにおいて土足禁止を徹底していた。
- ・ほとんどの施設のトイレに石鹼等の設置物が揃っていた。
- ・トイレ清掃を業者委託している施設では、定期的な清掃が行われており清潔に保たれていた。委託されていない施設では、開設当初、避難者が清掃していたとのことだが、避難者数が減ったことにより、実施されず、職員による清掃が行われていた。

図表 7-5-9 調査結果（入浴施設等）

調査項目		「適」達成率				
		1回目	2回目	3回目		
入浴設備	環境確保	37	入浴設備が設置されているか。	53%	82%	94%
		38	入浴施設が清潔に保たれているか。	37%	50%	50%
		39	ATP検査で1,000ULR以下となっているか。	0%	5%	50%
		40	入浴支援の掲示がされているか。	74%	68%	82%
飲料水	市上水道	41	経口時の残留塩素が0.1mg/L以上となっているか。	100%	100%	100%
	井戸水	42	水質の定期検査により安全性が確認されているか。	-	-	-
		43	経口時の残留塩素が0.1mg/L以上となっているか。	-	-	-
	汲置き水	44	清潔な容器に入れてあるか。	-	-	-
		45	容器に（飲用・給水日）の記載があるか。	-	-	-

※「-」は該当なし

<避難所の状況>

- ・既設の入浴設備等がない施設は、ボックス型のシャワー設備が設置されており、使用ルールが厳格なため、比較的清潔だった。
- ・調査では井水利用を想定していたが、全ての施設で上水道が整備されていた。

図表 7-5-10 調査結果（屋外）

調査項目			「適」達成率			
			1回目	2回目	3回目	
屋外	屋外ごみ集積所	46	集積所が屋根のある場所に設置されているか。	89%	73%	53%
		47	集積所が清潔に保たれているか。	100%	77%	53%
		48	分別が実施されているか。	84%	73%	47%
		49	衛生害虫は発生していないか。	100%	73%	41%
		50	定期的な消毒が実施されているか。	16%	18%	18%
	周辺環境	51	周辺環境は清潔に保たれているか。	89%	95%	53%
		52	衛生害虫が発生しやすい場所はないか。	数値化していない		
		53	衛生害虫が発生しやすい場所の消毒は実施されているか。			

<避難所の状況>

- ・屋外のごみ集積所は当初、回収頻度が多かったため清潔に保たれていたが、回収頻度が少なくなると集積所の整理ができていない避難所が見受けられた。
- ・避難所となっている公共施設周辺は、緑や雨水側溝等が多く、蚊が発生しやすい状況であった。運営管理者には、雨水枡に水が常時たまらないよう、晴天時には定期的に泥を除去するなど工夫するように指導した。
- ・施設周囲には、ビニールシートや古タイヤが放置されており、蚊の大量発生が懸念された。運営管理者に蚊の発生を抑える努力をするよう指導した。
- ・7月に21か所の施設で、薬剤散布による蚊の駆除作業が実施された。

（オ）調査後の対応

第1回目の調査実施後、避難所の衛生環境の状況について、各避難所の運営管理者等へ通知するとともに、必要な措置等について文書で発送した。文書を受け、主に次の点が改善されたことを、2回目、3回目の調査で確認した。

- 換気の実施（定期的な自然換気、機械換気設備の常時稼働）
- 空気循環のためのサーキュレーターの稼働
- 布団上げの呼びかけ
- 布団用掃除機の導入
- 布団干し場の設置
- 布団干しの呼びかけ
- 食事スペースの設置
- トイレ内専用履物の設置
- 施設周辺の環境見回りの実施

### （カ）その他

複数の避難所からアタマジラミに関する相談が寄せられたが、避難所における爆発的な集団感染はなかった。

また、避難所における生活は、避難者にとって非日常的な様相であり、長期にわたる避難所生活になっても、自宅で実施するような清掃、換気、運動等が実施できない状況だった。

## ②入浴支援

### （ア）概要

震災により、家屋の倒壊、水道、ガス等のライフラインの停止、給湯設備の破損等により、自宅で入浴が困難な市民が多く発生し、避難所でも、当初は、入浴設備が整っていなかったことから、衛生環境の確保のため、市民への入浴環境の提供が早急な課題となった。

県が一般公衆浴場の無料入浴支援を開始したことを受けて、市内公衆浴場へ事業取組の協力を呼びかけるとともに、HP、メディア、避難所における掲示等を利用して、対象の入浴施設に関する情報等を発信した（県の支援事業は9月15日で終了）。

### （イ）事業実施

発災直後、熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合熊本市支部等からの連絡により施設の被災状況を確認し、現地確認も実施した。また、電話により市内の入浴施設に対し、被災状況と営業状況の聞き取り調査を行った。

4月21日には、いち早く無料入浴に取り組んでいた熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合熊本市支部の施設および植木温泉観光旅館組合に対し、入浴者の大幅な増加に伴う浴槽水の衛生確保のため、消毒剤を配布した。

5月14日には、避難所における避難者の入浴状況調査を実施し、17日には県の事業による無料入浴への協力を市内の入浴施設に要請し、協力施設一覧を作成して市内の拠点避難所での掲示を行った。

なお、この事業は公衆浴場業の許可を受けている施設に限られたため、入浴施設を開放していた旅館業施設には適用できなかった。

また、県に提出する無料入浴の実績申請のための書類について、市内各協力施設に対して様式の配布と説明を行ったほか、毎月末には翌月の事業実施と協力施設を確認し、避難所に掲示している一覧表の更新を行った。

## ③避難所における感染症対策

### （ア）概要

断水による水不足のため、用便後の手洗いが困難な状況から手指の消毒液等の供給および避難所への配布が急務であったが、発災後まもなく、数か所の避難所でノロウイルスおよびインフルエンザの患者が発生したため、早急な調査を実施し、拡大防止に向け予防対策を実施した。

また、感染症の発生件数が増加する中、各避難所の担当、各区の保健子ども課、避難所常勤の市民病院の看護師等と連携し、避難所で患者が発生した際の情報提供を依頼し、避難者および患者の健康観察について情報共有を行った。

さらに、避難所を巡回し、消毒薬等の使用状況を確認するとともに、妊産婦や子どもの避難者数の状況を把握するなど、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）や水痘等の発生があった場合に個別対応が可能な施設か否かの確認を行った。避難所が長期化し、梅雨を迎え蚊の発生が見られるようになると、環境整備の一環として避難所外周の蚊の駆除を実施した。

### (イ) 消毒液の発注～配布

店舗の閉鎖、地震による輸送経路の遮断により、消毒薬等の入手が困難であったため、発災翌日から医薬品業者へ手持ち在庫の確認を行い、納品依頼を開始した。

徐々に納品が開始されたものの、1斗缶等でしか納品できない薬品もあったほか、全避難所への配布にも人手を要したため、関係部署で協力して薬品の小分けや配布を行った。

### (ウ) ノロウイルス感染症の発生

まだ十分な消毒液等の確保ができていない状況で、ノロウイルス感染症が2か所の避難所で発生した。感染症対策課の職員が、現地の状況を調査し、嘔吐した場所や使用したトイレ等の清掃・消毒方法の周知を行った。避難所の担当者・施設管理者へは、感染が広がらないよう患者発生時の初期対応（連絡、消毒、個室対応、専用トイレの使用）について助言を行った。

多くの避難者が生活する中、ノロウイルス感染症の広がりを懸念する避難者や避難所管理者から依頼を受け、ノロウイルス感染症等についての説明会を実施した。

### (エ) インフルエンザの発生

避難者へのマスクの配布、アルコールの手指消毒を徹底したほか、管理者と協議し、患者の個室対応を実施した。

図表 7-5-11 ノロウイルス  
およびインフルエンザの発生状況

感染症	発生避難所	患者数
ノロウイルス	10件	12人
インフルエンザ	10件	10人

### (オ) その他の感染症への対応

県の避難所で、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）や水痘等の感染症が流行しているとの

情報を受け、避難所においてリスクの高い妊産婦や子どもたちの避難者数を把握するため、各区保健子ども課から情報を収集するとともに、巡回し、感染症発生時の部屋割りや個室対応が可能かどうかの確認を行った。

### (カ) 蚊の駆除

梅雨になり、数か所の避難所で蚊の発生が見られるようになった。衛生環境の改善のため、避難所の蚊の発生源となる草やたまり水の除去について啓発するとともに、成虫や幼虫の駆除を業者に委託し実施した（6月9日～7月5日）。

## (2) 食品の衛生対策

### ①概要

ウイルス性や細菌性の食中毒の発生が懸念されたため、食事前における手洗いの徹底に加え、表示を確認し早めに食べ、食べ残しは保管せずに廃棄することなどの衛生対策についてリーフレット等を作成配布し避難所ごとに指導を行った。

また、避難所での炊き出し等については、十分な加熱後の提供と、提供後速やかに食べるように指導を続けていたが、飲食店がボランティアで調理提供したおにぎりを原因とする食中毒事件が発生した。これを受けて、全ての避難所に対して改めて早めの喫食と残品の速やかな廃棄の徹底について指導を行った。

食品等製造施設の再開に際しては、使用水の安全確保を中心とした指導を行い、流通食品の安全確保に努めた。

### ②避難所の衛生確保

震災直後、食品保健課は市地域防災計画に基づき保健医療対策班現地対策係として対応を開始したが、前震本震を含め医療機関との連携に問題がなかったことから、当初の役目を早期に収束し、生活衛生課とともに収容規模の大きな避難所の衛生確保に努めた。

前震の段階で収容規模100人以上の避難所47か所に対して、手洗い等の徹底や飲食物の

保存管理について指導を実施した。

その後の本震発生後においても、食品保健課、生活衛生課および感染症対策課が連携を図りながら全避難所に対して、衛生管理の徹底を指導した。特に生活用水が不足するなかでの消毒液等を効果的に用いた手洗いについて啓発し、食中毒等健康危害の発生防止に努めた。

加えて、本震発生後、ノロウイルスの感染者が避難所で散見されたことから、改めて感染症および食中毒予防のためのチラシを配布し、注意を喚起したほか、日本食品衛生協会より提供された消毒用アルコール製剤等を各区役所経由で全避難所に配布した。

ボランティアによる食事提供等に関しては、問合せを受けた際などに基本的な衛生管理について指導するとともに、リスクの高い食品の提供自粛をお願いするなど健康危害発生の防止に努めた。

しかしながら、多くの炊き出しや個別の食料支援について、避難所運営側も全てを把握することが困難な状況であったため、衛生管理に関する周知徹底が隔々まで行き届いていなかった。

このような状況下で、指定避難所の一つにおいて、おにぎりを原因食品とする黄色ブドウ球菌による患者数 34 名の集団食中毒が発生した。

当該食中毒の探知は、避難所から救急搬送された十数名の有症者に関する情報が災害対策本部に入ったことに端を発するが、当該情報をマスコミが同時に取得することが可能な状況であったため、食中毒の調査において最も重要である初動調査時にマスコミからの膨大な問合せが入り、この対応に追われ調査に支障を来した面があった。

当該食中毒については、放冷不十分な食品が早い時間に避難所へ届けられ、その後も数時間そのままの状態でも保管されていたことが細菌の繁殖を招く大きな要因であったことから、保管方法と受け取り後の速やかな提供と消費について、各避難所に対して改めて周知

した。その結果、その後、避難所での食中毒の発生はなかった。

### ③流通食品および宿泊施設の衛生確保

#### (ア) 熊本地方卸売市場

上水道が復旧していない状態であったが、卸売市場としての役割を果たすために活動を再開したため、立ち入りし、使用水の確保や食品の衛生的な取扱いを指導した。

#### (イ) 食品営業施設（製造業・飲食業・販売業等）

発災直後から大型の食品製造施設を中心に、食品営業施設 299 件に対して被害状況を聴取し、復旧に際して必要な指導・助言を行った。

地震により包装が破損し、カビが発生した商品を購入した消費者がそのまま喫食するという事例が発生したため、熊本市食品安全情報ネットワークを通して、量販店に対し販売商品の検品の徹底を依頼した。

全国から多くの災害復旧支援者が来熊する中、県南の旅館の飲食店で食中毒が発生したことを受けて、市内の旅館 69 施設へ文書による食中毒予防の注意喚起を実施した。

### ④弁当製造施設の衛生確保

指定避難所への弁当配布開始に際して、弁当製造施設に対する事前の立入調査を行い、配布される弁当の製造工程における衛生管理および配送時の取扱い等について確認し適宜指導を行った。また、定期的な立入りを実施することで更なる衛生確保に努めた。

避難所に対しては、配布された弁当の温度管理の徹底および速やかな配布と消費、残品の確実な廃棄等について指導するとともに、消費期限の遵守とアレルギー物質に関する情報提供の徹底を依頼した。

しかしながら、平常時の製造能力を大きく上回る製造数を請負った業者が製造した弁当において、温度管理不備に起因すると考えられる異臭発生事例が起きたことを受け、製造施設に対しては製造時の十分な放冷と配送時

の温度管理の徹底を、避難所に対しては保管温度の管理徹底について再度指導した。

また、容器包装された弁当の表示については、消費者庁より4月22日付けで発出された『熊本県熊本地方を震源とする地震を受けた食品表示制度の弾力的運用について』におけるアレルギー表示等の取扱いについて」に基づき、消費期限およびアレルギー表示に関しては、健康危害発生の防止の観点から個々の商品に表示するよう指導した。

### ⑤給食施設の衛生確保

各種給食施設より、使用水の濁りなど地震によって影響を受けた施設設備での給食再開に当たって必要となる対応等について相談を受けた。なお、再開について保健所による現地確認要請のあった施設に対しては、必要に応じて立入り・指導を実施した。

### ⑥飲食店等営業者、市民からの相談対応

飲食店等を利用した市民からの問合せや、営業者からの再開に向けた問合せに適宜対応するとともに、普段とは異なる環境下での営業に際し注意すべき点について指導を行った。

### (3) 総括

今回の震災において、避難所開設当初は断水で水が使えない中、感染症予防のため、消毒薬やマスクの配布が急務であったが、避難所生活が長期化すると、衛生環境をどのように確保していくかが課題となった。

避難所における感染症の発生や拡大の防止には、消毒のみでなく、室内の清掃も重要であり、長期的な避難所運営には、定期的な清掃を取り入れるための仕組みが必要である。

また、ダンボールやカーテンによる間仕切りは、避難者のプライベート空間の確保には有効だが、空気環境の悪化や、避難所営業者が内部の様子を確認できない等の課題がある。

食品衛生に関して、今回の震災では、避難所に提供された食品について、不適切な保管方法を要因とする集団食中毒が発生した。

緊急事態発生時に普段から実践（訓練）しているスキル以上の行動をとることは非常に難しく、平常時から市民や食品等事業者が正しい知識とスキルを身に付けるための機会を設け、積極的な啓発を行うことが重要である。

## 3. 福祉

### (1) 高齢者人口、福祉施設等概要

本市の65歳以上の高齢者人口は平成28年4月1日現在で178,596人であり、本市の全人口に占める割合は24.4%である。このうち、要支援・要介護認定者数は38,856人（平成28年3月31日現在）であり、高齢者人口の21.8%を占めている。また、本市の障害者手帳の所持者数は、平成28年3月31日現在で45,446人である。

なお、本市には、高齢者、子どもや障がいのある方々が自立してその能力を発揮できるよう支援する社会福祉施設（公設・民営）が設置されており、日常生活の支援、技術の指導など福祉サービスを提供している。

### (2) 福祉施設の被害・復旧状況

#### ①老人福祉施設等

老人福祉施設等は、全680施設中、約6割の402施設に被害があり、このうち民間の施設については、道路断絶により孤立した施設や建物被害により他所へ避難した施設もあった。

図表 7-5-12 老人福祉施設等の被害状況  
(平成29年3月31日時点)

施設の種類	施設数 (発災時)	被害 施設数
特別養護老人ホーム	46	39
介護老人保健施設	29	26
認知症高齢者グループホーム	64	55
軽費老人ホーム	18	16
有料老人ホーム	97	81
小規模多機能型居宅介護事業所	53	37
養護老人ホーム	8	7
介護療養型医療施設	24	18
その他 (デイサービスセンター等)	341	123
計	680	402

平成29年3月31日時点の復旧状況としては、公設施設は被害を受けた66施設のうち、58施設が復旧を要することとなったが、復旧工事を行う8施設を除く50施設については、平成28年度中に修繕を完了した。

また、民間施設については、災害復旧国庫補助を申請した104施設のうち、23施設は工事が完了している状況である。

### ②障がい者福祉施設

障がい者福祉施設は、全619事業所中222事業所に被害があった。

図表7-5-13 障がい者福祉施設（事業所）の被害状況（平成29年3月31日時点）

施設の種類の種類	施設数 (発災時)	被害 施設数
<b>障害福祉サービス事業所</b>		
居宅介護事業所	81	13
重度訪問介護事業所	81	13
同行援護事業所	35	9
行動援護事業所	3	2
短期入所事業所	20	17
共同生活援助事業所	47	24
療養介護事業所	1	1
生活介護事業所	38(※1)	17
自立訓練事業所	12(※1)	6
就労移行支援事業所	23(※1)	13
就労継続支援A型事業所	49	22
就労継続支援B型事業所	46(※1)	31
障害者支援施設	14	11
計画相談支援事業所	40	16
小計	490	195
<b>障害児通所支援事業所</b>		
児童発達支援センター	3	2
児童発達支援事業所(※2)	24	3
放課後等デイサービス事業所	52	2
保育所等訪問支援事業所	4	2
障害児相談支援事業所	34	10
地域活動支援センター	8	4
障害児入所施設	4	4
小計	129	27
合計	619	222

※1：障害者支援施設分を除く

※2：児童発達支援センターを除く

平成29年3月31日時点の復旧状況としては、災害復旧国庫補助を申請した施設については、約8割の施設について災害査定が完了

し、このうち3割程度の施設については復旧工事が完了している状況である。

### ③児童福祉施設等

児童福祉施設等は、全353施設中232施設に被害があった。

図表7-5-14 児童福祉施設等の被害状況（平成29年3月31日時点）

施設の種類の種類	施設数 (発災時)	被害 施設数
母子生活支援施設	2	2
保育所	138	115
認定こども園	46	43
地域型保育施設	52	28
乳児院	2	2
児童厚生施設	12	6
児童養護施設	4	4
児童相談所一時保護施設	2	2
子育て支援施設 (児童育成クラブ)	94	29
母子・父子休養ホーム	1	1
計	353	232

平成29年3月31日時点の復旧状況として、保育所、認定こども園、地域型保育施設については、被害施設で災害復旧費国庫補助を申請している106件のうち、54件の施設は災害復旧工事が完了している状況である。

その他の児童福祉施設については、災害復旧国庫補助を申請している12件の施設のうち、4件の施設は災害復旧工事が完了している状況である。

また、児童育成クラブについては、瓦の落下、内外壁のひび割れ等があったものの、全体的に被害は軽微であり、平成29年3月15日には全施設の復旧作業が完了した。

### ④保護施設

保護施設は、救護施設1施設に被害があった。

**図表 7-5-15 保護施設の被害状況**  
(平成 29 年 3 月 31 日時点)

施設の種類	施設数 (発災時)	被害 施設数
救護施設	1	1
社会事業授産施設	1	0
計	2	1

平成 29 年 3 月 31 日時点の復旧状況としては、平成 28 年 8 月には災害査定が完了し、現在、復旧工事の着工待ちの状況である（平成 29 年度中に工事完了予定）。

### (3) 高齢者への支援

#### ①要介護（支援）認定期間の延長

発災後、要介護（支援）認定者や認定調査員の被災により認定調査が滞り、介護認定に期間を要する状況であった。

そのような中、厚生労働省より発出された「平成 28 年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令」(H28 厚生労働省令第 133 号)に基づき、介護認定有効期間の延長を行った。

具体的には、市内に住所を有する要介護（支援）認定者であって、現在の認定有効期間が 12 か月の方について、有効期間を更に 12 か月延長することで平成 28 年度の認定更新申請を不要としたものである。

この措置により、区役所福祉課において新たな認定審査が速やかに行えるようになり、認定者の速やかな介護サービス利用につなげることができた。

#### ②要援護者への市営住宅等の優先提供

要援護者を所管する福祉部門と住宅部門とで「住まいと福祉に関するプロジェクト」を設置し、要援護者への住まいの提供について庁内横断的に取り組んだ。

具体的には、各避難所を巡回しながら要介護者（要介護認定 1～5）を含む要援護者の状況把握および意向調査を行い、市営住宅、特定優良賃貸住宅、サービス付高齢者向け住宅、国家公務員住宅への入居についてマッチング

を実施した。

#### ③戸別訪問等による高齢者の安否確認

4 月 14 日から、27 か所の地域包括支援センターおよび指定居宅介護支援事業者が介護サービス利用者に対して安否確認を実施した。

対象者は、居宅介護サービス計画を作成している要介護（要支援）認定者で、戸別訪問等において安否確認、健康状態や生活環境等の状況把握と支援を行った。地域包括支援センターにおいては、一時避難所等を巡回し実態把握と相談対応を行い、必要に応じて福祉避難所への要請を行った。

また、避難行動要支援者（避難行動要支援者名簿の約 22,000 人から障がい者と介護サービス受給者を除いた約 4,600 人）に対して、民生委員および高齢者支援センターささえりあと連携し、他都市保健師と看護師等が自宅を訪問し、安否確認、相談対応、支援情報提供等を行った。

この中で、支援を必要とする方に対しては、要介護認定申請により介護事業所のサービスにつなげたり、見守り体制を構築する等により、継続的な支援を実施している。

#### ④福祉避難所への対応

4 月 15 日以降、体育館等の避難所では生活を送ることが困難な高齢者の避難先として、協定に基づき、市があらかじめ指定する施設を福祉避難所として順次開設した。

福祉避難所に対しては、保健師を中心としたチームで生活支援に向けた訪問調査を実施し、必要な機関との連携や支援サービスへのつなぎ等の退所支援を行った。

また、福祉避難所から食料、飲料水、衛生用品等の必要な物資の情報を収集し、(一社)熊本青年会議所の協力を得て物資を配送した。

### (4) 障がい者への支援

#### ①戸別訪問等による障がい者の安否確認

4 月 22 日から市内の指定相談支援事業所が障害福祉サービス利用者に対して安否確認を

実施した。

また、避難行動要支援者（避難行動要支援者名簿の約22,000人から65歳以上と障害福祉サービス受給者を除いた約9,000人）に対して、日本相談支援専門員協会や日本障害フォーラム等の支援により全国の相談員等の多大な協力を得ながら、市内の相談支援専門員を中心とした戸別訪問を4月22日から6月30日まで実施した。

加えて、被害の特に大きかった東区の一部地域に限定して6月27日から28日に1次訪問で不在だった対象者宅への再訪問を実施した。

さらに、被災地障害者センター（日本障害フォーラム（JDF）現地本部）のアドバイスにより、戸別訪問での不在者や戸別訪問の対象とならなかった障がい者への対応を充実させるため、7月1日から全ての障害者手帳所持者（約42,000人）に対して、生活再建や障害福祉サービスに関する「支援のお知らせ」の送付を行うとともに、当センターに対し、行政では対応できない被災障がい者の様々な困りごとへの対応について協力を依頼した。

なお、戸別訪問をはじめとした被災障がい者への支援については、記載した団体のみならず、全国各地の様々な団体からの支援がなくては、何も進めることができなかった。

## ②要援護者への市営住宅の優先提供

要援護者を所管する福祉部門と住宅部門とで「住まいと福祉に関するプロジェクト」を設置して、障がい者を含む要援護者への住まいの提供について庁内横断的に取り組んだ。

具体的には、各避難所を巡回しながら要援護者の状況把握および意向調査を行い、市営住宅、特定優良賃貸住宅、サービス付高齢者向け住宅、国家公務員住宅への入居についてマッチングを実施した。

## ③福祉避難所への支援

4月15日以降、体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な障がい者等の避

難先として、協定に基づき、市があらかじめ指定する施設を福祉避難所として順次開設した。

一方、熊本学園大学では、車椅子の障がい者や高齢者を多数受け入れており、学生等による手厚い支援が行われた。

このような状況を背景に、協定施設だけでは受入施設の不足が予想されたため、協定以外の施設にも協力要請を行い、結果として、延べ28施設で238人の受入れを行った。

また、福祉避難所の開設に伴い、受入施設の人的支援を行うため、避難している障がい者および高齢者への介助などの支援を行うボランティアを4月20日から7月31日にかけて募集を行った。その結果、全国各地から490人の申込みがあり、高齢者施設を含む46施設への派遣を行った。

この他、福祉避難所の運営に対する民間団体からの協力や福祉避難所避難者の生活再建について他自治体の協力を得たことで円滑に対応することができた。

## ④視覚・聴覚障がい者等に対する支援

4月21日に視覚・聴覚障がい者福祉団体からの要請に基づき、「熊本市避難行動要援護者名簿」の提供を行った。

聴覚障がい者が避難している福祉避難所や区役所等で手話通訳等の情報・コミュニケーション支援を行う支援者（自治体職員等）について、4月28日と5月11日に厚生労働省に派遣要請を行い、5月3日から5月31日までに16都府県・5指定都市から手話通訳者、要約筆記者、ろうあ者相談員の派遣の支援を受けた。

また、視覚障がい者に対する歩行訓練を行う支援者について、4月28日に県外の関係団体に派遣要請し、4月30日から5月8日までに1名の派遣を受け、点字図書館に派遣した。

この他、障がい者への情報・コミュニケーション支援について、避難所への情報提供を実施した。

## ⑤発達障がい児・者に対する支援

発災直後の4月15日から19日にかけて、発達障がい児・者の安否等確認を行った。

発達障がい児は、教育委員会の総合支援課が安否を確認し、発達障がい者は、発達障がい者支援センターが相談者に対し電話安否確認を行った。

また、個人、親の会などの関係団体等からの電話相談に応じて、避難できる宿泊施設(避難所)、個人でシャワーを使える施設、ADHDの薬を提供できる病院、発達障がい児を預かることができる一時預かり施設、心のケアができる病院、要援護者を対象として市営住宅の提供、利用可能な放課後等デイサービス、児童発達支援事業所、日中一時預かりの事業所、通所受給者証の即日発行などの情報を提供した。

避難所における発達障がい児等への配慮に関しては、4月19日から20日にかけて、避難所、市民、職員へ、発達障がい児・者への被災地での対応、合理的配慮(並ぶことができなくてももらえる配慮)についての周知啓発を行った。

発達障がい児等への直接支援としては、「避難所で食事の提供を受ける際に並ぶことができない」等の相談をきっかけに、関係団体を通じて周知し、4月21日～24日の4日間で85食分の食事の提供を行った。また、4月21日には「車中泊のため、オムツ等の物資が届かず困っている」との相談に対応し、オムツ等の物資を提供したほか、個人や企業から寄附を受けた器具、機材(防音:聴覚過敏対応イヤーマフ、デジタル耳栓、防音ボックス)の貸出しを4月25日から行った。

子ども発達支援センターでは、「保育所が開所されない、家の片付けができない、疲れているが、子どもを預かってもらう施設がない」等の訴えをきっかけに、4月26日から28日、および5月2日に発達障がい児の一時預かりを行い、延べ19人の利用があった。

その後、5月6日には、トラウマで家に帰れない子どものための絵本を作成し、配信し

たほか、5月27日から7月末日まで、子ども発達支援センターの相談来所者に対して「震災後のお子さまについて」のアンケートを行い、相談に対応した。

## ⑥その他障がい者への支援

障がい者施設では、発災直後から水や物資が不足したが、施設から供給依頼を受けても配送等の対応ができなかった。そこで、熊本県身体障害児者施設協議会や(一社)熊本青年会議所、その他関係団体等に対し、障がい者施設への物資供給や避難所での要援護者への支援について要請等を行った。

また、発災直後は、避難所へ避難した障がい者に対するヘルパー派遣等については制度上の課題があったが、事業所や障がい者団体等からの意見により、比較的スムーズに制度緩和を行うことができた。

さらに、被災地障害者センターくまもとの呼びかけにより、障がい者団体等から様々な意見を聴取することができたほか、全国各地の障がい者支援団体からの多大な協力、日本財団による各団体への財政的な支援等もあって、日々、支援ニーズが変わり行く中で、決して十分とは言えないまでも、被災障がい者への支援を進めることができた。

## (5) 生活保護受給者への支援

### ①安否確認

前震発生の翌日(4月15日)から、各区保護課のケースワーカーによる、保護世帯の安否確認作業を開始した。

全ケースワーカーが担当世帯への家庭訪問や電話連絡を実施し、不在で安否の確認ができない世帯については、扶養義務者、民生委員、かかりつけの医療機関、地域包括支援センター等に連絡し、早期の所在把握に努めた。

しかしながら、各区保護課職員においても全庁的な震災緊急対応業務(各区避難所運営、支援物資搬送・管理等)にも動員されることとなり、保護世帯のケアにケースワーカーが専念できない状況となった。

このほか、地震発生が人事異動直後であり、業務に不慣れなケースワーカーが多かったこと（正職員 115 人中 46 人が配属直後）や、避難等によりスムーズに連絡がつかない世帯も多かったこと等もあって、作業に期間を要したが、5 月下旬には全ての保護世帯の安否確認を完了した。

## ②生活保護の適正な実施

### （ア）生活保護の決定

震災の影響により、保護の申請に至ったケースに対しては、被災者の個別、特別な事情に配慮しながら保護の決定を行った。

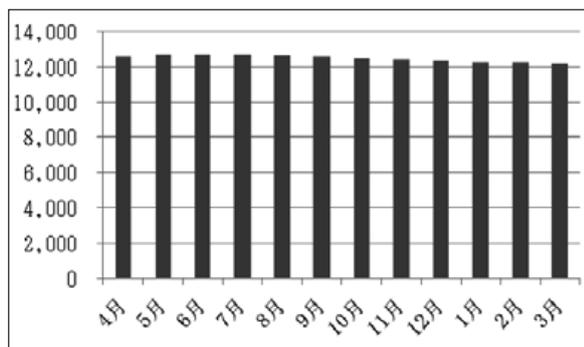
平成 28 年度の新規申請件数（区間転居による申請を除く）は 12 月末時点で 1,090 件で、前年度同時期 1,289 件の約 85%にとどまっている。

新規申請のうち、被災を主因とした件数は、震災発生後 3 か月の 7 月末時点で 104 件、12 月末時点で 122 件と、ほぼ落ち着いている。

地震発生以降の本市の保護世帯数は、微減傾向ではあるが、いずれの区においても微増～微減の範囲に収まる変動であり、震災の影響は特に見られない。

ただし、過去の震災では、短期的には保護世帯数が横這いあるいは減少し、その後増加に転じたこともあるため、本市においても今後動向を注視していく。

図表 7-5-16 生活保護者数の推移  
（平成 28 年度）



### （イ）避難世帯への対応

震災直後には、保護世帯のうち約 1,000 世帯（推定）が各地の避難所や、親戚・知人宅等へ一時避難した。全世帯の安否確認を完了時の避難世帯数は、445 世帯であった（6 月 8 日各区報告時点）。

余震が収束するに従い避難世帯は日ごとに減少し、8 月末時点では 34 世帯に、12 月末時点では 9 世帯、平成 29 年 1 月末時点では 8 世帯となった。現在も、避難生活解消に向けて、引き続き支援を行っているところである。

避難が長期化したケースについては、被災の特別な事情に配慮して、生活扶助、住宅扶助の支給を当面継続しながら、生活実態の把握に努めた。

そのうえで、特段の理由もなく自宅へ戻らず、本市から事実上転出状態となっている、親戚等との同居生活が長期化している等の世帯については、保護の継続の適否について、各区で改めて検討を行うこととしている。

### （ウ）被災による要転居世帯への対応

地震により、保護世帯が居住する家屋についても損害が生じた。

そのうち、家屋倒壊のおそれがあったり、家主の都合等により退去する必要が生じた世帯に対しては、市営住宅、仮設住宅、みなし仮設住宅等や、民間賃貸住宅斡旋事業等の被災者向け支援策の情報提供を行うとともに、新たな居住先を確保するための転居費用を支給することとした。

その際、高齢、障がい等の要因により、自ら転居先を確保することが困難なケースについては、関係機関と協力しながら、不動産会社に同行する等の積極的な支援を行った。

また、特に震災直後においては全市的に賃貸住宅数が減少したことにより、住宅扶助基準内の賃貸物件の確保が厳しい状況となったため、緊急性や個々の世帯の実情を勘案し、やむを得ないと判断されるケースについては、住宅費特別基準を適用することとした。

**図表 7-5-17 生活保護住宅費基準（上限額）**

世帯員数	通常基準 (円)	特別基準 (円)
1人	31,100	40,400
2人	37,000	44,000
3人	40,400	47,000
4人	40,400	50,000
5人	40,400	53,000
6人	44,000	53,000
7人以上	49,000	56,000

ただし、当該住宅事情による特別基準の適用は、あくまで震災による非常時の緊急的な措置であり、永続的な適用は、最低生活の保障という保護の趣旨に沿わないこととなるため、賃貸契約期間（最長2年＝みなし仮設住宅の入居期間と同じ）に限ることとし、その旨を受給世帯に説明のうえ、各区とも運用している。

**(エ) 被災世帯への義援金等の取扱い**

平成28年4月27日に発出された厚生労働省通知に基づき、被災世帯が受領した義援金等のうち、当座の生活基盤の回復、生活再建、破損した生活用品や家電品の購入費、住居の補修費等に充てられる額については、自立更生費として取り扱い、収入認定の対象外とすることとし、保護管理援護課から各区保護課へ通達した。

上記取扱いについて、各区保護課から全保護世帯に対し、「地震による被害の程度に応じて、義援金等を受け取ることができること」、「義援金等は、事前に福祉事務所に自立更生計画書を提出することによって、生活基盤の回復に必要な生活用品や家電などの購入費用に充てることができること」、「収入があったことについて、福祉事務所への届出が必要なこと」を記載したチラシを配布し周知した。

**(オ) その他**

ケースワーカーによる家庭（又は避難先）訪問や電話等によって、各種の被災者支援制度の情報提供を行うとともに、給付を受ける

ために必要なり災証明書の取得等についても、世帯の状況に応じて必要な支援を行った。

**(6) 総括**

今回の震災では、発災直後の高齢者や障がい者等の安否確認について戸別訪問を実施したが、発災当初は、施設の被害調査や避難所運営等の動員により人員が不足し、速やかな安否確認が困難な状況があり、他都市応援職員や民間団体等の協力を得ながら実施した。

また、区役所、健康福祉局、都市建設局で連携しながら実施した要援護者への住宅マッチングプロジェクトは、要援護者の状態や世帯状況等に応じて市営住宅やサービス付高齢者住宅、特定優良住宅、国家公務員住宅の入居先のマッチングを実施したものだったが、要援護者の生活の場の早期確保に一定の成果があった。

なお、避難所のあり方について、今回、避難所にとどまることが困難なために、要配慮者が自宅や車中での生活を続ける状況が発生しており、今後、職員や市民に対して障がい者等要配慮者への更なる理解の促進を進めていくとともに、避難所運営マニュアルの見直しや、バリアフリー対応の避難所情報の提供、福祉避難所との連携と十分な広報等を行っていく必要がある。

#### 4. 保健活動

##### (1) 震災時の保健活動体制

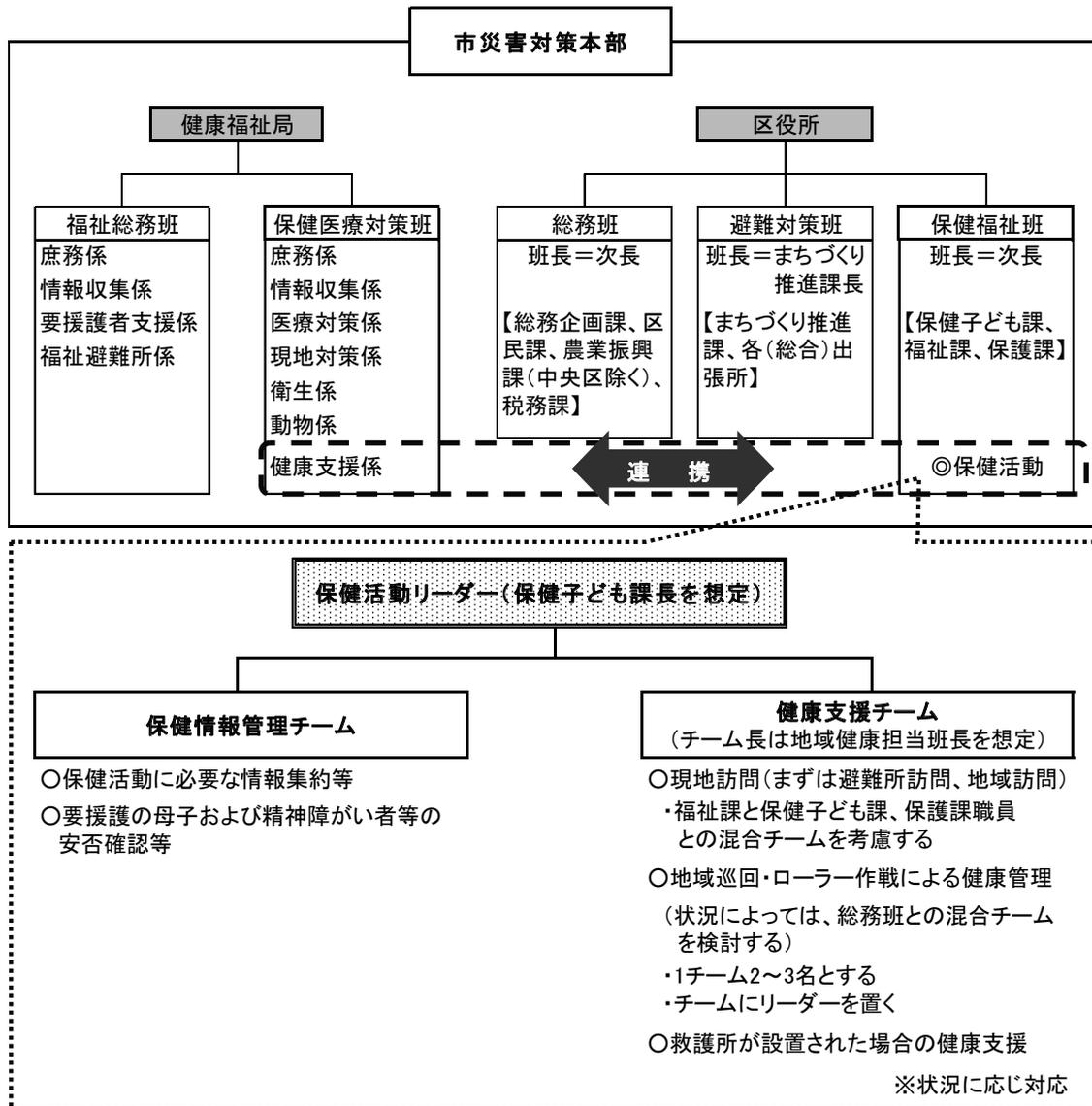
###### ①保健活動体制について

発災前の取組としては、災害時の保健活動のための体制整備に向けて指揮命令系統・役割の明確化と共通理解を進めていたほか、情報伝達体制や活動体制の整備を行うとともに、

関係機関等の把握と役割の明確化を行っていた。

また、「災害時における保健活動初動対応マニュアル」について組織内での周知に加え、災害に特化した研修の企画や受講および訓練によるスキルアップも実施していた。

図表 7-5-18 災害時における保健活動体制



(出所：「災害時における保健活動初動対応マニュアル(平成26年3月作成)」より作成)

しかしながら、本庁と区役所でマニュアルのすり合わせができていなかったため、区役所間の対応にばらつきが生じ、状況を予測しながら早めに活動を展開した区があった一方で、保健師を含めた保健子ども課の職員が指

定避難所に動員され避難所を巡回する保健師を確保できない区があった。

また、発災直後は全体の指揮命令系統が確立されておらず、避難者名簿も作成できていなかったことが、避難所における個別支援、

避難所運営を困難にした。特に、市医療調整本部の動きと派遣保健師調整の動きが連動していなかったことも問題であった。

支援に来た医療チーム間でアセスメント内容の伝達や共有もなく、連携がとれていなかったため、活動が重複しないよう、医療チームの動きを加味して、各区保健子ども課の保健師がチームの活動準備をしなければならなかった。また、当日の朝まで医療チームが何チームくるのかも把握できず、調整に時間と労力を必要とするケースがあった。

半面、支援医療チームのリーダーシップにより区の医療・保健チームの体制が整い、医療チームと保健チームの合同ミーティングによる情報共有や活動計画・役割分担により、スムーズな活動につながったケースもあった。

## ②被災者の把握

発災後は、健康づくり推進課と各区保健子ども課が連携を図り、避難所等の状況や保健活動の支援状況等を確認し、集約した情報を市災害対策本部会議に報告した。

加えて、避難所の要援護者について生活再建の予定等について調査を実施したほか、市営住宅等の優先提供に係る個別勧奨訪問を実施した際にも被災者の情報の把握に努めた。

### (ア) 各区からの情報集約等による情報把握

健康づくり推進課では、避難所の状況や保健活動の支援状況把握のために報告様式を作成し、各区保健子ども課が収集した情報の集約を行った。

報告回数は、本震後10日間は2回/日とし、その後は1回/日とした。報告は、FAX又はメールで行うこととし、避難所数、避難者総数、けが人の有無および内訳、食料配給の状況に加え、避難所での健康支援状況として、保健師等専門職種の職員による避難所巡回実績等について報告することとした。

しかし、フェーズ0期(発災後24時間)においては、健康づくり推進課から各区の保健子ども課にメールや電話をしてもなかなか連

絡が取れず、詳細な動きがつかめなかった。

そこで、健康づくり推進課でも4月20日から24日までの期間は神戸市派遣チームと避難所や保健子ども課を巡回し、状況の把握に努めた。

### (イ) 「援護者世帯調査」による把握

避難所の要援護者について、関係者と連携を図りながら適切なサービスの提供を行うとともに、今後の生活再建の支援を図るため、生活再建の予定や希望等について調査を実施した。

健康づくり推進課で調査票を作成し、関係部署の職員に対し説明会を開催した上で、4月30日から5月2日にかけて調査を実施した。

なお、5月6日の市災害対策本部会議において、聞き取り調査結果と今後の対応について報告を行った。

図表 7-5-19 援護者世帯調査結果

	調査対象 世帯数 (世帯)	要対応 世帯数 (世帯)	帰宅 世帯数 (世帯)
中央区	209	84	125
東区	126	37	89
西区	50	19	31
南区	30	27	3
北区	64	14	50
計	479	181	298

### (ウ) 訪問・電話による母子の状況確認

各区の保健子ども課では、OBの保健師(約10名)にボランティア登録をしてもらい、4月17日から5月20日までの期間に妊婦(出産予定が4月から7月までの妊婦)、ハイリスク母子(震災前から校区保健師が支援している親子)、乳児(0歳児)を対象に、電話にて安否確認を行い、フォローが必要なケースについては再度電話や訪問等を行った。

なお、結果は市災害対策本部会議にて報告を行った。

**図表 7-5-20 母子の状況確認結果**

	妊婦	ハイリスク母子	0歳児
対象者	1,849	1,630	6,599
連絡が取れた方	1,832	1,564	6,016
要継続支援者	123	350	243
震災関連要支援者	42	65	122
要支援の理由 (複数回答)			
住居	12	24	31
経済	2	11	4
子の発育発達	6	64	44
保護者の体調	11	43	33
余震への不安	6	6	21
その他	15	20	29

### ③保健師等派遣要請

避難所や在宅避難者等の健康管理や予測される疾病の予防活動のために、保健活動応援従事者を要請し、保健師等による保健活動体制を整備した。

#### (ア) 健康福祉局内保健師応援要請

4月14日の避難所設置に伴い、各区から健康支援への応援協力要請があったことを受け、健康福祉局内の保健師に協力を依頼の上、健康福祉局保健師チームを編成し、各区の避難所を巡回した。

#### (イ) 他自治体等の保健師等派遣要請

##### ■派遣要請の判断・決定・調整

本震直後から各区の被災状況を確認し、保健師の要請が必要と判断し、市災害対策本部から厚生労働省へ保健師の要請を依頼した。

厚生労働省からは、保健師派遣について他自治体に照会済であるとの連絡があり、その

後、他自治体から電話等により、保健師の派遣が可能である旨本市に直接回答があったため、派遣受入れに対する具体的調整を実施した。

派遣職員の各区への配置に当たっては、各区保健子ども課等の状況を確認した上で、保健師の派遣先の優先順位や配置数を決定し、保健子ども課には、派遣保健師等の受入れ準備について情報提供を行った。

また、避難所への直接支援等の派遣だけではなく、健康づくり推進課で実施する各種調整業務に係る支援については神戸市に依頼を行った。

##### ■派遣保健師の活動体制の調整

被災状況を把握しながら、依頼する活動内容、派遣チーム数の支援量、予測される派遣期間の検討を行ったほか、派遣自治体に対しては要請する活動内容について情報提供を行った。

他都市保健師チームの活動は、4月17日から開始し、避難所を巡回しながら健康相談等を実施した。

活動開始後、5月4日には健康づくり推進課・高齢介護福祉課・各区保健子ども課・保健師派遣チームとの連絡会を開催し、各区の避難所の状況について情報交換を行ったほか、今後の支援体制案の説明を行った。

また、要援護者への市営住宅等の優先提供に伴い実施した避難所巡回調査に当たっては、5月8日に保健師派遣チームに調査内容の説明会を実施し、5月9日から5月11日まで避難所巡回調査を実施した。

##### ■派遣の受入れ終了

今回の震災では、合わせて17市(延べ130チーム)の支援を受け、297人(延べ1,469人)の保健師の派遣を受けた。また、保健師以外の事務的な補助として178人(延べ889人)の支援を受けた。

受入れ終了に当たっては、各区の被災状況や活動状況および人員確保の状況から支援受

入れ終了の判断を行い、各自治体に対して方針を報告した。

神戸市は、益城町へ派遣先の変更により 5 月中旬の時点で受入れ終了したほか、14 市からは 5 月末、2 市（福岡市・北九州市）からは 6 月 20 日まで支援を受けた。

### ■日本栄養士会災害支援チームの派遣要請

各区のニーズ調査に基づき、中央区と東区に日本栄養士会の災害支援チーム（J D A - D A T）を派遣した。派遣は、4 月 22 日から 4 月 28 日まで行われ、延べ 10 人の栄養士の派遣を受けた。

### ■災害支援ナースの派遣要請

各区のニーズ調査や看護協会との調整に基づき、東区の若葉小学校に看護協会の災害支援ナースを派遣した。

派遣は、4 月 29 日から 6 月 1 日まで行われ、22 人（延べ 88 人）の看護師の派遣を受けた。

## （2）保健師・看護師による活動

### ①物資の供給

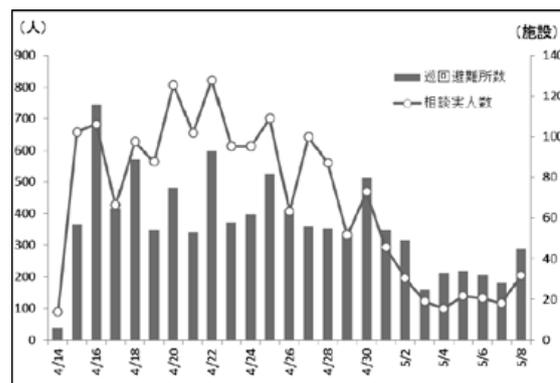
今回の震災では、他自治体から届いたマスク・アルコール手指消毒薬および次亜塩素酸消毒薬・手袋等の衛生・防疫資材に加え、救急セットおよび血圧計を避難所に配布した。

また、エコノミークラス症候群の予防啓発のための弾性ストッキングや、熱中症予防のための対策物資となる飲み物・塩飴を配布し、避難所生活で懸念される症状への予防対策を行った。

### ②健康支援活動

健康状態の把握と生活環境の実態を把握し、健康課題に対する予防と対策のために、震災直後から速やかに避難所へ巡回し、救護活動や避難者の健康状態の確認、避難所の環境整備、保健指導などを実施した。

図表 7-5-21 保健師巡回実績



### ③保健活動

フェーズ 0 期においては、迅速に地域の被災状況を把握し、組織を横断的に調整しながら活動を行っていくことが要求される。

前震発生後の 4 月 14 日から、各区保健子ども課健康支援チームや健康福祉局保健師チームで避難所の巡回健康相談による健康状況の把握を実施した。

発災後の保健活動については、マニュアルのすり合わせ不足から各区の活動にばらつきが生じたが、保健活動マニュアルに沿って健康支援チーム体制を整え、臨機応変に避難所を巡回できた区では、過去の災害における派遣経験が豊富な保健師が指揮を取り、参集した職員の状況に合わせてチーム編成し、各自の役割を明確に指示、情報を集約し戦略を立てることができていた。このように、大災害においては、経験値の高い保健師等の存在は重要である。

特に被害が甚大であった東区においては、全域の小中学校や公園等に避難者が多く集まっているとの情報が入り、4 月 16 日の 2 時まで参集した職員でチームを編成し、4 時 40 分から全避難所を巡回している。

巡回に当たっては、保健師 2 名と運転を担当する事務職 1 名の計 3 名を 1 チームとして巡回チームを編成し、3 時間で巡回できるだけ巡回したら、一旦戻り、交代で次のグループがまた出発するという具合に、3 チームずつローテーションを組み、朝 4 時 40 分から夕

方18時30分頃までの約14時間で、東区内の57か所の避難所の状況を確認した。

また、健康づくり推進課においては、被災経験のある神戸市に後方支援を依頼した。

4月20日から24日にかけて、神戸市派遣保健師チームと避難所の巡回健康相談を実施したほか、健康づくり推進課と各区保健子ども課の保健師による情報交換を行った際の議事録やロードマップ、保健活動にかかる啓発用のポスター等の作成について支援を受けた。

神戸市からは、実務的な技術支援だけでなく、経過を追って変化していくフェーズごとのポイントを踏まえたマネジメントについて支援を受け、後方支援の重要性を痛感した。

最後まで拠点避難所として残った中央区の総合体育館では、5月9日頃から地域包括支援センターなどの関係機関と一緒に運動教室と茶話会を行う「Café型健康サロン」を毎日開催した。総合体育館の避難所閉鎖後も、約2か月半にわたるサロンの流れを引き継ぎ、震災後の孤立化防止のため、地域活動の拠点として整備されている水前寺公園参道の「健康ふれあい広場」で同様のサロンを月に2回の頻度で実施している。

避難者への啓発に関しては、感染症予防やアルコール問題、生活不活発病、熱中症予防についてポスターを作成し、避難所へ配布したほか、熱中症予防についてはケーブルテレビで予防対策を発信する等の活動を行った。

エコノミークラス症候群に関しては、予防チラシやTV等での啓発に加え、避難所でのラジオ体操実施に向けて教育委員会に対し放送を依頼する等の取組を行った。また、車中泊避難者の多い大規模駐車場においてもエコノミークラス症候群の予防チラシを配布した。加えて、熊本地震血栓塞栓症予防活動プロジェクト会議に参加し、情報共有や課題の検討を行ったほか、プロジェクト主催による発災後2か月健診、発災後5か月健診に参加した。

避難所環境のアセスメントに関しては、発災直後から避難所巡回に併せて実施していたが、5月中旬から7月中旬にかけて、生活衛

生監視員と保健師の合同による避難所生活環境調査を実施した。調査では、巡回相談を実施しながら、避難所環境について聞き取りを行った。

### (3) 管理栄養士・栄養士による活動

#### ①物資の供給

震災以前、避難所への特殊栄養食品の配布のために物流拠点に栄養士を配置する必要性は認識していたものの、シミュレーションを行っていなかったため、特殊栄養食品の備蓄状況や支援物資の状況が把握できなかった。

そこで、食に特別な配慮が必要な避難者について速やかに把握できるよう努めると同時に、関係団体などに対し物資を要請した。

#### ②栄養改善活動

栄養士の活動については、発災後、情報収集に努め、4月16日から避難所巡回を開始した。ただし、一般職員と同様に避難所の運営に携わった区もあったため、避難所へ適時に巡回相談ができない状況も生じた。

避難所の長期化が見込まれたので、健康づくり推進課から災害対策本部に対し、弁当などによる栄養の改善を提言したものの、実現はかなり遅れた。

そこで、災害支援物資を中心とした避難所での食事で少しでも栄養改善を行うため、各避難所の市民や職員に対し、栄養バランスを考慮した食品の組合せ方や、食品購入・外食する際の栄養バランスの良い食事のとり方、減塩の工夫、炊き出し時の食物アレルギーへの対応、衛生面の注意についてチラシ・ポスター等を使用し啓発した。数箇所の避難所において実際に提供した食事の栄養価計算をして確認したところ、食塩や脂質の摂取過多が改善された。

野菜、カルシウム不足等を改善するために、野菜ジュースと牛乳をプッシュ型で避難所に配送し、避難者に継続した提供を実施したため、避難所での栄養状況が多少改善されたものと考えられる。

### ③食事提供状況把握調査の実施

5月19日から6月21日にかけて、拠点避難所やその他の避難所（指定外も含む）計53か所を対象に、各区保健子ども課と健康づくり推進課の管理栄養士による避難所における食事提供状況把握調査を実施した。

これは、避難所での食事の提供状況や食事内容を確認し、その結果を踏まえ、避難者の食環境に応じた食の自立を支援するための基礎資料とするために実施したものである。

調査の結果、拠点避難所の食事提供の傾向として、栄養バランスの偏り（主食のみなど）や、野菜・肉・大豆製品等の摂取不足、食塩過多、間食時間未設定（個人が適宜自由に摂取）等が見られた。

また、昼食は提供していないなど、避難所によって、提供内容にも温度差がみられた。

### ④野菜補充を目的とした炊き出しの実施

6月28日から7月20日までの期間に、協力が得られた5か所の避難所を対象として、野菜補充を目的とした炊き出しを延べ14回実施した。

この炊き出しは、避難の長期化により、食事の簡便化や嗜好品の自己購入による栄養バランスの悪化、生活習慣病の発症・悪化、活動量不足による肥満や高齢者のフレイルの心配等が課題となる中、食生活改善推進員の協力を得て実施したもので、全国から寄せられた支援物資を活用し、減塩で野菜やたんぱく質が多くとれる献立とした。

## （4）歯科医師・歯科衛生士による活動

### ①歯科医院開設状況の情報の周知

4月16日以降、健康づくり推進課にて、開設中の歯科医療機関と救急対応の可否について、市歯科医師会より情報を収集し、各区保健子ども課経由で避難所へ提供した。

また、医療政策課へ市のHPに歯科医院開設状況の情報を掲載依頼し、広く市民に周知した。

加えて、休日当番医を市HPに掲載し、避

難所へも周知した。

### ＜歯科医院開設状況＞

- ・4/18 46か所
- ・4/20 86か所
- ・4/21 100か所
- ・4/25 149か所

※歯科医院の開設状況が変わる度に、健康づくり推進課が市歯科医師会から情報を得て各区役所と医療政策課へ周知し、適時情報提供を心がけた。

### ②各避難所での歯科ニーズ調査と歯科支援

4月17日以降、避難所に各区役所歯科職員が巡回し、最寄りの歯科医院開設状況に関する情報を提供したほか、209か所（延べ312か所）の避難所で必要に応じた個別の歯科支援を実施した。

### ③各避難所での口腔ケア等に係る啓発

4月17日以降、避難所に各区役所歯科職員が巡回し、歯科啓発ポスターを掲示するとともに、誤嚥性肺炎予防に向けた口腔ケアの重要性を、避難者および避難所担当者に周知した。

### ④各避難所での個別歯科相談と健康教育

4月17日以降、各区保健子ども課において、避難所での個別歯科相談や唾液腺マッサージ、口・舌の体操、誤嚥性肺炎の予防などの健康教育を実施し口腔衛生管理の重要性を伝えた。

また、8020推進員による避難所での口の健康づくり活動を地域包括支援センターと協働で実施した。

### ⑤各避難所における口腔衛生用品の配布

歯ブラシ等の口腔衛生物資を至急各避難所に配布する必要があったため、歯科医師会へ物資提供を依頼した。

4月19日に、日本歯科医師会からの支援物資（口腔衛生用品）が県・市歯科医師会に届いたという連絡を受け、健康づくり推進課が早急に各区役所に届け、歯科職員を通じて、

避難所（180 か所）へ配布した。

### ⑥市民病院口腔ケアチームによる活動

市民病院の歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、看護師、言語聴覚士による口腔ケアチーム（2 チーム）が避難所（福祉避難所含む）において、口腔ケアと歯科相談、口腔衛生用品の提供を実施した。

4 月 19 日から 5 月 31 日の期間に、連休中も含め延べ 273 か所を巡回し、延べ 1,275 人に実施した。

また、避難所での歯科支援の重複を避けるために、市民病院口腔ケアチームの巡回予定と報告を健康づくり推進課経由で区役所歯科職員に情報提供し、避難所支援の効率化に努めた。

### ⑦福祉避難所等の歯科ニーズ調査

4 月 22 日以降、福祉避難所と障がい者福祉施設（36 か所）に対し、口腔ケアの必要性について電話による聞き取り調査を実施した。

### ⑧福祉避難所での口腔ケア等の実施

市歯科医師会、県歯科衛生士会の協力を得て、福祉避難所に対する口腔内診査、口腔ケア、口腔衛生用品の提供等を行った。

4 月 22 日から 5 月 19 日の期間に障がい者施設や老人保健施設 8 か所で実施した。

### ⑨その他

その他の活動としては、避難所生活における誤嚥性肺炎予防の TV 広報や、在宅高齢者への歯科ニーズ調査として、高齢介護福祉課が実施した「在宅高齢者への健康に関する聞き取り調査」に歯科項目を追加して実施した（期間：5 月 12 日～5 月 24 日 調査人数 2,122 人）。

また、市内における歯科支援活動について、各区役所歯科職員、歯科医師会、歯科衛生士会と密に連携し情報を共有することで、歯科支援活動が円滑に実施できるよう健康づくり推進課が調整を図った。

他県からの歯科支援ボランティアについては、日本歯科医師会の災害歯科コーディネーターからの助言をもとに随時対応した。

### （5）総括

今回の震災では、東日本大震災での支援の経験や、研修等により事前に学ぶ機会もあったため、保健師による避難所巡回等、比較的早く対応することができた。

しかしながら、現行のマニュアルでは、保健師等専門職員も避難所運営スタッフとなっており、避難所運営に専門職員も動員され、保健活動に支障を来した区もあった。

今回のような大規模災害で避難所運営が長期化する場合には、保健師等の専門職員が専門性をいかした避難所の健康支援等に従事できるよう、専門職の取扱いについて検討が必要である。加えて、発災時に庁内の部署を越えて専門職のチーム編成が速やかにできるよう、職員全員が区（局）災害対応マニュアル、災害時における保健活動初動対応マニュアルについて共通理解を持つとともに、取りまとめ部署等を事前に決めておく等の調整が重要である。

また、今回の震災における保健活動体制の一番の問題は、保健医療体制の連携が取れていなかったことである。効果的な活動を行うためには、医療チームと保健師チームの動きは常に連動していく必要があり、保健活動、医療活動の現状報告と方向性を、毎日市災害対策本部へ報告し、災害対策本部の中で各主務課の動きが調整できる体制が必要であった。

フェーズ 0 期においては、DMAT などの医療支援チームが必要だが、その後は避難所で生活する避難者の生活支援が中心になる。今回は、早い時期から開業医等が診療再開している状況があり、医療対策本部が把握していない医療チームが避難所で活動するケースも多数あったことから、避難者からは「同じような支援チームがいくつも来ている」や「さっきも同じ話をした」などの声が聞かれ、ポ

ランティアチームも含めた調整が必要であった。

避難者に関する情報収集に関して、フェーズ0期は、各避難所等で必要な保健活動従事者数など、情報の集約は困難を極めた。避難所運営で混乱している区役所からの情報発信を待つのではなく、現地に情報収集班を配置する必要があった。

また、今回、職種ごとに避難所を巡回して聞き取りを行ったが、何度も同じ被災者に声掛けをすることになり、被災者が疲れてしまうということがあった。初動の健康調査票に把握が必要な健康情報を全て盛り込み、何度も調査を行う必要がないようにし、調査結果については、健康調査票から得た情報やその後の対応を職種間で共有できるような工夫も必要である。

加えて、熊本地震では余震不安により車中泊する被災者や、子ども連れや障がい者で、避難所生活の不安等から車中泊を余儀なくされた被災者が多く、避難所中心の状況調査だけではなく、車中泊者を含めた在宅者の状況調査(仙台市で行われたような地区全数踏査)も必要であった。

その他、物資に関しては、特殊栄養食品の備蓄や支援物資の状況について、内容や場所について事前に検討し、災害時に速やかに利用できる工夫が必要であるほか、今回は歯ブラシ等の口腔衛生用品が備蓄されていなかったため、今後の備蓄について検討が必要である。

## 5. 保育

### (1) 保育施設の概要

本市の保育施設数は、平成28年4月1日時点で公立保育所19施設、私立保育所119施設、認定こども園46施設、地域型保育施設52施設の合計236施設である。

### (2) 保育施設の被災状況

発災直後の4月15日早朝から各保育施設に被害状況の電話調査を実施し、本震後の4月

16日にも再度、全園にFAX等による調査を実施した。

その結果、発災時刻が夜間であり、保育施設の運営時間外であったため、人的被害はなかったが、236施設中、174施設に外壁や基礎のひび割れ、ガラス割れ、天井・内壁破損等の被害があった(5月17日時点)。

保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育施設)の開所の可否については、調査結果を踏まえた施設状況やライフラインの状況等を考慮し、「保育の安全の確保ができない」と判断し、4月30日(土)まで原則閉所とすることを各施設に通達した(5月2日(月)から原則開園)。

なお、次の条件を満たす場合は各施設の判断により、4月30日以前に開所を可能とした。

#### <開所の条件>

##### ■園舎および保育室等の安全性の確保

- ・旧耐震基準園舎は、応急危険度判定士や建築士の検査の結果、倒壊等の危険性がない。
- ・損壊した保育室等は必要な補修を行い、安全性を確保している。

##### ■避難場所の確保および緊急連絡先の確保

##### ■ライフラインの確保

- ・飲用水の確保、衛生管理の徹底(電気、ガスが復旧せず、自園調理が困難な場合は弁当持参でも可)

##### ■保育士等の確保

- ・配置基準を満たす保育士等の職員配置ができる。

##### ■周辺環境の安全性の確保

- ・保育施設周辺若しくはアクセス道路に土砂災害や建物倒壊等の危険性がない等

4月25日(月)の時点で市内の保育所、認定こども園、地域型保育施設236施設のうち、149施設(63.1%)が開所し、原則開所とした5月2日(月)時点で226施設(95.8%)が開所、5月16日(月)には全施設開所した。

図表 7-5-22 保育施設の開所状況

		公立 保育所	私立 保育所	認定こ ども園	地域型 保育 施設	計
施設数(施設)		19	119	46	52	236
在園児数(人)		1,793	12,391	7,623	628	22,435
4月25日 (月)	開園数 (施設)	10	82	29	28	149
	開所率	52.6%	68.9%	63.0%	53.8%	63.1%
	登園児数 (人)	602	3,836	2,396	218	7,052
5月2日 (月)	開園数 (施設)	18	116	42	50	226
	開所率	94.7%	97.5%	91.3%	96.2%	95.8%
	登園児数 (人)	1,263	7,453	4,278	415	13,409
5月16日 (月)	開園数 (施設)	19	119	46	52	236
	開所率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	登園児数 (人)	1,648	11,312	7,130	577	20,667

### (3) 保育に係る支援・活動

#### ①出前保育の実施

避難所の児童に対する支援として、小中学校等の避難所に公立保育所職員(保育士)が出向き、子ども達に対して絵本の読み聞かせ等の出前保育を実施した。

##### (ア) 期間

平成28年4月20日～30日

##### (イ) 実績

訪問施設 59 施設、派遣職員 170 人、参加者数 621 人

#### ②臨時預かり保育サービス事業の実施

開園が困難な保育施設に通う児童や、被災者の復旧作業等に伴い、一時的に家庭における育児が困難な児童を抱える保護者への支援として、公立保育所において臨時預かり保育サービス事業を実施した。

##### (ア) 事業概要

###### ■対象児童

- ・被災者の復旧作業等に伴い、一時的に家庭での育児が困難な児童
- ・開園が困難な保育施設に通う児童

###### ■利用年齢

生後6か月から就学前の児童

###### ■利用時間

7時30分～18時

###### ■利用料金

無料

###### ■申込方法

希望日前日までに、実施園に直接電話予約

###### ■その他

昼食、おやつ、昼寝用の寝具等は持参

##### (イ) 期間

平成28年4月26日～5月14日(日祝除く)

##### (ウ) 実績

実施園 14 施設、利用者 297 人

(実施園:本荘、城東、京塚、健軍、中島、小島、春日、幸田、清水、西里、山本、豊田、田底、菱形)

#### ③保育所等における支援物資の提供

園開所に向けて準備を行っている保育所等への支援として、公立保育所2か所において、被災者支援物資を提供した。

##### (ア) 実施日

平成28年4月19日・20日

##### (イ) 対象施設

私立保育所(119施設)、認定こども園(46施設)、地域型保育施設(52施設)

##### (ウ) 配布場所

城東保育園、春日保育園

##### (エ) 配布物品

粉ミルク、紙おむつ、おしりふき

#### ④心のケアに関する研修会の実施

保育所に通う0～5歳の乳幼児に対する震災直後の心のケアとしては、震災前と同様の生活に戻すことで児童の心の安定を図ることが重要であるため、いつも長時間児童に接し

ている保育士に対し、児童と適切に関わるための研修を実施した。

第1回目の研修は5月23日・25日の2日間に分けて実施し、合計226施設、239人の参加があったほか、第2回目の研修は8月25日に実施し、143施設、148人の参加があった。

### <研修概要>

#### ■講師

熊本市児童相談所職員、子ども発達支援センター職員

#### ■対象者

公私立保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、私立幼稚園の職員

#### ■研修内容

(第1回)

期日：平成28年5月23日・25日

場所：くまもと県民交流会館パレア

内容：震災後の児童に起こりうる行動・言動の特徴および関わり方

(第2回)

期日：平成28年8月25日

場所：熊本市立図書館ホール

内容：子どもの心のケアについて

### ⑤心のケアに関する保育所等職員および保護者への啓発

震災後の子どもに起こりうる行動・言動等の特徴を把握し、家庭と保育所等とが一体となり、子どもの心のケアを実施していくため、各施設に対して心のケアに関する資料を配布し、啓発を行った（英語、中国語等の翻訳版も含む）。

#### (4) 総括

発災後、保育施設再開の要望があがってくる中で、いつ再開するかという判断は困難だったが、安全確保ができてからという方針を定めて対応した。

保育施設の閉所や、復旧作業等に伴い、一時的に家庭における育児が困難な児童を抱える家庭に対しては、開所可能な公立保育所における一時預かりサービスを実施したが、サ

ービスを実施する保育所も当該園の児童を受け入れながら、別途、児童を受け入れるため、施設の預かりスペースや保育士の確保が課題であった。

また、今回のような災害時には、児童の心のケアも重要であり、避難所において絵本や紙芝居の読み聞かせを行う出前保育を実施したほか、開所後の心のケアを適正に行うため、保育士に対する研修も実施した。

## 6. 犬猫等の保護

### (1) 犬猫等の保護の概要

動物愛護センターでは、平成14年に全国でもいち早く犬猫の「殺処分ゼロ」の取組を開始し、現在も、動物愛護の普及啓発活動を中心に地道に取り組んでいる。

また、今回の震災前に実施していた災害時対応のための取組として、平成25年5月31日に熊本県獣医師会熊本市支部および薬品会社2社と大規模災害時の動物救護活動に関する協定を締結した。

さらに、本市の地域防災計画や避難所運営マニュアルには、避難所のペットに関する事項を追加していた。

### (2) 震災後の保護活動

震災直後の4月15日から、飼い主からのペットの不明情報と市民からの保護情報を受け付け、照合を行った。

8月7日までの問合せ件数は不明犬猫については669件（犬245、猫424）に上り、平常時と比べて約10倍の相談が寄せられた。また、保護情報も279件（犬197、猫82）と通常の約5倍の問合せがあった。

飼い主不明の犬猫は動物愛護センターで保護を行ったが、収容する犬猫が急増して収容能力を超えるおそれが生じたため、被災前から収容していた犬猫を他自治体に譲渡することで、スペースの確保を行った。

この際、北九州市動物愛護センターに26頭（4月20日）、環境省の仲介により中国・四国・近畿の26府県市に29頭（4月27、28

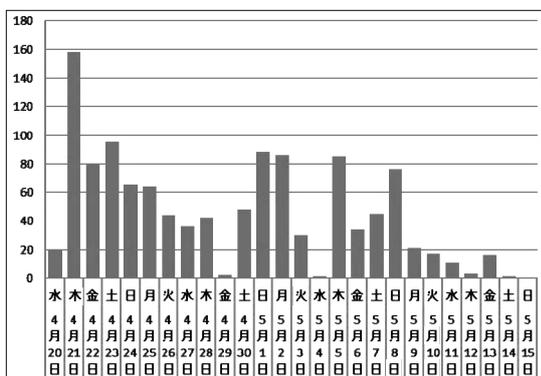
日)、合わせて 55 頭の犬猫について広域譲渡の協力を得た。

動物愛護センターに収容された犬猫については、動物愛護センターHPへの情報掲載や熊本市動物愛護推進員（市民の動物愛護意識の向上を推進するために市が委嘱）の協力による保護場所付近へのポスター掲示等を行い、飼い主への返還に努めたほか、一定期間を経過しても飼い主が見つからない場合は、譲渡会を開催し、新しい飼い主への譲渡を行った。

また、全国から 250 件以上の支援物資が寄せられたことから、4月16日以降は動物愛護センターを窓口として飼い主に物資の配布を行った。

物流の回復に伴い、動物愛護センターでの個人配布は5月13日で終了した（配布数：1,168件）が、避難所等への配布は継続した。

図表 7-5-23 物資の配布状況



### (3) 避難所等における取組

避難所でのペット同行避難者への取組としては、4月20日から熊本市動物愛護推進員と連携して避難所の巡回を行い、ペットの同行避難状況の把握を行うとともに、支援物資の配布や飼育相談の受付等を行った。

避難所数が多く、全体把握は困難であったが、6月14日時点で拠点避難所22か所のうち、12か所でペット同行避難者を確認した。

また、5月9日からは環境省の支援により、避難所のペット同行避難者が体調悪化により入院を要する場合に、安心して治療に専念で

きるようにペットを一定期間無償で預かる体制を整備し、犬6頭、猫4頭を預かった。

また、避難所以外も対象とした活動として、5月27日に、県、熊本県獣医師会、市、（一社）九州動物福祉協会では、被災したペットの救護やその飼い主を支援するため、「熊本地震ペット救護本部」を設置し、被災犬猫の一時預かり制度を開始した。

6月5日からは（一社）九州動物福祉協会が運営する「熊本地震ペット救援センター」での一時預かりを開始し、平成29年3月31日時点で犬20頭、猫6頭を預かった。

応急仮設住宅入居者への支援としては、入居者募集説明会の際にペット受入体制支援メニュー（必要物資の支援、ペット飼育相談の支援）を飼い主向けに提示するとともに、入居申込書にペット飼育の有無やペットによるアレルギーの有無の項目を追加し、ペット飼育者等の情報を早期に入手できるようにした。

また、入居説明会では、ペットとの生活を希望する入居者に基本的なルールや支援の説明を再度行い、ケージやサークル、フード、ペットシート等必要物資の配布も行った。

なお、入居後も熊本市動物愛護推進員と連携して応急仮設住宅を訪問し、しつけ方教室の開催等の支援を行っている。

## 7. 墓地

### (1) 市営墓地の被害

本市では、発災直後から市営墓地の被害状況の確認を開始し、平成28年4月末時点では、全18,120区画のうち、目測値で約6割弱にあたる10,300区画が被害を受けていると想定した。

その後、平成28年7月から9月に実施した被害区画の現地調査の結果、市営墓地（7墓地）における墓石被害は、全18,120区画のうち、約5割強にあたる9,828区画であった。

**図表 7-5-24 墓石被害の状況**  
(平成 28 年 9 月末現在)

墓地名	区画数 (※1)	被害区画数 (※2)	被害割合
花園墓地	1,890	674	35.66%
小峯墓地	1,898	1,261	66.44%
立田山墓地	1,521	712	46.81%
城山墓園	1,146	374	32.64%
清水墓園	1,513	606	40.05%
桃尾墓園	8,920	5,658	63.43%
浦山墓園	1,232	543	44.07%
計	18,120	9,828	54.24%

(※1) 平成28年3月31日現在の区画数

(※2) 平成28年7月～9月に実施した調査に基づく被害区画数

各墓地においては、園路の破損や石垣・法面の崩落などが認められる状況であり、特に小峯墓地、城山墓園および立田山墓地においては、地盤の傾きや沈下などの被害が発生した。

また、桃尾霊堂（納骨堂）においては、納骨壇の一行が、土台部分の破損により傾いた。加えて、内外壁の亀裂、屋根瓦の破損・落下や屋根瓦の損壊に伴う雨漏りにより天井板の一部に落下も発生した。

## (2) 市営墓地の復旧

市営墓地の復旧に当たっては、まずは職員や墓地管理者が可能な範囲で通路に倒れた墓石等を移動し、通路確保に努めたほか、現地調査により、二次被害の危険性が高いと思われる施設（花園墓地・桃尾墓園）については、立入規制を実施した。

また、甚大な被害が発生した小峯墓地については、都市公園の指定を受けていることから国土交通省へ都市災害復旧事業の申請を行い、8月補正予算成立後、災害復旧工事に着手した。

その他、市営墓地の正確な被害状況の把握のため、熊本市シルバー人材センターに被害

状況調査を委託したほか、一般社団法人日本石材産業協会等によるボランティア活動の申出を受け入れ、修復作業に取り組む際の機械搬入路の確保並びに墓参者の安全確保を目的として倒壊した墓石の移動を行った。

なお、墓石の復旧に関しては、全額使用者負担となっている（支援金等の制度なし）。

墓地使用者への対応に関しては、相談があれば現地調査を行い、被害状況報告を行ったほか、隣接区画の墓地使用者間で連絡が必要な場合は、間に立ってその調整を行った。相手方へ電話が通じないなど連絡が取れない場合には自宅訪問を実施した。

## (3) 市営以外の墓地への取組

市内には、市営墓地以外にも、宗教法人、公益財団法人および墓地管理組合が経営許可を受けて経営している墓地・納骨堂がある。また、それ以外にも、寺院の境内の墓地・納骨堂、古くからある集落共有墓地、個人所有地の墓地等の多種多様な墓地・納骨堂が点在しており、その実態（箇所数・墓石の総数・納骨壇の総数など）は把握できていない。

今回の震災では、地震により被災した墓地、納骨堂の修復のための支援措置を求める相談や倒壊した墓石の撤去や修理のための支援措置を求める相談が寄せられた。

通常は、市営墓地以外の墓地の修復や墓石の撤去・修理は、墓地管理者や墓石の使用者が行うこととなるため、市としては対応していないが、今回の震災では、共有墓地の共有部分の復旧支援について、復興基金による事業が実施されることとなったため、本市としても平成29年度当初予算で予算化した。

## 第6節 応急仮設住宅

### 1. 法令上の位置付けと本市の計画

#### (1) 概要

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第4条第1項第1号で規定されている救助の種類の一つである。平成12年3月31日付け厚生省告示第144号等により、程度、方法および期間が定められ、災害のため住家が全焼、全壊又は流失したなど、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できない者に対して2年間の限度に簡易な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図るものである。

なお、告示第144号において「応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することもできる。」とされており、建設されるプレハブ仮設住宅だけでなく、民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として提供すること（みなし仮設）も想定されている。

#### (2) 熊本市地域防災計画での基準等

熊本市地域防災計画では住宅対策として、応急仮設住宅の計画戸数は、全壊および流出戸数の30%以内とし、建設は災害発生の日から20日以内に着工するものとする等の仮設住宅設置の基準等を定めている。

### 2. プレハブ仮設住宅

#### (1) 概要

プレハブ仮設住宅とは、あらかじめ工場で生産・加工された部材を建設現場で組み立てるプレハブ工法によって建築される仮設住宅で、災害救助法のなかで、1住戸あたり平均29.7㎡（9坪）を標準規格とし、設置費用（本体）は平均1住戸あたり266万円以内とされ、同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとされている。

#### (2) 建設用地の選定・戸数の設定

建設用地の選定・戸数の設定を都市建設局対策部住宅班で行い、詳細な調査および配置計画を営繕課・設備課で担当した。

建設用地は当初設定していなかったため、地域ごとの被災世帯数、みなし仮設として提供可能な民間賃貸住宅の戸数を把握しながら、仮設住宅の整備が必要となる地域を決定し、建設可能な公有地より、インフラ整備の必要性や生活利便性、水害等による危険性に配慮し、順次候補地を選定した。

建設戸数は、確保可能な建設用地にて建設可能な戸数を上限として、既存の公営住宅やみなし仮設の利用を見据えながら、800戸程度を上限とし、避難所へ避難されている避難者を対象に、仮設住宅への入居意向調査を行って、最終的な供給戸数を決定した。

#### (3) 建築計画～建設

用地選定および建設戸数の決定後、県に応急仮設住宅の建設業者の斡旋を依頼した。

その後、県から依頼を受けた一般社団法人プレハブ建築協会が斡旋する建設業者が、県が作成した「熊本県応急仮設住宅配置計画案作成上の留意点」に基づき、配置計画を作成し、県および内閣府の承認を受けた。

計画時には、随時、県との配置計画や建設戸数等の調整が必要であるため、本市職員（主査）1名が県住宅課に常駐し、県職員および他県職員と共に他市町村の案件も併せて計画作業に従事した。

建設に関しては、以下のような課題があり、建設時に困難を極めた。

- ・建設地が任意のボランティア活動拠点となっており、調整に時間を要した。
- ・工業団地の一部であり、隣接する工場へ理解を求めるため、各工場への説明を実施し調整に時間を要した。
- ・建設地が農地（民有地）であり、地耐力の確保や敷地とアクセス道路の高低差を解消

するための造成工事が必要となり、建設に時間を要した。

施工監理については、許可申請等各種手続から、自治会等関係者との調整、縄張り・中間・完了検査までを行った。

また、プレハブ仮設住宅とは別に、木造集会所を仮設住宅 50 戸以上に 1 か所、木造談話室を 20 戸ごとに 1 か所設置した。

なお、岡山県真庭市からの支援（無償貸与）で、東町仮設団地には「CLT 談話室」を、藤山仮設団地には「おひつの家」を設置した。

最終的には南区に 7 団地（449 戸）、東区に 2 団地（92 戸）を建設した（市有地 5 か所、県有地 3 か所、私有地 1 か所）。

着工、竣工日、設置戸数については、次表のとおり。

図表 7-6-1 団地別着工・竣工日

団地名	着工日	竣工日	戸数
塚原仮設団地	H28.5.14	H28.6.15	96戸
さんさん2丁目仮設団地	H28.5.20	H28.6.24	16戸
藤山仮設団地	H28.6.3	H28.7.30	150戸
藤山仮設団地(2次分)	H28.8.24	H28.9.29	45戸
舞原仮設団地	H28.6.12	H28.8.4	87戸
平原仮設団地	H28.5.29	H28.7.4	27戸
南田尻仮設団地	H28.6.3	H28.7.22	28戸
秋津中央公園仮設団地	H28.5.21	H28.6.28	54戸
東町仮設団地	H28.7.16	H28.8.22	38戸
計9団地			計541戸

#### (4) 契約

応急仮設住宅の建設に関する契約については、県が一般社団法人プレハブ建築協会と締結していた「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」により、同協会が斡旋した建設業者と本市において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（随意契約）によるリース契約を締結した。

また、集会所・談話室については、県が災害協定を締結していた各種協会団体から斡旋を受けた業者と売買契約を締結した。

#### (5) 募集・説明会

住宅課が担当し、説明会については次表のとおり行った。

図表 7-6-2 説明会日程

地区	場所	開催日
南区城南地区 (塚原・さんさん 2丁目・藤山・舞原)	熊本県建設技術センター	H28.5.28
東区秋津中央公園	東区役所3階	H28.6.4
		H28.6.5
		H28.6.7
		H28.6.8
南区富合地区 (平原・南田尻)	南区役所3階	H28.6.18
東区東町	東区役所3階	H28.8.7
		H28.8.8

募集に当たって、城南地区については城南総合出張所、富合地区は南区役所、東区については東部公民館に、住宅課職員と他課からの応援職員が出向き申込受付を行った。入居申込募集期間については次表のとおり。

図表 7-6-3 団地別申込募集期間

	仮設団地名	募集戸数	募集期間
南区	塚原仮設団地	96戸	H28.5.31 ～ H28.6.8
	さんさん2丁目仮設団地	16戸	
	藤山仮設団地	150戸	
	舞原仮設団地	87戸	H28.7.12 ～ H28.7.18
	藤山仮設団地(2次分)	45戸	
	平原仮設団地	27戸	
	南田尻仮設団地	28戸	
東区	秋津中央公園仮設団地	54戸	H28.6.10 ～ H28.6.19
	東町仮設団地	38戸	H28.8.12 ～ H28.8.18

#### (6) 入居

入居要件については、以下のように定めた。

- 平成 28 年熊本地震発生時（平成 28 年 4 月 14 日）において、熊本市に住所を有する者。
- 当該災害による住居の全壊又は大規模半壊により、居住する住居がない者。
- 自らの資力では、住居を確保することができない者。
- 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利

用していない者。

■民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない者。

■二次被害等により住宅が被害を受けるおそれがある場合。

■地すべり等により避難指示を受けている者。

※半壊であっても、住み続けることが危険な程度の傷みがある家屋等の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない者も対象となる場合がある。

入居世帯の決定については、被災前の居住地区や行政区のコミュニティーや小中学校区の継続を考慮し、要援護者（要介護者・障がい者・妊婦および1歳未満の乳児がいる世帯）を優先的に決定した。その後、部屋に空きがある場合は抽選を行い、入居世帯を決定した。

併せて、入居要件にり災の基準を定めているため、各区税務課に仮設入居希望者である旨を説明し、り災証明書の発行が入居説明会（鍵渡し）に間に合うよう依頼した。

決定した入居者への入居時説明会は次表のとおり、平成28年6月21日より順次実施した。

図表 7-6-4 団地別入居説明会日程

団地名	提供戸数	入居説明会 (入居日)
塚原仮設団地	96	H28.6.21
		H28.6.22
さんさん2丁目仮設団地	16	H28.6.30
秋津中央公園仮設団地	54	H28.7.5
平原仮設団地	27	H28.7.11
南田尻仮設団地	28	H28.7.31
藤山仮設団地	150	H28.8.5
		H28.8.6
舞原仮設団地	87	H28.8.9
		H28.8.10
東町仮設団地	38	H28.8.27
藤山仮設団地(2期分)	45	H28.10.6

## (7) 入居後の施設改善

### ①概要

被災者に対する住宅の支援については、まず、要援護者に対して、要援護の状況等に応じた市営住宅等の供与を行い、並行して、り

災証明で半壊以上の世帯に対して災害救助法に基づくプレハブ仮設住宅等の応急仮設住宅の供与を進めていった。要援護者の多くは市営住宅等へ入居することが想定されたことから、プレハブ仮設住宅では、浴室などのバリアフリー対応として計画段階から手すりを設置した。また、高齢者・障がい者等に配慮した玄関前のスロープは、県方針に基づき1割程度の計画だったが、応募してきた車椅子利用者数に応じて、建設段階でスロープ設置戸数の追加を行った。

入居者の状況に応じたバリアフリー対応は、入居後に個別で対応することとした。

また、建設地にはコミュニティ形成の一助とするため、同一敷地内に仮設住宅の戸数に応じて、集会所や談話室を設けており、そういった共用部の改善についても、個別で対応することとした。

### ②改善要望の把握

入居者からの改善要望については、鍵渡し時に高齢者等からの聞き取りを実施し、入居後も看護師の戸別訪問や、社会福祉協議会相談員の見守り活動の際に聞き取りを実施した。また、駐車場や集会所等の共用部の要望については、自治会長等との連携を密にすることで早期把握に努めた。

### ③施設改善の具体例

#### (ア) 住戸の改善

改善要望の多くは、高齢者からのバリアフリー対応だったため、現地にて入居者立会いのもと状況確認を行い、施設改善を実施した。主な実施内容は手すり設置（入居者の状況に応じて居室等へ手すりを追加）、スロープ追加（玄関前の階段の昇降が困難な入居者に対し、スロープを設置）、玄関階段改善（住棟の配置等からスロープ設置ができない住戸に対し、1段あたりの高さを抑えるよう玄関の階段を2段から3段に変更）、そのほか、敷居等の段差解消、室内での車椅子対応幅確保のためのトイレ戸・枠の撤去などを行った。

図表 7-6-5 住戸改善状況

団地名	戸数	手すり追加	スロープ追加	玄関段差緩和	その他	計
塚原	96	8	0	2	3	13
さんさん	16	3	1	1	2	7
秋津	54	6	0	5	1	12
平原	27	0	0	0	0	0
南田尻	28	2	1	0	0	3
藤山	150	27	1	10	1	39
舞原	87	7	1	3	2	13
東町	38	2	0	1	0	3
藤山第二	45	3	0	1	0	4
計	541	58	4	23	9	94

#### (イ) 共用部の改善

共用部については、自治組織の会合等が出た要望に対し、自治会長と現地にて立会いのものと状況確認を行い、施設改善を実施した。

図表 7-6-6 共用部改善状況

共用スロープの滑り対策	6	目隠しフェンスの設置等	3
駐車場等への砂利の追加	1	団地案内の看板設置	2
外灯設置	4	団地進入路改善	2
雨樋の詰まり対策	1	追加舗装	3
集会所等への散水栓設置	3	ゴミステーション移設	1
		計	26

#### ④その他の改善および今後に向けて

住戸や共用部の改善のほか、敷地が広く住戸が多い仮設住宅では、情報伝達が円滑にできず、自治活動に支障がでるなど、情報伝達手段の確保の問題に加え、住戸の収納スペースや駐車場不足の課題があった。住戸戸数が多い仮設住宅の情報伝達については、敷地内数箇所にスピーカーを設置し、集会所から自治活動の案内等ができるよう放送設備の整備を行った。住戸の収納については調査を行い、希望世帯に専用の物置を設置し、収納対策を行った。駐車場不足については、自治組織内で敷地状況に合わせたルールを作り、適切に駐車場を確保するよう助言を行った。

また、仮設住宅によっては、市街地から遠いため、自治組織と調整の上、民間の移動販

売が行われたり、交通網では、市と民間のバス会社と協議の上、既存のバス路線を変更し新たにバス停を設置したりと、生活環境の改善に努めた。

今後も施設改善要望について協議検討の上、改善実施や助言を適宜行っていく必要がある。

### 3. 民間賃貸住宅借上げ（みなし仮設）

#### (1) 概要

みなし仮設とは、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として市が借り上げ、入居から2年間の期限として被災者に提供することで早期の住まいの確保と提供を図るものである。

本市では事前の備えとして、平成24年7月の九州北部豪雨災害における問題点等の検証を踏まえ、国の手引き（災害時における民間賃貸住宅の活用について）等を参考に、平成27年12月に民間賃貸住宅借上げマニュアルを作成していた。

今回の地震を受け、みなし応急仮設住宅による民間賃貸住宅の提供については、県と災害協定を締結している関係3団体（公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会熊本県支部）の協力により、4月19日に1,500戸超の物件が提供可能として提示されたが、みなし仮設については、り災証明書の発行が進むにつれ対象者が増加することから、3団体に対し引き続き民間賃貸住宅の更なる提供を依頼した。

#### (2) 補修型みなし応急仮設住宅

今回、震災により損害を受けた民間賃貸住宅も少なくない状況であることから、国からの応援職員、県、市、民間団体と連携して検討を行い、被災者に提供する際に損傷した民間賃貸住宅を補修するという今までにない熊本型の制度案を国に提案した。その後、内閣府および国土交通省から震災により損害を受けた民間賃貸住宅を補修のうえ応急仮設住宅として供与する場合も、国庫負担の対象となる旨の通知（5月9日付け内閣府政策統括官（防災担当）、国

土交通省建設産業局長、国土交通省住宅局長連名)があった。そこで、県と市の連名で不動産事業者団体に協力依頼を行い、補修費用についても一定程度公費で負担(一戸あたり上限57万6千円)することで、補修後の提供を促進し、みなし応急仮設住宅の一層の活用を図ることとした。

その後、県・市の共催で、民間賃貸住宅の管理者やオーナー等を対象として、民間賃貸住宅をみなし応急仮設住宅として提供する場合の補修費支援に係る具体の手続きの流れ等について説明会を開催し、その際不動産関係団体に対し、みなし応急仮設住宅の候補となる民間賃貸住宅のリストアップを依頼した。このリストアップされた物件については、保険法人等により派遣された検査員による構造安全性の確認を行い、安全性が確認された物件については、候補住宅の対象とした。

### (3) 募集

HP掲載や報道機関に情報提供を行うとともに、4月28日より各区に窓口を設置し受付を開始した。開設初日は各区の合計で765件の相談があった。その後、申込受付期限を平成29年3月31日までとした。

入居対象者は以下の条件を全て満たす者。

- 当該災害時(平成28年4月14日時点)に熊本市に住所を有する者。
  - 当該災害による住居の全壊(大規模半壊を含む)により居住する住居がない者。
- ※ただし、半壊であっても、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない者と、住み続けることが危険な程度の傷みに伴い、自らの住居に居住できない者も対象とする。
- 自らの資力をもってしては住居を確保することができない者。
  - 法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者。

借上げ住宅の条件は以下の全てを満たす事。

- 貸主からの同意を得ているもの。
  - 管理会社等により賃貸可能と確認されたもの。
  - 家賃が1か月あたり6万円以下(4人まで)であること(世帯員が5名以上(乳幼児除く)の場合には9万円以下)。
- ※ただし、対象世帯が4人以下であり、特別の事情がある場合にはこの限りでない。

### (4) 入居

申込手続きについては図表7-6-7のとおり。

図表 7-6-7 契約の流れ



申込・契約累計件数は図表 7-6-8 のとおり。

図表 7-6-8 申込・契約累計件数

	4・5・6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申込 件数	2,129件	3,962件	5,325件	6,354件	7,067件	7,686件	8,157件
契約 件数	450件	1,350件	2,400件	3,400件	5,200件	6,700件	7,300件

### (5) 課題と対応

入居に当たって提出が必要であるり災証明について発行が遅れており、早急に応急仮設住宅に入居するため災証明の発行を待つことができない方については、先に2者間契約(入居者と貸主間の通常の賃貸契約)を行い、市との契約(3者契約)が済み次第、入居時まで遡って経費を振り込むこととした。

また、被災者からは物件が見つからないとの連絡が多くあったが、市では賃貸物件の斡旋を行えず取扱いに苦慮していたが、県の不動産団体が物件情報の窓口としてコールセンターを設置(4月25日)し、物件の紹介や提供の受付を行った。

きめ細かな受付のための各区ごとの窓口設置や避難所の巡回等実施、数千件に上る事務処理をはじめ電話対応に対して、担当する建

築政策課職員だけでは人員不足であり、契約・支払業務が滞ってしまう時期もあったが、市民病院の職員の応援や、受付窓口を全国賃貸住宅経営者協会連合会熊本県支部への業務委託、嘱託職員の雇用により対応した。

その他、みなし応急仮設住宅の申込者に対し、契約の際に「家賃の上乗せ」を行っている不動産業者が見られたため、不動産業界3団体に対し、みなし仮設住宅の家賃の適正化についての通知を行った。

今回の応急仮設住宅供与の大部分を担うみなし仮設住宅では、ペットを同伴できる賃貸物件が市場で不足し、住宅の供与が行き届かない状況であった。また、5月には、環境大臣からペット同伴可能な仮設住宅の整備についての要請もあった。このような状況の中、県と協議し、ペット同伴という事情により家

賃上限額（6万円）では住まいの確保ができない方に対し、身体上の都合で階段の昇降ができない方等と同様に、個別相談により家賃の上限額を緩和する措置を行った。また、不動産団体に対してペット可の物件情報提供の協力依頼を行った。しかし、その後の内閣府精算監査によりペット同伴に配慮した家賃設定により借り上げた住宅は、災害救助法の対象として認めない旨の指摘を受けた。

## 4. 市営住宅

### （1）概要

市営住宅無償提供とは、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に関し必要な事項を定めた、熊本市行政財産使用条例による規定に基づき、熊本地震による一部損壊以上の被災者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して原則1年間に限って一時的な居住の安定を図るために市営住宅の無償提供を行うものである。

市営住宅の指定管理者と協力し、空き室の修繕等を行い、被災者へ提供できる部屋を確保し、基準を一部損壊以上とすることで、多くの被災者を対象に住宅提供を行った。

### （2）募集

まず、1次募集を平成28年4月23日～5月2日の期間で本庁9階会議室にて申込受付を行った。

入居者の選定については、平成28年5月3日に抽選で行った。区ごとに各区の代表者立会いによるくじ引きで当選者が確定した。当選者の中で、配慮が必要な方（要介護者・障がい者・妊婦等）から低層階やエレベーター付住宅を優先的に割り当てた。その他の当選者については、できる限り、自宅に近い市営住宅を割り当てる等の配慮を行った。

当選者への通知は、平成28年5月4日から住宅課職員と要援護者の担当課職員によって電話での通知を行った。その他にも、市のHPへの掲載や、各区役所での当選者発表の掲示を行った。

1次募集の申込者数と当選倍率は次表のとおり。

**図表 7-6-9 申込者数と当選倍率  
(1次募集)**

	中央区	北区	西区	東区	南区	合計
提供戸数	10	130	20	60	30	250
申込者数	900	573	423	1535	518	3949
倍率	90	4.4	21.2	25.6	17.3	15.8

その後2次募集については、平成28年10月19日から平成28年10月25日の期間で本庁14階大ホールにて申込受付を行った。1次募集の際、入居希望者が殺到したため、受付場所を大きな会場へ変更した。

入居者の選定については、配慮が必要な方に優先提供を行い、その他の方には自宅に近い市営住宅を割り当てる等の配慮を行った。

当選者への通知は、平成28年10月28日から住宅課職員によって電話での通知を行った。

2次募集の申込者数と当選倍率は次表のとおり。

**図表 7-6-10 申込者数と当選倍率  
(2次募集)**

	中央区	北区	西区	東区	南区	合計
提供戸数	13	66	31	60	30	200
申込者数	16	14	8	50	23	111
倍率	1.23	0.21	0.26	0.83	0.77	0.56

### （3）入居の条件

入居の条件は以下すべてを満たす者。

- 災害時点（平成28年4月14日）において熊本市に住所を有する者。
- 当該災害により、居住していた住宅が一部損壊以上の者で、現に避難されている等、住宅に困窮している者。※り災の調査が進んだため、2次募集からは一部損壊者を除いた。
- 自らの資力では住宅を確保することができない者。
- 民間賃貸住宅借上げ制度又は応急仮設住宅を利用していない者。

1次募集に対する入居説明会および鍵渡し

は平成 28 年 5 月 6 日に各区ごとに実施。当日参加できない者については、随時住宅課窓口にて対応した。入居説明会参加世帯数は次表のとおりである。

**図表 7-6-11 入居説明会区別参加者表  
(1 次募集)**

区	場所	参加世帯
中央区	9階会議室	7
東区	9階会議室	48
西区	9階会議室	15
南区	9階会議室	20
北区	8階会議室	107
計	-	197

2 次募集に対する入居説明会および鍵渡しは平成 28 年 11 月 5 日および 6 日に各区ごとに実施。当日参加できない場合は随時住宅課窓口にて対応した。説明会参加世帯は次表のとおりである。

**図表 7-6-12 入居説明会区別参加者表  
(2 次募集)**

区	場所	参加世帯
中央区	9階会議室	5
東区	9階会議室	26
西区	9階会議室	6
南区	9階会議室	12
北区	9階会議室	10
計	-	59

**(4) 抽選会以降の入居に向けた取組**

住宅に困窮し避難所にいる被災者や、抽選に漏れたり、住宅の取壊し等で困っている者へ意向調査を行い市営住宅の案内（毎月 21 日）を実施し、入居希望者には入居説明会および鍵渡しを行った（毎月 1 日）。平成 28 年 12 月 31 日時点での入居実績は次表のとおりである。

**図表 7-6-13 意向調査後の入居実績**

区	場所	入居中世帯
中央区	-	42
東区	-	65
西区	-	16
南区	-	36
北区	-	26
計	-	185

また、一時使用許可期間内に自立できなかった被災者に対し、市営住宅への特定入居を検討しているが、滅失（全壊）が条件である。できるだけ多くの被災者を受け入れられるように検討していくとともに、自立再建できない被災者のため、平成 29 年 2 月に、県内の公営住宅と同様に、使用期間を 1 年間延長し最長 2 年間とした。

**5. 要援護者への市営住宅等の優先提供**

**(1) 概要**

震災前は、地域防災計画において要援護者への住宅提供の優先配慮を想定していなかった。

今回の震災では、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」から提案・コーディネートを受けながら、要援護者を所管する福祉部門と住宅部門とで「住まいと福祉に関するプロジェクト」を設置して、庁内横断的に取り組んだ。

**図表 7-6-14 「住まいと福祉に関するプロジェクト」メンバー**

局	部	課
健康福祉局	福祉部	高齢介護福祉課
		健康福祉政策課
	障がい者支援部	障がい保健福祉課
		保健衛生部
子ども未来部	子ども支援課	
都市建設局	建築住宅部	建築政策課
		住宅課

### ①対象者（要援護者）の設定

対象となる要援護者を設定するに当たって、「災害時要援護者名簿」を参考に、以下を対象者とした。

ア：要介護者（要介護認定1～5）

イ：障がい者

- ・身体障害者手帳1～4級
- ・療育手帳A1、A2、B1、B2
- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級

ウ：妊婦および1歳未満の乳児がいる世帯

### ②要件

ア：平成28年4月14日時点において本市に住所を有している方

イ：当該災害により住家に損壊を受けられ、居住する住宅がない方

ウ：現に避難所等に避難している方およびそれと同様の状況にある方

## （2）要援護者の把握・周知・意向調査

### ①個別勧奨チームの編成および巡回調査

各区で把握していた避難所名簿や避難所世帯調査をもとに、対象となる要援護者を把握するとともに、把握した要援護者に制度の趣旨説明・勧奨を行うための「個別勧奨チーム」を編成し、各避難所を巡回した。

なお、「個別勧奨チーム」は本市の健康福祉局の事務職員および他自治体からの応援保健師の各1名の計2名を1チームとし、14チームの編成を行った。

### ②個別勧奨チームの支援状況

巡回前に、意向調査票や継続支援が必要な方の要支援状況確認票に関する聞き取り調査時の注意点等についてオリエンテーションを実施のうえ、14チームで計63か所の避難所を2日間で巡回し、個別面接を実施した。

避難所巡回に当たり、昼間は対象となる要援護者の不在が多い実態があったため、事前に電話連絡でアポイントを取るなどし

て対応した。

聞き取り調査に加え、ボランティア情報や被災者支援制度などを情報提供するとともに、ボランティア希望者に対してはボランティアセンターにつなぐ等の支援を行ったほか、継続的な支援が必要な方に対しては福祉課や保健子ども課に情報提供を行った。

優先提供に関する意向調査を実施した要援護者に対しては、他都市からの派遣保健師により、その後の状況確認のためのフォロー電話や訪問を実施した。

### ③福祉避難所およびその他受入施設における意向調査

福祉避難所および大学等のその他受入施設に一時避難した要援護者に対し、市営住宅等への入居に関する意向調査を実施した。

調査は、各施設所管課の職員（他都市応援職員含む）が直接訪問を行い、制度の趣旨説明・入居意向の確認を行った。

図表 7-6-15 福祉避難所等調査数

種別	調査箇所	調査人数
要介護者	25か所	106人
障がい者	28か所	238人
妊婦・乳幼児	4か所	4世帯

### ④その他広報等による周知

上記勧奨チームによる案内とともに、避難所不在の方に加え、学校等の避難所では車中泊等で接触が困難な対象者や、自宅での軒先避難、親類・知人宅への避難者等も多く存在することから、各避難所の掲示板に募集案内のチラシを掲載するとともに、「平成28年熊本地震被災者支援制度」リーフレット、市HP等への掲載を実施し広く周知に努めた。また、民生委員児童委員協議会をはじめ、障がい者・高齢者関連団体に対する制度の周知依頼を行い、対象者への制度周知を図った。

### (3) 住宅の確保

図表 7-6-16 各住宅の入居条件等

#### ①市営住宅

空き部屋の確認をするとともに、応急修理済みの提供可能な住宅を確保した。

#### ②特定優良賃貸住宅

空き部屋の確認をするとともに、応急修理済みの提供可能な住宅を確保した。

#### ③サービス付高齢者向け住宅

サービス付高齢者向け住宅は、「高齢者住まい法」に基づき、高齢者にふさわしいバリアフリー構造や安心できる見守りサービスを兼ね備えた住宅であり、民間事業者が運営している。今回の災害を受けて、一部の事業者に連絡し、約 70 戸の空き室があることが確認できたため被災者支援として提供した。

#### ④国家公務員住宅

九州財務局から国家公務員住宅を借り上げ、提供可能な住宅として確保した。

住宅の種類	提供戸数	提供期間	入居条件・負担額等
市営住宅	約 750 戸	最長 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃、敷金：免除</li> <li>・駐車場使用料：免除</li> <li>・光熱水費、共益費、自治会費など：入居者負担</li> <li>・退去時の修繕：原則無料</li> <li>・入居期間：入居日から6か月以内（最長2年間まで可）</li> </ul>
特定優良住宅	約 50 戸	最長 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃、敷金：免除</li> <li>・駐車場使用料：入居者負担</li> <li>・光熱水費、共益費、自治会費など：入居者負担</li> <li>・退去時の修繕：原則無料</li> <li>・入居期間：入居日から6か月以内（最長2年間まで可）</li> </ul>
サービス付高齢者向け住宅	約 70 戸	最長 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身高齢者世帯又は高齢者および同居人※同居人は、配偶者、60歳以上の親族、要支援を受けている者等が対象</li> <li>・家賃、敷金：免除</li> <li>・駐車場使用料：入居者負担</li> <li>・光熱水費、共益費、自治会費など：入居者負担</li> <li>・サービス料：安否確認・生活相談の必須サービスは免除</li> <li>※食事、介護サービス等は自己負担</li> <li>・退去時の修繕：原則無料</li> <li>・入居期間：入居日から最長2年間</li> </ul>
国家公務員住宅	約 80 戸	最長 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃、敷金：免除</li> <li>・駐車場使用料：免除</li> <li>・光熱水費、共益費、自治会費など：入居者負担</li> <li>・退去時の修繕：原則無料</li> <li>・入居期間：入居日から6か月以内（最長2年間まで可）</li> </ul>

### (4) 提供住宅と要援護者とのマッチング

把握した要援護者と確保した住宅とのマッチングを実施した。

具体的には、住宅課および高齢介護福祉課、障がい保健福祉課、子ども支援課によるマッチング会議において、「個別勸奨チーム」で聞き取った調査票をもとに1世帯ごとに、希望する区・校区、介護度や障がいの内容・程度、妊婦・乳幼児の数、世帯の構成・人数等を勘案し、まずは可能な限り希望に沿った地域を選定し、さらには対象

者にあったエレベーター付住宅やバリアフリー化された住宅、階数の配慮などを行いながら決定した。

また、各世帯の収入状況にも配慮し、市営住宅・特定優良賃貸住宅・サービス付高齢者向け住宅の紹介も実施した。

## (5) 入居

### ①入居説明会

マッチング後に、各要援護者へマッチング結果を電話連絡し、了承した方に説明会を実施した。

説明会では、入居のルール、入居者負担となる部分等の説明とともに、申込書・一時使用許可証・誓約書等書類の作成と鍵渡しを行った。

説明会は、入居手続き等の違いから、住宅の種別（市営住宅・特定優良賃貸住宅・国家公務員住宅）ごとに日を変えて実施し、マッチングを3回、説明会を3回実施した。

図表 7-6-17 マッチング結果

種別	【A】 住宅を紹介した世帯数	【B-①】 入居状況 (H28.12月末)	【B-②】 入居状況 (H29.3月末)
要介護者	72	54	50
障がい者	224	178	166
妊婦・乳幼児	28	22	19
計	324	254	235

《AとB-①の差の要因》  
・紹介した物件が希望にそぐわなかった世帯  
・一旦は入居したが、その後、民間賃貸住宅の確保や自宅の修繕完了等で退去した世帯

《B-①と②の差の要因》  
・民間賃貸住宅の確保や自宅の修繕完了等で退去した世帯

### ②入居後の取組

入居後、心身の健康問題や介護、経済面など支援が必要な世帯を把握し適切な支援を行うため、市営住宅および応急仮設住宅等の入居者の生活状況および住まいの再建の目途（状況）について、看護師の戸別訪問による聞き取り調査を行った。

また、聞き取り調査の結果、必要に応じ、地域支え合いセンターの看護師による見守りを継続的に行うとともに、地域包括支援セン

ターなどの関係機関、関係課と連携しながら、必要なサービスを提供している。

## (6) 総括

今回の震災では、要援護者への住宅提供の優先配慮について、外部の協力も得ながら健康福祉局と都市建設局の庁内横断的なプロジェクトチームにより取り組み、一定の成果をあげることができた。

しかしながら、入居意向が多い地域の供給物件が少なかったり、要援護者が入居可能な物件（1階等の低層・エレベーター付・バリアフリー対応等）が不足する等、住宅と入居者のミスマッチが発生した。

公営住宅等については、要援護者等へ提供可能な戸数が限られるため、平常時にみなし仮設住宅のリストアップや車いす利用者が利用可能なバリアフリー対応等住宅の把握を行っておく等の対応が必要である。

## 6. 雇用促進住宅

### (1) 概要

雇用促進住宅とは、勤労者向けの賃貸住宅であり、公共職業安定所の紹介等で就職する人や転勤・再就職する人などが、通勤圏外となるため転居が必要にもかかわらず適当な住宅が見つからない場合に、一時的に（原則2年以内）利用できる。「規制改革3か年計画」により、雇用促進住宅は平成33年度（2021年）までに譲渡・廃止される予定となっている。

### (2) 経緯

14日の前震翌日である15日に厚生労働省において、熊本市などにある雇用促進住宅の空き部屋を無償で提供することを決定し、空き戸数や入居可能状況等の調査を行っていたが、16日の本震により調査を一時中断し、19日から被害状況確認を再開した。21日には独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに「平成28年熊本地震に係る被害に伴う雇用促進住宅の取扱について」の通知が出された。

本市では18日から熊本労働局職業安定課、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部、一般財団法人SK総合住宅サービス協会九州支所（雇用促進住宅の九州ブロックの管理・運営団体）と電話等で調整を行う中で、雇用促進住宅は熊本市外の方への提供も想定していることから、県による調整を要望され、熊本県健康福祉政策課で各市町村を調整し、熊本市内在住者は熊本市役所で、熊本市外在住者は熊本県庁で受付を行うこととなった（郵送での受付も可）。家賃や入居期間等については、高齢・障害・求職者雇用支援機構で東日本大震災の事例を参考に決定した。

雇用促進住宅の提供を進めるに当たって、本市は被災者への周知や広報、入居申請受付場所の提供、入居に関する問合せ対応、管理・運営団体との連絡調整等を行った。

### （3）募集

入居者の募集は、入居前の修繕状況等により、一度に募集ができなかったため、3回に分けて実施された。

#### ①第1回募集

##### 【入居対象者・提供戸数】

- ・入居対象：熊本県内に住宅を有し、地震により住宅に居住できなくなった方。
- ・提供戸数：135戸

##### 【家賃等・入居期間】

- ・家賃、敷金、駐車場使用料（1台限り）：免除
- ・光熱水費、共益費：入居者負担
- ・連帯保証人：免除

##### 【受付期間・結果通知・入居期間】

- ・受付期間：5月3日（火）から6日（金）
- ・結果通知：5月13日（金）
- ・入居期間：入居日から6か月以内

##### 【提出書類】

- ・雇用促進住宅入居申請書
- ・り災証明書（後日提出可）

##### 【受付場所】

- ・熊本市内在住：熊本市役所

- ・熊本市外在住：熊本県庁でも受付可能
- ・郵送（先）：一般財団法人SK総合住宅サービス協会九州支所

図表 7-6-18 第1回提供可能戸数一覧

所在市町村	宿舍名	間取り	提供戸数	申請件数	
福岡県	北九州市	日明宿舍	3DK	1	0
	大牟田市	白川宿舍	3DK	1	1
		小浜宿舍	3DK	8	3
	直方市	直方宿舍	2DK	2	0
	飯塚市	庄内宿舍	3DK	2	0
		頼田宿舍	3DK	2	0
	嘉麻市	いなつき宿舍	3DK	4	1
	荻田町	荻田宿舍	2DK	2	0
長崎県	長崎市	末石宿舍	2K	2	0
		琴海宿舍	2K	2	0
		矢上宿舍	3DK	2	0
	佐世保市	広田宿舍	2K	2	0
		松原宿舍	2DK	4	0
	諫早市	江上宿舍	3DK	4	0
		栗面宿舍	2DK	4	0
		若葉宿舍	3DK	4	0
	雲仙市	津水宿舍	3DK	2	0
		愛野宿舍	3DK	2	1
	佐々町	佐々末永宿舍	3DK	4	1
熊本県	熊本市	近見宿舍	2DK	2	60
		春日宿舍	3DK	2	161
		城南宿舍	3DK	2	78
		植木宿舍	2DK・3DK	21	52
	八代市	千丁宿舍	3DK	5	5
	菊池市	七城宿舍	3DK	29	55
	宇城市	不知火宿舍	3DK	2	9
小川宿舍		3DK	6	28	
宮崎県	宮崎市	大塚台宿舍	2DK	8	0
鹿児島県	鹿児島市	谷山宿舍	2K	1	0
		玉里宿舍	2DK	3	0
合計			135	455	

#### ②第2回募集

##### 【入居対象者・提供戸数】

- ・入居対象：熊本県内に住宅を有し、地震により住宅に居住できなくなった方。
- ・提供戸数：565戸

##### 【家賃等・入居期間】

- ・家賃、敷金：免除
- ・駐車場使用料（1台限り）：免除（ただし、申込状況により、利用できない場合あり）
- ・光熱水費、共益費：入居者負担
- ・連帯保証人：免除
- ・入居期間：入居日から6か月以内

##### 【受付期間・結果通知】

- ・受付期間：6月7日（火）から10日（金）
- ・結果通知：6月16日（木）から17日（金）

##### 【提出書類】

- ・雇用促進住宅入居申請書
- ・り災証明書（後日提出可）

##### 【受付場所】

- ・熊本市内在住：熊本市役所

- ・熊本市外在住：熊本県庁でも受付可能
- ・郵送（先）：一般財団法人S K総合住宅サービス協会九州支所

図表 7-6-19 第2回提供可能戸数一覧

所在市町村	宿舍名	間取り	提供戸数	申請件数		
福岡県	北九州市	沼小柳宿舍	3DK	1	0	
		則松宿舍	3DK	3	0	
		若松宿舍	2K	1	0	
		畑宿舍	2K	2	0	
		白野江宿舍	3DK	3	0	
		小倉南宿舍	2DK	2	0	
		日明宿舍	3DK	1	0	
	大牟田市	本城宿舍	3DK	4	0	
		大牟田宿舍	3DK	4	0	
		白川宿舍	3DK	1	0	
	久留米市	小浜宿舍	3DK	6	2	
		荒木宿舍	2DK	5	0	
	直方市	城島宿舍	3DK	4	0	
		直方宿舍	2DK・3DK	3	0	
		直方東宿舍	3DK	2	0	
	飯塚市	飯塚宿舍	2DK	3	0	
		庄内宿舍	3DK	3	0	
		伊川宿舍	3DK	5	0	
		颯田宿舍	3DK	2	0	
	柳川市	三橋宿舍	3DK	5	0	
		大和宿舍	3DK	2	0	
	筑後市	筑後宿舍	3DK	4	0	
	宗像市	宗像宿舍	3DK	3	0	
	うきは市	吉井宿舍	3DK	5	0	
	嘉麻市	いなつき宿舍	3DK	5	0	
	朝倉市	甘木宿舍	2DK	4	0	
		甘木一木宿舍	3DK	4	0	
	みやま市	瀬高宿舍	3DK	1	0	
	水巻町	水巻宿舍	3DK	1	0	
	大木町	大木宿舍	3DK	5	0	
広川町	下広川宿舍	3DK	4	0		
荻田町	荻田宿舍	2DK	2	0		
	片島宿舍	3DK	1	0		
佐賀県	佐賀市	佐賀宿舍	3DK	5	0	
		佐賀第二宿舍	3DK	5	0	
	鳥栖市	鳥栖宿舍	3DK	5	0	
伊万里市	伊万里宿舍	2DK・3DK	5	0		
小城市	牛津宿舍	3DK	5	0		
長崎県	長崎市	末石宿舍	2K	6	0	
		琴海宿舍	2K	6	0	
		福田本町宿舍	2DK	5	0	
		東長崎宿舍	3DK	5	0	
		矢上宿舍	3DK	6	0	
	佐世保市	広田宿舍	2K・3DK	6	0	
		松原宿舍	2DK	7	0	
		江上宿舍	3DK	7	0	
		諫早市	栗面宿舍	2DK	7	0
			若葉宿舍	3DK	7	0
		津水宿舍	3DK	6	0	
		雲仙市	愛野宿舍	3DK	5	0
		佐々町	佐々末永宿舍	3DK	7	0
熊本県	熊本市	近見宿舍	2DK	69	36	
		春日宿舍	3DK	58	104	
		城南宿舍	3DK	19	19	
		植木宿舍	2DK・3DK	20	3	
		竜田宿舍	2K	34	28	
	八代市	千丁宿舍	3DK	50	6	
	菊池市	七城宿舍	3DK	8	3	
	宇城市	不知火宿舍	3DK	20	9	
		小川宿舍	3DK	47	24	
宮崎県	宮崎市	大塚台宿舍	2DK・3DK	20	0	
鹿児島県	鹿児島市	谷山宿舍	2K	1	0	
		玉里宿舍	2DK	13	0	
合計			565	234		

### ③第3回募集

【入居対象者・提供戸数】

- ・入居対象：熊本県内に住宅を有し、地震により住宅に居住できなくなった方。

・提供戸数：178戸

【家賃等・入居期間】

- ・家賃、敷金：免除
- ・駐車場使用料（1台限り）：免除（ただし、申込状況により、利用できない場合あり）
- ・光熱水費、共益費：入居者負担
- ・連帯保証人：免除
- ・入居期間：原則、平成28年10月末日までは無償。ただし、11月以降も継続して入居可能。なお、無償提供期間は延長される場合もある。

【受付期間・結果通知】

- ・受付期間：7月1日（金）から15日（金）
- ・結果通知：7月21日（木）から22日（金）

【提出書類】

- ・雇用促進住宅入居申請書
- ・り災証明書（後日提出可）

【受付方法】

- ・郵送（先）：一般財団法人S K総合住宅サービス協会九州支所

図表 7-6-20 第3回提供可能戸数一覧

所在市町村	宿舍名	間取り	提供戸数	申請件数	
熊本県	熊本市	近見宿舍	2DK	48	10
		城南宿舍	3DK	9	9
		植木宿舍	2DK・3DK	18	2
		竜田宿舍	2K	12	5
	八代市	千丁宿舍	3DK	45	1
	菊池市	七城宿舍	3DK	6	1
	宇城市	不知火宿舍	3DK	13	4
		小川宿舍	3DK	27	15
	合計			178	47

### ④広報および募集の調整

雇用促進住宅の募集に係る広報については、4月27日から庁舎内、各避難所、各区役所等へチラシを配布。また市HP等に掲載し広報を行った。

本市では被災者へ市営住宅の提供も同時に行っており、市営住宅の抽選日が5月3日から5日であったことから、市営住宅の抽選後に雇用促進住宅にも申し込めるよう、雇用促進住宅の第1回受付を5月3日から9日となるよう高齢・障害・求職者雇用支援機構と調整を図った。

#### **(4) 入居後の対応**

雇用促進住宅の提供期限については、地震等の被害状況が予想以上に甚大であったことに加え、提供期限を10月末日までとした取扱いについて、延長を望む声が寄せられたことから、厚生労働省では提供期限の取扱いについて、期限を平成29年3月末日までとするよう高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に要請を行い、3月末日まで延長することとなった。

また、雇用促進住宅が平成29年4月から民間住宅に譲渡される予定であるため、平成29年1月下旬頃から、入居者に4月1日以降の継続入居の意向確認のため通知文書を送付した。意向確認は主に次の3つのパターンについて確認を行った。

- ・継続入居を希望する方で「民間賃貸住宅借上げ事業」(みなし仮設住宅)の要件を満たす方(平成29年3月31日までに「民間賃貸住宅借上げ事業」の申請・契約を実施)
- ・継続入居を希望する方で「民間賃貸住宅借上げ事業」(みなし仮設住宅)の要件を満たさない方(平成29年3月31日までに4月1日を始期とする「定期貸与契約」を締結)
- ・継続入居を希望しない方(退去する日の30日前までに「退去届」を管理人に提出)

なお、平成29年3月31日時点で雇用促進住宅の入居戸数は66戸となっている。

#### **7. 他自治体における住宅提供・みなし仮設の対応**

「民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与」について、平成28年7月4日付けで熊本県より、災害救助法に基づく応援要請を各都道府県に行った。これに対して供与を行える旨の回答のあった13県のうち、栃木県、山梨県、福岡県、佐賀県の4県が実際に対応中とのことであった。

申込みは直接該当の県に行くこととしている。

## 第7節 被災住宅の応急修理・解体撤去

### 1. 被災住宅応急修理

#### (1) 概要

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とした災害救助法の中で、10種の救助が規定されている。そのうちの1つとして、災害救助法第4条第1項第6号に被災した住宅の応急修理が挙げられている。

具体的には、平成28年熊本地震により、住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根等の基本部分や居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理する支援事業である。

平成28年4月28日より各区に窓口を設置し受付を開始した。

災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準（内閣府告示228号）第7条では、住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了することとしているが、支援の要件として、半壊以上のり災証明書が必要であることから、り災調査および交付の遅れが大きく影響し、受付窓口開設当初は相談が主であった。その後、り災証明の発行件数増加に伴い受付件数も増加していった。

り災証明が1次調査、2次調査から3次調査と進んだことや業者不足の影響から、内閣府と県の協議により応急修理の完了期限に特別基準が適用され、平成28年12月13日へ延長された。

最終的には受付期限が平成29年4月13日とされ、完了期限については申込状況や工事進捗状況等をみながら決定することとされた。

対象者は以下3つ全ての要件をみたす者（世帯）とされている。

■当初の要件は、災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住む

ことができない状態にあり、自らの資力では応急修理することができない者（ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない）であったが、平成28年5月24日の県からの通知で資力要件に関する規定が改められ、被災者からの資力に関する申出書により所得要件を審査することとなった。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

■応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること（対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする）。

■応急仮設住宅を利用しないこと（住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない）。住宅の応急修理の範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとされている。

応急修理の箇所や方法等についての基本的な考え方としては、以下のとおりである。

■地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

■内装に関するものは原則として対象外とする。ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、次の取扱いとする。

※応急修理は、一般的には、より緊急を要す

修理依頼書が交付されたことの委託業者から被災者への連絡を割愛する事ができる)。

る部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と併せて畳等の補修を実施する場合には、一戸あたり6畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

■修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

■家電製品は対象外である。

■平成28年6月24日の県からの事務連絡により、農家住宅等で住家と同じ敷地にあり一体的に利用されてきた納屋・倉庫等を修理し、当面の住まいとして確保できる場合は、納屋・倉庫に係る修理等も対象となった。

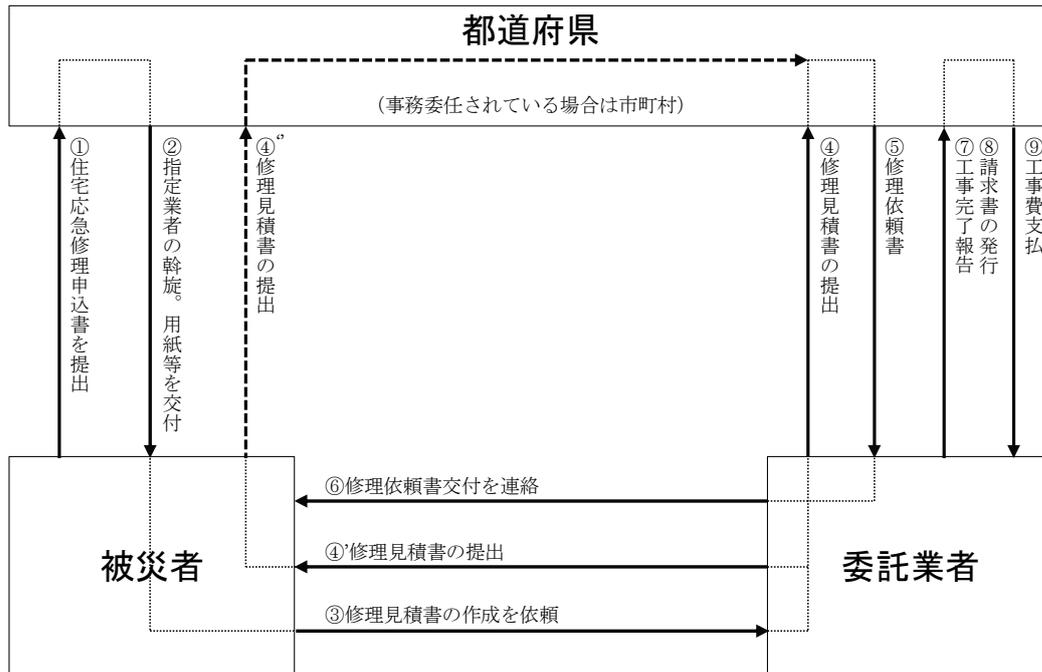
■区分所有マンション共用部の取扱いについては、東日本大震災時の仙台市の事例を参考に県と協議して定め、平成28年6月17日にHPで公開した。

応急修理の一世帯あたりの限度額は576,000円(原材料費、労務費および修理事務費等一切の経費を含む)とされ、同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に支出できる費用の額は1世帯あたりの額(576,000円)以内とされている。

また、借家については、本来その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしても修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えないとされている。

手続きの流れは図表7-7-1のとおりである(処理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、手続きを簡略化できるものとしており、その際は、図中⑤⑥にある委託業者への修理依頼書の交付と、それに伴う、

図表 7-7-1 応急修理通常の手続き



## (2) 受付

「平成 28 年熊本地震における住宅の応急修理実施要領」の作成後、HP 掲載や報道機関に情報提供を行うとともに、4 月 28 日から 5 月 8 日の期間で、各区に窓口を設置し受付を開始した。その後は一旦本庁舎（中央区役所）に窓口を一本化した。り災証明発行数増加に伴って応急修理の申込みも増加したため、8 月 8 日から 9 月 30 日の期間は再び各区役所での受付を実施した。当時は、工事完了期限（平成 28 年 12 月 13 日）が設定されており、この完了期限に間に合わせるように申込者が集中した。

申込件数は 7 月から 9 月が特に多く、最も件数が多い日で 240 件の申込みがあり、さらに相談者が加わり窓口は大混雑であった。

9 月 27 日に工事完了期限を当面延長し、申込期限が平成 29 年 4 月 13 日に設定されたため、その後の 1 日あたりの受付件数は収束傾向となった。

受付に当たっては、仮設住宅や公費解体などの他の制度との重複申請の事例もあったため、受付時に口頭確認を行うとともに、台帳

作成時に再度システムにより確認し、重複が判明した場合には、いずれかの申請を取り下げて貰った。

受付および電話相談の対応は、開設当初、営繕課・設備課職員で行っていたが、市有建築物の被害調査や復旧工事業務、通常業務等にも対応する必要があったため、市民病院職員の応援を要請し、平成 28 年 5 月中旬から市民病院の応援職員を中心とした窓口体制に移行し、営繕課・設備課職員がサポートにあたった。

区分所有マンションについては、専有部と共用部の取扱いや区分所有法との関係などが複雑であったため、引き続き営繕課・設備課の職員で対応した。

被災者からは、り災証明の発行がないと応急修理できないことや、修理内容が制限されていること、支払済の案件は救助対象にならないことなどに対して不満の声が多くあがった。特に途中で資力要件の取扱いが改められたことに伴い、再度申込み・相談に来られたが、既に修理費を支払済で救助できない被災者もあった。

発災から長期間経過すると応急修理よりも恒久的な修理を希望されることから、修理内容によっては対象とできないものも生じ始めた。

また、アパートや貸家を複数営んでいる所有者や管理者（不動産業者）からの相談や救助の要求が多数あった。

制度上の貸家の取扱いは、原則、貸家の所有者が修理を実施することとなっているが、所有者に応急修理を実施する資力がない場合は、被災者救済の目的から救助対象とされているものの、明確な所有者の資力に関する規定がなく、対応に非常に苦慮した。

区分所有マンションの共用部の応急修理については、制度の複雑さや手続きの煩雑さに不満の声もあった。

### （３）着手

申込書、り災証明書、住民票、見積書などの必要書類がそろった案件については、実施伺いを起案し、業者に依頼書を発送することにより着手となる。しかし、書類等に不備があった場合の、申込者や業者とのやり取りについては、業者が繁忙のためかなりの時間を要したり、連絡がつかないなど、処理が困難な案件も多くあった。

修理業者からも膨大な仕事を抱える中での手続きの煩雑さや書類の多さを不満として訴えられた。

また、申込みはしたが業者が見つからず、見積書等がそろわないため、数箇月実施できない案件等も多数あった。

平成 29 年 3 月 31 日現在において受付済の 18,198 件のうち、4,817 件が修理依頼できていない状態となっている。

応急修理業務の実施体制としては、営繕課および設備課の職員約 40 名、市民病院応援職員約 20 名、都市建設局内兼任職員約 12 名（平成 28 年 8 月 5 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）、他自治体派遣職員約 30 名（平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の人員で対応した。

応急修理の実施状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）としては図表 7-7-2 のとおり。

図表 7-7-2 応急修理実施状況

り災種別	件数	応急修理 受付件数	応急修理 完了件数
半壊	37,703件	18,198件	8,916件
大規模半壊	8,895件		
全壊	5,717件		

### （４）総括

応急修理は、災害により受けた被害等を補償するものではなく、日常生活に不可欠な部分の応急修理を行うものであるため、「応急修理を行うことで避難所等への避難を要しなくなる」という法の趣旨からすれば、申込期限をむやみに延長することは好ましくなく、本来であれば、申込期間は避難所の閉鎖を基準に設定する必要があったのではないかと考えられる。

また、半壊世帯については、被災者生活再建支援制度の適用がなく、住宅再建費用を応急修理に頼らざるを得ない状況であった。

このため、応急修理（救助）と被災者生活再建支援制度（生活再建）のあり方については見直しの必要がある。

応急修理の事務は、県からの事務委任により各市町村で実施するものであるが、詳細な基準等が統一されていないため、市町村により判断や処理等に違いが生じ、窓口や事務処理に混乱が生じたことから、県においては、実施要領の作成とともに、統一的な詳細基準を作成しておくことや、救助期間中は県下の市町村との定期的な意見交換の場を設け、情報共有を図るなどの取りまとめが必要と考える。

また、区分所有マンションの応急修理では、専有部の修理では応急修理の適用となる修理が少なく、そのほとんどが共用部の修理である。区分所有法では、共用部は区分所有者全員の財産であり、修理負担も所有割合に基づく区分所有者全員の負担となることから、個々の世帯の救助を対象とした応急修理制度

とは考え方が異なるなど改善点は多い。さらに修理規模も大きいため、工事に長期間要するなど、通常の戸建て世帯を想定した本制度では対応に限界を感じた。

## 2. 被災家屋の解体・撤去

### (1) 概要

#### ①震災廃棄物対策課の設置

二度の大きな地震により、倒壊のおそれがある家屋等が多数生じた。平成29年3月31日現在における住家の被害状況は、全壊5,717件、大規模半壊8,895件、半壊37,703件となっている（図表7-7-3：第7章第1節参照）。市では生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止および被災者の生活再建支援を図るため、損壊した被災建築物および被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）の解体・撤去の制度を整備し、これに関する業務を行うため、平成28年5月13日に環境局資源循環部に震災廃棄物対策課を設置した。

震災廃棄物対策課の発足時の体制は18名だった。これには、環境省からの派遣職員2名（7月まで）および仙台市からの派遣職員2名（6月まで）を含んでいる。その後、想定を上回る申請の受付や自費解体の償還額算定に人員が必要となったため、局内外より人員の増員を行い、体制強化を図った。

平成29年3月現在の体制は36名であり、うち応援嘱託職員が2名、病院局応援職員および臨時職員4名、部内応援職員4名である。

**図表 7-7-3 建物被害の状況（平成29年3月31日現在の住家のり災証明書の発行数）**

全壊	5,717 件
大規模半壊	8,895 件
半壊	37,703 件
一部損壊	73,128 件
損壊なし	10 件
交付総数	125,453 件

#### ②被災家屋等の解体・撤去の制度概要

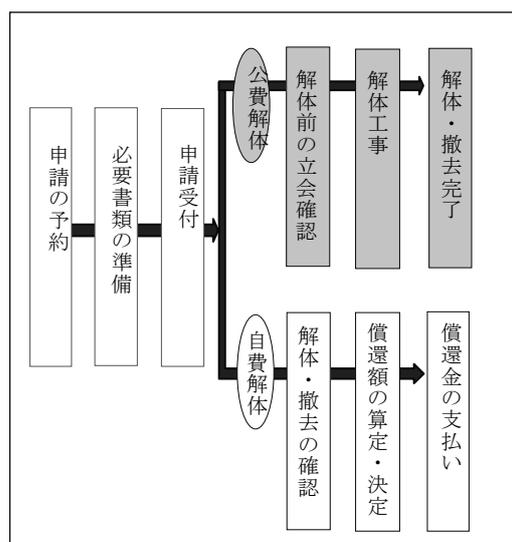
本市の被災家屋等の解体・撤去の制度は、

熊本地震によって甚大な被害を受けた被災家屋等を所有者の申請に基づき、公費により解体および撤去を行う（公費解体）ものと、既に解体および撤去した人を対象として費用の償還を行うもの（自費解体）からなる。

制度の対象は、り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」および「半壊」と判定された個人又は中小企業者（これに準じる公益法人等を含む）が所有する家屋等である。3階建てまでの戸建て住宅および、戸建て住宅以外の家屋等で2階建て以下かつ高さが10m以下の家屋等は、基礎部分（基礎杭は除く）も対象となるが、地下部分は対象外である。自費解体の場合は、家屋全体を解体し、解体により生じた廃材を撤去・処理するために、平成28年6月21日までに解体業者等と契約したものが対象となる。なお、解体・撤去に伴う費用は、国庫補助対象であり、平成28年5月3日付け環境省事務連絡「平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について」において、要件が「全壊」から「半壊以上」へ拡充された。

被災家屋等の解体・撤去の流れは図表7-7-4のとおり。以下では申請の受付と解体・撤去作業に分けて記述する。

**図表 7-7-4 被災家屋等の解体・撤去の流れ**



## (2) 申請の受付

### ①申請の受付体制

申請時の混雑が想定されたため、申請を予約制とした。予約券配布時に、申請に関する説明資料および必要書類を配布し、後日別途申請の受付を行った。

書類の封詰め作業や各窓口への配送、予約券配布および申請受付を一体の業務として、

平成 28 年 6 月 10 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、日本郵政スタッフ(株)熊本支社に委託した。受付の人員体制を図表 7-7-5 に示す。申請受付業務に従事するスタッフに対しては、被災家屋等の解体・撤去の制度内容や抵当権、相続権等の権利関係に関する事前研修を十分に行った。

図表 7-7-5 予約券配布および申請受付体制

業務および期間	人員体制	実施場所等
予約券配布		
H28. 6. 13～8. 31	各 2 人 (委託) ※6. 13～6. 19 までの期間は応援職員 2 人(環境局 1 人+他局 1 人)を増員	本庁 14F、東・西・南・北区役所、託麻・城南総合出張所 (7 か所)
H28. 9. 1～10. 31	職員対応	本庁 7F
理由書受付、整理券配布		
H28. 11. 1～	職員対応	本庁 7F
申請受付		
H28. 6. 22～8. 31	5 人 (委託)	本庁 14F
	職員対応 (自費解体)	本庁 7F
H28. 9. 1～9. 31	7 人 (委託)	本庁 14F
H28. 10. 1～11. 31	9 人 (委託 7 人+病院局応援職員 2 人)	
H28. 12. 1～12. 28	11 人 (委託 9 人+病院局応援職員 2 人)	
H29. 1. 4～1. 31	9 人 (委託 7 人+病院局応援職員 2 人)	
H29. 2. 1～3. 31	7 人 (委託 5 人+病院局応援職員 2 人)	

### ②予約受付

予約券および、説明書類、申請書類の配布は、平成 28 年 6 月 13 日から 8 月 31 日の間は、本庁舎、東・西・南・北区役所、託麻・城南総合出張所の計 7 か所において、その後は 10 月 31 日まで本庁震災廃棄物対策課において行った。11 月以降は、遠方に居住等、諸事情により予約ができなかった人について「理由書」の提出を受け付け、後日、市役所で予約券に代わる整理券の配布を行った。申請に必要な書類は図表 7-7-6 のとおりである。申請書類については、事前に公費解体申請書類約 6,000 部、自費解体申請書類約 2,000 部を準備した。

図表 7-7-6 公費・自費解体申請書類

#### [1] 公費解体申請書類

- 申請者全員
  - ・ 被災証明書<sup>※1</sup>
  - ・ 本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書
  - ・ 被災家屋等の登記事項 (家屋) 全部事項証明書。未登記の場合は、固定資産証明書を提出。
  - ・ 被災家屋等の現況写真
  - ・ 申請者の印鑑登録証明書<sup>※2</sup>
- 代理人が申請手続きを行う場合
  - ・ 委任状<sup>※※</sup>
  - ・ 委任者の印鑑登録証明書<sup>※2</sup>

- 共有者（相続手続中の者を含む）の代表者が申請手続きを行う場合
  - ・ 共有者および相続人全員（代表者を除く）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書<sup>※※</sup>
  - ・ 共有者および相続人全員（代表者を除く）の印鑑登録証明書<sup>※2</sup>
- 賃貸物件の所有者が申請手続きを行う場合
  - ・ 賃借人全員の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書<sup>※※</sup>
- 所有権が差し押さえられている被災家屋等の所有者が申請手続きを行う場合
  - ・ 差し押さえしている債権者全員（本市を除く）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書<sup>※※</sup>
- 分譲マンションの所有者が申請手続きを行う場合
  - ・ マンション建替え決議又はマンション建物取壊し決議の議決書等
- 法人格を持つ中小企業者および公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合
  - ・ 商業・法人登記簿謄本<sup>※2</sup>
- 所有者が死亡し、相続人が申請手続きを行う場合であって、相続人間で協議を行い解体および撤去する建物の相続人が決定している場合
  - ・ 遺産分割協議書<sup>※3</sup>
  - ・ 相続人全員分の印鑑登録証明書。遺産分割協議書に押印している相続人全員分。
  - ・ 所有者が死亡していることが分かる書類。除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
  - ・ 相続人全員分の戸籍謄本<sup>※4</sup>
- 所有者が死亡し、相続人が申請手続きを行う場合であって、相続の協議が完了していないが、被災家屋等の解体および撤去について相続人全員が同意している場合
  - ・ 相続人全員（申請者を除く）の被災家屋等の解体・撤去に関する同意書<sup>※※</sup>
  - ・ 相続人全員の印鑑登録証明書<sup>※2</sup>
  - ・ 所有者が死亡していることが分かる書類。除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等

- ・ 相続人全員分の戸籍謄本<sup>※5</sup>

## [2] 自費解体申請書類

- 申請者全員
  - ・ 被災証明書<sup>※1</sup>
  - ・ 本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書
  - ・ 固定資産証明書<sup>※2</sup>
  - ・ 被災家屋等の写真
  - ・ 解体前・解体中・解体後の写真
  - ・ 申請者の印鑑登録証明書<sup>※2</sup>
  - ・ 見積書、契約書（内訳書）
  - ・ 領収証
  - ・ マニフェスト伝票、計量伝票、搬入書
- 代理人が申請手続きを行う場合
  - ・ 委任状<sup>※※</sup>
  - ・ 委任者の印鑑登録証明書<sup>※2</sup>
- 共有者（相続手続中の者を含む）の代表者が申請手続きを行う場合
  - ・ 共有者および相続人全員（代表者を除く）の自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書<sup>※※</sup>
  - ・ 共有者および相続人全員（代表者を除く）の印鑑登録証明書<sup>※2</sup>
- 法人格を持つ中小企業者および公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合
  - ・ 商業・法人登記簿謄本<sup>※2</sup>
- 所有者が死亡し、相続人が申請手続きを行う場合であって、相続人間で協議を行い解体および撤去した被災家屋等の相続人が決定している場合
  - ・ 遺産分割協議書<sup>※3</sup>
  - ・ 相続人全員分の印鑑登録証明書
  - ・ 遺産分割協議書に押印している相続人全員分
  - ・ 所有者が死亡していることが分かる書類。除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
  - ・ 相続人全員分の戸籍謄本<sup>※4</sup>
- 所有者が死亡し、相続人が申請手続きを行う場合であって、相続の協議が完了していないが、自費解体・撤去に係る償還申請について相続人全員が同意している場合
  - ・ 相続人全員（申請者を除く）の自費解

<p>体・撤去に係る償還申請に係る同意書<sup>※※</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続人全員の印鑑登録証明書<sup>※2</sup></li> <li>・ 所有者が死亡していることが分かる書類。除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等</li> <li>・ 相続人全員分の戸籍謄本<sup>※5</sup></li> </ul>
<p>(注)</p> <p>※1 空き家等により、り災証明書が発行されない場合は不要。</p> <p>※2 申請時点においてその交付の日から 3 か月以内のものに限る。</p> <p>※3 解体および撤去する被災家屋等の相続人が明らかになっているもの。</p> <p>※4 遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。</p> <p>※5 同意書を提出している者が、相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要。</p> <p>※※ 別に定める様式による。</p>

### ③申請受付

申請の受付は、本庁震災廃棄物対策課および14階大ホールにおいて、平成28年6月22日に開始した。形式に不備があるものは、仮受付とした上で、不足書類の再提出を案内した。再提出の際は予約不要とした。自費解体については12月28日に受付を終了し、公費解体（マンションを除く）については平成29年3月31日に受付を終了した。マンション（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（被災マンション法）が適用されるもの）の申請期限は平成29年10月4日とした。平成29年3月31日現在、被災家屋等の解体・撤去申請受付件数は、公費解体が10,588件、自費解体が3,300件である。

### ④申請受付に関する課題

申請に当たっては、り災証明が発行されない空き家等の建物についても解体の希望が多くあったため、公費解体については、判定が

できる職員や（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会の資格者（一級建築士、応急危険度判定士）にて判定を行い、自費解体については解体が完了しているため、被災写真のみで傾斜や損壊状況により判定を行った。

また、解体申請者から早急な解体の依頼が多数寄せられた。解体順序は、原則として申請順としたが、公道上に倒壊のおそれがある等、二次被害のおそれが大きい建物については、繰り上げて解体を実施した。今後は、全壊、大規模半壊、半壊の順と、損傷の高い建物から解体する等の検討も必要である。

## (3) 着手

### ①解体・撤去

公費解体においては、解体作業前に、申請者・市（委託業者）・解体工事業者の三者による現地調査を行い、解体する建物の確認や解体方法、作業の流れや日程等を決定し、市より解体・撤去決定通知書を申請者に対して交付した。また、解体作業後にも三者での現場立会いにより完了確認を行い、市から解体・撤去完了通知書を申請者に対して交付した。

なお、解体家屋の事前事後立会い、対象建物の調査および工程を含む事務管理等は、（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会と、アスベスト事前調査や解体・撤去の実施は、（一社）熊本県解体工事業者協会と契約をした。平成29年3月31日現在、解体に着手したものは3,804件である。

自費解体については、対象家屋等が解体・撤去されていることを、市によって目視で現地確認し写真撮影により記録した。なお、申請者に対して現地立会いは求めている。償還額は、市の基準（図表7-7-7）により解体・撤去に要する費用（基準額）の算定を行い、「算定した基準額」と「申請者から解体工事業者への支払金額」のいずれか低い方の額を償還額とした。償還金の交付は申請者指定の口座への振込みとした。

図表 7-7-7 家屋等の解体標準単価

家屋等解体費	
木造家屋	解体費 <sup>1)</sup> … 7,862 円/m <sup>2</sup> 運搬費 <sup>2)</sup> … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 1,283 円/m <sup>2</sup> " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 2,390 円/m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート製建物	解体費 <sup>1)</sup> … 12,247 円/m <sup>2</sup> 運搬費 <sup>2)</sup> … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 3,924 円/m <sup>2</sup> " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 7,309 円/m <sup>2</sup>
鉄骨製建物	解体費 <sup>1)</sup> … 軽量鉄骨 6,813 円/m <sup>2</sup> 重量鉄骨 9,572 円/m <sup>2</sup> 運搬費 <sup>2)</sup> … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 2,220 円/m <sup>2</sup> " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 4,138 円/m <sup>2</sup>
基礎解体費	
木造家屋	基礎解体費 <sup>3)</sup> … 1,035 円/m <sup>2</sup> 基礎運搬費 <sup>2)</sup> … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 632 円/m <sup>2</sup> " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,178 円/m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート製建物	基礎解体費 <sup>3)</sup> … 2,970 円/m <sup>2</sup> 基礎運搬費 <sup>2)</sup> … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 943 円/m <sup>2</sup> " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,757 円/m <sup>2</sup>
鉄骨製建物	基礎解体費 <sup>3)</sup> … 軽量鉄骨 1,035 円/m <sup>2</sup> 重量鉄骨 2,970 円/m <sup>2</sup> 基礎運搬費 <sup>2)</sup> … 軽量鉄骨 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 632 円/m <sup>2</sup> " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,178 円/m <sup>2</sup> 重量鉄骨 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 943 円/m <sup>2</sup> " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,757 円/m <sup>2</sup>

注：1) 仮設・積込み・諸経費を含み、基礎解体撤去は含まない。

2) 諸経費を含む。

3) 積込み・諸経費を含む。

※単価はすべて税抜き。樹木、庭石、擁壁、カーポート、敷地内の舗装、損壊していないコンクリートブロック塀、コンクリートブロック塀の基礎については、補助の対象外である。

## ②解体ごみの処理

解体・撤去作業で発生した廃棄物は、市が設置した仮置場（戸島、扇田、北部、熊本港、城南、新城南）において品目ごとに受け入れた（第6章第5節2項参照）。解体廃棄物の搬入に際しては特別搬入証の提示を義務付けた。自費解体の特別搬入証発行の申請は廃棄物計画課においてのみ受け付けた。

仮置場においては、受入れ、選別、破碎、保管等の所要の処理を行った後（第6章第5節2項図表6-5-10参照）、市内・県内をはじめ協定若しくは契約した全国の処理施設に運搬し、処理を行っている。各仮置場においては、廃棄物の搬出終了後、仮置場を原状回復する予定である。

#### (4) 総括

震災により発生する多数の被災建築物・工作物の迅速な解体・撤去が必要となるため、様々な場合を想定して可能な限り、対応方法を決めておくことが重要である。例えば、前述のように、り災証明が発行されない空き家等の建物への対応、損壊の程度に応じた解体順序の検討が挙げられる。また今回、解体現場では、解体する家屋内に多くの家財道具等が残されている事例があり、解体着手までに時間を要することになったため、所有者による撤去を徹底するなど、残置ごみの取扱いについても検討しておくことが重要である。

また、今回の地震のように建物への被害が大きく、申請数が多いことが見込まれる場合には、申請の受付や自費解体の償還額の算定等の業務に多数の人員が必要となるため、十分な人員体制の確保も想定しておく必要がある。

なお、解体・撤去業務においては、緊急性を要するため、(一社)熊本県解体工事業協会と随意契約を行い事業に着手したが、契約に先立ち、協会員以外の業者との調整に苦慮するとともに、解体対象物が多く、事業開始当初、協会の管理下において構成される解体班数の確保が課題となった。

## 第8節 公共施設の復旧

### 1. 行政庁舎（市役所庁舎・区役所・出張所）

#### ①市役所庁舎・議会棟

##### （ア）被害状況

今回の震災により、本庁舎は、行政棟の1階および14階の一部天井が落下したほか、壁内装材一部崩落、防煙垂れ壁破損、配管・ダクト類破損等100か所以上被災した。

加えて、議会棟の議場天井の一部崩落や行政棟と議会棟の接合部も破損する等の被害が発生した。また、地震直後は断水し、トイレの水が流れなかったため、池の水を使用するなどして対応した。

本庁舎は指定避難所ではなかったが、地震直後から多くの市民が本庁舎に集まり、一時的に避難所となった。そのため、夜間は常時1階の総合案内付近に守衛を配置した上、1階、2階に民間会社の警備員を配置し、交代で24時間張り付く体制をとった。

##### （イ）復旧状況

発災直後は、緊急点検、危険回避措置、応急処置等を実施し、その後、修繕や補修工事を予定していたが、業者が不足しており、通常の契約手続きを進めるのが困難だった。

なお、平成28年7月に実施した被災度区分判定では、行政棟・接合部については「軽微」の判定だったが、行政棟地下・議会棟についてはコンクリート構造にひび割れがあり、「中破」の判定であった。

破損箇所についてはこれまで修繕を続けているが、通常復旧ができるまでには2～3年かかる予定である。

#### ②区役所・出張所

区役所・出張所については、壁面亀裂等の被害はあったものの、一部施設を除いて大きな被害はなかった。

復旧に当たっては各施設修繕等で対応しているほか、被害が大きかった施設は復旧方針の検討などを行っている。

### 2. 消防関係施設

#### ①常備消防

##### （ア）被害状況

本市の常備消防の庁舎に関しては、旧耐震基準で建築されたものが3施設あり（①昭和53年竣工の東消防署、②昭和55年竣工の中央消防署出水出張所、③昭和56年竣工の中央消防署南熊本庁舎）、平成25年度に各施設の耐震診断を実施したところ、すべて適正と判断されていた。

熊本地震では、本市の常備消防の庁舎に関して、消防局を含む5署、14出張所、2庁舎の21施設のうち、南消防署飽田天明出張所と中央消防署南熊本庁舎を除く19施設に被害が及んだ。各施設において庁舎内外壁の破損等の被害があったものの、119番回線等の通信・指令系統や消防車両といった出動指令や活動に支障を来す被害の発生はなかった。

図表 7-8-1 東消防署玄関前の陥没



##### （イ）復旧状況

施設の復旧に当たっては、軽微な被害にとどまった庁舎に関しては、平成28年度内に修繕を完了しているものの、特に被害程度の大きかった消防局庁舎および東消防署（主訓練塔含む）は、それぞれ被災度区分判定を実施の上（消防局庁舎は平成28年9月、東消防署は同年10月に実施済み）、今後、耐震診断、改修計画設計を進め、恒久的な改修工事を実

施していくこととなっている。

## ②非常備消防（消防団）

### （ア）被害状況

消防団が所有する各機械倉庫、車両等の被害状況は、前震および本震の発生直後に、消防団長から各方面隊長へ指示し、調査を実施している。

前震においては、機械倉庫、車両等に大きな被害は発生しなかった。しかし、本震発生直後の調査では、車両には大きな被害が発生しなかったものの、市有物件の消防団施設 14 施設および地元所有の消防団施設 14 施設において被害が発生した。

特に、日吉（第 48 分団）コミュニティ消防センターにおいては液状化によって建物が傾くなど大きな被害が発生している。

図表 7-8-2 液状化で傾く  
日吉コミュニティ消防センター



### （イ）復旧状況

平成 29 年 3 月 31 日時点において、市有物件の消防団施設 14 施設のうち、被害の大きかった日吉（第 48 分団）コミュニティ消防センターを除く 13 施設で復旧を果たしている。

## 3. 公営企業庁舎施設

### （1）上下水道局

#### ①被害状況

上下水道局庁舎本館は、老朽化し、旧耐震基準であったことから、平成 26 年に建替えを

終え、耐震性能・自家発電設備などの防災機能を有していた。今回の震災では、中水設備の濾過ポンプ配管の破損や、壁面の亀裂、外壁の破損のほか、本館周辺では地盤沈下が発生しており、汚水管に破損が生じたが、庁舎の躯体には大きな被害はなく、上下水道施設の復旧拠点として十分に機能を維持することができた。

震災により、本館周辺の地盤沈下や渡り廊下に一部破損が発生したことから、来局者や職員に看板等で周知することで注意喚起を行い、二次被害の防止に努めた。

#### ②復旧状況

震災後は庁舎等の被害状況を早急に調査し、損傷箇所の重要性や緊急性を判断し、庁舎の緊急修理を行った。

さらに、保守点検業者に被害状況の確認を指示し、必要に応じて機器の修理や機能停止を依頼した。被害調査の結果、緊急性の高い案件については随時修理を行っており、平成 28 年 12 月には本館等の復旧に係る設計を委託した。平成 29 年度には修繕工事を行う予定となっている。

### （2）交通局

#### ①被害状況

交通局においては、大江局舎、上熊本車両工場および上熊本詰所の 3 庁舎を有しており、今回の震災では各庁舎で被害が発生した。

各施設においては、外壁・柱の亀裂等が見られたものの、建物の躯体には大きな被害はなく、震災後も庁舎機能を維持している。

#### ②復旧状況

震災後は、早急に各庁舎の被害状況について調査し、各施設の被災内容の把握に取り組んだ。

大江局舎、上熊本車両工場および上熊本詰所のいずれも、平成 28 年度中に被害調査および復旧設計業務を終え、平成 29 年度より修繕を行うこととしている。

(3) 熊本市市民病院

①被害状況

前震時には市民病院の建物の全体にわたりコンクリート壁のせん断ひび割れ、階段室・E Vシャフトの亀裂が生じ、本震では前震時

のひび割れや亀裂・剥落が拡大し、崩壊の危険性が増した。植木病院については、若干の建物・設備被害があったものの、診療に影響を及ぼすほどではなかった。

図表 7-8-3 市民病院の被災状況

診療棟	建物の状況	設備	ライフライン (本震直後)			E V
			電気	ガス	水道	
南館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的にコンクリート壁せん断ひび割れ</li> <li>・階段室、E Vシャフトのコンクリート壁の亀裂</li> <li>・2階検査部門の窓ガラスが破損落下</li> <li>・内部壁に大きなひび割れ</li> <li>・内部壁タイル、モルタル剥落、クロス剥離</li> <li>・渡り病棟3階接続部の外部鉄骨被覆剥落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高架水槽破損</li> <li>・受水槽破損</li> <li>・ボイラー停止</li> </ul>	×	×	×	停止
北館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的にコンクリート壁せん断ひび割れ</li> <li>・階段室、E Vシャフトのコンクリート壁の亀裂</li> <li>・1階、2階外壁タイルひび割れ</li> <li>・内部壁に大きなひび割れ</li> <li>・内部壁タイル、モルタル剥落、クロス剥離</li> <li>・外部階段の一部コンクリート剥離</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受水槽上部破損</li> <li>・冷却塔破損</li> <li>・塔屋避雷針本倒壊</li> <li>・ボイラー停止</li> </ul>	×	×	×	停止
新館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的にコンクリート壁せん断ひび割れ</li> <li>・耐震スリットの亀裂</li> <li>・南側外壁コンクリート壁に一部亀裂</li> <li>・南面および東面の外壁タイルが剥落</li> <li>・待合ホール天井材落下（南館外壁タイル等落下）</li> <li>・柱や壁の仕上げ材に亀裂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受水槽破損</li> <li>・温水ヒーター停止</li> </ul>	×	×	×	停止

**図表 7-8-4**  
**外部階段の一部コンクリート剥離**



**図表 7-8-5**  
**内部壁の大きなひび割れ**



## ②前震後の復旧状況・本震後の診療停止

前震後、市民病院の建物は全体的にコンクリート壁せん断ひび割れ、壁の一部亀裂・内装モルタル剥落等が発生したが、診療は継続可能と判断し、トリアージセンターを開設後に傷病者の受入れを行っている。ライフラインは、電気については異常なく、水道については、北館の高架水槽が破損したが、応急修理後1/2槽により供給、給水設備の配管破損による漏水発生のため、応急措置をとった。

本震後は、前震時のコンクリート壁せん断ひび割れ、壁の亀裂等が拡大するとともに、窓ガラスが多数破損した。中でも、南館・北館の被害は甚大であった。ライフラインのうち、電気はすぐに自家発電に切り替わり、約1時間後に復旧したが、ガスは全閉栓し、水

道は受水槽が破損し、飲用不可となった。冷温水発生機も冷却塔破損のため、再開の目途が立たない状況となった。

これらの状況を鑑み、平成28年4月16日朝6時00分、院内の経営会議にて、建物の安全性が担保できず、診療行為の継続は不可能と判断し、入院患者全員の転院あるいは退院と、救急外来の受入れ中止を決定した。

植木病院は、前震後・本震後ともに施設に大きな被害はみられなかったが、本震後は地下水利用の飲料水が飲用不適となり、2週間ほど給水車対応となった。施設の被害では、屋上の高架水槽の倒壊や建物内壁・外壁のタイル剥離等、全体的に軽微な損傷だったため、通常診療を継続し、他病院からの入院患者の受入れや、トイレを含め1階ロビーを地域住民に開放した。

## ③復旧に伴う外来診療の一部再開

市民病院建物内における診療行為の中止を決定して以来、医師達のネットワークや、他病院からの支援で、4月16日中には入院患者全員の転院あるいは退院が完了した。4月18日、自衛隊と熊本赤十字病院からテントを借り、正面玄関ロータリーに設置し、院外で処方箋発行業務を開始した。4月28日からは、検査部門の一部を比較的被害が少なかった新館部分へ移行させるとともに、公益財団法人熊本県総合保健センターから巡回用の胃・胸部併用検診車を借り、再来患者のみ新館で外来診療を再開した。その後、5月18日にはコンテナCTを民間企業から無償で借用し、CT検査が可能となったことから、新館1・2階で新患の外来患者の受入れを開始し、同年12月26日、被災したNICU9床、GCU5床の受入れを再開、平成29年1月20日に一般病床の10床受入れを再開した。

## 4. 花畑町・古京町別館、駐輪場等

### ①花畑町別館

花畑町別館は、地震前から解体を予定しており、震災当時は閉鎖中であった。

震災により、仮議場等の壁落下、4階ガラス窓落下、塀倒壊のおそれ、別館3階と4階の接合部分の台座コンクリート破損等の被害があり、4月下旬に実施した応急危険度判定では、赤（危険）判定となったことから、立入禁止措置をとった。

発災前には、平成28年度に解体設計を行い、平成29年度に解体工事を実施する予定だったが、4階外壁（北西、北東、西側隅）に亀裂が入り、落下の危険性があったことや内壁にも多数クラックが入っていたことから、沿道の安全確保のため、早期解体を行うこととした。解体工事は平成29年2月に発注し、平成30年3月には完了する見込みである。

## ②古京町別館

古京町別館は、熊本城総合事務所、人材育成センターとして使用していたが、震災直後から石垣ごと崩壊のおそれがあったため封鎖した。石垣以外にも、木造基礎部分に大きな被害があったほか、敷地内の土地が一部陥没する等の被害があった。

4月下旬に実施した応急危険度判定で赤（危険）判定だったほか、7月に実施した被災度区分判定では「木造上部構造部大破」との判定だったことを受け、12月には解体工事に着手し、平成29年3月に解体を完了した。

## ③市役所別館駐輪場

### （ア）被害状況

市役所別館駐輪場は、1階から4階を駐輪場として使用し、5階から8階を事務所・会議室として使用していた。

震災により、エレベーター停止、外壁落下のおそれ、内階段壁崩落があり、臨時立入禁止措置をとっていたが、数日後に解除した。

### （イ）復旧状況

4月下旬の応急危険度判定では、外壁パネルの落下等のおそれにより赤（危険）判定となったが、構造には大きな損傷はなく、また、震災関連の執務室不足や選挙業務等により執

務スペース確保が必要だったことから、様子を見ながら徐々に使用していった。

8月に実施した被災度区分判定では「小破」との判定であり、12月には復旧設計に着手した。

なお、復旧工事は平成29年7月に着工し、平成30年3月には工事完了する見込みである。

## 5. 市営住宅等

### ①被害状況

今回の震災により、市営住宅139団地のうち125団地が被害を受けた。被害内容は、設備配管破損、建物のひび割れ、周辺地盤の沈下等であり、被害件数は3,100件に上った。

### ②復旧状況

現在、本復旧にむけて作業をおこなっているとおりであり、建物および設備関係は平成28年度、建物および外構部については引き続き平成29年度も実施していく予定である。

発災直後より、入居者の生活への影響が大きいため、まず給排水設備の復旧工事を実施した。その後順次、設備以外の復旧工事に着手した。

平成28年5月から平成29年2月の期間で、現地調査により基礎部分に破損が見受けられた被害の大きい3団地（東町桜、戸島、世安）の復旧設計・工事を実施した。

平成28年6月から11月の期間で、恒久的に建物の使用が可能かどうかの判断を行うため、被災度区分判定調査を実施した。この調査をもとに、平成28年9月より春日第二団地、楠団地の復旧設計・工事に着手し、春日第二団地については平成29年3月に工事完了し、楠団地については平成29年度の工事完了を予定している。また、秋津団地では全12棟中7棟の基礎杭に損傷が確認されたため、平成29年度にかけて復旧設計・工事着手し、工事完了は平成30年度を予定している。

市営住宅については、全体的に老朽化が進んでおり、多くの被害があった。

特に給排水設備の老朽化が目立ち、地震時

に多くの破損箇所が発生する結果となったため、老朽化の改善に取り組む必要があるが、既設給排水設備の改修については、生活への影響も多いことから、今後計画的に取り組む必要がある。

## 6. 公民館・集会施設

### (1) 中央公民館

#### ①被害状況

中央公民館では、平成28年4月14日の前震発生に伴い夜間利用者の避難誘導を行い、翌朝4月15日早朝から施設内の事務室の窓ガラスの破損の被害状況を確認し、4月16日までは臨時休館としていた。本震発生後に施設内外被害状況を確認したところ、以下の被害がみられ、4月19日には中央公民館からの退去および閉鎖による休館の措置をとった。

#### 【被害状況】

- ・ 柱の亀裂・変形・一部欠落
- ・ 外壁の剥離
- ・ 天井つなぎ目の崩落
- ・ サッシ枠の変形
- ・ 事務室窓ガラス破損
- ・ 落下による機械器具および什器の破損
- ・ 送水管破損による漏水
- ・ 上記漏水に伴うカビの繁殖

図表 7-8-6 中央公民館の被災状況



#### ②危険度確認活動・使用中止

前震発災後の4月15日朝から、中央公民館内では施設の被害確認班と臨時休館の連絡班とに分かれて対応した。被害確認班は施設の被害状況を確認し、連絡班は臨時休館の連絡対応を行った。

本震発災後には、4月16日早朝より施設内外被害状況を確認した上で、休館を継続した。4月19日に営繕課の技術職員による応急危険度判定を実施した。その結果、2階の柱が12本中7本破損し、「危険」判定となり、4月19日9時をもって、退去および閉鎖による休館となった。また、被災度区分判定において「大破」の判定を受けた。

なお、中央公民館で予定していた主催講座は中止となったが、7月分から他公民館の空室を代替会場として、主催講座生を募集し、中央公民館の講座として再開した。

中央公民館は、倒壊の可能性もあり、早期の解体の必要性から、平成28年10月24日に施設解体工事に着工し、平成29年3月17日には解体工事を完了した（図表7-8-7）。

図表 7-8-7 中央公民館の解体状況



## (2) その他の公設公民館

### ①被害状況

今回の震災では、北部公民館西里分館を除く全ての公設公民館で被害があったが、中央公民館以外の 18 か所は復旧可能な被害であった。

### ②復旧状況

中央、東部を除く 17 箇所の公設公民館では避難所が開設されたため、講座や貸館等が制限された。特に拠点避難所となった 10 公民館（大江、五福、託麻、秋津、富合、城南、西部、花園、龍田、植木）では、職員がその運営を担うこともあり、事業再開が遅れた。

5 月頃より、図書室を開館した。また、同時期に公民館での講座再開の要望があり、空室、館外で講座を開催するなど徐々に再開した。

7 月頃から、拠点避難所となった公民館でも、避難所使用期間中も、近隣の地域公民館や地域コミュニティセンターなどを利用して自主講座（市民が年間を通して自主的に運営する講座）を再開した。

公民館における避難所閉鎖後には、本格的な事業が再開され、9 月までにはほぼ全館で再開した。

復旧工事に当たっては、公立社会教育施設災害復旧費補助金を活用して、平成 30 年度までに工事、修繕等を実施する予定である（図表 7-8-8）。

図表 7-8-8 公設公民館の復旧見込み

No.	施設名	復旧状況（予定）
1	中央公民館	平成29年3月末日解体完了
2	五福公民館	平成29年3月末日修理完了
3	大江公民館	平成29年3月末日修理完了
4	託麻公民館	平成29年3月末日修理完了
5	幸田公民館	平成29年3月末日修理完了
6	南部公民館	平成29年3月末日修理完了
7	北部公民館	平成29年3月末日修理完了
8	清水公民館	平成29年3月末日修理完了
9	秋津公民館	平成29年度工事着工予定
10	東部公民館	平成29年度工事着工予定
11	富合公民館	平成29年度工事着工予定
12	天明公民館	平成29年度工事着工予定
13	城南公民館	平成29年度工事着工予定
14	植木公民館	平成29年度工事着工予定
15	龍田公民館	平成29年度工事着工予定
16	西部公民館	平成30年度工事着工予定
17	河内公民館	平成30年度工事着工予定
18	花園公民館	平成30年度工事着工予定
19	飽田公民館	平成30年度工事着工予定

## (3) 地域コミュニティセンター

### ①被害状況

全 73 施設中 36 か所で軽微な被害も含めて確認された。半壊以上の被害はなかったが、内外壁のひび、瓦の欠損、天井部分の損傷、空調・電気設備等の損傷等がみられた。

### ②復旧状況

平成 29 年 3 月 31 日までに 23 か所で修繕が行われ、修繕や機器の取替えなどの工事契約金額の総額は 8,879,321 円となっている。なお、被害が軽微のため、特に修繕の実施を行わなかったのが 7 か所、修繕を検討しているのが 5 か所となっている。平成 29 年度中に、1 か所で土木工事による修繕作業を実施する予定である。

## 7. 文化ホール等

### (1) 市民会館

#### ①被害状況

熊本市市民会館は、市民生活の文化的質を高

め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供する目的で、昭和43年1月に開館した。平成19年7月には、バリアフリー化や耐震補強等の大規模改修工事を行った。

今回の震災により、市民会館大ホールでは天井部材が落下、客席破損や床スラブ破断が生じた。大ホール以外にも配水管の破断や擁壁の陥没・亀裂、受水槽の破損など、会館全体に被害が発生した。

14日の前震後には震災の被害により全館を休館とし、会館利用予約をしていた利用者に対し休館の説明と還付の手続きを行い、地震発生時点での予約1,243件については全てキャンセルとした。

## ②復旧状況

利用者への会館休館の連絡と並行して、早期の復旧を実施するため会館の被害状況調査を開始した。

全館を休館としていたものの、4月下旬には災証明書の発行に必要となる住家被害認定調査が開始されたことから、調査員の拠点として会議室等を貸し出すこととなった。また、震災により被害を受けた古京町別館に執務室を設けていた熊本城管理事務所や人材育成センターが大ホール楽屋を執務室として使用することとなった。

その後、被害調査結果により安全と認められた中小会議室が7月から、大会議室が9月から営業を再開することとなったが、大ホールについては地震後から休館している。

平成29年3月には会館の復旧工事に着手しており、4月からは全館休館となる。復旧時期は平成30年1月の予定であり、全館再開となる見込みとなっている。

## (2) 健軍文化ホール

### ①被害状況

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済

の活性化を推進することを目的に平成7年4月に開設された。

今回の震災により、ホールの天井および照明器具等が落下し、舞台の吊物、音響、照明等にも破損が生じた。

その他にも、受水槽が傾き、給水配管にも被害が発生しており、建物周辺では地盤沈下も発生している。

16日の本震後には避難者の受入れを行い、一時避難場所として施設を提供した。

### ②復旧状況

被害状況調査を進める中、安全と認められた会議室等については営業を再開することとなったが、ホールについては地震後から休館している。

平成29年4月には復旧工事に着手することから、全館休館となる予定である。

復旧時期は平成30年1月を予定しており、全館再開となる見込みとなっている。

## (3) 火の君文化センター

### ①被害状況

火の君文化センターは、施設全体の総称であり、城南公民館、火の君文化ホール、火の君文化センター健診室で構成されており、平成9年に建築されている。

今回の震災により、ホールでは天井やエアコンダクタの落下、壁の破損、照明や音響等の舞台設備に破損が生じた。また、公民館や健診室では、水道管や給水槽の破損、空調の破損、通路の隆起などの被害が発生した。

地震後には火の君文化センターでも避難者を受け入れ、公民館・健診室を避難所として運営を行った。

8月16日まで避難所として開設を行い、避難所閉鎖後に公民館や会議室などの営業を再開することとなったが、ホールについては地震後から休館している。

### ②復旧状況

平成29年にはホールの復旧に向けた設計

を行い、復旧工事に入る予定であり、ホールの営業再開時期は未定となっている。

#### （４）はあもにい

##### ①被害状況

熊本市男女共同参画センター「はあもにい」は、「男女共同参画の発信拠点」「複合コミュニティ拠点」となるべく、様々な事業を行っている施設である。

今回の震災では、4月14日の前震発生後、緊急に館内の安全点検を実施したが、特に被害は確認できなかった。16日の本震後、改めて館内の緊急点検を実施した結果、館内各所に被害を確認し、必要に応じて、保守点検業者等に連絡し点検および復旧を要請した。

躯体には大きな被害が出なかったものの、メインホールの舞台機構が損傷し、一切の操作が不能となった。他にエレベーターの使用不可、各所空調設備等の破損、漏水、窓ドアの開閉不能、建物周辺タイル亀裂などの被害があった。

##### ②復旧状況

4月17日から27日の期間は臨時休館し、点検および復旧作業のため、情報資料室を除く全貸室について貸出しを休止した。

4月27日にエレベーターの点検および復旧がなされ、翌28日にメインホールを除く貸室の貸出しを再開した。

なお、5月8日から8月14日まで拠点避難所として開設しており、この期間、通常業務の大部分を休止した。一方で、早期の利用再開を望む要望があがったことから、一部の軽微な修繕のみで対応できた多目的ホールについては、6月8日から利用を再開した。

また、6月2日に文部科学省により実施された被災度区分判定調査では「軽微」との判定であったことから、拠点避難所閉鎖後の9月1日には、メインホールを除く全貸室を再開した。

10月14日から平成29年3月16日にかけて外壁や外構等の損傷部について調査設計業

務を委託し、調査の結果補修が必要とされた外壁の低層部タイルの損傷箇所、施設周り外構部のタイルひび割れ補修、およびメインホールの舞台機構設備の復旧について、公立文化施設災害復旧事業費補助を申請した。このうち、メインホール舞台機構設備については、平成28年11月1日に着工し、平成29年3月17日に工事を完了させ、その他については平成29年度中に復旧工事实施予定となっている。

メインホール舞台機構設備が年度内に工事完了したため、平成29年度からの施設利用について平成29年4月1日より受付を再開することとした。

#### （５）国際交流会館

前震および本震発災後、国際課と指定管理者の（一財）熊本市国際交流振興事業団で、7階建ての国際交流会館建物内の被害状況調査を実施したところ、ホールにおける移動式客席の故障、シャンデリアの一部落下、窓ガラスの損壊、エレベーターレールの損壊、1階玄関敷石、点字ブロックの損壊等の被害があった。

前震後、本震後と国際交流会館内の被害状況調査を実施・確認の上、事業運営は停止（4月14日～5月5日、ホールは7月7日まで）し、避難所としては4月14日の前震後からすぐに開設することとした。

発災直後は国際課と（一財）熊本市国際交流振興事業団の目視で建物内の確認を行ったが、一定期間経過後は、営繕課による応急危険度判定が実施され、6Fホールのシャンデリア割れ、可動イスの破損等により、立入注意との調査結果が出された。その後、建設当時の設計事務所による確認がなされ、上記被害箇所以外は軽微なものであり、避難所として使用するには支障なしとの調査結果が出された（上記被害箇所の復旧完了済み）。

国際交流会館の建物自体の耐震改修は行われていなかったが、昭和56年以降の建築基準法に基づく新耐震基準によって建てられて

おり、老朽化の影響は多少あったものの、今回の熊本地震では躯体に影響はなかった。

## 8. 博物館

### ①被害状況

熊本博物館は、昭和 27 年に熊本城本丸の旧陸軍第 6 師団司令部跡地に開館した。

また、分館が、昭和 35 年の熊本城天守閣の落成とともに天守閣内に設置され、同年、本館も市勸業館内に移転し、再開館している。

現在の熊本博物館は、昭和 52 年 6 月に現在地に新たに建設されたものであり、翌年 3 月にオープンしている。また、平成 22 年 3 月 23 日に下益城郡城南町と合併したことに伴い、塚原歴史民俗資料館が本市の博物館施設となった。

熊本博物館本館は、現在、政令指定都市にふさわしく、市民や県民、さらには熊本を訪れる観光客にも親しまれる博物館を目指し、平成 25 年 4 月から全館リニューアルの準備に入っている。全館リニューアル工事のため平成 27 年 7 月 1 日より長期休館に入っていたところに熊本地震が発生し、博物館にも被害が及び、リニューアル工事の中断を余儀なくされた。また、熊本博物館分館や塚原歴史民俗資料館においても、展示ケースの倒壊・破損や展示物自体の破損等の被害が発生した。

### ②復旧状況

熊本博物館本館においては、平成 28 年 7 月には被害調査を実施し、同年 10 月に調査結果をまとめており、施設の耐震構造に問題がないことが確認された。これを受けて、同年 11 月 1 日にリニューアル工事が再開されたが、オープン当初計画から 1 年ほど遅れ、平成 30 年度中となる予定である。

また熊本博物館分館に関しては、これまで天守閣内で被災した各種資料を搬出してきたが、幸いにも破損を免れた「国指定重要文化財 細川家舟屋形」を平成 29 年度中に搬出する。

塚原歴史民俗資料館においても、収蔵資料、

展示ケース、屋外展示の竪穴住居・高床式倉庫等に被害が生じており、復旧作業を進めている。これらの復旧については、修復・復元に係る業務委託の一般競争入札で不調となるなど契約締結に時間を要した案件もあり、予算を繰越のうえ平成 29 年度に実施することになった。

## 9. 図書館

### (1) 市立図書館本館

#### ①被害状況

市立図書館本館は昭和 57 年の竣工であり、新耐震基準で建設された施設である。地震の発生により、閲覧室照明器具の落下、書架故障、屋外漏水等の被害が発生し、4 月 20 日まで全面閉館を余儀なくされた。

#### ②復旧状況

4 月 21 日には一部開館し、さらに 5 月 8 日以降には集会室を避難所として開放している。

その後も徐々に利用制限を解除していき、7 月 14 日には、閉架書庫修理終了に伴い当該書庫の貸出制限を解除、全面開館となった。

### (2) 植木図書館

植木図書館は、平成 5 年に生涯学習センターに併設し、植木町立図書館としてオープンした。平成 22 年 3 月の合併に伴い、現在は熊本市立図書館分館として位置付けられている。

今回の地震においては、書架図書の落下が見られたほかは特段の被害は発生せず、本震 3 日後の 4 月 19 日には通常どおり開館した。

### (3) とみあい図書館

#### ①被害状況

とみあい図書館は、南区富合町のアスパル富合内に熊本市立図書館の分館として平成 27 年 4 月に開館している。

地震の発生後は、天井空調吹出口部品落下および水漏れ、電動書庫故障等の被害が発生した。

## ②復旧状況

5月17日に一部利用制限しながら開館し、平成29年度中には工事完了予定となっている。

### (4) 城南図書館

#### ①被害状況

城南図書館は、南区城南町の火の君文化センター隣に熊本市立図書館の分館として平成26年3月に開館し、指定管理者によって管理運営されている。

地震の発生後は、外壁の一部剥離や排煙垂壁ガラス破損落下等の被害があった。

#### ②復旧状況

4月26日に応急補修工事に着手し、8月1日には工事が完了した。

なお、施設の営業に関しては、5月2日には児童書絵本コーナーのみ開館し、同12日には学習室も再開するなど、徐々に利用可能範囲を拡大し、8月15日には全面開館を果たした。

補修工事に関しては、外溝工事を予算繰越で平成29年4月に実施するほかは、平成28年度中にすべて完了している。

### (5) くまもと森都心プラザ図書館

#### ①被害状況

くまもと森都心プラザ図書館は、JR熊本駅前の複合施設「くまもと森都心プラザ」の3階、4階に開設されている図書館で、平成23年に開館している。

今回の震災では、スプリンクラーの配管損傷による天井・床・図書の大規模な水濡れなどの被害が発生した。

#### ②復旧状況

平成28年5月6日に3階の一部閲覧室のみ利用制限を解除、また7月21日に学習室を利用再開するなど、徐々に復旧を果たし、平成29年4月1日からは全面開館する予定となっている。

## 10. スポーツ施設

### (1) 総合体育館・青年会館

#### ①被害状況

総合体育館・青年会館は、体育・スポーツ振興や青少年活動の拠点として市民のニーズに応じた多様なスポーツ活動に対応できる施設で、大・中・小3つの体育室、武道場、弓道場、トレーニング室、サウナ室、室内温水プールを備えた総合体育施設とホール・各種会議室を備えた青年会館があり、昭和61年7月に開設された。

今回の震災により、大・中体育室の天井が一部落下、プール本体とプールサイドに段差が生じるなどの被害が発生した。

地震後は避難者を受け入れ、避難所として開設した。9月15日に避難所を閉鎖することとなったが、本市における最後の避難所となり、約5か月間避難所として開設された。

#### ②復旧状況

その後、比較的被害の少なかった武道場や青年会館ホールは営業を再開した。大・中体育室やプール、弓道場等についても復旧工事を進めており、平成30年1月に再開の見込みとなっている。

### (2) 田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

#### ①被害状況

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）は、豊かな田園地帯の中に、健康運動施設を取り入れたグリーンフィットネスパークとして平成元年にオープンした施設で、中・小体育館、武道場、室内温水プール、運動広場、テニスコートなどを備えた、地域密着型の複合運動施設として市民の健康づくりやスポーツ活動に幅広く利用されている。

今回の震災により、施設の内壁が崩落、プールではボイラーなど設備等が異常停止、体育館でもタイルや入口が破損するなどの被害が発生した。

## ②復旧状況

地震後は駐車場等で車中泊避難をする避難者がいたものの、施設内を避難所として開設するには至らなかった。

その後、比較的被害の少なかった屋外の運動広場やテニスコートは営業を再開した。中・小体育館やプールについても復旧工事を進めており、体育館は平成 29 年 12 月、プールは平成 30 年 1 月に再開する見込みとなっている。

なお、武道場については、被害が大きかったことや復旧工事の入札不調等の理由により、再開時期は未定となっている。

### (3) 熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

#### ①被害状況

アクアドームくまもとは、市民がスポーツを楽しみ、また豊かなくらしを形成するためのコミュニティ拠点として身近に親しめる施設として平成 10 年 7 月に開設され、設備面では、ハイレベルな機能も備えており、国内競技はもとより国際競技大会も開催されている。

今回の震災により、プール床の破損や 25m プールの可動床の変形、50m プールと飛込みプールの還水槽水漏れ、壁の亀裂などの被害が発生した。

#### ②復旧状況

地震後には避難所として開設するとともに、物資の集積所としても活用されることとなり、避難所としては 7 月 31 日まで開設した。

比較的被害の少なかったトレーニングルームや会議室など、メインプール・サブプール以外の施設については 9 月 15 日から再開した。

その後も復旧工事を進め、平成 29 年 1 月からはメインアリーナ（50m プール・飛込みプール）にて市主催行事や大型イベントの開催を開始し、平成 29 年 1 月にはメインアリーナにて熊本市成人式が行われることとなった。

なお、メインプールおよびサブプール、飛込みプールの一般利用については、平成 29

年 5 月 1 日から再開する予定となっている。

### (4) 水前寺野球場・水前寺競技場

#### ①被害状況

水前寺野球場・競技場は、水前寺公園の近くにあり、競技場では、陸上競技やサッカー、ラグビーなどの各種競技に対応できる施設で、野球場は昭和 13 年 4 月から、競技場は昭和 26 年 8 月から一般供用が開始されている。

今回の震災により、競技場では電柱やフェンスの倒壊、法面崩壊、サブスタンドや外壁の崩壊等が発生、野球場ではスコアボード等の設備に被害があったものの大きな建築被害はなかった。

#### ②復旧状況

地震後は駐車場等で車中泊避難をする避難者がいたものの、施設等を避難所として開設するには至らなかった。

その後、比較的被害の少なかった野球場については 6 月 7 日から一般供用が再開した。また、競技場についてはトラック練習のみ平成 28 年 12 月 3 日から営業再開となったが、それ以外の施設や用途については復旧工事を進めており、平成 30 年 3 月に再開する見込みとなっている。

## 11. 子育て支援施設

### (1) 地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点施設とは、地域社会全体で子育てを支援する拠点として、子育てに関する相談、子育て情報の提供、親子の交流等を行う施設であり、市内に 20 か所（公立 10、私立 10）の子育て支援センターを設置している。

今回の震災では、一旦閉所したが、施設に大きな被害はなく、4 月 25 日から順次再開した。

また、中央区にある総合子育て支援センターでは、平成 28 年 5 月 18 日から平成 29 年 2 月 4 日まで医師と臨床心理士の専門家チーム

による「こそだて相談」を実施した。

## (2) 児童館

### ①被害状況

児童館は、児童に健全な遊びを提供してその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域組織活動の育成を図り、児童の健全育成を推進するための児童養育の正しい知識と技術を習得させる等、児童健全育成に関する総合的な機能を有するものであり、本市では、市内に11か所の児童館を設置している。

今回の震災では、西原、託麻、東部、秋津、南部、城南の6施設について、主に音響設備や遊具、外壁等に被害があった。

### ②復旧状況

復旧に当たっては、被害のあった6施設中、東部児童館と秋津児童館の2施設については平成29年3月31日現在も工事未完了であるが、いずれも平成29年度中の工事完了を見込んでいる。

なお、施設の開館については順次再開しており、各施設の再開日は図表のとおりである。

図表 7-8-9 各児童館の再開日

児童館名	再開日
西原公園児童館	閉館せず
託麻児童館	9月1日
秋津児童館	9月1日
東部児童館	6月7日
西部児童館	8月16日
花園児童館	7月1日
南部児童館	5月10日
幸田児童館	6月1日
清水児童館	6月1日
龍田児童館	6月1日
城南児童館	閉館せず

また、比較的被害の小さかった中央区の西原公園児童館では、被災による保育所閉園に伴い、臨時に子どもを預かる臨時託児を開設し、幼児を受け入れた。

## <事業概要>

### (ア) 対象者

- 現に保育所等に幼児を預け入れていた者
- 震災対応等で就労せざるを得ない職にある者
- 親戚に預ける等、他に子どもを預ける手段がない者

### (イ) 開設日

平成28年4月25日(月)～5月7日(土)  
※日祝除く

### (ウ) 託児時間

7時半～18時

## (3) 子ども文化会館

### ①被害状況

子ども文化会館とは、子どもたちが遊びや学びなどの様々な活動に主体的に参加し、自主性や創造性、豊かな感性、思いやりの心などを養う活動体験支援事業や子育て支援事業を実施する施設である。

今回の震災では、4階ホールの音響設備、空調設備、照明設備、舞台装置等に被害があったほか、外壁のひび割れや側溝の地盤沈下が発生した。

### ②復旧状況

開設当初の設計者および施工業者と営繕課職員により1階から3階までの安全性が確認されたため、4月15日から27日までの間、自主避難者の受入れを行った。その間、営業は停止していたが、4月28日から一時営業再開した。

その後、拠点避難所として開設されることとなり、5月25日から再び営業を停止した。

7月30日には、避難者がいない1階部分のみ営業を再開し、拠点避難所閉鎖後の8月15日からホールを除き、通常事業を再開した。

ホールについては現在も復旧中であり、復旧時期の見込みは立っていない。

#### (4) 熊本市こどもセンター（あいばるくまもと）

##### ①被害状況

熊本市こどもセンターは、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を要する相談の受付、相談の援助活動を行う施設である。

今回の震災では、屋内運動場天井の破損、4階ラウンジ天井裏支柱の破損・落下、3階プレイルーム天井裏空調ドレーンの破損、2階防火扉の破損に加え、全館各室・階段壁・一部外壁に亀裂が発生した。

発災直後は、乳児院・養護施設・障がい児施設・里親・ファミリーホーム・自立支援ホーム等に対して、安否確認および水・食料等の生活用品の備蓄状況確認を行った。また、4階屋内運動場が使用不可となったため、児童の体力学習等のため、所外活動を通常より多く実施する等の対応をとった。

##### ②復旧状況

施設復旧について、4階屋内運動場天井は、平成28年11月14日から復旧工事に着工し、平成29年1月20日に工事を完了したほか、4階ラウンジ天井裏支柱破損等は平成29年度中に復旧工事を行う予定であり、一部の危険箇所は避けながら使用している状況である。

#### (5) 公立保育所

##### ①被害状況

公立保育所は、市内に19施設設置している。今回の震災では、15施設に被害があり、壁等の亀裂や園庭の液状化、給排水管の破損などが発生した。

保育幼稚園課の専門職（建築士）による現地確認を行ったが、建物の構造体そのものには大きな被災はなかったため、倒壊の危険性なしと判断した。

白山保育園、城東保育園については、隣接ビルの被害が大きかったため、園庭や保育室の一部を使用制限する等の対応をとったが、全体としては、ライフラインの復旧を待つ

順次再開した。

図表 7-8-10 各保育園の再開時期

施設名	開所日
白山保育園	4月25日（月）
城東保育園	
京塚保育園	
健軍保育園	
中島保育園	
幸田保育園	4月27日（水）
本荘保育園	
清水保育園	4月28日（木）
西里保育園	
横手保育園	5月2日（月）
京町台保育園	
春日保育園	
小島保育園	
麻生田保育園	5月6日（金）
池上保育園	

##### ②復旧状況

被害箇所の復旧については、開園と並行して行っており、保育園の運営に支障のない日時・範囲で行ったため、完了まで時間を要することとなったが、被害の大きかった池上保育園と健軍保育園を除いて平成28年度中に復旧完了した。

#### 12. 保健・福祉施設

##### (1) 障害者福祉センター希望荘

##### ①被害状況

希望荘は、在宅障がい者の福祉の向上を図るため、就労が困難な障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行うほか、憩いの場や貸館、相談事業を実施する指定管理施設（運営は、熊本市社会福祉事業団）である。

今回の震災では、耐震壁や屋外スロープ、貯湯槽基礎および配管の破損等があった。地震直後、精密調査を実施したところ、施設自体が老朽化していることもあって、被災度区

分判定および耐震診断の必要性があることが判明し、利用者が利用できる状況ではなかったことから休館とした。

## ②復旧状況

施設の復旧については、平成28年10月末から平成29年6月にかけて被災度区分判定および耐震診断を行い、その後、実施設計・復旧工事を実施することとしている。

なお、希望荘が利用できない間、公民館を借用するなどして事業の一部を再開してきたものの、行き慣れない場所への移動が困難な障がい者等が事業に参加できない、自由に当事者交流が図れない等の支障が生じたため、このような状況を少しでも解消するため、近隣ショッピングモールのテナントを借り上げ、震災前の希望荘利用者をはじめ、障がい者への支援を継続することとした。

## (2) 熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）

### ①被害状況

平成20年4月に開館したウェルパルクまもとは、本市で初めてPFI方式により建設され、保健所や福祉に関する出先機関等からなる複合施設である。

今回の震災では、庁舎北側の被害が大きく、外壁のクラック・タイルの剥落のほか、中央階段室および駐車場側の庇等が破損した。また、2～4階の執務室における各課の業務は継続したが、3階の健康センター大江分室における乳幼児健診や1階のあいぼーと、大会議室等の利用は、安全確保ができるまで見合わせることにした。

なお、トイレの洗浄水については、本施設に雨水処理水の中水利用設備を設置しているため、断水による影響は、ほぼ受けなかった。

### ②復旧状況

本施設の整備、運営および維持管理は、PFI契約に基づきSPC（特別目的会社）が行っており、震災による復旧設計や工事等に

についてもSPCの協力により早期に実施できた。復旧工事は、平成28年10月21日に着工、平成29年3月16日に完了し、利用を見合わせていた部分の施設利用についても4月から再開することとした。

## (3) 老人福祉施設等（老人福祉センター、介護予防事業推進のための施設等）

### ①被害状況

発災当時、公設の老人福祉施設等は、市内に老人福祉センター11施設、介護予防事業推進のための施設3施設、その他老人憩の家など139施設を設置していた。今回の震災では、66施設に被害があり、壁等の亀裂や敷地の地盤沈下、給排水管や設備の破損などが発生し、ほとんどの施設が発災以降一時休館となった。また、中央老人福祉センターは、利用者の安全確保が困難であることから閉鎖とした。

### ②復旧状況

公設の老人福祉施設等は、中央老人福祉センターおよび復旧工事完了まで使用困難となった東老人福祉センター浴室、富合老人福祉センター浴室棟を除き、ライフライン復旧後に順次再開した。

また、東老人福祉センター（東部在宅福祉センター併設）、東部はつらつ交流会館は平成28年5月8日から平成28年8月15日まで拠点避難所として開設されることとなった。

被害を受けた66施設のうち、58施設が復旧を要することとなったが、復旧工事を行なう8施設を除く50施設については、平成28年度中に修繕を完了した。

なお、復旧工事を行う8施設については、被害の大きかった富合老人福祉センター浴室棟の建替えを予定しているほか、敷地内地盤に亀裂が発生した川上老人福祉センターは、地盤復旧後に建物工事を予定するなど、一部施設の利用を制限しながら復旧を行うこととしている。加えて、中央老人福祉センターは早期の建物解体を予定している。

### 13. 駐車場

#### ①被害状況

市役所駐車場では、駐車してあった車両への被害はなかったが、建物は4月16日の本震により大きな被害を受けた。

このため、被害状況調査と安全確保を目的に、4月16日と17日は一般営業を停止し、利用は公用車に限定した。

外壁の落下や損傷、エレベーターの損傷、北側外部階段接合部破損、歩道等の陥没等の被害があったが、当該施設は公務に不可欠な施設であったため、4月18日以降はエレベーターおよび北側外部階段の利用を停止したまま営業を継続した。

エレベーターの停止に伴い、階段の昇降に支障がある利用者には、公用車で駐車場所まで送迎するサービスを実施した。

#### ②復旧状況

その後、4月下旬に実施した応急危険度判定では、エレベーター建屋が赤（危険）判定となったため、5月には外壁ガレキ等の撤去と7階エレベーターホールへの落下防止フェンスの設置等を実施した。

6月の被災度区分判定では「小破」との判定であったことから、復旧を行うこととした。

9月には復旧設計、11月には復旧工事に着手し、工事完了後の12月25日からエレベーターおよび北側外部階段の利用を再開した。

### 14. 産業系施設

#### (1) くまもと森都心プラザ

##### ①被害状況

くまもと森都心プラザは、熊本の陸の玄関口・JR熊本駅前にある複合施設で、「観光・郷土情報センター」、「プラザ図書館」、「ビジネス支援センター」、「プラザホール」など多くの施設で構成されており、平成23年10月に開館した。

今回の震災により、ホールの観覧席が破損し、照明・音響などの舞台設備等にも被害が発生した。その他、エレベーターの故障や空

調設備の損傷、壁の亀裂等が発生。スプリンクラーの配管損傷により大量の水漏れが発生し、特にプラザ図書館では蔵書が漏水の影響で濡れる被害も発生した。

##### ②復旧状況

その後、比較的被害の少なかった施設については営業を再開した。プラザ図書館も5月6日から一部施設を再開していたが、復旧工事に伴い図書館フロア等への立入りは禁止となっていた。その間、臨時のカウンターを設けるなどして返却や一部貸出対応を行った。

また、ホールについても地震後から使用ができなかったが、復旧工事が進み、平成29年4月からは全館が再開する予定となっている。

#### (2) 熊本市流通情報会館

流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、「熊本地域の産業情報化の核」、「中小企業の人材育成の場」、「商品流通情報の交流の場」、「熊本流通団地の機能」を総合的に高めるための拠点施設および公益施設としての機能を有した総合施設で、平成元年4月に開館した。

今回の震災により、展示場およびエントランスホールの天板の一部が落下するなどの被害が発生した。

その後の復旧作業により、平成28年5月17日から営業を再開した。

#### (3) 熊本市食品交流会館

工場見学ができ、食品を作る体験を楽しむことができ、つくりたての食品を味わえる、今までにない生活者交流型の食品工業団地「フードパル熊本」。その中の中核施設である「熊本市食品交流会館」は、食品に関する情報の発信地として16面マルチビジョンを備えた多目的ホールをはじめ、キッチン完備のパーティールーム、様々なニーズに対応できる会議室など新しい食を担う拠点としての機

能も充実した施設であり、平成9年11月に開設した。

今回の震災により、扉のレールや多目的ホールの入口のレールがはずれるなどの被害があったものの、被害は軽微なものであった。

その後の復旧作業により、平成28年5月9日から営業を再開した。

#### (4) 熊本競輪場

##### ①被害状況

本市競輪事業は昭和25年7月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和37年4月自転車競技法の恒久立法化、同年10月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれてきた。

今回の震災により、特別観覧席の窓ガラスが全損となり、スプリンクラー配管の損傷により水漏れも発生した。観覧席等の天井落下や壁の亀裂、バンクにも亀裂が入るなど、熊本競輪場ではレースの休催が続いている。

##### ②復旧状況

当競輪場におけるレース休催の間、他競輪場を借り上げてレースを開催しており、平成28年10月には久留米競輪場にて「熊本地震復興競輪」の冠でレースが開催された。また、平成28年6月からは前売り発売所およびサービスセンター発売所にて、場外発売のみ再開することとなった。

今後、競輪事業については経営面、将来性、自転車競技の普及・進行等による観点から中長期的な方向性を検討することを目的に、平成29年度に「熊本競輪事業検討会」を開催し、事業の方向性について検討を行う予定となっている。

## 第9節 教育

### 1. 学校施設の復旧

#### (1) 学校施設の被害状況

4月14日および16日に発生した2度の大きな地震のため、熊本市立全148校（小学校95校、中学校42校、高等学校2校、幼稚園8園、専修学校1校）が被災した。発災後、市立小・中・高等学校139校を避難所として開設し、体育館や教室等を開放した。本市では最大約11万人が避難し、そのうち約6万人が学校施設へ避難するなど、地域において学校が災害時の拠点として重要な役割を担った。

#### ①体育館の緊急点検の実施

教育委員会では、学校施設の被害状況について各学校から速報で収集していたが、詳細な状況まで把握することができなかつたため、施設課の職員が分担して現地に出向き、建物の構造的被害を中心に調査を行った。特に体育館は避難所として開設されていたことから、避難者の安全を確保し二次災害の防止を図る

ため、4月15日から4月17日にかけて、鉄骨造の体育館65校について緊急点検（応急危険度判定）を実施した。その結果、小・中学校24校（小学校16校、中学校8校）の体育館について、ブレース破断、内壁の落下等の被害があり、今後震度6クラスの地震の発生で倒壊のおそれがあるため使用禁止とした。

図表 7-9-1 体育館のブレース破断の様子



図表 7-9-2 緊急点検の結果、使用禁止となった小・中学校の体育館

学 校 名	完成年度	応急危険度判定	状 況
出水小学校	S52	危険	ブレース、プレート変形あり
白坪小学校	S56	要注意	外壁のひびが多く、近づかないほうがよい
龍田小学校	S47	危険	ブレースの損傷
帯山小学校	S44	危険	天井の水平ブレースがほとんど外れている
城北小学校	S48	要注意	壁面ブレース変形と緩みが著しい
西原小学校	S47	要注意	ブレースの破断と緩み箇所がある
楠小学校	S49	危険	体育館壁面ブレース6か所緩みが著しい
託麻東小学校	S47	危険	渡り廊下、ブレースボルトはずれ、外部のブレースに緩みがある
託麻西小学校	S46	危険	ボルトのはずれ、ブレースの緩みがある
東町小学校	S51	要注意	ブレース4か所の緩みが著しい
武蔵小学校	S53	危険	ブレース破断が2か所、壁面ブレースの緩みが3か所ある
山ノ内小学校	S59	危険	ブレース破断がある
北部東小学校	S55	危険	東面ブレース4か所すべて緩みがある
飽田南小学校	S56	要注意	一部ブレースが伸びきっている
杉上小学校	S54	要注意	ブレース12か所が伸びきって機能していない
豊田小学校	S55	要注意	ブレースがガセットから破断、ブレースが塑性変形
藤園中学校	S43	危険	ブレース40%に緩みがある
花陵中学校	S40	危険	ブレース破断がある
城西中学校	S40	要注意	柱脚ボルト破断箇所、破断したボルトの落下物がある
錦ヶ丘中学校	S46	危険	柱、基礎のクラック、外部ブレースの緩み、屋内ブレース塑性変形
二岡中学校	S43	危険	ブレースが破断している
東部中学校	S49	危険	体育館内壁、外壁仕上材の落下
楠中学校	S50	要注意	水平ブレースの緩み2か所、壁面ブレースの約半分で著しい緩みがある
東町中学校	S57	要注意	ブレースの変形がある

## ②校舎等の応急危険度判定調査の実施

4月19日から4月23日にかけては、北九州市および福岡市の応援職員の協力のもと、市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、共同調理場（15共同調理場）の163施設1,267棟を対象とした校舎等の応急危険度判定を実施し、施設利用の可否を調査した。判定区分は、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階とし、以下の結果となった。

### （ア）学校・幼稚園

【危険：134棟】

構造に危険性があるもの	6棟（使用中止）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・京陵中学校校舎1棟</li> <li>・京陵中学校渡り廊下</li> <li>・竜南中学校校舎（トイレ）1棟</li> <li>・必由館高等学校体育館1棟</li> <li>・必由館高等学校旧米田家</li> <li>・富合中学校武道場1棟</li> </ul>	
落下物の除去等、今後の対応が必要なもの	128棟
<p>落下物の除去や一部通行止め、一部教室等の使用禁止（学校施設は一部を除き利用可能）。以下の施設については、個別の理由により当面使用禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東野中学校校舎6棟 （詳細調査を要するため）</li> <li>・必由館高等学校校舎1棟 （内壁落下により危険なため）</li> </ul>	

【要注意：354棟】

一部通行止めを行いながら学校施設を利用することは可能であるが、松尾北小学校1棟については、建物に問題はないものの、擁壁崩壊の危険性があるため使用禁止となった。

【調査済：779棟】

これに該当する校舎等は利用可能だが、龍田西小学校については、建物に問題はないも

の、擁壁崩壊の危険性のため使用禁止となった。

### （イ）共同調理場

【危険：2共同調理場】

- ・藤園共同調理場
- ・出水南共同調理場

【要注意：3共同調理場】

- ・日吉共同調理場
- ・託麻共同調理場
- ・東共同調理場

以上の結果のとおり、利用制限が必要な建物も生じたが、多数の施設が修繕や仮復旧で利用制限を解除できる見込みとなった。

### （２）学校施設の応急対応

学校施設の避難所としての支障のない利用、さらには早期の学校再開の実現のため、危険箇所の除去とライフラインの復旧に優先して取り組んだ。それにあたっては、地域の工務店、外壁改修を行う工事業の組合、照明取替、水道・ガス等の業者へ緊急での対応を依頼した。

余震が継続していたため、不具合箇所が新たに見つかることもあるなど困難もあったが、5月10日には、応急対応により全ての学校が再開した。

### （３）学校施設の復旧

発災直後の時期においては、応急危険度判定を実施し、余震等に対する安全性の調査および学校再開に向けた応急対応に取り組んできたが、その後は以下のとおり、本格的な復旧に向けた取組に着手した。

### ①被災度区分判定

被災度区分判定とは、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、建物の沈下、傾斜および構造躯体等の損傷状況を調査することによ

り、その被災の程度を区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復旧の要否とその程度を判断するものである。

5月17日付けの熊本県教育庁の事務連絡により、学校施設においては、文部科学省より委託された日本建築学会が被災度区分判定を行うことが通知された。これを受けて、本市では、事前に行った応急危険度判定の結果や職員による現地調査をもとに、主に構造上の被害が大きい建築物の中から対象施設を選定し、5月初旬に文部科学省へ調査依頼を行った。

日本建築学会による現地調査は5月末日から6月初旬に実施され、その後、文部科学省から調査結果が送付された。

調査結果は、図表7-9-3のとおりである。

**図表 7-9-3 被災度区分判定結果**

**【校舎・渡り廊下】**

調査件数			
学校数	33	棟数	89
調査結果			
改築（建替）		5校・19棟	
補修		30校・70棟	

※2校は、改築・補修の両方あり

**【体育館・武道場】**

調査件数			
学校数	31	棟数	31
調査結果			
改築（建替）		4校・4棟	
補修		27校・27棟	

**②公立学校施設災害復旧事業**

**(ア) 補助制度の概要**

学校施設の災害復旧に当たっては、公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく国庫補助を活用した。通常、補助率は3分の2であるが、熊本地震が激甚災害として指定されたため、補助率が77.8%へ引き上げられた。

**(イ) 事務手続の流れ**

発災後、5月6日に災害速報を、5月11日に災害報告書を文部科学省に提出した。

その後、事前着工届の提出を経て、6月15日に事業計画書（被害配置図・撮影位置図・写真・復旧図・工事積算内訳書）を提出した。書類審査を経て、7月25日（第1次）から翌年1月27日（第13次）まで文部科学省による現地調査が実施された。その後、事業計画書の修正・提出を経て事業が内定し、補助金交付申請を行った。

文部科学省の査定結果については、以下の図表のとおりである。最終的に、学校施設に対して、約63億4千万円の補助が決定している。

**図表 7-9-4 公立学校施設災害査定結果**

(単位:千円)

	学校数	査定期間		申請額	査定後	査定額	査定率
第1次	1校	H28.7.25	～ H28.7.25	11,733	11,411	▲ 322	97.26%
第2次	5校	H28.8.30	～ H28.9.1	3,750	3,750	0	100.00%
第3次	4校	H28.9.8	～ H28.9.8	4,966	4,966	0	100.00%
第4次	8校	H28.9.13	～ H28.9.15	30,773	30,773	0	100.00%
第5次	17校	H28.9.26	～ H28.9.30	82,299	80,208	▲ 2,091	97.46%
第6次	19校	H28.10.3	～ H28.10.7	174,110	174,078	▲ 32	99.98%
第7次	13校	H28.10.25	～ H28.10.28	929,392	929,318	▲ 74	99.99%
第8次	7校	H28.11.8	～ H28.11.11	639,664	625,912	▲ 13,752	97.85%
第9次	10校	H28.11.16	～ H28.11.18	148,983	147,048	▲ 1,935	98.70%
第10次	17校	H28.11.28	～ H28.12.2	805,710	805,700	▲ 10	100.00%
第11次	10校	H28.12.6	～ H28.12.9	761,721	761,721	0	100.00%
第12次	6校	H28.12.12	～ H28.12.16	1,127,326	1,126,379	▲ 947	99.92%
第13次	6校	H29.1.23	～ H29.1.27	1,649,291	1,638,792	▲ 10,499	99.36%
合計	123校	-		6,369,718	6,340,056	▲ 29,662	99.53%

※1 学校数には2回査定を受けた学校および日吉共同調理場を含む  
 ※2 平成28年6月21日梅雨前線豪雨によるものも第8次を含む

**(4) 施設の耐震化と設備の充実**

構造部材の耐震化については、発災前には一部を除いて完了しており、2度の大きな地震とそれに続く多数の余震が発生したが、倒壊や座屈に至る建物はなかった。一方、体育館や武道場においても大空間の場所で天井が落下することはなかったが、非構造部材としては、照明器具や壁面のモルタル、ステージ天井等の落下が発生し、今後、更なる改修の

検討を行っていく。

また、指定避難所となった体育館のトイレの洋式化や多目的トイレの充実など、避難時に多数の市民の利用を想定した設備の充実や一層のバリアフリー化を進めていく必要がある。

## 2. 学校の再開

### (1) 児童生徒の安否確認

4月14日21時26分に前震が発生したことを受け、教育委員会では、翌15日午前には各学校にFAXおよび電子メールで児童生徒の安否確認を依頼した。これと並行して各学校においても、電話や家庭訪問で安否確認を実施した。各学校の安否確認状況は、健康教育課で集計し、同日中に教育政策課へ報告した。

各学校における安否確認においては、児童生徒と連絡がつきにくく、4月15日18時時点（集計第1報）で、1,234人の児童生徒と連絡がとれていなかった。4月20日18時30分（集計第3報）の時点でも468人と連絡がついておらず、母親の母国に帰国していたなどの特別の事情を有するケースを除くすべての児童生徒の状況把握が完了したのは、4月22日（集計第9報）のことであった。

児童生徒の安否状況については、4月22日17時50分時点の最終集計によると、足の骨折等の重傷が8人（小学校6人、中学校1人、市立高等学校1人）に上り、軽傷は67人（小学校29人、中学校36人、市立高等学校2人）であった。

### (2) 休校措置および学校再開の状況

4月14日の前震の発生を受けて、当日中に市立学校・幼稚園全校について、翌15日の休校を決定した。15日には、前述のとおり各学校において児童生徒の安否確認を実施した。

4月16日土曜日に本震が発生したことを受け、同日には4月18日月曜日から4月20日水曜日の全校休校を決定した。あわせて、4月19日実施予定の全国学力・学習状況調査の延期も決定した。本震後は、教職員に対し、

避難所担当職員の補助として各校に1名配置することを指示した。

4月18日には、学校が指定避難所となることから休校期間を4月22日金曜日まで延長することを決定した。また同日には、多くの避難者に対応する必要から、施設管理と避難所運営にあたる学校の教職員数を1名から2名へ変更した。

学校施設における避難所開設が長期化する中、学校再開へ向けた道筋をつける必要があり、4月20日に校長・園長代表者会を開催し、学校再開に係る協議を行った。翌21日に、前日の協議結果を踏まえ、市立学校の休校を当面継続することとし、5月10日火曜日を目途に再開することを決定した。ただし、学校施設や避難所の状況などを考慮し、再開の条件が整った場合は、学校ごとに対応し、5月10日より前に再開することも可能とした。その場合は、再開日の3日前までに学校から保護者へ通知することとした。

この決定を受けて、4月22日金曜日より学校再開に関する学校ごとの協議が開始されている。

4月25日に、発災後初めて田底小学校および熊本市立総合ビジネス専門学校の2校が再開し、その後、準備が整った学校から順次再開していき、5月10日には全ての市立学校が再開することができた。

図表 7-9-5 学校再開状況

再開日	小学校	中学校
4月25日	田底小(1校)	
	専修学校 総合ビジネス専門学校(1校)	
4月27日	吉松小(1校)	植木北中(1校)
4月28日	芳野小、力合西小(2校)	芳野中(1校)
5月2日	川尻小、松尾東小、松尾西小、松尾北小、小島小、中島小、城南小、西里小、中緑小、銭塘小、奥古閑小、川口小、日吉東小(13校)	城南中、竜南中、桜山中、託麻中、三和中、城西中、北部中、天明中、力合中、日吉中(10校)
5月6日	高橋小、池上小、城山小、弓削小、川上小、北部東小、富合小、田原小、桜井小(9校)	井芹中、富合中、鹿南中(3校)
5月9日	硯台小、向山小、健軍小、泉ヶ丘小、田迎南小、河内小、植木小、山本小、山東小、田迎西小(10校)	京陵中、江南中、湖東中、帯山中、西原中、武蔵中、出水南中、河内中、五霊中(9校)
5月10日	壺川小、白川小、城東小、慶徳小、一新小、五福小、黒髪小、大江小、本荘小、春竹小、古町小、春日小、城西小、花園小、池田小、出水小、白坪小、画図小、砂取小、清水小、日吉小、力合小、御幸小、田迎小、託麻原小、秋津小、龍田小、帯山小、白山小、若葉小、城北小、尾ノ上小、西原小、高平台小、楠小、託麻東小、託麻西小、託麻北小、桜木小、東町小、麻生田小、武蔵小、帯山西小、月出小、出水南小、健軍東小、託麻南小、山ノ内小、楡木小、鮑田東小、鮑田南小、鮑田西小、長嶺小、桜木東小、杉上小、隈庄小、豊田小、菱形小、龍田西小(59校)	出水中、白川中、藤園中、花陵中、西山中、江原中、東野中、錦ヶ丘中、二岡中、東部中、楠中、東町中、清水中、鮑田中、長嶺中、龍田中、桜木中、下益城城南中(18校)
	高等学校	幼稚園
	必由館高、千原台高(2校)	硯台幼、一新幼、向山幼、古町幼、川尻幼、楠幼、熊本五福幼、隈庄幼(8園)

### (3) 学校再開への準備

#### ①学校施設・通学路の点検

学校の再開にあたっては、児童生徒の安全確保に万全を期すため、施設課による学校施設の応急補修や学校教職員による点検等を実施した。また通学路についても、地震による家屋外壁の倒壊・破損、道路陥没等が発生していることから、学校教職員が安全点検を行い、危険性が確認できた箇所の周知、注意喚起の対応をとった。

また学校においては、HPによる通学路の危険箇所の周知に取り組むなど、二次災害の防止に努めた。

#### ②教室が使用できない学校の教室確保

東野中学校においては、地震による被害が大きく、教室棟1棟の17教室が使用できなくなったことから、別に教室を確保する必要があった。そこで5月10日の授業再開に当たっては、管理棟・特別教室棟を使用するとともに、体育館に間仕切りを設置し授業を実施することで対応した。同校では8月にプレハブの仮設校舎が完成し、2学期から使用された。

図表 7-9-6 体育館での授業風景



### (4) 指定都市からの特別支援協力員の派遣

2度にわたる大きな地震、長引く余震等の体験や生活環境の激変は、特別な支援を必要とする児童生徒の心身に大きな影響を与えた。

学校では、発災直後から、避難所運営や家庭からの相談等の様々な対応に追われた。また学校再開に当たっては、特別な支援が必要な児童生徒についても安心して学校生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況を把握し、それぞれの状況に応じた対応を行う必要があり、教職員の負担は大きかった。このことから学校現場では特別支援に係る人的支援を必要としていた。

そこで、各指定都市の指導主事や教職員等を特別支援協力員として市内の小中学校に配置し、特別な教育的支援を要する児童生徒や担任等への支援・助言等を行うことで、児童生徒の学校生活の安定を図ることとした。

**図表 7-9-7 特別支援協力員の配置**

政令指定都市からの特別支援協力員の派遣	
○ 活動内容	学校長の指示のもと児童生徒や教職員の支援にあたり、教育活動に対する必要な助言等を行う ・通常学級を含む、特に支援が必要な学級の支援(授業への協力、児童生徒への学習支援) ・担任や他の職員が児童生徒の支援が担えるよう、担任の支援および管理職から指示を受けた業務の実施 ・支援上の気づきをもとに対応策の検討・助言(校内研修、ケース会議への参加)
○ 活動期間	平成28年5月10日(火)～平成28年7月15日(金)
○ 活動人員	熊本市以外の19指定都市から135人、のべ983人が活動
○ 配備校	45校(長期配置校 8校※1、短期配置校・巡回指導 37校※2)

※1 長期配置校は、特別支援学級在籍の児童生徒が多い学校や初めて特別支援学級担当者になった教員がいる学校、障がいの状況から特別な対応を求められる学校で、6週間継続して協力員を配置する

※2 短期配置校・巡回指導の37校は、1～3週間継続して特別支援協力員を配置し、その中の1名は配置校を巡回して学校の支援体制等を把握し協力員への助言を行う

**①事前準備**

4月21日に指定都市教育長協議会(事務局：神戸市)へ協力員の派遣を要望した。その後、4月28日に福岡市と派遣に係る打合せを行い、業務内容、期間、人員等について検討した。さらに打合せの内容を神戸市に連絡

し、協議のうえ配置計画を作成した。これに基づき、神戸市が各指定都市と協議し、派遣者の調整を行った。

5月初旬には、学校現場の状況把握のため学校訪問等を行うとともに、協力員の配置が必要な学校の選定を行い、5月11日の臨時校長代表者会で協力員配置の概要について説明した。また、協力員の受入れの準備として、宿泊所の手配(市立必由館高等学校セミナーハウス)や配置予定の学校に関する資料の作成等を行った。

**②配置の実施(5月10日～7月15日)**

5月10日から5月14日まで、福岡市の特別支援協力員9名を長期配置校の小中学校8校に1名ずつ先行して配置するとともに、1名をその他の学校への巡回指導にあたらせた。

5月14日から7月15日にかけては、19指定都市の指導主事、教職員等が派遣され、長期配置校8校に加え、短期配置校にて支援を行った。

各指定都市からの協力員派遣実績は以下の図表のとおりである。

**図表 7-9-8 各指定都市からの特別支援協力員の派遣実績**

日	程	長期配置校						短期配置校・巡回指導											総計						
		福岡	神戸	大阪	仙台	名古屋	京都	北九州	福岡	神戸	大阪	札幌	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟		静岡	浜松	堺	岡山	広島	
5月10日	～	5月14日	8						1																9
5月14日	～	5月21日				8			2	1			1	2	1	1		1	1	1	1	2	1		22
5月21日	～	5月28日		1	2		1	2	2	2	1	1		1	1	1	1	1		1	2	1			21
5月28日	～	6月4日		1	2		1	2	2	2	1	1		1	3		1						1	1	20
6月4日	～	6月11日		1	2		1	2	2	2	1	1	1	1	1	1		1	1					1	20
6月11日	～	6月18日		1	2		1	2	2	2	1	1	1	1	1	2		1						1	20
6月18日	～	6月25日	1				1							1	1		1								5
6月25日	～	7月2日					1		1					1			1							1	6
7月2日	～	7月9日		1			1	1						1									1		6
7月9日	～	7月15日		1			1						1	1								1			6
計			9	6	8	8	8	9	9	11	5	7	2	6	4	9	9	1	7	2	2	5	4	4	135

### ③課題

学校現場の人的支援については、支援計画から実際の支援までのすべてを被災自治体が単独で担うのは難しく、他都市教員等の支援が非常に重要である。今回の指定都市からの協力員派遣を通して、指定都市間の連携の重要性を改めて認識したところであり、今回実施した手順や配置計画の検証と改善を行い、他都市に情報提供できるよう準備を行うなど、今後の大規模災害に備えておく必要がある。

#### (5) 子どもの心のケア

本市では、震災前から、いじめや不登校など児童生徒の抱える悩みの解消を図るため、30人のスクールカウンセラーを、拠点中学校21校に配置し、全ての中学校で対応できる体制を整備していた。

熊本地震の発生後は、震災の影響でカウンセリングが必要な児童生徒が多数に上り、本市のスクールカウンセラーだけでは、子どもの心のケアに十分に対応することができなく

なった。そのような中、日本学校心理士会や日本臨床心理士会の協力を得て、学校再開後、すべての小中学校でカウンセリングが実施できる環境を整備した。

#### ①カウンセリングが必要な児童生徒数の調査

本市では、平成28年度に6回にわたって、熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数の調査を行っている。各回において、市立小中学校の全児童生徒 61,039人を対象としている。調査方法は、各学校において「心とからだの健康観察」調査や子どもの様子などを通し、熊本地震後の子どもたちの心や身体の状態を把握して、カウンセリングが必要と判断した子どもの数を集計するものである。調査は平成28年5月13日、6月3日、7月7日、9月21日、12月1日、平成29年2月23日に実施した。

各調査結果の推移は、以下の図表のとおりである。

図表 7-9-9 カウンセリングが必要な児童生徒数の推移

		(人)					
対象者 (a)	1回目 (b)	2回目 (b)	3回目 (b)	4回目 (b)	5回目 (b)	6回目 (b)	
	5月13日	6月3日	7月7日	9月21日	12月1日	2月23日	
カウンセリングが必要な人数 ( ) は対象者 (a) に対する割合	61,039	2,143 (3.5%)	1,834 (3.0%)	1,159 (1.9%)	828 (1.4%)	602 (1.0%)	465 (0.8%)
うち、新たにカウンセリング が必要となった人数 ( ) は各回のカウンセリングが 必要な人数 (b) に対する割合			1,215 (66.2%)	563 (48.6%)	396 (47.8%)	233 (38.7%)	236 (50.8%)

#### ②スクールカウンセラーの配置

本市においては、図表 7-9-5 の市立学校の再開状況のとおり、一部の学校が4月下旬には再開しており、再開当初よりスクールカウンセラーによる心のケアを行ってきた。その後も、熊本県臨床心理士会や熊本県学校心理士会への派遣協力依頼を行い、特にカウンセラーの配置に当たっては、熊本県臨床心理士

会との協議や熊本市スクールカウンセラー連絡協議会における意見等を踏まえて進めた。

また5月11日～13日には日本学校心理士会から、5月16日～18日には九州内の各県臨床心理士会から、5月23日以降は日本臨床心理士会からカウンセラーの派遣協力を受けながら、子どもの心のケアを行ってきた。

6月29日には、児童生徒の状況を的確に把

握し、効果的なカウンセラーの配置に向けた方策を検討することを目的に、「第1回熊本市中心のケア推進会議」を開催した。メンバーは、市立小中学校長代表各1名、市立小中学校養護教諭代表各1名および市スクールカウンセ

ラー代表2名であり、第2回を12月、第3回を翌年2月に開催した。

1年を通してのスクールカウンセラーの配置状況については、以下の図表のとおりである。

**図表 7-9-10 スクールカウンセラーの配置状況**

期 間	対 象 校	カウンセラー
学校再開後	すべての中学校区に配置	本市SC、学校心理士会の派遣協力
5/16（月）～5/18（水）	必要な児童生徒の多い学校（29校）を重点的に配置	九州管内臨床心理士会のカウンセラーを含め27人が活動
5/23（月）～7/22（金）	すべての中学校区に配置	本市SC、日本臨床心理士会のカウンセラー毎週31～32人活動
8/29（月）～10/7（金）	必要性の高い学校58校（小43校、中15校）に配置	本市SC、日本臨床心理士会のカウンセラー毎週15人活動
10/17（月）～12/16（金）	必要性の高い学校51校（小42校、中9校）に配置	本市SC、日本臨床心理士会のカウンセラー毎週4～9人活動
1/16（月）～3/10（金）	必要性の高い学校24校（小20校、中4校）に配置	本市SC、日本臨床心理士会のカウンセラー毎週4人活動

なお、スクールカウンセラーの派遣にかかる費用については、文部科学省の「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）」の交付を申請し、全額国庫補助を受けることができた。この国庫補助は、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラー等の緊急配置を対象としている。通常の補助率は3分の1であるところ、緊急配置分に関しては全額補助となっている。

### ③その他の取組

#### （ア）県市共催「心のケアサポート会議」

児童生徒の心のケアに関しては、組織的・継続的な対応が必要であった。このような認識のもと、県・市においては、全県的な支援の方向性を検討する「心のケアサポート会議」を立ち上げ、第1回を平成28年8月10日に、第2回を平成29年1月23日に開催した。

メンバーは、県・市教育委員会関係各課長等、児童精神科医・臨床心理士・大学教授等

のスーパーバイザーで構成している。また、実務を担うサポートチームが組織された。

議事事項としては、今後のカウンセリングのあり方や教職員への研修および資料提供のあり方などがあった。

#### （イ）研修の実施

学校現場においては、被災した児童生徒に対し適切な対応をする必要があるため、教職員に対して「心のケア」に関する研修が実施された。

平成28年9月29日、11月15日には、校長・園長会において、11月29日には、養護教諭部会において、市スクールカウンセラーを講師に研修会が実施された。

### ④課題

スクールカウンセラーを配置するに当たっては、可能な限り近隣の県に在住の方で対応したいと考えていたが、絶対数が不足している状況のなか、全国から多くの派遣協力を受

け、子どもの心のケアに取り組むことができた。ただし、受援にあたってはカウンセラーの宿泊所の確保等に苦慮するなど、受入準備を手探りで進めていた状況であり、大規模災害時を想定した業務マニュアルの未整備という課題も見られた。

### 3. 給食の再開

#### (1) 給食施設の被害状況

##### ①給食施設の現況

本市においては、小学校 95 校 40,236 人および中学校 42 校 19,854 人に対して学校給食が実施されている(平成 28 年 5 月 1 日現在)。本市には、給食室 89 か所、共同調理場 15 か所(本震発生時に廃止されていた託麻共同調理場含む。)の計 104 か所の給食施設が設置されている。平成 27 年度末で廃止されていた託麻共同調理場については、被災した日吉共同調理場の機能を移管して、本震発生後の 5 月 20 日から再開している。

図表 7-9-11 本市の学校給食共同調理場(平成 28 年 5 月 1 日現在)

施設名 開設年月	所在地	現在の給食数	対象校
東共同調理場 昭和48年4月	東区東町3丁目3番2号	2,608	574 東野中
			991 錦ヶ丘中
			478 東町中
			565 桜木中
西原共同調理場 昭和53年4月	東区保田窪4丁目9番1号	1,813	749 西原中
			1,064 帯山中
藤園共同調理場 昭和53年4月	中央区千葉城町5番2号	1,178	337 藤園中
			651 白川中
			190 桜山中
城西共同調理場 昭和53年4月	西区小島8丁目17番1号	900	236 城西中
			664 三和中
京陵共同調理場 昭和54年4月	中央区京町本丁1番14号	1,219	722 京陵中
			397 竜南中
			100 県立かがやきの森支援学校
日吉共同調理場 昭和54年9月	南区日吉1丁目4番50号	1,660	446 花陵中
			289 江南中
			313 江原中
			612 力合中
武蔵共同調理場 昭和56年4月	北区武蔵ヶ丘4丁目19番1号	990	364 武蔵中
			626 清水中
出水南共同調理場 昭和58年4月	中央区出水7丁目86番1号	3,024	547 出水南中
			993 出水中
			466 湖東中
			1,018 託麻中
井芹共同調理場 平成2年6月	西区上熊本3丁目28番25号	1,677	323 井芹中
			619 西山中
			735 北部中
長嶺共同調理場 平成5年4月	東区长嶺南7丁目21番40号	1,915	1,062 長嶺中
			411 二箇中
			442 東部中
龍田共同調理場 平成6年4月	北区龍田7丁目9番16号	1,063	605 龍田中
			458 楠中
城南共同調理場 平成8年4月	南区八幡8丁目1番1号	1,158	473 城南中
			462 日吉中
			223 天明中
富合共同調理場 平成11年3月	南区富合町清藤472番地	1,371	276 富合中
			706 富合小
			389 鮑田中
植木共同調理場 平成19年3月	北区植木町広住342番地1	1,861	349 鹿南中
			316 五霊中
			154 植木北中
			441 植木小
			269 菱形小
			332 桜井小

(出所:「くまもと市政概要2016」より作成)

## ②被害状況

教育委員会では、前震発生翌日の4月15日から、給食設備関係の事業者等の協力を得ながら給食室および共同調理場の被害状況の確認を実施した。4月24日にはおおむね被害状況の確認が終了し、藤園共同調理場および日吉共同調理場は、被災の程度から早期復旧が困難な状況であった。

### (2) 応急対応

規模が大きく他の調理場では代替困難な調理場や、修繕で給食の早期再開が可能と判断される施設から優先的に応急対応にあたった。

藤園共同調理場に関しては、平成32年度開校予定の特別支援学校の用地とするため、もともと平成28年度末で閉鎖予定であったことから修繕せず廃止することとし、同場の機能は、京陵・長嶺・龍田の3共同調理場に分散することとした。

日吉共同調理場に関しては、共同調理場設置条例改正案を5月6日に専決処分し、廃止していた託麻共同調理場を再供用して機能を代替することとした。

### (3) 発災直後における炊き出しの実施

#### ①被害状況の確認、炊き出し実施の決定

本市では、4月16日の本震発生直後、給食施設を活用し、避難所に身を寄せる避難者へ早急に食料を供給することとした。まず各学校の給食室や各共同調理場に対し、炊き出しができる状況にあるか、電話で被害状況の聞き取りを行った。聞き取り調査の結果、大半の施設が被災による機器の破損、ライフライン（水道、都市ガス）の寸断により調理不可能な状況の中、被害が比較的小さかった植木共同調理場と飽田西小学校の給食室においては調理が可能であり、米飯の炊き出しを行うこととした。

#### ②食材の調達、炊き出しの開始

食材を調達するため、熊本市学校給食会に連絡し各食材納入業者を調査させたが、食材

の配送等は不可能な状況であった。またJA等にも連絡し白米の調達を試みたが、白米ではなく玄米のストックはあるとの回答であったため、精米業者に連絡を入れたところ、精米施設が被災し稼働できないとの回答であった。

以上のように食材調達に全力をあげるなか、並行して炊き出しに従事する職員の確保にもあたった。これに当たっては、植木共同調理場長より、連絡先を把握している調理員に対して参集を要請した。これにより、16日は植木共同調理場に5名、飽田西小に7名の調理員が参集した。

こうして調理員を確保し、当日10時には、植木共同調理場に保管されていた白米280kgを使って、米飯の炊き出しを開始した。

少しでも多くの米飯を供給するため、引き続き白米の調達にあたった。熊本県学校給食会に連絡し白米の在庫を確認したところ、給食用に確保されていた白米1tを炊き出しに使わせてもらえるとのことで、植木共同調理場、飽田西小学校給食室にそれぞれ500kgずつ配送するよう依頼した。12時には飽田西小学校でも炊き出しが始められ、避難所への配布も開始された。

その後、飽田西小学校より健康教育課へ4月17日に水道が断水する可能性があるとの連絡が入った。これを受けて、水道局に連絡し、給水車で飲料水を配送するよう依頼した。

また、引き続き炊き出しを実施するため、JA鹿本から白米1tを調達し、2調理施設へ配送するよう依頼した。

4月17日には、健康教育課職員が、給水車で届けられた飲料水を2調理施設へポリ容器に小分けして配送し、引き続き炊き出しを実施した。同日には、水道が復旧した城山小学校の給食室においても炊き出しが開始された。この日も熊本県学校給食会から白米2tの提供を受けることができ、各調理施設へ配送された。

### ③炊き出しの終了

4月18日、19日においても引き続き3調理施設で炊き出しが行われ、避難所へ食料が提供されたが、各避難所における自衛隊の炊き出しが開始されたことを受け、給食施設における炊き出しを終了することとした。

### (4) 通常給食の再開

5月10日に市立学校がすべて開校した中、多くの学校・共同調理場で簡易給食での対応となった。この日、通常給食を再開できた調理施設は、給食室全89か所のうち73か所、共同調理場全13か所(藤園・日吉共同調理場

除く)のうち7か所であった。

通常給食の再開に当たっては、各調理施設において「給食再開チェック表」に基づく調査を行い、問題が確認されなかった場合に再開するものとした。5月16日には全小学校の給食室で、5月20日には全共同調理場で通常給食が再開された。なお、被災した藤園共同調理場における給食は、京陵・長嶺・龍田の各共同調理場に機能を分散して再開することとなった。最後に、5月30日に隈庄幼稚園の給食室が再開し、これをもって全市立学校(園)で通常給食が再開された。

図表 7-9-12 給食再開チェック表

給食再開に向けた給食室・共同調理場状況確認リスト(チェック表)

学校番号	学校(共調)名	確認者 役職	氏名	提出日

給食の再開予定日等について

学校再開日	給食再開日(予定)	給食再開方法
		<input type="checkbox"/> 通常給食 <input type="checkbox"/> 簡易給食

給食室・共同調理場での調理等を再開する際は、下記項目をご確認の上、事前に健康教育課まで本チェック表をFAXで送付してください。

項目	内容	健康教育課使用欄
ライフライン 復旧状況	電気 <input type="checkbox"/> 電気は使用できる状態にある。	
	水道 <input type="checkbox"/> 十分な量の水道水が出ている。 <input type="checkbox"/> 水道水は無味・無色透明・無臭であり異物等が含まれていない。 <input type="checkbox"/> 残留塩素濃度が0.1mg/l以上であること。	
	ガス <input type="checkbox"/> ガス会社立会いの元、使用可能の判断がなされている。 (危険ですので、必ず、ガス会社が使用可能と判断した後に作業をお願いします。)	
施設	<input type="checkbox"/> 施設課の応急危険度判定調査結果を踏まえ、必要な改善がなされている。 <input type="checkbox"/> 給食再開に向け十分な清掃が行われ、天井等からの異物等の可能性が払拭できている。 <input type="checkbox"/> 給食室(場)内の安全確認(段差解消)が済み、調理中の事故等の未然防止が出来ている。 <input type="checkbox"/> 学校給食衛生管理基準に基づき、腰壁等の洗浄・消毒を実施した。 <input type="checkbox"/> 調理工程の試験運用が済み、排水処理等もスムーズに行われている。 通水は概ね5分～10分以上実施し、室外への排水状況(リストラップ)の確認を実施する。	
設備	<input type="checkbox"/> 給食調理に必要な備品は、全て揃っている。 <input type="checkbox"/> 破損・汚損した備品の交換・清掃等が充分に行われている。 <input type="checkbox"/> 設備機器等について、作動確認が充分に行われ正常に作動することを確認している。 <input type="checkbox"/> 各備品等の洗浄・消毒は、学校給食衛生管理基準に基づき実施した。 洗浄・・・機器類・カウンター・配膳室等 消毒・・・調理台、移動台、水道蛇口、カウンター、冷蔵庫、保管庫の取っ手 ※ 次亜塩素酸ソーダ200ppmでふきあげる。	
食器の確保	<input type="checkbox"/> 給食提供に際し、必要数分(予備含む)の食器の確保が出来ている。 <input type="checkbox"/> 食器類の洗浄・消毒は充分に出来ている。	
調理体制	<input type="checkbox"/> 継続して従事可能な調理員の確保が出来ている。(委託校についても要確認) <input type="checkbox"/> 調理従事者の健康状態は適切である。(検便等含む)	

健康教育課使用欄

再開判定	可否	受付日	受付者	連絡先 健康教育課 電話 096-328-2728 FAX 096-323-8355

## (5) 課題

調理施設の耐震化に関して、学校の給食室の耐震化は100%である一方、共同調理場はすべて延床面積が3,000㎡未満で耐震診断の義務がないことから、旧耐震基準の施設においても耐震診断を実施していない状況である。また施設の老朽化も進んでいることから、今後の災害に備え、耐震診断や施設の耐震化等の取組について検討していく必要がある。

また発災当初には、調理等業務委託の事業者に対し適切な要請を十分には行えなかったことを踏まえ、あらかじめ事業者と非常時の対応について取り決めておく必要がある。

## 4. 教育委員会所管施設の復旧

### (1) 図書館

#### ①被害状況

熊本市立図書館では、昭和57年11月の開館以来、本館、植木図書館、城南図書館、とみあい図書館、くまもと森都心プラザ図書館および16の公民館図書室等の情報と物流のネットワーク化を図り、それに移動図書館の運用を一体化した熊本市立図書館ネットワークシステムを構築し、図書サービスを展開している。

熊本地震では、各図書館が被災し、一時、全館休館を余儀なくされた。

各図書館の主な被害状況は、以下の図表のとおりである。

図表 7-9-13 図書館の被害状況

図書館	被害状況
市立図書館本館	閲覧室照明器具落下、空調用吹出口カバー落下、書架故障（開架・閉架）、コインロッカー倒壊破損、事務室キャビネット倒壊、屋外漏水、書架の高所図書落下
植木図書館	書架図書落下
城南図書館	西側内外壁一部彎曲剥離、排煙垂壁ガラス破損落下、中庭外壁一部崩落、自動ドア付近窪み、全書架図書落下
とみあい図書館	天井埋込ライト部品落下、天井空調吹出口部品落下および水漏れ、展示物の土器破損、書架図書一部落下、電動書庫故障
くまもと森都心プラザ図書館	スプリンクラーの配管損傷による水漏れによる天井・床・図書の水濡れ、3階から4階への階段部分の壁亀裂、天井吊下案内板の天井部分の破損、児童用木製書架の破損、閉架手動書庫故障、全書架図書落下

#### ②図書サービスの再開状況

##### (ア) 各図書館の再開状況

前震後、市立図書館は全館休館し、予約サービスもすべて停止した。

各図書館においては、応急補修工事等を行いながら、準備が整い次第、順次一部開館し、徐々に利用制限を解除していった。

各図書館の再開状況は、図表 7-9-14 のとおりである。くまもと森都心プラザ図書館に関

しては、平成28年度中に改修工事を終え、平成29年4月1日から全面再開することとした。

なお、図書館の復旧費は、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助により、その3分の2を国庫補助される。

図表 7-9-14 図書館の再開状況

平成28年	再開状況
4月15日～	全館休館：予約サービス全館停止
4月19日	植木図書館：通常開館
4月21日	市立図書館本館：一部開館（開館時間の短縮、資料室および閉架書庫の貸出制限の上で、閲覧室および学習室の利用、貸出返却の再開）
5月1日	市立図書館：通常時間での開館（利用制限は継続）
5月2日	城南図書館：一部開館（児童書絵本コーナーのみ）
5月6日	ブラザ図書館：一部開館（3階の一部閲覧室）
5月12日	城南図書館：利用可能範囲を拡大し、学習室再開
5月17日	とみあい図書館：一部開館（一部書架利用制限）
5月27日	城南図書館：一般書利用開始、検索機・自動貸出機利用可能
6月28日	市立図書館本館：資料室利用制限解除
7月14日	市立図書館本館：閉架書庫修理終了に伴い閉架書庫の貸出制限解除、全面開館
7月21日	ブラザ図書館：学習室利用再開
8月15日	城南図書館：全面開館
8月下旬	ブラザ図書館：4階書架および閉架書庫所蔵資料貸出開始

### （イ）図書館再開への対応

市立図書館では、地震の被災で多くの市民が避難生活を余儀なくされる中、以下の措置をとった。

#### （返却日の延長）

平成28年3月31日から4月14日までの期間に貸し出した資料については、返却期限を平成28年5月12日までに延長することとした。

#### （被災により返却不能な資料の弁償免除）

「資料紛失・破損等（被害）届」にり災証明を添付することで弁償を免除する取扱いとした。また、り災証明がない場合は、被災した状況を詳細に記入し、現場写真を添付することで弁償を免除することとした。

#### （資料の予約）

市立図書館では、図書館（室）等の22か所の被害状況が把握できるまで、予約サービスを全面中止することとし、6月21日から一部利用制限書架の本を除き、サービスを再開し

た。

### ③避難所設置等の取組

市立図書館本館は、指定避難所である大江出張所に隣接して立地しているため、当出張所の補完的な避難所としての役割を担った。期間は平成28年5月8日から7月3日までの間に、図書館集会室に避難所を設け、最大30名を受け入れた。

避難所設置に伴い、図書館職員が交代で避難者対応を行うとともに、図書館利用者と避難者の共用スペースの調整を行った。また、図書館の空調運転がボイラー稼動を要することから、避難者が在室する夜間においても、施設管理委託業者に対応を依頼した。

この他に、5月6日から5月31日にかけて、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付窓口としてホールおよび2階ロビーを提供するなど、被災者の利便性向上に努めた。

### ④他自治体等からの援助

発災後、他自治体等から様々な援助を受けた。

仙台市図書館からは、避難所の支援物資として児童書が寄贈された。また同図書館を通して、仙台市民から多数の新古書の寄贈もあり、リサイクル本として市民へ提供した。

また、市立図書館には多くのボランティアの申し入れがあり、避難所等での読み聞かせボランティアや、配架ボランティアの申出など様々な支援を受けた。

## （2）博物館

### ①被害状況

熊本博物館は、自然科学、人文科学を対象とした総合博物館として、昭和27年に熊本城本丸の旧陸軍第6師団司令部跡地を利用して開館した。また熊本博物館分館が、昭和35年の熊本城天守閣の落成とともに天守閣内に設けられ、この際、本館も市勸業館内に移転し、再開館した。

現在の熊本博物館は、昭和52年6月、現在

地に新たに建設され、翌年3月にオープンした。また、平成22年3月23日に下益城郡城南町と合併し、塚原歴史民俗資料館が本市の博物館施設となった。

熊本博物館は、開館から40年近くが経過し、常設展示物や資料の展示環境について、社会の変化と資料保存や展示技術の向上に的確に対応した新たな展開が必要となっていた。そこで、政令指定都市にふさわしく、市民や県民、さらに熊本を訪れる観光客にも親しまれる総合博物館を目指し、平成25年4月からリニューアルの準備に入った。全館リニューアル工事のため平成27年7月1日より長期休館に入り、平成29年度にリニューアルオープン

する予定であったところ、熊本地震が発生し博物館も被災した。

このため、リニューアル工事を一時中止し、工事再開に当たり博物館躯体の安全性を確認し新たに補修等が必要となる箇所を把握するため、被害調査を直ちに行った。

また、熊本博物館分館および熊本城内展示物も被災した。分館に展示されている「国指定重要文化財 細川家舟屋形」については、安全な場所に移動し保管・修復するための取組を進めている。

博物館施設の主な被害状況は、以下の図表のとおりである。

**図表 7-9-15 博物館の被害状況**

施設	被害状況
熊本博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁モルタルのひび割れ、外壁タイルのひび割れ・割れ・浮き・欠損、屋外床タイルに浮き、石張り舗装等に段差・開き、シーリングのひび割れ・浮き</li> <li>・リニューアル工事の一時中止による費用増加 → 人件費(工事現場維持・再開準備) 仮設費(           "           ) 工期延期にかかる経費</li> </ul>
熊本博物館施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレハブ収蔵庫の壁破損、消防ポンプ(収蔵資料)の車輪破損、石積擁壁の一部崩落等、展示ケースのゆがみ、へこみ等の破損</li> </ul>
熊本博物館分館 (熊本城天守閣内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階 展示ケース内の壁付展示パネルが落下しケース内に散乱、南東展示ケースに雨漏りが発生し展示資料の一部が水損</li> <li>・3階 展示ケース内資料が揺れにより展示台より落下、南展示ケースに雨漏りが発生し展示資料の一部が水損</li> <li>・全体 天守閣内への立入規制により、水損資料11点に黒カビ発生</li> <li>・国指定重要文化財 細川家舟屋形 破損等の被害無し(※展示ケースの扉が開まらなくなる被害あり)</li> </ul>
熊本城内展示物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本城内東竹の丸(不開門付近) 石造物(六地藏幢)の宝珠・笠・龕部の落下</li> </ul>
熊本市塚原歴史民俗資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外回りコンクリート床・スロープ擁壁・屋外トイレ等の割れや破損、空調用ダクト等の破損、展示ケースの倒壊・破損、資料(22点)の破損、古代住居(竪穴住居・高床式倉庫)の倒壊(全壊)、火災探知機の脱落、データロガー(備品)の破損</li> </ul>

**②復旧対応**

**(ア) 熊本博物館**

発災後、被害状況の調査を開始し、4月18日にリニューアル工事の請負業者に工事の一

時中止を通知した。また、石積擁壁が崩落した道路部分にコーンポスト等を設置するなど、安全の確保を図った。

7月には予算措置のうえ熊本博物館震災緊

急調査業務委託により被害調査が開始され、10月31日に調査結果が報告された。この結果、耐震構造に大きな影響はないことが確認され、11月1日よりリニューアル工事が再開された。しかし、震災の影響で当初予定のリニューアルオープンが1年程度遅れることとなった。

#### (イ) 熊本博物館分館（熊本城天守閣内）

4月14日の前震発生後、分館内への立入規制が開始された。このため、分館内の詳細な被害状況を確認することができずにいた。

4月22日に、文化庁調査官に随伴し熊本城内の被害状況を確認した。また城内東竹の丸で、六地藏幢の被害（宝珠・笠・龕部の落下）も確認された。

その後、天守閣の耐震作業等で工程の都合上、急遽天守閣より分館資料の一部を搬出する必要が生じた。そこで、6月15日に資料の搬出を行ったが、安全上の問題から作業人数・時間に制限が設けられていたため、水損により黒カビが発生した資料9点を優先することとした。9月21日にも、残りの水損資料および分館内展示資料を搬出した。

なお「国指定重要文化財 細川家舟屋形」については、平成29年度に搬出することになった。

#### (ウ) 塚原歴史民俗資料館

発災後、熊本地震による被害状況の調査を開始した。塚原歴史民俗資料館においては、収蔵資料、屋外展示している堅穴住居・高床式倉庫、展示ケース等に被害が生じており、これらの修復に取り組む必要があった。このため、各種被害に対して、復旧業務委託契約の締結に向けて手続きに着手した。

収蔵資料修復業務委託については、平成28年11月24日に一般競争入札の公告を行い、同年12月13日に一般競争入札を実施したところ、予定価格に達せず不調となった。このため、仕様の見直しを行い、平成29年2月16日に再度公告し、同年3月17日に一般競

争入札を実施したところ落札に至り、3月23日に契約を締結した。

また、堅穴住居・高床式倉庫復元模型復旧業務委託に関しては、平成28年11月18日に一般競争入札の公告を行い、同年12月8日に入札を実施したが、予定価格に達せず不調となった。そこで、予算流用による財源の確保と予定価格の見直しを実施した。当該案件の再公告は、予算を繰越のうえ、平成29年度に実施することになった。

さらに展示ケース復旧業務委託については、平成28年11月21日に一般競争入札の公告を行い、同年12月12日に入札を実施し落札、同日付で契約締結に至った。

### (3) 金峰山少年自然の家

#### ①被害状況

金峰山少年自然の家（以下「自然の家」という。）は、県立公園およびくまもと自然休養林（金峰山地区）の中に位置し、周囲は豊かな自然に囲まれている。また、自然の家周辺には、霊巖洞をはじめとする数多くの名所・史跡が点在している。

自然の家は、このような環境の中で、子どもたちが、学校や家庭では体験できない自然とのふれあいや、集団宿泊生活を通して、規律・協同・友愛・奉仕の精神を学ぶ施設である。

自然の家は、昭和50年10月に完成し、その後バリアフリー化等の改修がなされているものの、建設から40年以上経過し、老朽化が進んでいる。このような中、熊本地震が発生し、建物・設備に被害が生じた。

自然の家の主な被害状況は、図表7-9-16のとおりである。

図表 7-9-16 自然の家の被害状況

区 分	被害状況
建 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟、宿泊棟、食堂・厨房、玄関・廊下等 サッシガラス破損、柱・壁モルタル剥離、壁クラック、天井版外れ、廊下段差、浴槽漏水、軒天井版落下等</li> <li>・体育室（平成29年度まで使用不可） 柱・梁の緩み サッシガラス破損、柱・壁モルタル剥離、外部軒天井版落下、基礎石積崩壊、土間段差</li> </ul>
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受水槽漏水</li> <li>・消火用補給水配管漏水</li> </ul>

## ②復旧対応

上記のとおり施設が被災したため、4月16日より施設の被害状況を調査した。被害の状況を鑑み、4月22日には利用受入の停止を決定した。

4月26日に復旧工事に係る業者調査、5月26日に復旧工事方針に関する都市建設局営繕課との協議を経て、建物（体育室を除く）、設備（受水槽）の復旧修繕に取り組んだ。設備（受水槽）については7月1日に復旧修繕が完了し、建物（体育室を除く）に関しては7月25日に復旧工事契約を締結、8月31日に復旧工事が完了している。

ただし、体育室に関しては、6月14日に実施された営繕課職員による改修場所の現地調査の結果、改修による利用は危険と判断された。10月18日に被災度区分判定調査等業務委託契約を締結し、平成29年1月18日から20日にかけて被災度区分判定現地調査が実施された。体育室は被害の程度も大きく、平成29年度まで使用不可の見込みである。

施設利用の受入れに関しては、平成28年9月1日より再開したが、8月まで受入れができなかったことで日程がつかまっており、一般団体の受入れは断り、小学校の利用を優先している。ただし、従来2泊3日であったところを平成28年度中は1泊2日に短縮して受け入れている状況である。

## ③他都市応援職員への寝具貸出

熊本地震においては、発災後、多くの他都市応援職員が支援に駆けつけた。特に発災後間もない頃は宿泊施設等も十分に確保が難しい状況であったことから、自然の家の寝具（枕・枕カバー・敷布・シーツ）を他都市応援職員に貸与した。

## ④課題

施設・設備が老朽化しており、耐震化計画の見直しを進める必要がある。耐震調査については、平成31年度実施予定であったところを1年前倒しして、平成30年度に実施することが決まっている。

また施設には多くの市立学校の生徒を受け入れるため、地震対応マニュアルの見直しや避難訓練の強化も行っていく必要がある。

## 5. 学用品等の支給

### （1）制度の概要

災害救助法では、応急的な措置として、住家の全壊・半壊等により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒に対して、学用品が現物給付されることとなっている。

対象品目は、教科書（教科書、教育委員会の承認を受けている副教科書、ワークブック等の教材）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷き等）、通学用品

(傘、靴、長靴等)、およびその他の学用品(運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノカ、裁縫用具等)となっている。

支給額については、教科書および副教科書は実費、学用品は国が定める基準額(1人当り小学校児童が4,300円、中学校生徒が4,600円、高等学校等生徒が5,000円)以内となっていたが、国との協議で、限度額を超えるものについても、必要なものについては支給の対象となった。

なお、県立高等学校に関しては熊本県教育委員会高校教育課が、私立高等学校に関しては知事部局の私学振興課が対応している。

## (2) 支給状況

学用品等の支給に当たっては、6月補正予算で速やかに予算措置した。災害救助法は半

壊以上のり災区分を対象としているが、本市においては、独自施策として、り災の程度が一部損壊の場合にも支給するものとした。

学用品の支給までの流れは、①申請者による学校への申請書類の提出、②学校で申請書類を取りまとめて、教育委員会へ提出、③教育委員会の了承を得たうえで、各学校が取扱業者へ発注、④学校に納品され学校から申請者へ配付、となっている。

なお、震災に伴い企業等から学用品等の多くの寄付があった。また、当初、県立・私立高等学校生徒の学用品等は本市の予算で対応するとして計上していたが、県において、市に委任せず直接対応することとなった。

図表 7-9-17 学用品の支給実績

	半壊以上		その他(一部損壊含)		合計		無償提供(概算)	
	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	個数	金額(円)
小学校	28	143,493	11	19,857	39	163,350	42	172,000
中学校	25	137,522	10	24,483	35	162,005	30	74,000
合計	53	281,015	21	44,340	74	325,355	72	246,000

※市立高等学校への支給実績なし

※リコーダー・鍵盤  
ハーモニカの提供

図表 7-9-18 教科書・副教科書の支給実績

	半壊以上		その他(一部損壊含)		合計		無償提供(概算)	
	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	冊数	金額(円)
小学校	186	164,726	455	260,618	641	425,344	/	
中学校	120	289,897	260	451,162	380	741,059		
市立高等学校	3	10,680	8	14,480	11	25,160		
合計	309	465,303	723	726,260	1,032	1,191,563	485	314,000

※副教科書等

(参考) 県支給分(県立・私立中高等学校分、国立高専分 概算)

	合 計	
	件 数	金 額
中 学 校	1,837人	8,779千円
高 等 学 校		
国 立 高 専		

(内訳)

学用品	177人	827千円
教科書	9,059冊	7,952千円
副教科書	484冊	

## 6. 学習支援

5月10日の市立学校の全校再開を迎えた後も、自宅の損傷等で多くの児童生徒が避難所生活を余儀なくされた。そのような中、県内外の大学生ボランティアの力で、児童生徒への様々な学習支援がなされた。

6月8日から7月22日の平日19時～21時には、熊本大学の学生ボランティアが龍田体育館および城南総合スポーツセンターにおいて、学校の宿題の手伝い等の学習支援を行った。学生ボランティアの参加が難しい日は、市の指導主事が上記避難所で学習支援を行った。

また、8月25日、26日には東町小学校で東京大学の学生ボランティアが、8月29日から9月2日には東町・秋津・若葉小学校で宮城教育大学の学生ボランティアがそれぞれ授業支援にあたった。

## 第10節 情報システム

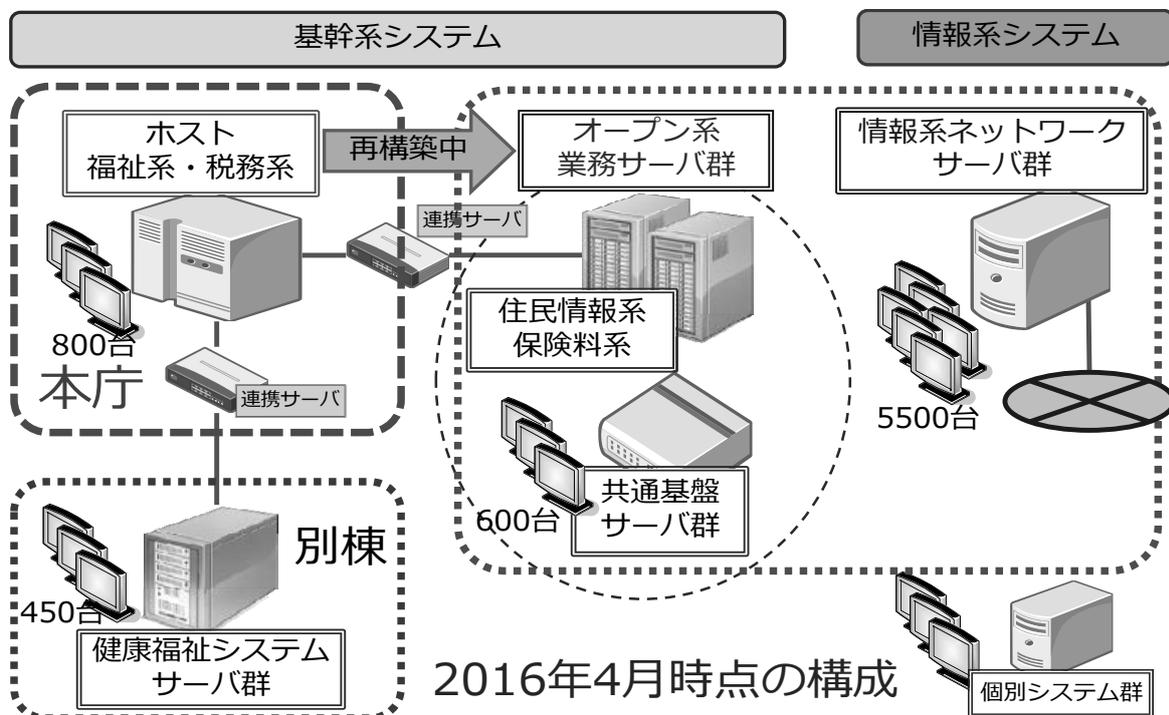
### 1. 既存情報システム・ネットワーク

本市の主な情報システムは、住民情報系、税務系、保険料系、福祉系等の基幹系システムと、情報系ネットワークシステム（以下「Cネット」という。）、文書管理や財務会計、職員情報システム等の個別システムが稼動しており、本庁舎・各区役所等の各拠点でネットワーク回線で結び業務を行っている。

本市では、主なシステムを段階的にデータ

センターへ移設しており、このデータセンターでは、建物の耐震、電源の2系統化、非常用自家発電機の備え、免震床の設置など、各災害対策が取られている。また、基幹系システムについては、バックアップデータの遠隔地保管も行っている。その他、平成26年3月には「熊本市ICT部門業務継続計画（ICT-BCP）」を策定しており、災害時には計画に沿った対応を行うこととなっている。

図表 7-10-1 熊本地震時の本市情報システムの概要



（出所：「平成28年熊本地震ICT部門における応急・復旧・復興活動」より作成）

#### （1）Cネットの被害・復旧状況

14日の前震後、Cネットのサーバ等はデータセンターに設置していたため、サービスが停止することなく稼動を続けた。その後、16日の本震では、本庁舎などの重要拠点についてはシステムが停止することはなかったものの、36拠点で通信が一時不能となった。基幹となるサーバ等の故障はなく、主な原因は停電であった。その他の被害状況としては、端末が117台、プリンタが23台、その他機器が7台の被害を受けた。

Cネットは発災後も継続してシステムが稼動しており、職員も震災対応に伴う資料の作成や、情報共有として使用することができたが、地震により故障・破損した端末等の機器の交換に加えて、被災者支援窓口の開設や、復旧・復興に係る組織の新設など、震災対応に伴う新たな業務が発生したことから、本市で予備として保管していた端末だけでは明らかに不足する事態となった。不足する機器については、民間会社による被災機器の無償又は減額修理や、リース期間が終了する機器の

転用、システム構築会社による端末の無償修理、システム維持管理業者による端末設定など、様々な支援を受けることとなったが、それでも一部機器が不足していた。それら不足した機器は庁内で調整することで、本市の震災対応業務に対するシステム機器配備対応を行った。

## (2) 基幹系システムの被害・復旧状況

本市では、基幹系システム（住民情報系、税務系、保険料系、福祉系等）はホストコンピュータ（以下「ホスト」という。）を中核とし、昭和61年から稼動していたことから、システムの老朽化・複雑化が進み、平成22年度に「熊本市総合行政情報システム最適化基本計画」を策定し、基幹系システムを再構築している。震災発生時には、住民情報系・保険料系システム（以下「Aネット」という。）は再構築が終了し、サーバ等をデータセンターに設置していたが、税務系・福祉系はシステム構築途中であったため、従来のホストで稼動していた。

14日の前震では、ホスト（税務系・福祉系）のサーバ等機器を設置しているマシン室の天井の天板が崩落、空調機も緊急停止となったが、システムは通常起動を行うことができた。空調機が停止したこと、高温による機器故障防止のため大型扇風機十数台を庁内から借用し、機器を冷却した。その後、2時30分には手動運転により空調機が復旧。マシン室の天板も応急対応し、15日は通常どおりシステムを稼動することができた。

16日の本震では、ホストが稼働中であったため、維持管理業者が手動で緊急停止を行うこととなった。マシン室の天板の崩落等の被害が拡大し、空調機も9基中2基故障することとなった。さらにホストの起動をつかさどる環境監視盤にエラーが発生、エラーを解除することができず、システムの自動起動ができなくなり、ホスト上の業務システムである税務系・福祉系のシステムがサービスを停止した。

16日と翌17日は土曜・日曜日であり、通常の窓口を開設していないことから、17日中の復旧を目指した。17日の午後に維持管理業者等の復旧作業により、ホストを手動で起動し、環境監視盤の応急復旧も完了した。18日にはホストの自動起動の確認やシステムのテスト等を行い、19日にはホストが復旧し通常稼動することとなった。ホストがサービスを停止した影響により、証明書等が発行できなかった来庁者等へは、郵送等による対応をとることとなった。

なお、今回の震災ではシステムの再構築を行い、すでにデータセンターにサーバ等を設置していたAネットにおいてはサービスが停止するといったシステム故障が発生することはなかった。

## (3) 総括

本市では、震災前からCネットおよび基幹系システムの更新時に、サーバ等をデータセンターに移設する対策を順次進めていた。今回の震災では、データセンターにサーバ等を移設済みであったシステムについては、サービスが停止することなく、発災直後から震災対応業務に使用することができたことから、データセンターにサーバ等の移設を進めてきた一定の効果があつたといえる。しかし、今回の震災においては、震災時にホストを設置していたマシン室が被災し、一部サービスを停止したことから、次の災害に備え、耐震化などの災害対策を行うとともに、基幹系システムの再構築を今後も進めていく中で、更新システムの機器等をデータセンターに移設するなど、災害対策強化を図っていく必要がある。情報システムは災害対応時の情報収集や提供、各関係者との情報共有のほか、住民基本台帳など、市民の各情報を取扱うものであり、災害対応に必要なものとなっている。今回の震災では、津波等による被害もなく、一部を除きシステムも稼動していたが、今後はシステムの基幹となるサーバ等機器の被災や、津波等により施設・ネットワーク回

線等に被害が発生することを想定した対策を検討する必要がある。

また、今回の震災では、情報管理部門においても4月の人事異動や新規職員の採用が行われた直後であり、「熊本市ICT部門業務継続計画（ICT-BCP）」が十分に認知されていなかったこと、大規模な災害時に新たに発生する復旧・復興等の震災対応業務を考慮しておらず、端末や各周辺機器等が不足したこと、災害時における資機材の確保ができていなかったことから、職員は計画どおりの行動をとることができなかつた。今後は今回の経験を踏まえ、熊本地震で経験したことを計画に反映させ、職員が計画に対する共通認識を持つことで迅速なシステム対応を行っていく必要がある。

加えて、震災時には自治体において、各被災者の被災状況や個人情報など、数多くの市民情報等が集まることとなる。また、震災前から保管していた情報が、地震により紛失するといった可能性も考えられる。本市においても、リストを紛失する事例が発生しており、紙媒体での取扱い等、情報管理には十分に気

をつけた運用が必要となる。

## 2. 災害発生によるシステム対応

### (1) くまもとRねっと

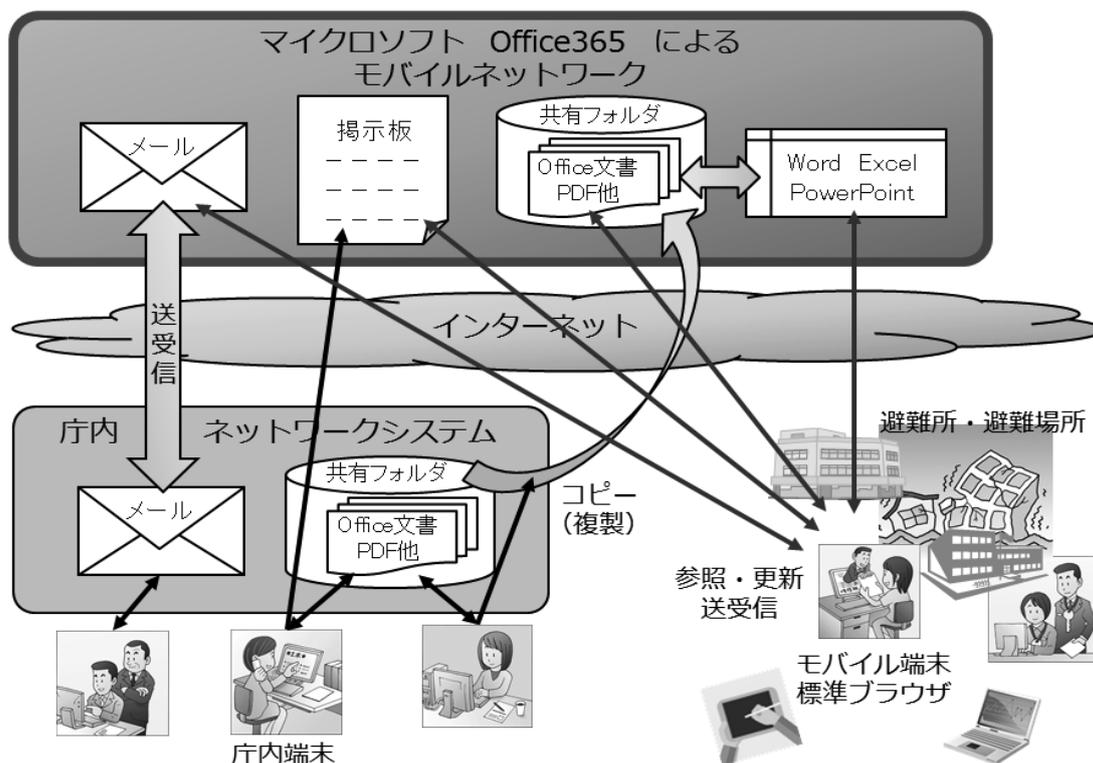
#### ①概要

本市では、熊本地震の発災直後から、避難所と災害対策本部（本庁）、各区対策部（区役所等）の情報共有をうまく図ることができず、特に初動においては各避難所等で混乱が生じることとなった。

その後、各避難所と各拠点との情報共有を目的とし、さらにCネットでも内容を確認することができるクラウドシステムである「くまもとRねっと」を5月7日から各避難所に順次導入した。「くまもとRねっと」の主な機能は次のとおりとなる。

- ・ポータルサイト機能  
（掲示板、キャビネット）
- ・メール機能
- ・共有フォルダ機能

図表7-10-2 くまもとRねっと（Restoration & Reconstruction）運用イメージ



（出所：「平成28年熊本地震ICT部門における応急・復旧・復興活動」より作成）

## ②導入の経緯

14日の前震発生後、15日には民間企業から、クラウドシステムやモバイル端末を活用した情報共有の仕組みについて支援の申出があり、数日後には正式に支援を受けることを通知した。「くまもとRねっと」はクラウドサービスをベースに、避難所運営支援ネットワークを導入するもので、支援元の民間企業職員や関係NPOおよび熊本県内の地元ICT関連NPOメンバーから構成されたICTボランティア等の協力により、システムの構築やネットワークの利用環境整備、端末およびクラウドの設定、初期配備が進められた。このような各支援者等の尽力により、5月5日の災害対策本部において導入が承認され、7日からは各避難所に順次導入を行った。

その間、「くまもとRねっと」の利用者に研修を行うとともに、導入後は避難所等の各状況の変化に応じ、設定変更を行うなどの運用を行った。また、システム利用に伴う端末等の機器については、タブレット端末200台、ノートPC20台、モバイルルータ等152台を民間企業数社から無償で支援を受けることとなり、5月6日から各避難所約70か所に配備を行った。

## ③導入の効果

「くまもとRねっと」は、「避難所に配置された職員と、災害対策本部や各区対策部の指示・連絡事項や運営方針等をリアルタイムで共有すること」、「避難所に配置された職員から、各避難所における現状の課題やニーズを報告すること」、「避難者に生活再建に係る各種支援メニュー等を提供すること」を行うことが、主な役割として配備された。「くまもとRねっと」を利用した職員を対象としたアンケート結果では、138名から回答があり、一部機能に関する改善要望等があったが、「情報共有・連絡調整のツールとして大いに役に立った。」等の意見もあり、「くまもとRねっと」の利用に関してはおおむね有効だったと考えられる。

「くまもとRねっと」の導入に関しては、

避難所等の災害対応業務に追われ、システム導入に必要な職員が不足したこと、新たに導入するものであり、そのシステムに精通していなかったことなどから、システム設計・設定に時間を要することとなり、避難所で利用が開始されたのは5月7日であった。本来、発災後の混乱等で情報共有が図れていなかった時期に導入が望まれていたものであり、今回の震災に関しては最も必要であった時期から遅れての導入になった。今後は、今回の震災における「くまもとRねっと」の活用・効果・改善点等を検証し、Cネットの更改時に、平時・災害時どちらにおいても利用できるモバイル・クラウドシステムの検討を行う。また、今回の震災による検証を踏まえ、発災直後からシステムによる情報共有や物資の集配依頼・在庫管理等が行えるよう、システム機能についても十分な検討が求められる。

## (2) 被災者台帳・生活再建支援システム

### ①概要

本市では、地域防災計画で発災後に実施する業務とその担当部署を決めているが、り災証明書の発行など、近年の災害においては専用システムを利用して対応を行った実績はなく、Microsoft Excel等で管理を行っていた。しかし、今回の震災では、多数の被災者が発生することが見込まれたこと、被災者に対し中長期にわたる支援が必要となることが予想されたことから、「支援漏れ」や「手続きの重複」等を防ぎ、総合的・効率的な支援を行うための被災者台帳を速やかに作成するため、「被災者台帳・生活再建支援システム」（以下「被災者台帳システム」という。）を導入することとなった。「被災者台帳システム」の主な機能は次のとおりである。

- ・建物被害認定機能
- ・り災証明書発行機能
- ・被災者台帳管理機能

※その他、熊本地震での使用実績はないが、避難所の運営状況や物資、被害の情報等が管理できる応急対応のための機能もある。

## ②導入の経緯

本市では、発災前から阪神・淡路大震災を経験した西宮市において開発された「被災者支援システム」を、平成25年度に地方公共団体情報システム機構（以下「J-L I S」という。）から提供を受けていた。提供後は本市において、システムを運用した実績はなかった。被災者支援システムは被災者支援・倒壊家屋管理・避難所関連・仮設住宅管理など、様々な機能を有しており、本市も発災直後からJ-L I Sに応援を依頼し、被災者支援システムの運用について協議・検討を行っていた。4月21日に県に対し、今回の震災に関するり災証明書等のシステム導入について確認したところ、県では県下統一したシステムの導入を検討しており、本市においても被災者支援システムの運用開始は、県の導入状況を確認しながら進めることとなった。

その後、4月22日に県と「被災者台帳システム」の開発元の一員である民間企業と本市で導入方法の協議を行い、4月25日には県において県下市町村に「被災者台帳システム」の説明会が開催された。「被災者台帳システム」は、県内の広域にわたる被害において統一的判定ができ、生活再建支援の被災者台帳としても使用できるなどの理由から、本市においても「被災者台帳システム」を新たに導入することを決定することとなった。

導入決定後は、「被災者台帳システム」におけるセキュリティポリシーの策定や、被災者支援で使用する発災時の住民情報の抽出・取込み、各端末等への設定、使用する職員への研修会を実施し、5月17日から「被災者台帳システム」によるり災証明書発行業務を開始した。

「被災者台帳システム」で使用する機器については、ノートPCやプリンタ、ウィルス対策ソフト、携帯電話インターネット回線や接続機器など、民間企業各社から無償で貸与を受けることとなり、各社から様々な支援を受けることで「被災者台帳システム」を稼動することができた。平成28年度においては、

配線工事や回線使用料、配備に係る運送費など、運用にかかる経費のみの発生であったが、平成29年度からは「被災者台帳システム」の利用料等が発生する予定である。

また、「被災者台帳システム」はクラウド（パッケージ）の利用であり、回線も携帯電話回線を使用したことから、行政情報システム等の配線がないホール等でも利用が可能であったが、平成29年にはL G-W A N上への移設が予定されている。

## ③導入の効果

今回のような大規模災害時には、被災家屋の調査やり災証明書の発行、各被災者支援が必要となる。「被災者台帳システム」を導入したことにより、各被災者の住家被害認定調査・り災証明書の効率的な発行等が行われ、誤発行のリスクを低減できたこと、被災者の住民情報やり災証明書情報等を一括して管理し全庁的に共有できたことは、一定の効果があったと考えられる。

しかし、今回の震災において前震後の4月15日から、り災証明の申請を希望される方もいたが、実際に本市において「被災者台帳システム」によるり災証明書の発行が始まったのは5月17日からで、発災から約1か月が経ってからのことだった。生活再建の各支援においては、り災証明の判定区分に応じて実施されるものも多いため、被災者の一日も早い生活再建のためには、り災証明の判定・発行を速やかに行わなければならない。今後は、事前に大規模災害を見込んだシステム利用の検証・検討・テストを行うこと、広域的・統一的な対応を行う際のシステム対応・機能等についての検討や対策が必要になると考えられる。

「被災者台帳システム」が運用に入ってから、住家のり災証明書の発行は福祉部門、住家被害認定調査は税部門が行っており、各部門から「被災者台帳システム」利用に関する改善要望等が数多く上がった。現在は、「被災者台帳システム」の利用課題を洗い出し、

今後の業務において更に効率的に活用できるよう、開発元に改修要望を行ったところである。

また、今後のシステムのあり方については、災害時の被災者支援における情報の機密性・完全性・可用性の確保、緊急時や平時におけるシステムの機能性や経済性など、多方面から検討を行うことが必要になる。

さらに、南海トラフなどの大規模かつ広域的災害が予想される中、各自治体間における被災者への統一的対応や相互の支援を容易にするためにも、本市単独で導入を検討するだけでなく、マイナンバー活用も可能な国や県単位での統一的システム整備が必要と考える。